

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2009.9 No.120

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X

哲学思想と経済学

経済恐慌／グリーン・ニューディール
東京の二大教育裁判

基礎研 第32回研究大会

2009年9月12, 13日（土, 日） 於 大阪経済大学

12日 13:00 - 17:00

共通セッション① シンポジウム「幻想の地方分権改革」

【シンポジスト】

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 二宮厚美（神戸大学） | 「現代日本の道州制と地方分権」 |
| 小森治夫（京都橘大学） | 「平成の市町村合併と道州制」 |
| 初村尤而（大阪経済大学） | 「三位一体の財政改革から健全化法へ —地方財政の現状—」 |

コメンテーター：平井賢治（大阪府職労）

司会：遠州尋美（大阪経済大学）

13日 13:00 - 17:00

共通セッション② 「金融危機への理論的接近」

【報告者】

- | | |
|--------------|---|
| 松本朗（立命館大学） | 「2008年の恐慌の特徴についての歴史的視点 からの考察—物価論、恐慌論を基礎にして—」 |
| 北野正一（兵庫県立大学） | 「成長パラダイムの二重の崩壊」（文章提出） |
| 大西広（京都大学） | 「『資本論』『帝国主義論』接点としての 今次経済危機」 |
| 森岡孝二（関西大学） | 「08恐慌と株主資本主義」 |

司会：関根猪一郎（高知短期大学）

▼大会参加費：2000円（学生等 1000円）昼食代 1日 850円（要注文）

▼お問い合わせは、基礎研事務局まで（住所・電話番号は奥付を御覧下さい）。

§ 表紙写真 §

トリアーのギムナジウムでのカール・マルクス（レオニード・コスロウによるスケッチ）
1983年に京都と東京で開催されたマルクス没後百年記念展で展示されたパネルの中の一つ。
現在は、京都大学経済学会が管理

経済科学通信

Letters of Economic Science

第120号（2009年9月）

NEWSを読み解く

| | | |
|----------------------------|-------|---|
| 2008～09年経済恐慌から何を読み解くか | 松本 朗 | 2 |
| グリーン・ニューディールにもとづく雇用対策と波及効果 | 阪本 将英 | 5 |
| 「不当な支配」とたたかう東京の二大教育裁判 | 原田 収 | 9 |

SPECIAL EDITION
特集

哲学思想と経済学

| | | |
|--------------------------------|-------|----|
| 『資本論』と人間発達の哲学 | 牧野 広義 | 13 |
| ヘーゲルの「政治経済学」 | 尼寺 義弘 | 19 |
| A・スミスとJ・ロールズ、そしてA・セン—A・スミスと現代— | 中村 浩爾 | 23 |
| 格差と規範哲学 | 碓井 敏正 | 29 |
| 京都学派の戦争責任 | 上田 浩 | 34 |
| 丸山眞男におけるラディカル・デモクラシーと思想史研究の方法 | 角田 修一 | 40 |

座談会 討論：マルクス経済学は2008年世界恐慌をどうとらえるか？

第1部 問題提起：三谷進、伊藤国彦、松本朗、森岡孝二、大西広

第2部 討論の部：森岡孝二、高田好章、大西広、小沢修司、藤岡惇、松本朗、伊藤国彦、
三谷進、樋原正澄、小野満、増田和夫、岩橋昭廣、芦田文夫、小山大介、
山本広太郎

40周年記念懸賞論文 奨励賞受賞論文

| | | |
|----------------|-------|----|
| 福祉の市場化と介護労働の変容 | 谷口 博紀 | 65 |
|----------------|-------|----|

学界動向

| | | |
|------------------------|-------|----|
| 地球規模での政治経済の民主的変革を探求 | 瀬戸岡 紘 | 75 |
| —世界政治経済学会第4回パリ大会に参加して— | | |

南京会議

| | | |
|---|------|----|
| 更に充実して開催された「人間発達の経済学」第二回南京会議 | 大西 広 | 78 |
| 報告要旨：大西広、十名直喜、北野正一、南有哲、宮田和保、藤山英樹・七條達弘、 神谷章生、内田弘、尼寺義弘 | | |
| 私と基礎研—ご縁があれば、万里離れてもつながる— | 林 祥瑜 | 89 |

投稿論文

| | | |
|----------|-------|----|
| 応能課税とIT化 | 大畠 智史 | 91 |
|----------|-------|----|

読書ノート

| | | |
|-----------------|-------|----|
| グローバル経済社会を読む（下） | 増田 和夫 | 98 |
|-----------------|-------|----|

書評

| | |
|---|-----|
| 十名直喜著『現代産業に生きる技—「型」と創造のダイナミズム』／西堀喜久夫著『現代都市政策と地方財政—都市公営事業からコミュニティ共同事業への発展』／望田幸男著『国際平和と「日本の道」—東アジア共同体と憲法九条』 | 104 |
|---|-----|

2008～09年経済恐慌から 何を読み解くか

MATSUMOTO Akira

松本 朗

I 現在進行形の世界経済恐慌

2008年9月15日、米証券大手のリーマン・ブラザーズの経営破たんで一気に火を噴いた米国の金融危機は、その後、世界各国へと伝播しただけではなく、実体経済の急速な縮小を招き、世界恐慌の様相を呈している。例えば、実体経済の状態についてIMFは、4月28日に発表した「世界経済見通し」のなかで、「世界経済は、大規模な金融危機と急激な信頼喪失を背景に、深刻な景気後退に陥っている」という認識を示した。同報告によれば、先進諸国は、2008年第4四半期に実質GDPが7.5%という史上最悪の減少幅を記録。新興国経済も深刻な打撃を受けており、第4四半期には全体で同4%のマイナス成長となっている。また、2009年全体では世界の生産は1.3%のマイナスとなり、2010年は約1.9%の小幅回復にとどまると予想されている。(IMFホームページ：<http://www.imf.org/external/japanese/index.htm>)

世界経済恐慌といえる状況を象徴するように、クライスラーやGMといった米最大手の自動車会社は倒産し、日本においてもトヨタやホンダといった大手自動車メーカーばかりではなく、パナソニック、ソニーなどの電機業界も、過去最大級の赤字を計上することになった。

失業率でその実態的一面を見てみると、米国の2009年5月の失業率は9.4%で、オバマ大統領も年内には10%を超える可能性のあることを認めている。個別の州の状況をみるともっと深刻で、カリフォルニア州(11.5%)、オレゴン州(12.4%)など8州で過去最悪の水準となっている。米国では1980年代初めに全米平均で10%を超える水準まで悪化したことがあるが、それを超えることは必至の状況といえる(毎日新聞6月20日)。

我が国の完全失業率は、2008年7月には3.5%まで低下していたが、経済危機後に悪化し始め、2009年4月には5.2%(季節調整済5.0%)を記録

し、過去最悪の数値(5.4%)に迫っている(総務省統計局労働力基本調査)。

さらに、国際労働機関(ILO)は6月3日の年次総会で、09年の世界全体の失業率を予測する報告を発表した。その報告では、09年に世界の失業率は6.5~7.4%になり、2億1千万~2億3900万人が失業者になると予測している(朝日新聞6月3日)。

今次世界恐慌は現在進行形の事態であり、その推移をきちんと見極めなければならない状況にある。その一方で、サブプライム問題に端を発する今次恐慌の原因やその特徴の分析については数多くの著書、論文が出されており、改めて事実関係を整理する必要はないようと思われる¹⁾。そこで、以下では筆者の視点からの今次恐慌の特徴と課題を指摘し、研究の方向性を示すことにしたい。

II 今次恐慌の特徴

周知のように今次恐慌の発端は、住宅価格の低下と、信用格付けが低い層向けの住宅ローン=サブプライムローンの債務不履行の増加、そしてこうしたサブプライムローンを組み込んだ仕組み証券のデフォルトと価格の急落によって、それらに関わっていた金融機関の経営破綻が表面化したことになった。特に、仕組み証券が金融市場で転売されたことで、連鎖的な破綻が業態を超え、世界中に広がったことに今回の問題の根の深さが認められる。

今次恐慌の第一の特徴としては、金融革新と証券化によってかつてないほど資産市場が拡大したこと、仕組み証券化によってリスクが隠蔽されこと、さらに連鎖的な破綻の影響がおおきくなったことなどが上げられる。金融工学を駆使した仕組み証券は一見リスクを分散し、低減させているように見えたが、実はリスクを隠蔽したまま、拡散させているだけであって、リスクの先送りが連鎖的な危機拡大の根本原因であった。

金融革新の進展と仕組み証券の流通拡大(資産

市場、証券市場の拡大)は次のような効果によつてもたらされた。つまり、証券が転売できたことで金融機関の資金繰りは短期的には楽になり、一層の融資拡大を可能にした。また、仕組み証券の転売の繰り返し(証券売買の回転数の上昇)によって、債権債務の連鎖の規模も拡大した。つまり、回転数の増大が証券市場における信用膨張を促したと言える。

こうした資産市場の拡大をもたらした実物経済側の要因がある。それは、70年代半ば以降の実物経済における利潤率の急速な低下と投資機会の減少である。アメリカ資本はこうした投資機会減少を金融資産への投機によってカバーしようとする。この結果、金融革新と金融資産市場の膨張が起こった(ロバート・ブレナー(石倉・渡辺訳)『ブームとバブル—世界経済のなかのアメリカ』こぶし書房、2005年、73頁)。これが今次恐慌の第二の特徴といえよう。J.B.フォスターとF.マグドフは、アメリカの工業部門と金融部門の国内総利潤に占める割合を取っている(5年間の移動平均)。それによれば金融部門から獲得される利潤は1980年代半ばからその割合を急速に伸ばし、1990年代半ばには、下落傾向が続いている工业部門から得られる利潤の割合を上回るようになった(J.B.Foster & F. Magdoff, *The Great Financial Crisis—Causes and Consequences*—, Monthly Review Press, 2009, p.55)。

フォスターとマグドフは、こうした実物経済における停滞をもたらした理由を、所得格差の発生と国内消費の停滞にもとめる。だが同時に、より高い利潤率と低コストを求めて資本が生産拠点を海外に移したことがそれに拍車をかけたといえる。

実体経済が停滞し、多くの家計の可処分所得が減少する中で国内の消費を拡大し、景気を浮揚させるということはきわめて矛盾した事態である。しかし、この矛盾を表面的に解決する要因があった。それが、住宅市場価格の上昇と住宅ローンの拡大である。住宅価格の上昇によって、住宅転売差益による返済を期待して、住宅ローンと消費者信用とが増加し、一般家計の可処分所得の落ち込みにもかかわらず、アメリカの個人消費は拡大した(J.B.Foster & F. Magdoff, 'The household debt bubble', in op.cit)。つまり、証券市場における架空信用の膨張とそれによる資産価格の上昇が、消費需要という実体経済の拡大をもたらした

のである。しかし、これはあくまでも架空な信用によって支えられた最終消費の拡大であるから、利子率が上昇し、資金繰りが逼迫すると、その架空性が突然表面化し、クラッシュへと至る。特に、家計部門の債務負担の増大は、同部門における資金繰りの悪化をもたらし、今次恐慌の原因の一つであった。事実、家計部門のデフォルト率の増加はリーマンショックの遙か前から観測されていた。このように、架空信用によって支えられた消費需要とその矛盾の顕在化、これが今次恐慌の第三の特徴といえる。当然のことであるが、クラッシュ後に総需要が急速に縮小しているのも、ここに原因を求めることができる。

今次恐慌の第四の特徴は、金融機関の救済に国際協調の態勢ができたことである。しかも、中央銀行が異例の、大幅な資金供給を金融市場に行つたばかりではなく、周辺国の通貨当局、中央銀行がアメリカ系銀行への救済資金供給(ドル供給)を続けた。いくつかの中央銀行では流動性供給を軸にした量的緩和政策をとったばかりではなく、「禁じ手」ともいえる資産買い取りをもおこなっていることは注目して良い。中央銀行が「政策の肩代わりを行い、独立性が損なわれる恐れが出てきた」(朝日新聞5月24日)という評価がだされるのは、当然の事態だといえる。

一方アメリカ政府は史上空前の積極財政を組み、がむしゃらに景気刺激にむかっている。これに合わせるように、日本政府も財政再建の目標を先送りし、積極的な補正予算を組んだ。両国とも相当額の財政赤字を抱え込んでおり、それをさらに悪化させるこうした措置は、中央銀行の国債買い取り増額策と合わせて今後の状況を占う上で重要な要素となろう。

III 提起された課題

今次恐慌では、サブプライムローンを中心とする仕組み証券ビジネスの破綻に、言い換えれば、金融工学に支えられた複雑な金融商品ビジネスの破綻に焦点が当たられ、その内容の解明のために多くの分析が行われてきた。ここでは、そうした技術的な課題以外に今次の事態から提起される経済理論的な問題について整理しておきたい。

NEWS を読み解く

(1) サブプライムバブルを支えた基礎的条件とは何だろうか

80年代以降世界経済は、バブルの時代に入ったといわれる（山口義行編『バブル・リレー21世紀型世界恐慌をもたらしたものー』岩波書店、2009年2月）。各地で、繰り返しバブルが発生し、その崩壊によって経済混乱がもたらされた。これらは金融経済が実物経済を大きく上回って拡大していることを意味する。サブプライムバブルもこうした80年代以降のバブル経済化の延長線上で捉えることができよう。

それでは、こうしたバブル経済化を支えた条件とは何だろうか。資産市場拡大の基礎にあるのは、優れて通貨的な問題である。したがって、世界的なバブル現象は国際的な通貨制度の枠組みの中でその発生原因を考えなくてはなるまい。特に、変動相場制への移行と基軸通貨ドル体制の併存は、この問題を考える上でもっとも重要な要因だと考える。すでに一部では、アメリカの国際通貨国特権と同国金融市场の信用創造機能に着目しつつ、分析を試みる研究も存在する（秋山・吉田編『ドル体制とグローバリゼーション』駿河台出版社、2008年6月）。

こうした枠組みがどのようなメカニズムでバブルにつながり、世界経済規模での所得の再分配をもたらしているのか。こうした研究が第一に求められよう。

(2) 政府、中央銀行の救済融資と財政出動の是非とその影響について

すでに述べたように、アメリカ政府は史上空前の財政出動をすると同時に、FRBと世界の中央銀行は前例のない資金供給と救済融資を行った。このことは、架空信用の破裂の結果としての不良債権の処理（又はその一部の処理）が、財政赤字と中央銀行の資産の劣化という形で行われようとしていることを意味している。その最終的な処理は、国民全体からの所得移転（例えば、増税）やインフレーションによる債権者損失という形でツケ回しされることになる。そのような状況で、多額の報酬を受け取って退職する金融機関の最高幹部や過去に法外な報酬を受け取った関係者の待遇をどうするのか。経営責任ばかりではなく、所得の再分配という見地からもきちんと論理立てで議論されなければならない。

一方、政府、中央銀行がいったんは引き受けることになった不良債権の処理はどのような経済的プロセスでもって進んでいくのか。今日、かつてのように明示的な形でインフレーションは発生せず、財政赤字と赤字国債が積み上がっている状態が続いている。インフレによる処理は政府関係者にとって想定の処理過程だろうが、そうはならないところに問題の複雑さと困難さがあるといえよう。経済学が答えを示さなければならぬ問題である。

(3) 国際通貨制度の行方は

上記の事とも関連するが、こうした事態でもっとも注目を浴びなければならないのは、国際通貨ドルの行方である。世界でもまれにみる財政赤字と経常収支の赤字の規模、そして巨額な純債務を背負った国の通貨がいまだに基軸通貨としての地位を保っている現実をどのように考えるべきか。まさにその国で未曾有の金融危機が勃発し、多額の不良債権が処理されようとしている。このことが周辺国に及ぼす影響を分析することが私たちに求められている課題の一つであろう。

80年代以降、金融革新と金融技術の発展、展開の下で、もっぱらテクニカルな分析が中心に進められてきたこの分野での研究に今一度、原理論まで立ち返った理論分析が求められているのではないだろうか。例えば、価格標準論から為替平価論へと上向展開する為替理論を、資産バブル化した80年代以降の国際金融市场の分析へと適用する努力が必要であると筆者は考えている。

また、国際通貨が不安定な状況下で国際的な資源価格や金価格の乱高下が続いている。これを単にバブル現象として切って捨てるのではなく、地代論に立ち返って検討し、応用展開することも意味がある作業であろう。このことは住宅バブルを考察することにも資する作業になるはずである。

(4) 恐慌状態を背景にした企業業績の悪化の演出を理論的に暴露しよう

経済恐慌の過程は、価値破壊の過程であり、同時に多くの失業者を生み出す過程である。しかし、その一方で、企業は利潤（剩余価値）を生み出す絶好の機会と捉える。すなわち、高賃金労働者の首切りと賃金引き下げを行い、財務体质の改善を目指す過程でもある。この本質に目を背ければ、

資本による賃労働へのルール無き攻撃に対抗できなくなる。今次恐慌における企業収益の悪化の相当部分がリストラにかかる費用部分であり、経理操作による見かけ上の赤字演出の可能性があることにも注意を向ける必要があろう。恐慌の名を借りた企業（資本）の横暴はないのか。経済学には明らかにしなければならない使命がある。

以上、限られた紙面で筆者の視点から今次恐慌から導かれる課題を整理してみた。十分に展開できなかつた点は今後、ひとつひとつ明らかにしていこうと思う。また、的外れな指摘も見受けられ

るかもしれない。今後の研究への示唆、助言を含めて読者の批判を待つことにしたい。

注

- 1) 今次危機の原因を、テクニカルな点を含めて整理している論文、著書を以下に上げておきたい。
高田太久吉『資産証券化の膨張と金融市場 サブプライム問題の本質』『経済』新日本出版社、2008年4月号。
水野和夫『金融大崩壊』NHK出版、2008年12月。
浜矩子『グローバル恐慌』岩波書店、2009年1月。

（まつもと あきら 所員 立命館大学）

グリーン・ニューディールに もとづく雇用対策と波及効果

SAKAMOTO Masahide
阪本 将英

I はじめに

2008年8月に、米国で住宅金融のサブ・プライム・ローンが証券破綻するなか、世界的な金融危機が発生することになった。翌月には、大規模投資銀行であるリーマン・ブラザーズの破綻を皮切りに、ペア・スターンズやメルリンチが買収され、ゴールドマン・サックスやモルガン・スタンレーが株式会社となった。さらに、世界大手の保険会社であるAIGは政府管理となり、大規模な公的資金が注入されている。このような金融危機に直面した銀行は、貸し出し条件を厳しくし、貸し渋りを行ったため、企業の倒産や雇用の削減を加速化させ、消費者の購買意欲も低下していくなか不況は深刻化していった。

このような未曾有の金融危機と世界同時不況に対し、昨年末に誕生したオバマ政権は、金融救済、自動車産業の救済、財政出動による雇用創出という当面の景気対策を行うとともに、環境・エネルギー分野への巨額投資を行うことで中長期的な雇用の確保を目指している。

本稿では、オバマ政権が打ち出した環境・エネルギー分野への巨額投資による雇用対策、いわゆるグリーン・ニューディールとは何であるのかを説明したうえで、それが米国経済にいかなる効果

を生み出し、国際社会に対してはどのような波及効果をもたらすのか若干ではあるが検討してみる。

II グリーン・ニューディール とは何か

オバマ政権は、ブッシュ政権が石油産業をバックに経済政策を推進してきたのに対して、グリーン・エネルギー産業を主体とした経済・環境政策を推進しようとしている点で異なる。新自由主義を標榜した前政権は、サブプライム問題を引き金に金融危機を引き起こし、かつ、その対応をめぐり政策の一貫性を欠くなか（一部の金融機関は救済し、他の金融機関は救済しない等）、オバマは、環境やエネルギー産業に資金注入を行うことで、新たな雇用創出と景気対策を打ち出している。

オバマは、選挙期間中に、環境・エネルギー部門に対して、今後10年間で1500億ドル（14兆3265億円）もの巨額投資を行うと発表した。この投資は、低炭素社会、脱石油社会の実現、ひいては、金融や雇用問題、エネルギーや食料不足の問題を総合的に解決するためのもので、2050年までに、国内消費量の25%を自然再生エネルギーから供給することを目的にしている。この巨額投資によって、500万人ものグリーンカラー雇用（緑の雇用）を生み出すことが可能であるとの

見解を示している。つまり、グリーン・ニューディールとは、環境問題の解決に向けた技術開発や活動に対して投資を活発化することによって景気対策を行うというものである。これは、環境を保全しながら景気対策を行うという意味で、「持続可能な景気対策」とも表現できる。

オバマが、グリーン・ニューディールを進めていくうえで、重要な役割を果たしたといわれているのが、「アメリカ進歩センター（Center for American Progress : CAP）」である。CAPは、2003年に創設された民主党系のシンクタンクで、いわゆるリベラル派であり、オバマが支持層を拡大していくなか重要な役割を果たしたといわれている。実際に、CAPの創設者であるジョン・ボデスター（クリントン元大統領の主席補佐官）がオバマ政権への政策移行チームを統率し、かつ、CAPのメンバーがオバマ政権において多く任命されるなど影響力は大きい。また、CAPの創設には大規模投資家であるジョージ・ソロスが関与している点で興味深い。ソロスは、今回の金融危機に直面し、従来の市場経済システムに限界を感じるなか、グリーン産業を新たな経済再生の原動力とすることが望ましいとの見解を示し資金を提供しているが、その背景として、単なる危機意識だけではなく、投資先としてのグリーン産業の可能性を見据えての行動と考えられる。

CAPの政策提言にもとづきオバマが選挙期間中に発表した「グリーン・エネルギー構想(ENERGY FOR AMERICA)」について記しておくと¹⁾、①気候変動への対応（キャップ＆トレード型の排出権取引制度にもとづき2050年までに温室効果ガスを90年比で80%削減を目指すなど、米国は気候変動に関してリーダーシップを發揮する）、②クリーン技術への投資による500万人の雇用達成（家庭用電源で充電できるプラグイン・ハイブリッドカーの商業化、再生可能エネルギーや次世代バイオ燃料、送電網等に10年間で1500億ドル投資、グリーン技術習得に向けた職業訓練所の創設）、③自動車の燃費改善（先進的なバッテリー技術を含む自動車技術への投資拡大、2015年までにプラグイン・ハイブリッドカーを100万台普及）、④国内エネルギーの供給拡大（石油・ガスの確実な増産、アラスカ・パイプラインの建設優先）、⑤エネルギー源の多様化（2012年までに再生可能電源の10%拡大、クリー

ンコール技術開発・普及促進）といったものに集約される。CAPの政策提言を受けたオバマは、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネ技術の開発・導入の推進を図るなど、ブッシュ政権とは異なる経済・環境政策を推進するなか、関連産業の雇用創出を図るグリーン・ジョブ構想を展開しているのである。

オバマ大統領は、就任後の2009年1月24日に、再生可能エネルギーを3年で倍増する計画を発表したうえ、政府関連施設の省エネ化によって20億ドルを節約できること、また、公営住宅を環境保全的なものに改築することで、平均的な家庭の光熱費を年に350億ドル節約できるとの試算を発表した。この試算例は、既存の施設の改善によって環境対策と経済対策の同時進行を図っていくことの意思表示といえる。また他方で、環境分野への投資の一部に、効率的なエネルギー転送を実施するため、老朽化した送電網の更新や増強を掲げていることから、実際のところ、グリーン・ニューディールはグリーン産業への投資にくわえ、既存の設備や従来の労働を活用しながら雇用対策を進めていくものであると判断できる。

III グリーン・ニューディールの経済的特性

米国政府は、サブプライム危機による不況のなかで、環境エネルギー部門による雇用対策に活路を見出そうとしている。その背景には、新自由主義にもとづくグローバリズムによって、欧米諸国の大手金融機関が次々と破綻するなか、世界最大規模の自動車会社であるGMやクライスラーでもが倒産してしまったという厳しい現実がある。このことは、自由な市場競争によって世界経済はますます潤っていくと主張した新自由主義の議論が破綻したこと意味する。

今回の世界同時不況は、金子らの指摘にあるように、資産デフレ（バブル崩壊）と資源インフレ（石油価格の高騰）が重なった特殊なstagflationによるものといえる²⁾。金融危機の発生によって、一時期、石油価格は急激に下落していったため、資源インフレの問題は解消されていくかにみえたが、景気の底打ち感によって、石油の先物取引が活発化していくなか、再び石油価格は

上昇し始めている。石油価格の上昇は、景気回復のマイナス要因となる。

米国経済を再生させるためには、企業の活力を取り戻し、雇用を確保していくなど経済回復は重要な要素となる。ただし、今回の世界同時不況が新自由主義路線をひた走ることによって引き起こされた特殊なステグフレーションであることを考慮すると、従来のマクロ経済政策では解決できない。これに対して、グリーン・ニューディールは、新自由主義とは異なり、公的介入を強めるなか、石油投資による負の要因を排除し、かつ、新たな環境投資を生み出すことから、資源のインフレと資産のデフレを同時解決するための可能性を秘めた政策といえる。

いずれにせよ、環境・エネルギー部門への投資によって経済再生を促すオバマの構想は、国が率先して温暖化対策とグリーン雇用を進めるという点で革新的である。環境・エネルギー分野については、国営企業による関与や補助金といった国家援助がなされているように、政府は重要な役割を担っている。今後、オバマが経済再生に向けて、いかにグリーン産業を拡大していくのか手腕が発揮されるところである。

IV グリーン・ニューディールの波及効果

(1) 米国内への波及効果

経済再生の鍵を握る環境・エネルギー分野において、その原動力として期待されているのが風力発電である。米国の風力利用は、ここ数年急激に進み、環境先進的な取り組みをしているカリフォルニア州から石油産業の中心であるテキサス州まで、大型風力発電機が軒並み設置されている。電力発電に占める風力発電の割合は年々増加している。

ブッシュ政権においては京都議定書から離脱したことから、米国は地球環境問題に対して後ろ向きである、あるいは、関心が薄いのでは、との認識を持つかもしれないが、実際のところ、米国国内、ひいては州レベルにおいては、国とは異なり、非常に先駆的な環境対策を行ってきた。

例えば、1960年に全米で初めて自動車排ガス規制を導入したカリフォルニア州の試みは、それを

取り込む形で複数の州に波及し、最終的には、1970年の大気浄化法の制定につながるという国レベルの環境政策に波及した。カリフォルニア州が歴史的に環境政策において指導的立場にあったということを割り引いても、このような流れは、米国の環境政策が、連邦政府によるトップダウンで決まるのではなく、州からのボトムアップによって影響を受け、形成されていることを示している。

他にも、州の積極的な環境・エネルギー分野への取り組みを示すものに、「再生可能エネルギー利用割合基準（Renewable Portfolio Standards：RPS）」の普及があげられる。米国では、再生可能電力への支援を目的にRPS制度がつくられ、1983年にアイオア州で初めて導入されることとなった。RPS制度は、エネルギーの確保および再生可能エネルギーの普及を目的に、電力会社に対して、毎年、一定割合の再生可能電力の利用を定めたもので、同制度においては、全体の再生可能電力の導入目標に合うように、個別事業者に対して再生可能エネルギーの利用目標が決められる。RPS制度は、ブッシュ政権のもとで採用されていないにもかかわらず、2009年6月の時点で32の州に普及している³⁾。

グリーン・ニューディールは、環境政策において先駆的な取り組みを行ってきた州の活動をさらに後押しするもので、オバマ政権のもと国と州が協力体制を築くなか、グリーン産業はますます活発化していくことになる。オバマの登場によって、国はようやく州の環境政策レベルに追いつき、また、州の先駆的な取り組みは全米に広がっていくだろう。

オバマのグリーン構想においては、2015年までに100万台のプラグイン・ハイブリッドカー（家庭用電源で充電できる新たなハイブリッドカー）の導入を目指しているが、GMやクライスラーが破綻した現在、米国政府は自動車産業を再生させるために、これらの自動車メーカーに対して公的介入を強めるなか、ハイブリッドカーの生産をさらに加速させていくであろう。この取り組みは、国際市場においてハイブリッドカーの競合を高めていくことから、自動車産業さらにはその周辺産業の再生につながるのではないかと考えられる。

(2) 国際的波及効果

オバマのグリーン構想は、国際社会に対して少

NEWS を読み解く

なからず影響を与えている。2008年の秋以降、国連環境計画は、2009年2月に「グリーン経済イニシアティブ」を唱えたうえ、世界全体の年間GDPの1%に相当する7500億ドル（71兆6325億円）のグリーン投資を提言し、また、EUは環境に配慮したグリーン経済に1050億ユーロ（約14兆246億円）を投入するなか、グリーン技術の分野で世界的なリーダーになることを目指している⁴⁾。

ドイツは、2008年11月と2009年1月に1000億ユーロ（約13兆3570億円）に及ぶ景気刺激策を発表し、そのうえで、欧州の排ガス基準を満たす新車購入には2500ユーロ（約33万4000円）の交付および自動車税の免除を与え、また、エネルギー効率を高める改築・改修支援および環境・エネルギー分野への投資によって25万人の雇用維持を見込んでいる。

フランスは、2008年12月に、景気復興計画として、2009年から2年間で260億ユーロ（約3兆4728億円）を投じる景気対策を発表し、2009年度中に8~11万人の雇用創出を見込んでいる。燃費効率の高い自動車への買い替えについては1000ユーロ（約13万3570円）の手当てを支給する。

韓国は、2009年1月に、韓国版グリーン・ニューディールを発表し、36のグリーン事業に対して2012年までの4年間に計50兆ウォン（4兆円）を投入することで、約95万6000人の雇用創出効果を見込んでいる。

わが国においては、2009年の4月20日に環境省が日本版グリーン・ニューディールである「緑の経済と社会の変革」を発表した⁵⁾。主な施策として、(1) 小中学校への太陽光発電の導入 (2) 国の施設・事務の省エネ化、(3) 地域グリーン・ニューディール基金の創設、(4) エコポイント導入による省エネ家電の普及、(5) 次世代自動車の普及促進、(6) 太陽電池の効率向上と低コスト化、(7) 2020年までに再生可能エネルギーの比率を20%にする、(8) 住宅の断罪リフォーム支援等を行うなかで、2020年までに環境関連市場の規模を2006年の70兆円から50兆円増の120兆円に、雇用は140万人から2倍の280万人に拡大できるとの試算を出した。

以上、各国のグリーン・ニューディールについて概観した。欧州のグリーン政策は、オバマ構想以前から引き続き行われているため、環境・エネ

ルギー分野における新たな雇用効果がオバマの登場によって劇的に高まるとは考えにくい。しかしながら、韓国はグリーン産業への巨額投資を決定し、また、日本はオバマ構想をトレースする形でグリーン政策を提言していることから、両国においては、グリーン産業への投資が活発化するなか、EUに比べると高い雇用効果が期待できるのではないかと考えられる。

オバマのグリーン・ニューディールは、わが国を含め各国の景気刺激策に少なからず影響を与えていることは確かであるが、その範囲や目標については国ごとに異なる。しかし、米国が国際社会において政治経済の牽引役である以上（良し悪しは別にして）、オバマ構想が国際市場におけるグリーン産業の育成・普及に寄与することになる。

V おわりに

オバマ政権がグリーン産業を中心とした雇用対策を含む景気刺激策を打ち出したということは、日本を含めた国際社会における環境エネルギー政策が米国との関係のもとで変化（チェンジ）せざる得を得ないことを意味する。わが国では、原発を主体とした環境・エネルギー政策を推進しているが、オバマの登場によって、グリーン・エネルギーの利用拡大に向けた政策も同様に求められることになる。外部環境の変化によってグリーン・エネルギーの利用促進がなされるのは必ずしも望ましい状況とはいえないが、今後、国際社会の動向を見据え、グリーン・エネルギーの利用拡大に向けた環境・エネルギー政策を進めていくことは、関連産業の拡大（雇用の拡大および景気の回復）、地球環境問題への対応、エネルギーの安全利用という観点から三重の意味で望ましい。わが国にとっては今が、グリーン・エネルギーの普及・促進のチャンスなのかもしれない。

ただし、米国を含めた各国が、グリーン・ニューディールを実施するにあたり、財源確保のための財政改革をどのように断行していくのか、また、グリーン技術や製品の開発・普及に向けた法制度をいかに整備していくのか、さらに、不透明な株価やドル暴落のリスクにどう対応していくのか等、いくつかの課題の克服が求められる。

注

- 1) http://www.barackobama.com/pdf/factsheet_energy_speech_080308.pdfを参照。
- 2) 金子勝・アンドリュー・デウイット（2009）「グリーン・ニューディール—オバマの目指す環境エネルギー革命—」『世界』第786号、53-61頁を参照。

- 3) http://www.pewclimate.org/what_s_being_done/in_the_states/rps.cfmを参照。
- 4) 環境省、http://www.env.go.jp/guide/info/gnd/pdf/igecs_main.pdfを参照。
- 5) 2009年4月21日付『毎日新聞』朝刊1面を参照。
(さかもと まさひで 所員 専修大学)

「不当な支配」とたたかう 東京の二大教育裁判

HARADA Osamu
原田 收

I はじめに—双子の裁判—

2009年3月から4月にかけ、東京において教育裁判の判決が続いた。すなわち、①「こころとからだの学習」裁判（「ここから」裁判と略称。東京地裁・3月12日）、②東京「君が代」裁判（東京地裁・3月26日）、③金崎裁判（東京高裁・4月9日）である。中でも「ここから」裁判は新聞等でも「都議の『不当な支配』」（『朝日新聞』）・「都教委は教員守れ」（『東京新聞』）という見出しで大きく取りあげられた。

①③は性教育問題の裁判であり、②は国旗・国歌の強制に反対する裁判である。しかし、両者は根っこを同じくする双子の裁判と言えるものであり、このことは2003年7月の都議会において、ある都議が性教育問題と国旗・国歌問題を同一の質疑で取りあげて一気に表面化し、攻撃が加速されたことに象徴されている。以下、それぞれの概要を紹介し、最後に判決を踏まえて両者に通底する問題を考えたい。

II 亂暴な教育破壊 —七生養護事件—

2003年7月2日、土屋敬之都議（民主党）は、「最近の性教育は、口に出す、文字に書くことがはばかられるほど、内容が先鋭化し、世間の常識とはかけ離れたものとなってい」として、何例かの性教育のケースを取りあげて質問した。これに対し、石原知事は「挙げられた事例どれを見て

も、あきれてるような事態が堆積している」「そういう異常な何か信念を持って、異常な指導をする先生というのは、どこかで大きな勘違いをしている」と答弁した。

いくつかのケースで特に標的とされたのは七生養護学校（現・七生特別支援学校）であり、土屋質問の翌々日（4日）、土屋都議および自民党の2人の都議が区議や市議、さらには産経新聞の記者とともに七生養護を「視察」した。この「視察」は乱暴なものであり、特に性教育の教材を集積していた保健室では、2人の養護教諭に「感覚が麻痺しているよ」と一方的な批判・非難を浴びせ、教材の人形は下半身をわざわざ露出して撮影された。そして、産経新聞は翌5日に「過激性教育 都議ら視察」「まるでアダルトショップのよう」と、この写真を載せて大きく報道した。この記事により、七生養護の教員はもとより、保護者や子どもたちの心は大きく傷つけられた。

9日、都教委は30人以上の指導主事を七生養護に派遣し全教員から聞き取り調査を行った。この調査は反論はもちろん質問や記録すら許さない一方的なものであった。さらに、前後して都教委は性教育教材にとどまらず、公簿類・学級だより・各種会議録等ありとあらゆる資料を大量に「押収」した。

14日、都教委は「都立盲・ろう・養護学校経営調査委員会」設置し、15日から17日にかけて全校調査が開始された。そして、8月27日にはこの委員会の報告書が公表され、都立の障害児学校の約半数、28校に学級編制・性教育・勤務実態に不適正な実態があるとマスコミに報道された。週ごとの詳細な授業計画（「週案」）の提出の義務づけなど、この影響は、障害児学校だけでなく都

NEWS を読み解く

立高校にも及んだ。

この報告に基づき、9月11日、116名もの大量処分が行われた。1998年度から2002年度まで七生養護の校長であった、金崎満板橋養護学校長には「停職1ヶ月」と教諭への「降任」という極めて重い処分がなされた。さらに盲・ろう・養護学校長ら37名、教員ら65名、教育庁関係者14名に戒告・厳重注意・文書訓告などの処分がくだされた。このうち教員への厳重注意は「不適切な」性教育を行ったことを主な理由とするものであったが、金崎校長への処分は「不正」な学級編制や勤務時間の調整などを理由としており、性教育について一言も触れられていない。

そして、主な標的とされた七生養護では、教材が取りあげられただけでなく、性教育の年間指導計画が強制的に変更させられ、さらには希望していない10名近くを含む30数名が異動で七生養護を離れ、七生養護における性教育は破壊されてしまった。

この攻撃に対し、七生養護らの教員は、保護者・市民とも共同して反撃に立ち上がり、人事委員会への不服審査請求や東京弁護士会に人権救済の申し立てを行った。後者に関して、弁護士会はもっとも強い人権侵害に適用される「警告」という形で都教委に処分の撤回などを求めた。

そして、2005年5月、保護者2名を含む27名（その後4名が加わり31名）が原告となり東京地裁に提訴した。なお、同じ事件ではあるが、金崎元校長については処分理由が異なることもあり、別の裁判となっている。

冒頭に述べたのは、この提訴に対する第一審の勝利判決である（金崎裁判に関してはすでに第一審で勝利しており、4月に出たのは控訴審の判決、ここでも勝訴した）。判決は、都議らの介入を47年教育基本法10条1項の「不当な支配」にあたると認定し、都教委の職員がこの政治介入を放置したことについて「保護義務違反」と認定した。さらに、「厳重注意」についても都教委による「裁量権の濫用」と認定した。そして、以上のいずれについても損害賠償を命じた。

七生養護学校は、知的障害児が通う小・中・高3つの学部からなる児童・生徒数約160名の学校である。特徴的なのは、障害児・者が暮らす施設である七生福祉園に隣接し、在校生の約半数はこの施設から通っていることである。七生養護にお

ける性教育は、実際に起きた子どもたちの性に関する問題行動をきっかけに取り組まれた。被害者だけでなく時には加害者にもなりうるという深刻な事態を前に教員はこの困難なテーマから逃げることはできなかった。最初は、ただ厳しく指導するというやり方だったが、そのような指導はすぐに行き詰まり、子どもたちの内面をていねいに理解することから、模索が始まった。知的障害児が対象であるから、抽象的な教材では当然理解されず、具体的でわかりやすい教材が探索され、時には自分たちの手でつくった。「子宮体験袋」、「箱ペニス」などはその産物である。さらに重要なのは、性の問題行動の背景として自己肯定感の欠如にたどりついたことである。七生養護の場合、施設で家族と離れて暮らしている子どもたちが多いため、この点が特に重要であった。したがって、狭い意味での性教育ではなく、「こころとからだ」の学習として子どもたちの自己肯定感をはぐくむことを核心としたまさに人格の全面発達をめざした教育として取り組まれた。この教育は、全都的に評価され、校長会主催（教育庁共催）の研修会に七生養護の教員が講師として招かれることもあった。それが一挙に壊されたのである。

III 学校を上意下達の場に した10. 23通達

土屋都議は、前述の質問で、国旗・国歌の問題も取りあげた。卒・入学式の実施状況について、「幾つもの深刻な課題が残されている」として、「式典運営指針などを制定すべき」と追及した。また、国歌斉唱時に広く行われていた「内心の自由」の説明も問題視した。それに対し、横山洋吉都教育長は「学習指導要領に基づく卒業式、入学式等の適正実施に向けて、新たな実施指針を策定」することを約束し、また、教員の動きについても「児童生徒に我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育成すべき教員が、国歌斉唱時に起立しないということは、あってはならない」ことで、強く指導すると答弁した。

性教育攻撃については、この質疑後の動きは急であったが、国旗・国歌については、前者が一段落してから、具体化した。2003年10月23日、都教委は全都立校の校長を集め、いわゆる「10. 23

通達」（正式には「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」-以下単に「通達」と呼ぶ）を発出した。これは学習指導要領に基づく「適正」な式の実施を錦の御旗に、国歌斉唱時の起立の義務づけはもちろん、国旗掲揚・国歌斉唱の実施の有り様を事細かく規定した。その細かさは、例えば、国旗と都旗を併せて掲揚するのに「国旗にあっては舞台壇上正面に向かって左、都旗にあっては右に掲揚する」といった内容であり、児童・生徒の座席の向きや教職員の服装にまで及んだ。通達本体では触れられていないが、「内心の自由の説明」も禁止された。この通達自体は校長に対して出されたものだが、各校長は、個々の教員に対し文書による職務命令を出すことを強制され、この校長の職務命令に従わない場合は「服務上の責任」が問われる、つまり処分されることが明記された。

この通達により、卒・入学式の有り様は大きく変えられた。高校にあっては、生徒が参加する実行委員会方式はほとんど意味のないものにされた。また、特に障害児学校で多く見られた、いわゆるフロア形式（舞台を使わず、参加者がフロアで向かい合う形）が行えなくなった。なぜなら、児童・生徒は舞台壇上の国旗に正対しなければならなくなつたからである。高い舞台に設置された演壇で卒業証書を受けとらなくてはならなくなり、それは子どもによっては自力で証書を受け取れなくなることを意味した。さらに、子どもの健康・安全より国歌斉唱を優先せよという事態まで生じた¹⁾。卒・入学式は、基本的には子どもが主役のものから国家忠誠宣誓儀式に変えられた。そして、都立学校の学校運営全体を上意下達のものに作りかえる重要なテコとなった。

それまで卒・入学式における国旗・国歌の扱いについては、徐々に上からの統制・締め付けが強まりつつも、各学校における教職員と校長との議論の中で一定の着地点・合意を見出しながら実施されてきた。内心の自由の説明・個々人の不起立の自由・フロア形式などはそのような合意の具体的な形であった。しかし、そのような合意は一切許されなくなった。そして、教職員は強制に対抗する手段として裁判に訴えざるを得なくなった。

実は、通達に起因する裁判は1つではない。主要なものだけでも、いわゆる「予防訴訟」（通達そのものが違憲違法であり無効とするもの）・東

京「君が代」裁判（通達にしたがって行われた処分の取消を求めるもの）・解雇撤回裁判（不起立により戒告処分を受けただけでなく、再雇用も取り消されたことを撤回させるもの）・嘱託採用拒否撤回裁判（不起立により処分を受けた再雇用応募者の採用を拒否したことの不當とするもの）があり、他にも関連の裁判がいくつもある。これは、都側の攻撃がそれだけ全面的であることを意味している。

各裁判は、地裁の段階をほぼ終わりつつあり多くはすでに控訴審に入っている。地裁の判決はさまざま、一進一退であるが、原告の数が3ヶタに及ぶ2つの裁判のうち予防訴訟は2006年9月に全面勝訴であったのに対し²⁾、東京「君が代」裁判は全面敗訴となり、対照的な結果となった。

IV 思想・良心の自由と教育の自由—教育の本質が問わ れている—

前述のように、事件としては性教育の問題が先行したが、裁判としては国旗・国歌の問題が先行した³⁾。初期の主要な争点は、思想・良心の自由の問題（憲法19条）である。予防訴訟の第一審判決（いわゆる「難波判決」）は、憲法19条を主な根拠として原告側に勝訴をもたらした。特に重要なのは内心と外部的行為との関係の問題である。難波判決は言う。「人の内心領域の精神的活動は外部的行為と密接な関係を有するものであり、これを切り離して考えることは困難かつ不自然であり」、通達にしたがいたくないという「思想、良心を持つ教職員にこれらの行為を命じることは、これらの思想、良心を有する者の自由権を侵害しているというべき」である。また、通達のもとにおかれた教職員の苦悩についても深い理解を示している。通達に基づく「職務命令を拒否するか、自己の信念に反して上記職務命令に従うかの岐路に立たされることになる」「そもそも事後的救済には馴染みにくい権利であるということができるうえ、入学式、卒業式等の式典が毎年繰り返されることに照らすと、その侵害の程度も看過し難いものがある」と。

また、難波判決は、学習指導要領は「大綱的基準」として法的効力を持つものであり、通達とそれに基づく都教委の一連の行動は「大綱的基準」

NEWS を読み解く

を逸脱した「不当な支配」にあたるとした。47教育基本法は改悪の前夜にして初めて実際に適用された。

しかし東京「君が代」裁判の地裁判決は、「一般に、自己の思想や良心に反するということを理由として、およそ外部行為を拒否する自由が保障されるとした場合には、社会が成り立つたいことは明らかであり、これを承認することはできない」と述べ、内心と外部的行為との関係についても「歴史観ないし世界観又は信条と切り離して、不起立行為等には及ばないという選択をすることも可能である」としている。

このように憲法19条の問題は、現段階でも主要な争点であることは変わらない。しかし、裁判の展開の中で教育の自由(教師の専門職上の自由)の問題(憲法23条・26条)が、大きな争点となってきた。

この点に関し、東京「君が代」裁判の地裁判決は、教育の自由を一定認めつつも、卒業式等で「校長がその権限に基づき、国歌斉唱を含む式次第やその進行を一律に定め、これを実施しようすることは、儀式としての性質上その必要性はあるといえるから」、教育の自由を侵害するものとは認められないと、論点を皮相な儀式論に押し込めつつ粗雑な判断をしている。問題は、通達が「一律」の強制を本質としていることである。ある原告が言うとおり、通達においては「従うことのみが要求されて」いる。しかし、「学校は考えて生きることを指導する場所」である。教育の本質と真っ向から矛盾する点に最大の問題があると言える。

他方、「ここから裁判」の地裁判決は、直接に教育の自由の文脈においてではないが、注目すべき判断をしている。「性教育は、教授法に関する研究の歴史も浅く、創意工夫を重ねながら実践事例が蓄積されて教授法が発展していくという面があるのであり、教育内容の適否を短期間のうちに判定するのは容易なことではない」。「しかも、いったん、性教育の実践がその内容が不適切であるとして否定され、これを担当した教員に対して制裁的取扱いがされてしまえば、(中略)教員を萎縮させ、創意工夫による実践事例の開発を躊躇さ

せ、性教育の円滑な遂行が阻害され」かねないと。ここには教育実践への深い理解が見られる。

国旗・国歌の強制に反対する裁判も七生養護事件に関する性教育問題の裁判も、いまだ進行中であり、決着が最高裁にもちこされることはほぼ間違いない。これら裁判の中で教育の自由の論点を深めることは重要な課題であり、それは人間の全面発達に関わる課題でもある。

注

- 1) J養護学校(肢体不自由児の学校)では、国歌斎唱時に呼吸器のアラームが「ピーピー」と鳴ったのに応じようとした看護師に副校长が「立ちなさい」と促すという事例が起きている。
- 2) この勝訴は、主要各紙が一面トップで報道したのをはじめ、国際的にも反響を呼んだ。
- 3) 予防訴訟は2004年1月に提訴されている。なお、このような事件の場合、実際に処分がなされ、それを不当として取消を求める形で行われるのが通例である。しかるに予防訴訟は10.23通達そのものを違憲違法とするものであり、「予防」という言葉には通達による被害を予め防ごうという意味がこめられている。当初は訴訟そのものが門前払いされるおそれも指摘され、「無謀訴訟」と言われたこともあった。

*本稿では紙数の関係で、最小限の事実の紹介すらできなかつたし、他の重要な争点に立ち入ることもできなかつた。関心のある方は、以下の文献を参照されたい。

性教育問題に関しては、下記が基本書である。

- ・『知的障がい児のための「こころとからだの学習』』編集委員会編著『知的障がい児のための「こころとからだの学習』』明石書店、2006年。
- ・金崎満『検証 七生養護学校事件』群青社、2005年。

国旗・国歌問題に関しては多数の文献があるが、さしあたり予防訴訟について下記の文献が詳しい。前述の原告の陳述書もおさめられている。

- ・「日の丸・君が代」強制反対予防訴訟をすすめる会編『強制で、歌声はあがらない』明石書店、2007年。

また、教員の苦悩については、下記が詳しい。

- ・野田正彰『子どもが見ている背中 一良心と抵抗の教育』岩波書店、2006年。

(はらだ おさむ 所員 障害児学校教員)

『資本論』と人間発達の 哲学

『資本論』第一巻から「哲学思想と経済学」を論じたい。商品の分析、貨幣の資本への転化、剩余価値生産、資本蓄積論などに含まれる「人間発達」と「人間破壊・自然破壊」との矛盾から「人間発達の哲学」を考える。



MAKINO Hiroyoshi

牧野 広義

I はじめに

基礎経済科学研究所（基礎研）は「人間発達の経済学」を提唱し、その成果を積み重ねてきた。最近の『時代はあるで資本論一貧困と発達を問う全10講一』（昭和堂、2008年）もその貴重な成果である。私も、関西勤労者教育協会などの講義をまとめて『『資本論』から哲学を学ぶ』（學習の友社、2007年）を出版した。小論では、あらためて『資本論』第一巻（引用ではディーツ版の原書頁を記す）から「人間発達の哲学」を論じたいと思う。ここでの私の視点は次のとおりである。

第一に、「人間の本質は個々の個人に内在する抽象物ではない。それは、その現実性においては、社会的諸関係の総体である」（「トイエルバッハに関するテーゼ」⁶）というマルクスの人間論を踏まえて、個人と社会、人間発達と社会発展との密接な関係をとらえることである。とりわけ『資本論』に即して「自由・平等・所有」という権利の分析と「労働・団結・教育」などの社会的権利の発展に注目したい。

第二に、近代市民社会（ブルジョア社会）は、膨大な物質的富と新しい社会関係をつくりつくり出すとともに、同時に人間の疎外や貧困化、自然破壊を進行させる。今日、まさにこのような矛盾

の解決が求められている。小論では『資本論』における商品論・貨幣論・剩余価値論・資本蓄積論における人間発達と人間破壊・自然破壊の矛盾に注目したい。

第三に、『資本論』は論理的に構成された体系的な著作である。マルクスはクーゲルマンへの手紙（1867年11月30日）で「奥さんには、さしあたり読めるところとしては、『労働日』、『協業、分業、機械』に関する個所、最後に『本源的蓄積』に関する個所を指示してあげて下さい」と書いた。この言葉は確かに初学者のヒントになる。しかしこれでマルクスは「難解な用語についてはあなたが説明してあげるべきです」と書いている。「難解な用語」の理解のためには、『資本論』の体系構成を理解しなければならない。人間発達の理解のためにも『資本論』の論理構成の理解は不可欠であると思われる。

II 商品生産社会における 人間発達と物神性

マルクスはまず、資本主義的生産様式における「富の要素形態」としての「商品」を分析する。ここから商品の使用価値と価値とを形成する「労働の二面的性質」が分析される。使用価値を形成

する「具体的有用労働」は、商品生産者の「私的労働」でありながら、他人のための有用労働として「社会的分業」の一環をなす。価値を形成する「抽象的人間労働」は、社会の平均的な労働力の支出を基準とした労働時間からとらえられる。こうして、商品の豊かさとは「社会的分業」によって配分される有用労働の豊かさであり、商品の価値の大きさとは、「社会的分業」のもとの労働時間の長さである。このような「労働の二面的性質」の分析が『資本論』の展開において決定的に重要になる。

価値を形成する実体として「抽象的人間労働」をとらえることは、労働の種別にかかわらず「労働一般」を平等にとらえることである。マルクスは「価値形態論」の中で次のように言う。アリストテレスは、人間の不平等と奴隸労働を基礎とした古代ギリシアにおいて「人間労働一般」が価値関係の「同一の単位」になることを見抜けなかった。「価値表現の秘密、すなわち人間労働一般であるがゆえの、またその限りでのすべての労働の同等性および同様な妥当性は、人間の平等の概念がすでに民衆の先入見にまで定着するようになるとき、はじめて解明することができる」(S.74)。このように、商品生産社会は人間労働の平等性を自明のものにし、「民衆の先入見」にまでするのである。そしてある商品の価値が他の一定量の商品によって表現される「価値形態」の発展は、すべての商品の価値を一般的に表現する「貨幣」を生みだす。

しかし、労働の生産物が商品という形態をとつて交換される社会関係においては、商品はあたかもそれ自身が価値をもち、それ自身が同等の価値だから交換され、それ自身が社会的関係をもつかのように見える。マルクスはこれを商品の「物神的性格」(S.87)と呼ぶ。このような商品の物神性は、貨幣は生まれながらに価値をもつていて見える貨幣の物神性へと発展する。貨幣は価値の尺度だけでなく、流通手段、蓄財手段として神のように崇められる。こうして商品生産社会では、人間労働の生産物が商品や貨幣という物件の姿をとり、この物件の姿で人間の労働とその社会関係を発展させる。マルクスはこれを「物件の人格化と人格の物件化」(S.128)と呼ぶ。しかしそれは同時に、人間労働とその社会的性質も見えなくさせ、人間の豊かさは物の豊かさに還元さ

れ、商品や貨幣を崇める「物神性」を伴うのである。

III 「主体」としての資本と賃労働

マルクスはさらに「貨幣の資本への転化」を論じる。資本とは、貨幣(G) - 商品(W) - 貨幣(G')という形態を取りながら、自らの価値を増殖させる「主体」である。

「自己を増殖しつつある価値がその生活の循環のなかでかわるがわるとる特殊な現象形態を固定させてみれば、そこで得られるのは、資本は貨幣である、資本は商品である、という説明である。しかし、実際には、価値はここでは過程の主体になるのであって、この過程のなかで貨幣と商品とに絶えず形態を変換しながらその大きさそのものを変え、原価値としての自己自身から剩余価値としての自己を突き出して、自己自身を増殖するのである」(S.169)。このように資本とは自己増殖する価値である。資本は貨幣や商品(生産手段と労働力、およびそれらによって生産された生産物)を自分の特殊な現象形態をしてもらしながら、資本の価値がこの過程を貫き、自分の価値を増殖させるのである。

しかし $G - W - G'$ ($G' = G + \Delta G$) という「資本の一般的定式」には理論的な矛盾が含まれている。貨幣が資本に転化するためには、商品流通が不可欠である。そして商品流通は等価交換の法則によって行われる。しかし等価交換から剩余価値は生まれようがない。等価交換を行いながら価値増殖を行うことは、明白な矛盾である。

この矛盾は、資本が購入する「労働力商品」の特殊性によって解決される。資本は、自分の労働力を自由に売ることができ、かつ自分の労働力以外に財産をもたない(財産から自由)という「二重の意味で自由な労働者」を市場に見いだす。この労働力の価値とはその再生費である。つまり労働力を一定の身体的・精神的能力をそなえたもとして再生産するための生活手段の価値である。これが賃金として支払われる。しかしその労働力の使用にあたっては、その価値(賃金分)を生産する時間(必要労働時間)を超えて使用すること

ができる。資本は、労働力の価値どおりに支払ってこれを購入することによって、必要労働時間を超える労働時間（剩余労働時間）を支配し、労働力の価値を超える価値（剩余価値）を生産させるのである。こうして「資本の一般的定式の矛盾」は解決される。

しかし等価交換と価値増殖という理論的矛盾の解決は、同時に資本と賃労働との現実的矛盾を明らかにした。資本は、自己増殖する価値として、自ら機械などの生産手段に転化しながら、「命を吹き込まれた怪物」（S.209）として、「生きた労働」を吸収する。資本による不払い労働の支配、つまり資本による労働の「搾取」という現実的矛盾が、資本主義的生産の運動を貫くのである。この矛盾はとりわけ、労働時間を無限に延長することを熱望する資本と、労働時間の制限を求める労働者との闘争となる。

IV 労働時間をめぐる階級闘争

マルクスは、労働力の売買の場面は「自由・平等・所有・共同利益」という「天賦の人権の真の楽園」（S.189）であると言う。なぜなら、貨幣の所有者である資本家と労働力の所有者である労働者とは、形式上は自由に、対等に、自分の所有物を、自分の利益のために交換するからである。しかし、労働力の買い手（資本家）と売り手（労働者）との要求は、同等の権利をもつからこそ、労働時間（労働日）をめぐって正面から衝突する。

「ここでは、どちらも等しく商品交換の法則によって確認された権利対権利という一つのアンチノミーが生じる。同等な権利と権利とのあいだでは強力がことを決する。こうして、資本主義的生産の歴史においては、労働日の標準化は、労働日の制限をめぐる闘争—総資本家すなわち資本家階級と、総労働者すなわち労働者階級とのあいだの闘争—として現れる」（S.249）。

この闘争は、資本主義的生産の数百年の歴史の中で、イギリスではようやく「工場法」による標準労働日の制定となった。マルクスは「工場法」の意義を次のように言う。

「自分たちを悩ます蛇にたいする『防衛』のために、労働者たちは結集して、階級として一つの

国法を、資本との自由意思契約によって自分たちとその同族とを売って死と奴隸状態とにおとしいれることを彼らみずから阻止する強力な社会的防御手段を、奪取しなければならない。『譲ることのできない人権』のはでな目録に代わって、法律によって制限された労働日という、つつましいマグナ・カルタ（Magna Charta）が登場する」（S.320）。

ここで「譲ることのできない人権」のはでな目録とは、「天賦の人権」をうたった近代の人権宣言である。しかしこれらの人権宣言は、「自由・平等・所有」の権利によって、商品流通の自由と資本家の搾取の権利は実現しても、労働者の権利を守ってくれない。近代人権宣言の上で、労働者の「団結権」までも禁止された（S.769 参照）。労働者のたたかいは「団結禁止法」を撤廃させ、さらに「工場法」を成立させたのである。マルクスは工場法を「マグナ・カルタ」と表現した。「マグナ・カルタ」（1215年）とは、イギリスの貴族たちが王の專制的権力を制限した歴史的文書であり、イギリスではこれが近代の「人権宣言」の源流として尊重された。マルクスは工場法を「マグナ・カルタ」と呼ぶことによって、それが労働者の人権の出発点となることを述べているのである。工場法は、労働者に「人間的教養のための、精神的発達のための、社会的役割を遂行するための、社会的交流をするための、肉体的・精神的生命力の自由な活動のための時間」（S.280）を資本から取りもどし、また当時の「チャーチスト運動」（男子普通選挙権の要求）のような「政治的活動のための時間」を与える。労働時間の制限による自由時間の獲得は、労働者が自らの生活の主体、社会的活動の主体、政治的主体となっていくための第一歩なのである。

V 「資本の生産力」による 人間破壊と人間発達

資本の剩余価値の生産は、労働時間の延長による「絶対的剩余価値の生産」にとどまらない。それは、生産力の発展によって、必要労働時間を短縮して剩余労働時間を相対的に増大させる「相対的剩余価値生産」もある。

「労働の生産力を増大させ、労働の生産力の増大によって労働力の価値を低下させ、こうしてこの価値の再生産に必要な労働日部分を短縮するためには、資本は、労働過程の技術的および社会的諸条件を、したがって生産様式そのものを変革しなければならない」(S.334)。労働力の価値を低下させるためには、衣食住にかかる生活必需品の産業部門だけでなく、それらを生産するための原料や材料を提供する産業部門の生産力を増大させなければならない。そのために資本は、労働過程の「技術的条件」つまり道具や機械と、「社会的諸条件」つまり労働力の社会的編成を「変革」しなければならない。

この資本主義的生産様式の変革が、「協業」、「マニュファクチュア」、「大工業」へと進んでゆく。こうして労働者の結合による労働の生産力や、分業と協業による生産力、そして機械の使用による生産力が増大する。

ここでは資本の「指揮権」(Kommando) が不可欠となる。「多数の賃労働者の協業とともに、資本の指揮権は、労働過程そのものを遂行するための必要事項に、現実的生産条件に発展する。生産場面における資本家の命令は、いまや、戦場における将軍の命令と同じように不可欠なものとなる」(S.350)。資本の指揮権は、軍隊と同様に専制的なものになる。またそれは労働者の中に管理職や監督職をつくり出し、資本の機能の一部を担わせる。こうして、資本が労働者を結合させて生み出す生産力は、「資本の生産力」である。

「労働者が社会的労働者として展開する生産力は、資本の生産力である。労働の社会的生産力は、労働者たちが一定の諸条件のもとにおかれりやいなや無償で展開されるのであり、そして資本は、労働者たちをこのような諸条件のもとにおくのである」(S.353)。

資本は労働者の結合による協業を発展させるだけでなく、労働者を分業体制や機械に従属させる。ここでは、精神労働から切り離された労働力の一一面化・不具化が進行する。さらに機械の使用は、児童労働や女性労働をも資本のもとに吸収し、その搾取を強める手段となる。その中で、機械の使用が労働時間の延長を引き起こしたり、労働の強化となり、労働者の健康や生命が破壊される。資本は、このような仕方で、技術と社会的編成とを変革しながら、「資本のもとへの労働の実質的包

摂」(S.533) を実現するのである。

しかし、ここでも労働者は抵抗する。先に見た「工場法」はまず女性と子どもの労働時間を制限し、また保健条項によって工場労働の安全を保障させ、教育条項によって工場で働く子どもの教育を保障させた。これらは19世紀半ばはきわめて不十分であったとしても、その後の労働権や教育権の確立につながる重要な社会的権利の前進であった。マルクスは、労働と教育の結合に「全体的に発達した個人」(S.512) の可能性をも指摘する。

VI 「資本の生産力」による自然破壊

「資本の生産力」の発展とともに、労働力とともに自然もまた破壊される。「資本主義的生産は、すべての富の源泉すなわち大地および労働力を同時に破壊することによってのみ社会的生産過程の技術および結合 (Kombination) を発展させる」(S.530)。

マルクスによれば、労働とは「人間が自然とのその物質代謝を自分自身の行為によって媒介し、規制し、制御する一過程である」(S.192)。そのさい労働は、“自然の根源性”を前提としている。マルクスは、空気や処女地、自然の草原、原生林などは「価値であることなしに使用価値であるもの」(S.55) だと言う。しかも「大地は、人間の根源的な食料倉庫であると同様に、人間の労働手段の根源的な貯蔵庫である」(S.194) とされる。この意味で、自然是根源的な使用価値をもつものであり、人間の労働も社会生活もこのような自然の根源性を前提として可能になるのである。

ところが、資本主義的生産様式のもとで、この自然と労働力とがともに破壊される。マルクスは「大工業と農業」を論じながら次のように言う。「資本主義的生産は、それが大中心地に堆積させる都市人口がますます優勢になるに従って、一方では、社会の歴史的原動力を蓄積するが、他方では、人間と土地とのあいだの物質代謝を、すなわち、人間により食料および衣料の形態で消費された土地成分の土地への回帰を、したがって持続的な土地豊度の永久的自然条件を、搅乱する。こうしてこの資本主義的生産は、都市労働者の肉体的

健康と農村労働者の精神生活とを、同時に破壊する」(S.528)。

これが「資本の生産力」の姿である。「歴史的に発展した社会的な労働の生産力と同じように、自然に制約された労働の生産力も、労働が合体される資本の生産力として現れる」(S.538)。

資本主義的生産は「人間と土地とのあいだの物質代謝」を搅乱し、土地豊度の永久的自然的条件を奪ってしまうという指摘は、今日の環境問題に直接につながるものである。この側面からも資本主義的生産様式の変革が迫られる。

「資本主義的生産は同時に、あの物質代謝の単に自然発生的に生じた状態を破壊することを通じて、その物質代謝を、社会的生産を規制する法則として、また完全な人間発達 (menschliche Entwicklung) に適合した形態において、体系的に再建することを強制する」(S.528)。これが、資本主義的生産の根本的矛盾の一つであり、社会変革における一つの重大課題である。そのさい、マルクスの言葉の中にあるように、「人間と土地との物質代謝」を社会的生産を規制する法則とし、それを「人間発達」と適合するように再建するという論点は重要である。

VII 資本主義蓄積の一般的法則

資本主義的生産は剩余価値をさらに資本に転化する。これが資本の蓄積である。資本主義的私的所有の法則は、他人の不払い労働の生産物を取得し、これを資本に転化することである。ここでは、商品生産の法則とされた「自分の労働に基づく所有権」は成立しない。

「所有権は、最初は、自分の労働にもとづくものとして現れた。少なくとも、この仮定が妥当とされなければならなかった。なぜなら、平等な権利をもつ商品所有者だけが相対するのであって、他人の商品を取得するための手段は自分の商品を譲渡することだけであり、そして自分の商品はただ労働によってのみ生産されるものだからである。所有は、いまや、資本家の側では他人の不払い労働またはその生産物を取得する権利として現れ、労働者の側では自分自身の生産物を取得することの不可能性として現れる。所有と労働との分

離は、外見上は両者の同一性から生じた一法則の必然的帰結となる」(S.609f)。

こうして、所有権とは、物件を所有する権利でありながら、一方で生産手段を所有する者にとっては、他人の不払い労働とその生産物を取得する権利となり、他方で生産手段を所有しない者にとっては、自分の労働が他人によって支配され、自分の労働の生産物が他人の所有物になることを保障する権利となる。こうして、「商品生産の所有法則」が「資本主義的取得の法則」に転換する弁証法が示された。

このような所有権に保障されて、資本主義的蓄積が発展する。それは労働者の搾取による資本の「集積」だけではない。大資本が中小の資本を吸収・合併する資本の「集中」の過程でもある。そのような資本の集積と集中とは、一方では巨大な富の蓄積であるが、他方では、貧困の蓄積を生み出す。資本の蓄積は、「資本の有機的構成」を変化させ、可変資本（労働力）に対する不变資本（生産手段）を飛躍的に増大させる。このことによって「相対的過剰人口」（失業者）を恒常に生み出す。相対的過剰人口の存在が、雇用されている労働者に対する長時間労働と低賃金の圧力ともなる。「時間賃金」では資本は細切れの労働時間（過少就業）で労働者を雇用し、労働者の生活費も保障しない。「出来高賃金」では資本は労働者の「自主的」な競争を煽り、過密労働と長時間労働を強制する。

資本は、相対的過剰人口をむしろ「産業予備軍」としてもつことによって、好況・不況・恐慌などの産業循環に対応して、資本の都合に合わせて労働力の「吸引」（雇用）と「反発」（解雇）を行う。こうして労働者は、賃金の高低にかかわらず、「貧困、労働苦、奴隸状態」におかれ、それは、労働者の「無知、野蛮化、道徳的退廃」をも生み出す。これが「資本主義的蓄積の絶対的・一般的法則」(S.674) である。「過労死」と「ワーキング・プア」を生みだす今日の資本主義は、この法則の直接的な貫徹を示している。

VIII 資本主義的蓄積の歴史的傾向

しかし資本主義的蓄積の過程は、資本主義的生

産様式を変革する諸条件の形成でもある。

「この集中、すなわち少数の資本家による多数の資本家の収奪と相ならんで、ますます増大する規模での労働過程の協業的形態、科学の意識的な技術的应用、土地の計画的利用・搾取(Ausbeutung)、共同的にのみ使用される労働手段への労働手段の転化、結合された(kombiniert)社会的な労働の生産手段として使用されることによる、すべての生産手段の節約、世界市場の網のなかへのすべての国民の編入、したがってまた資本主義体制の国際的性格が発展する」(S.790)。

ここで述べられていることは「資本の生産力」の発展である。資本の支配のもとでの協業や技術が発展する。土地の計画的「利用・搾取」(Ausbeutung)によって、「人間と土地との物質代謝」が搅乱される。また生産手段の「節約」は不变資本の節約として、労働者の健康や安全のための設備も「節約」され、環境保全のための設備も「節約」される。さらに世界市場と資本主義体制の国際的性格も発展し、資本主義的生産の矛盾は世界に広がる。

「この転化過程のいっさいの利益を横奪し、独占する大資本家の数が絶えず減少していくにつれて、貧困、抑圧、墮落、搾取の総量は増大するが、しかしまた、絶えず膨張するところの、資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され、連合され(vereint)、組織される労働者階級の反抗もまた増大する」(S.790f.)。

マルクスは、相対的過剰人口が増大し、長時間労働と低賃金の悪循環が起こる中で、就業者も失業者も労働組合に団結して、ストライキを行い、労働日の短縮と労賃の改善を勝ち取ってきた過程

も明らかにした(S.568、S.669など参照)。労働者は資本によって「結合される」(kombiniert)だけでなく、それを客観的な条件としながら、労働者自らが闘うために「連合し」(vereinen)、「団結する」(sich vereinigen)。そして、「工場法」などによって資本に対する社会的・法的規制を行なながら、労働者自身の、社会的・政治的・人間的発達を形成する。マルクスはここに資本主義社会の変革の主体的条件を見るのである。

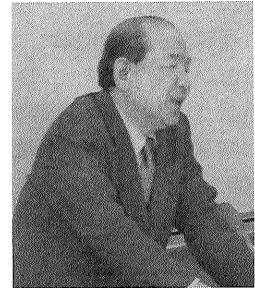
「資本独占はそれとともにまたそのもとで開花したこの生産様式の桎梏となる。生産手段の集中と労働の社会化とは、それらの資本主義的な外被とは調和しえなくなる一点に到達する。この外被は粉碎される。資本主義的私的所有の弔鐘となる。収奪者が収奪される。」(S.791)。

ここでマルクスが言うように、「生産手段の集中と労働の社会化」という生産の社会的性と、他人の労働を搾取し資本が資本を収奪する「資本主義的私的所有」(資本主義的な外被)とは、資本主義の根本的矛盾をなす。それは人間発達と人間破壊・自然破壊との矛盾である。そこから、「資本主義的外被」が粉碎され、「資本主義的私的所有」はいずれ廃棄されざるをえない。これが「資本主義的蓄積」が向かう「歴史的傾向」だとマルクスは言う。しかしこの「歴史的傾向」は、今日もまだ実現されていない。それはいっそうの理論的・実践的探求が必要な課題である。そのためにも、変革の物質的条件の形成とともに、変革主体の「人間発達」がさらに探究されなければならないのである。

(まきの ひろよし 所員 阪南大学)

ヘーゲルの「政治経済学」

ヘーゲルの市民社会論ほど我々の知的な興味を刺激するテーマはほかにはあるまい。とりわけヘーゲルがいかに古典経済学を凌駕し、独自な政治経済学を打ち立てたのか、それを知悉することは市民社会の矛盾の解を提供する。



NIJI Yoshihiro
尼寺 義弘

I はじめに

G.W.F.ヘーゲル（1770-1831）は、生涯にわたり、つねに政治・経済・社会の生きている現実の問題に強い関心を寄せている¹⁾。市民社会の政治経済学をヘーゲルはどうのように把握しようとしているのか、我々は以下の順序で考察することにしよう。

II 富と貧困の問題

(1) 若きヘーゲルは富と貧困の対立を極めて深刻なものとして受けとめている²⁾。この考え方方はイエーナよりベルリンへ終生変わらぬヘーゲルの構えであった³⁾。我々はさらに彼が経済分析を本格的に行った市民社会の欲求の体系を見ることにしよう。

ヘーゲルは「自然法および国家学に関する講義」あるいは「法の哲学の講義」のなかで、市民社会の欲求の体系について七度にわたり論究している。各講義の年代記と講義録の翻訳は以下の通りである。

第一回講義：1817/18年 冬学期 ハイデルベルク，§ 1-170

拙訳『自然法および国家学に関する講義』—『法の哲学』第一回講義録，ヴァンネンマン手稿，晃洋書房，2002年。…以下Iと略記する。なおこの講義についてはつきの訳本がある。高柳良治監訳『自然法と国家学講義』法政大学出版局，2007年。
第二回講義：1818/19年 冬学期 ベルリン，§ 1-142

拙訳『自然法および国家法』—『法の哲学』第二回講義録，ホーマイヤー手稿，晃洋書房，2003年。…以下IIと略記する。

第三回講義：1819/20年 冬学期 ベルリン，§ の区分けなし

中村浩爾・牧野広義・形野清貴・田中幸世訳，ディーター・ヘンリッヒ編『ヘーゲル法哲学講義録』—『法の哲学』第三回講義録，法律文化社，2002年。…以下IIIと略記する。リングア手稿も参照。
『法の哲学綱要』ヘーゲル：1820年 ベルリン，ニコライ書店（1821），§ 1-360

藤野涉・赤澤正敏訳，岩崎武雄責任編集『ヘーゲル』所収，中央公論社，1967年。…以下『綱要』と略記する。

第四回講義：1821/22年 冬学期 ベルリン，§ 1-260，§ 261以降は切り取られている。

拙訳『法の哲学』—『法の哲学』第四回講義録，晃洋書房，2009年。…以下IVと略記する。

第五回講義：1822/23年 冬学期 ベルリン，§1-340, C世界史 [§ 341-360] は、訳文で2ページである。

拙訳『ヘーゲル教授殿の講義による法の哲学I』，『同II』—『法の哲学』第五回講義録，ホトーハンド稿，晃洋書房，2005年，2008年。…以下Vと略記する。

拙訳『法・権利・正義の哲学』—『法の哲学』第五回講義録，ハイゼ手稿，晃洋書房，2006年。§ 100-341参照。

第六回講義：1824/25年 冬学期 ベルリン，§1-358

長谷川宏訳『法哲学講義』—『法の哲学』第六回講義録，グリースハイム手稿，作品社，2000年。…以下VIと略記する。

第七回講義：1831年11月10日，11日の二度の講義の後の，11月14日の夜，コレラのため死ぬる。D.F.Strauss手稿—Schiller-Nationalmuseum (Marbach am Neckar) 所蔵。

一般にヘーゲルの『法の哲学』といえば，上記(1821)の『綱要』をさしている。近年，上記の各講義録の解説がすすめられ，それが出版されている。さらに日本語への翻訳もつづきとなされており，研究の一層の進展が期待されている。

さて各講義の「欲求の体系」の論究はいずれも特徴をもち，同時代の反映であるといえるが，さらに検討を加えることにしよう。

III 市民社会の 欲求の体系の経済分析

(1) 市民社会の位置づけ

| | | | | |
|------|---|------|---|-------|
| 家族 | — | 市民社会 | — | 国家 |
| (統一) | | (分裂) | | (再統一) |
| : | | : | | : |
| 愛 | | 利己心 | | 愛国心 |

家族の核心をなすもの，紐帶は愛である⁴⁾。そして家族の資産がこの愛を補完する。

市民社会は家族の分裂態⁵⁾であり，利己心に基づく「各人の各人に対する戦争」⁶⁾の世界，すなわち市場をめぐる苛烈な競争の世界である。

国家は市民社会のこの分裂の止揚態（再統一）であり，家族と市民社会の「眞の基礎」⁷⁾である。国家において精神の紐帶をなすものは愛国心である。

(2) 市民社会の原理

市民社会は，上記のように，利己心に基づく私的な人格の活動の場である。すなわち市場をめぐる熾烈な競争の世界である。とはいへ私的人格による特殊的な目的（利己的な目的）の追求は，他の私的人格のそれを考慮しなければ自己の目的も実現することはできない。私的な人格は「普遍性の形式」を，経済法則を自己に与えることによってのみ自己の欲求を満足させうるのである。かくして利己心の原理は他方で「全面的な依存性の体系」⁸⁾であるといえる。

(3) 国家経済学（スミス，セー，リカード）の登場

国家経済学は大量の現象のなかに法則を，原理を，あるいは，偶然性を貫く必然性を見いだす学である⁹⁾。

(4) A.スミスの受容と批判

ヘーゲルはA.スミスの経済理論から多くのことを学んでいる。とりわけヘーゲルによる中庸の理論—die ruhige Mitte（静かなる媒介）—の発見は，A.スミス『国富論』，第一編，第7章「商品の市場価格と自然価格について」¹⁰⁾に負うものである。

とはいへヘーゲルは価格メカニズムの維持と破綻への対策¹¹⁾を論じており，その限りスミスの市場メカニズム論を凌駕している。

(5) 欲求の体系と労働の体系

ヘーゲルの欲求の体系はイエーナ期に開始される欲求—労働—享受の推理論¹²⁾の展開であると見ることができる。『綱要』のA「欲求の体系」も，a「欲求の仕方と満足の仕方」b「労働の仕方」c「資産」から編成されている。かくして欲求の体系は欲求と享受を媒介する手段である労働の体系であるといえる。この手段が目的活動の要諦をなしている¹³⁾。

(6) 経済活動の担い手—普遍的な資産への参与—

市民社会の経済活動の担い手は実態的な身分、形式的な身分、普遍的な身分である。実態的な身分は土地貴族および農民から、形式的な身分は商工業者から、普遍的な身分は官吏および軍人から成り立つ。これらの身分が社会の普遍的な資産¹⁴⁾をなし、人々はこの資産に参与し、そして分配に与かるのである。かくして万人の依存関係のなかで主観的な利己心の活動が、全ての他人の欲求を満たす手段に、「弁証法的運動」¹⁵⁾に転化する。我々はここにA.スミスの「見えざる手を」¹⁶⁾想起する。

(7) 経済恐慌の発生

ヘーゲルは経済恐慌の原因についてつぎのように述べている。市民社会の禍の本質は、一方では生産物があり余り、他方ではこれに釣り合った消費者が不足するということにある¹⁷⁾。すなわち社会の勤勉力(Betriebsamkeit)が消費を上回ることから生まれる¹⁸⁾。社会の発展と富は生産が増加させられるという作用をもたらす。とりわけこのことは機械の登場によって爆発的に進行する。消費の欲求をはるかに越える比率で生産が上昇する。そして最後には勤勉な人さえも職を失うのである¹⁹⁾。

ヘーゲルのこの恐慌の把握は、当時のフランスの経済学者シモンド・ドゥ・システムディ『経済学新原理』(1819)の影響が考えられる²⁰⁾。システムディによれば、近代社会は一般的な供給過剰、一般大衆の購買力をはるかに越える生産物を市場にあふれさせる²¹⁾。

IV 生存の権利 —ヘーゲルの経済政策論—

(I) 人は生きる権利がある

—Der Mensch hat das Recht zu leben.

生存の権利は人間にあっては絶対的に本質的なものである。この本質的なものを市民社会は配慮しなければならない²²⁾。そのためには人は労働に携わることができなければならない。市民社

会の原理は各人が自己の仕事を持つことである。この仕事をもつこそ諸個人の自主独立と誇りの感情の土台であり、自由の礎である²³⁾。

(2) ポリツァイ(福祉行政)論とコルボラツィオーン(職業団体)論

市民社会の枠内での公的な任務はつぎの通りである²⁴⁾。

a 商品の品質と価格の監視機構 b 営業身分と農業身分との均衡のとれた発展の政策 c 新しい機械の導入と失業者への配慮の政策 d 税をめぐる政策 e 貧民対策 等。

V むすび

我々は以上のようにヘーゲルの政治経済学の概要を描写してきた。市民社会は富と貧困の対立という禍をもっている。禍は近代社会を悩まし続けている。この問題はどのように解決されうるか。

市民社会は二つの原理をもつ。主たる原理は営業の自由である。人は利己心に基づいて最大の利益を追求することができる。もうひとつの原理は人間は生きる権利をもつということである。そのために各人は労働する権利をもつ。この権利こそが各人の独立性と誇りの感情を保障し、自由の礎をなすものである。

とはいっても経済危機は時として二つの原理を破壊する。今日においてもなおこれらの原理は実現されてはいない。にもかかわらずこれらの原理は市民社会に生き続けている。

ヘーゲルの根本的な観点は人間の、市民の、国民の、世界市民の立場にある。我々はヘーゲルの立論に大いに学ばねばならない。

注

- 1) 描稿「ヘーゲルにおける富と貧困の対立と社会的な調整機能—ポリツァイ論の分析—」、『21世紀の唯物論』、文理閣、2008年、所収、参照。
- 2) G.W.F.ヘーゲル『イエーナ精神哲学』(1805/06)、拙訳、晃洋書房、1994年、75 - 77頁。ヘーゲル『人倫の体系』(1802/03) 上巻精訳、以文社、1996年、149 - 150頁。
- 3) ヘーゲル『法の哲学綱要』(1821) § 244参照。
- 4) 同書§ 158, 170およびV 305頁参照。

- 5) 同書§182以下, III 98頁およびV341頁参照。
- 6) T.ホップズ『リヴァイアサン』(一) 水田洋訳, 岩波文庫, 1996年, 210頁以下参照。
- 7) 『綱要』§256およびV434頁参照。
- 8) 『綱要』§182,183およびV340-343頁参照。
- 9) 『綱要』§189およびVI 377-378頁。
- 10) A.スミス『国富論』<上>, 水田洋訳, 河出書房新社, 1974年, 55頁。
- 11) ハーゲル『人倫の体系』(1802/03) 上妻精訳, 以文社, 1996年, 143-144, 146頁。
- 12) 拙稿「ハーゲルの政治経済学の研究」, 牧野広義・藤井政則・尼寺義弘編『現代倫理の危機』文理閣, 2007年, 所収, 同書第8章参照。
- 13) 拙稿「ハーゲルの『理性の狡知』と目的活動」, 前掲『現代倫理の危機』所収, 同書第9章参照。
- 14) 拙稿「ハーゲルの普遍的資産の概念について」, 『阪南論集』社会科学編第42巻, 第1号, 所収, 2006年11月。I 154-167頁参照。
- 15) 『綱要』§199, VI 204-205頁, V369-371頁およびVI 392-394頁参照。
- 16) A.スミス『道徳情操論』(下), 未来社, 1994年, 394頁。スミス『国富論』<上>, 376頁。
- 17) 『綱要』§245参照。
- 18) V428頁。
- 19) VI 244-247頁, VI 482頁。
- 20) S.シスモンディ『経済学新原理』(下) 菅間正朔訳, 日本評論社, 1950年, 第7編, 第7章, 参照。
- 21) シスモンディ「生産と消費の均衡について 一リカ アドウ氏の一門弟に反論する一」斎藤佳倍訳, 平瀬巳之吉編『経済学・歴史と現代』時潮社, 昭和49年, 所収。同書112頁以下参照。
- 22) I 189-191頁, II 139-142頁。
- 23) 『綱要』§245参照。
- 24) I 194-198頁。拙稿「現代の日本経済と経済倫理の危機」, 前掲『現代倫理の危機』所収, 同書第7章参照。

(にじ よしひろ 阪南大学)

A・スミスとJ・ロールズ、 そしてA・セン —A・スミスと現代—



NAKAMURA Koji
中村 浩爾

I はじめに—センの視点—

ロールズ研究の立場からは（とくに正義論に重点を置く法哲学においては）、スミスとの関わりはあまり論じられて来なかった。その原因は、功利主義の克服を目指したロールズが、スミスを古典的功利主義者と位置づけたことにある。他方、スミス研究においても、ロールズとの関係が論じられるることは少なかった。

しかし、A・センは、ロールズとスミスが不平等を是正すべく構想した正義モデルがいずれも「公平さ」を基準としていることに着目する¹⁾。

II ロールズのスミス解釈

(1) 古典的功利主義者としてのスミス

まず、ロールズにおけるスミスの扱いであるが、たしかに、『正義論』のはじめの部分 (J. Rawls, *Theory of Justice*, 1971, p. 22) では、スミスを古典的功利主義者の一人として位置づけ、シジウイックやベンサムと同じ扱いをしている。しかも、次に見るように、単に思想傾向が似ているという

ことではなく、スミスの「公平な観察者」というアイディアを功利主義原理としてとらえている。

(2) 古典的功利主義の失敗と原初状態の仮定の正しさ

ロールズは、古典的功利主義と正義の二原理との違いについて次のように述べる。「原初状態 (original position) における諸当事者は、平均効用の最大化という原理に味方する古典的原理を拒絶するであろう。彼らは、彼ら自身の利益を増進することに关心があるので、満足の総量（または満足の純収支均衡）を最大化しようとは思わない。同じ理由で、彼らは正義の二原理を選好するであろう。それ故、契約論的観点からすれば、古典的原理はこれらの両選択肢の下位に位置づけられる。したがって、それは、全く異なった起源を持たなければならない。なぜなら、それは歴史的に、最も重要な功利主義の形態であるからである。それを信奉する偉大な功利主義者達は、たしかに、それが、我々が原初状態と呼ぶ状況において選択されるという誤解をしているわけではない。彼らの中の幾人か、とくにシジウイックは、明らかに、平均原理を選択肢の一つと見なし、それを拒絶した。我々は、第1章において、古典的な見方は公平な共感的観察者 (impartial sympathetic spectator) の概念に密接に関係していることを見た」(TJ, ch. 3, pp.183-184) と。

次いで、ロールズは、次のようなヒュームとスミスの定義に注目する。「何か（たとえば社会制度）は次の場合に正しい。すなわち、理想的に合理的かつ公平な観察者が総合的観点からそれに賛成する場合である。ただし、彼が状況に関するすべての重要な知識を持っていれば話である。正しく秩序付けられた社会（a rightly ordered society）²⁾は、そのような理想的な観察者からは認められるような社会である（TJ, p. 184）」（傍点筆者）。

そして、その検討の結果、次のような見方に到達する。すなわち、公平な観察者の要素は、公平さ、重要な知識の所有、そして想像的同一化の能力であり、「原初状態においては、これと対照的に、当事者達は、共感的というよりむしろ、相互に無関心であるが、彼らの自然的資質や社会的地位についての知識を欠いているので、彼らの取り決めを一般的な仕方で見るよう強いられる。」公平な観察者の立場は、満足の正味の総量の正しい評価ということに帰着し、原初状態の当事者の立場は、正義の二原理に至る（TJ, pp.186-187）と。

つまり、二つの立場は、「共感的」と「相互無関心」という対極的なものとして特徴付けられている。

ロールズによれば、ある意味では、古典的功利主義は個人間の違いを厳密に考えることに失敗しており、「公正としての正義の観点からすれば、原初状態にいる人々が、公平な共感的観察者の是認を、正義の基準として承認するであろうという理由は存在しない。これを承認することは、まったく、共感的観察者の是認を効用と等価とみなす古典的な原理の欠点である。しかしながら、もし、当事者達が、完全な利他主義者、すなわち自分の欲求をそのような観察者の是認に従わせる人々であるなら、その時には、その古典的な原理は勿論、選択されるであろう（TJ, pp. 188-189）。」ロールズは、これを「予期せぬ結論」と言うが、この推論においては、利己的個人を前提にしているはずの功利主義が、その反対物たる利他的個人に至るという意味では、確かにそう呼んでもいいであろう。しかし、利己的なるものと利他的なるものとの交錯は、はやくから言われており（たとえば、河上肇のように）、このようなロールズの推論は真新しいものではないばかりではなく、この推論自体にスミス解釈上の問題が既に現れているかもし

れない³⁾。また、この個人間比較の可能性こそ、ロールズとセンが鋭く対立する点である⁴⁾。

その点は措くとして、ロールズからすれば、「完全な利他主義者」は存在しえないので、公平な判断の保証は別のものに求めなければならず、それが「原初状態において選択される原理」である。「幾人かの学者は、公平な共感的観察者というアイディアが公平さの正しい解釈であると信じるが故に、功利主義原理を受け容れて来た。実際、ヒュームは、それが、道徳判断が首尾一貫し整然となりうる唯一の視角を提供すると考えた。さて、道徳判断は公平でimpartialである、あるいは、公平であるべきである。しかし、これをかなえる別の方法、すなわち、それを参照することによって我々の正義に関する判断がまとめられる別の観点が存在する。すなわち、公正としての正義が我々の欲するものを提供してくれる。公平な判断は、原初状態において選択されるであろう原理に従わせられるものだと、我々は言うことが出来る。…公平性を、他者の相反する利害に、あたかも自分のものであるかのごとく反応する共感的観察者の立場から規定するのではなく、当事者自身の立場から規定する（TJ, pp. 189-190）。」

ロールズから見れば、功利主義ドクトリンの誤りは、「非個人性impersonalityを公平性impartialityと取り違えていること」（TJ, p. 190）である。

III ロールズの スミス解釈への疑問

(1) スミスは功利主義者か？

たしかに、法哲学にとってお馴染みの、スミスは自然法論者か、それとも法実証主義者か、という文脈においては、法実証主義者ベンサムに接近しているという見方がある⁵⁾。つまり、スミスを功利主義者と見るのには根拠があり、功利主義（スミス）vs. 反功利主義（ロールズ）という対立図式が描ける。

しかし、田端博邦はスミスとベンサムの違いを次の諸点に見出す。「自己利益」は、スミスにとっては手段だが、ベンサムにとっては目的である。スミスにとって、「見えざる手」の効果を得るた

めには、相応の社会的倫理や法的規範が必要であるのに対して、ベンサムにとっては、最大限の「レッセ・フェール」が「見えざる手」の帰結である。たとえば、利息制限法の法規制を支持するスミスへのベンサムの不満にそのことが示されている。「見えざる手」のベンサム的解釈は、今日のネオ・リベラリズムに継承されていると⁶⁾。

センの場合は、次の如くである。ロールズは古典的功利主義者の中にスミスを含め、ヒューム＝スミスとした上で、ヒュームを使って論じている。しかし、スミスは功利主義者ではない。ロールズのスミス解釈とロールズの「公平な観察者」の使い方はまったく間違っていると（A・セン「開かれた不偏性と閉ざされた不偏性」）⁷⁾。要するに、ロールズがスミスの公平な観察者（impartial spectator）に注目し、それを生かしていることは評価するが、ロールズのスミス解釈やロールズの公平性impartiality概念が持つ閉鎖性に対しては批判する。

このように、ロールズのスミス解釈には問題がある。その原因は、おそらく、ロールズ自身は功利主義の克服を目指したが、ゲーム理論、とくにマクシミン・ルールの採用や、格差原理の導出において、実は功利主義を受け容れていますにあらう。

（2）「公平な観察者」の閉鎖性

センによれば、ロールズは「公平な観察者」という構想を「理想的な観察者」アプローチの特殊な例と解釈し、公正としての正義と対立しないという。しかし、これはスミスの構想とは違う。なぜなら、スミスは、「公平な観察者」に契約を超えることを要求するから、すなわち、遠く離れた、また近くにいる「眞の観察者」の視点から「他者の目」で見るようるものごとを見ることを要請しているからである（セン前掲論文、178－9頁）。

センによれば、ロールズの「閉ざされた公平性（closed impartiality）」の限界は次の3点に集約される。①手続的偏狭 「閉ざされた公平性」では、公正な判断をする手続は、焦点集団focal group〔中心となる特定の集団—筆者注〕自体のメンバーにだけ求められ、その外部の者は無視される。その結果、焦点集団自体が共通に偏見や偏りをもつことになる。②包摶的矛盾 任意の焦点集団によってなされる決定がその集団自体の規模

や構成に影響を与え得る場合には、集団を「閉ざす」という実践において矛盾が生じ得る可能性がある。つまり「集団の可塑性」の問題である。（③排他的無視 ロールズの「万民の法」におけるような、閉ざされた公平性の多段階的定式化によっては解決できない（同、187－201頁）。

センは、このように、ロールズの「閉ざされた公平性」の問題点を指摘し、それに対して、スミスの「公平な観察者」はそれらの欠陥を免れていると言う。

まず、「手続的偏狭さ」について言えば、スミスはローカルな社会慣習の保持によって強い影響をうけた偏狭な思考の事例（嬰児殺しなど）を挙げて、慣習をより客観的に精査しなければならないが、ある処罰が衡平に思えるかを理解するためには「人類の残りの目 eyes of the rest of mankind⁸⁾」が必要であると言う。スミスの「公平な観察者」の場合、その観察者は必ずしも焦点集団に属している必要はないのである。ロールズは、閉鎖性が、万民の法によって、解決されると言うが、諸国民の間の関係と、それぞれの国民が選ぶ体制の問題とは全く別問題である。第二に、「包括的矛盾」について言えば、スミスのアプローチは、この問題を免れている。なぜなら、スミスのいう「抽象的で理想的な観察者」は一人の観察者であって、集団ベースの契約実践に対する「参加者」ではないからである。第三に、「排他的無視」について言えば、スミスの「公平な観察者」という概念装置には、これを解決する洞察力がある。「公正としての正義」が非対称な正義であるのに対して、「開かれた公平性」は対称的な正義であって、その実践は、国家を超えた個人間の関係であり、グローバルなものである。「地球上の全住民をべつべつの国家や人民に分割すること〔ロールズのやり方—筆者注〕が区分の唯一のやり方ではない（同、197頁）」。人権の概念も同様であると。

センによれば、スミスの「公平な観察者」はロールズやカントと類似している。しかし、スミスのそれは、閉ざされた公平性を基礎とする政治優先的な正義論の判断基礎よりも普遍的である。（同、176頁）。ロールズの推論の本質部分は事前契約の熟慮にあり、それは公正な仲裁を含むスミスの手続に沿ったものになっている。ただし、ここでも、参加の実践における「閉鎖的」な性質が

露呈する（同、182－183頁）。

このように、センは、ロールズの推論の優秀さを認めながらも、その限界を見極めるというスタンスであるが、傍点部に注目したい。いずれも、スミスの現代的意義を感じさせるものであるが、とくに「人類の残りの目」への着目は、それが「法学講義Aノート」中のものであるだけに、センのスミス理解の深さを窺わせるものであり、スミス研究にとっても示唆を与えるものである。

(3) 万民の法によって閉鎖性が解消されるか

ロールズは、個人間比較は可能だという立場をとり、センのケイパビリティ・アプローチは不要だというが（『万民の法』、18－19頁），それはともかく、我々の文脈では、スミスがグローバル正義を主張したかどうか、ロールズの万民の法が『正義論』の拡張として成功しているかどうか、そして、スミスの正義とロールズの正義がどのような関係に立っているかが、最大の論点であろう。佐伯啓思は、通説ではスミスは重商主義を批判してグローバル経済を主張したと言われているが、逆ではないかと言う⁹⁾。しかし、それは、経済に偏った見方であるだけではなく、グローバルとインターナショナルの区別もなされていないと思われる。正義の観点から見た場合、センの言うように、グローバル正義とインターナショナル正義の区別が存在するのであって、スミスがグローバル正義を主張するのに対して、ロールズはインターナショナル正義の次元に止まっているように見える。たしかに、ロールズの構想においても、国家よりも個人、インターナショナルよりグローバルという指向は見られる（『万民の法』、31－39頁）。しかし、結局は、国家単位の国際関係という構図からは脱しきれていない。もし、国家よりも個人を重視するという姿勢を貫くつもりであれば、主体は集合的な"people"ではなく"individual"でなければならない。

それは、いったん閉ざしたものを、後に開くというロールズの正義論および万民の法の構想がはじめから持っている限界である。「閉ざされた公平性」は、閉ざされる段階ですでに、センの言うような限界を持たざるをえないと思われる。

IV A・センのスミス解釈

(1) 市場の役割について

センによれば、スミスは市場万能論者ではなく、介入の必要を認めており、その根拠は、社会的浪費と生産的資本の喪失へのスミスの懸念であるとする¹⁰⁾。つまり、スミスは、有名な「肉屋一酒屋一パン屋」の例を「浪費家一山師」の例によって修正したというのがセンの解釈であって、センはそれを一般化して、市場の役割を批判的に見る必要性を説くのである（『自由と経済開発』、139－142頁）。

「スミスは、市場がうまく機能した分野については市場の利用を強く提唱したが、彼ですら、特定の規制の提案が意味を持つかもしれない経済状況、あるいは市場に可能なことを補うために非市場的な制度が大いに必要とされるような経済分野を調べることをためらわなかった（同、139頁）」。『市場メカニズムに関するスミスの分析から学ぶべき教訓は、市場に対する一般的な『肯定』か『否定』かの態度から政策的な結論に飛躍する壮大な戦略ではない。…実際の可能性を批判的に評価しなくてはならない（同、142頁）』。

(2) 「自己利益」について

センによれば、スミスが自己利益にだけ注目したというのは歪んだスミス像であって、スミスの見解にとって重要であったのは「能動者の気持ちと観察者の気持ちとが合致すること」であった。誤解の原因是、「肉屋一酒屋一パン屋」の例を過大評価したことにある。

スミスの介入主義的論理における基本的な主張は、市場が出すシグナルは誤っている可能性があり、間違った、あるいは近視眼的な事業の私的な追求、社会的資源の私的な浪費の結果として資本が浪費されることが自由市場の帰結かもしれないということである（同、139－142頁）。

V センのスミス解釈の検討

田端博邦は、「自己利益」と「市場」に関して、

スミスとセンを検討する。田端によれば、スミスにおける「自己利益」の位置は単純な利己主義と異なる（田端「『自己利益』と市場」、681頁）。スミスにおいて、「自己利益」が市場経済の基本的な動因になっていることは明らかである（同、683頁）。しかし、「自己利益」の追求は、それ自体が目的ではなく、手段である（同、683-684頁）。

センが重視したのは、効用（功利主義者がいうような）でも、基本財（ロールズによって主張された）でもなく、「実行能力capability¹¹⁾」である。センの議論は、新古典派的な理論の柱となっている「自由な個人」の命題が、社会経済的な条件を抜きにしては議論し得ないものであることを意味している。センの議論は、スミスが問題としえなかつた、いわば「市場」の前提にかかわるものであるといってよい（同、685-688頁）。

センによれば、純粋の自己利益を基礎とする個々人の行動が「見えざる手」を通じて、社会全体の富を増大させるという現代経済学のスミス理解は誤っており、また、本来のスミスの理論と異なる現代経済学の理論そのものも妥当ではない（同、690頁）。

センはスミスを再読して、スミスの理論に、規範や制度の重要性が十分に認識されていたと主張する。「…マンチェスター自由主義者たちは、貪欲と自己愛の勝利のために闘ったわけではない。彼らの人間観には、広範な領域における価値（観）が含まれていた。」（田端、前掲書、694頁、A. Sen, *Development as Freedom*, pp. 262-263）。センは「交換」の場面と、「分配と公平、生産効率」の場面を区別し、後者については、「自己愛」よりも広い「社会的規範」が必要であるとしている。しかし、「交換」の場面でも、倫理的な価値や制度が必要だとしている。そして、それは、スミスの考えであろうと（田端、694-6頁）。

他方、センは、人間の「合理的行動」には、「自己利益」に基づくもののはか、これを拡張することによって得られる「同感（または共感）」に基づくもの、さらに自己犠牲をも部分的に含みうる「責任感」に基づくものがありうるとする。ここには明らかに「公平な観察者」の論理との重なりがある。

結局、真の「自己利益」（スミス＝セン）は、「貪欲＝狭い自己利益＝他者への共感を含まない

もの」と対立するのである。センによれば、「社会的規範」は、人ととの関係、コミュニケーションをつうじて形成される（田端、696-7頁）。

VII おわりに

ここには多くの示唆があるが、いくつかだけを確認しておきたい。第一に、利己か利他かという二分法的な問題の立て方に問題があり、もともと「利己心」や「自己利益」の追求は、「利己と利他是同一」（河上肇）あるいは「利己主義から利他主義への転換」（ロールズ）と言われるように、単純なものではなく、「真の自己利益」と「狭い自己利益」との区別が必要だということである。

第二に、「閉ざされた公平性」（ロールズ）には限界があるとはいうものの、「開かれた公平性」（スミス）には可能性があり、そこにスミスの現代的意義の一つがあるということである。

第三に、「人類の残りの目」（「法学講義Aノート」）への着目は、スミスにおけるグローバリズムを表している。そして、それは、国際的正義（ロールズ）に対するグローバルな正義（スミス）の優位性を示している。

第四に、グローバルな正義という観点は、「国家の安全保障」に替わる「人間の安全保障」（センが提唱している新たな安全保障）を基礎付けるものであり、国家を前提とする人権概念の再検討を要請するものである。

第五に、センは、スミスにおける規範や制度の重要性を重視し、更にそれを発展させ、交換と配分の場面に分ける。後者において、規範や制度が必要だが、前者においても、必要だとしている。これは、スミスにおける『法学講義』と『国富論』との関係を考える上で示唆的である。つまり、もし、スミスがセンと同じ考え方であったなら、『法学講義』は単なる仮設的構築物には止まらなくなるからである。なぜなら、『法学講義』の対象は交換的正義に限定されているが、『国富論』の中で交換的正義と配分的正義の関係はどうなったのか、また、『法学講義』の議論は『国富論』の中に吸収され尽くしたのか、という問題である。『法学講義』研究の重要性は、上述の第三点、すなわち、「人類の残りの目」という視点からも言

えることである。

*本稿は、基礎経済科学研究所春季研究交流集会（2009年3月）分科会2-B「社会思想と現代」での報告に手を加えたものである。

注

- 1) アマルティア・セン著／石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社，2000年，105－106頁。
- 2) ロールズの"well-ordered society"との異同が一つの問題であろう。
- 3) 「140年前に自己利益是認の教義をもって創設され、一たび倫理学の領域外に脱出せしわが経済学は、今やまさにかくのごとくにして自己犠牲の精神を高調することにより、その全体をささげて再び倫理学の王土内に帰入すべき時なることを。もしそれ利己といい利他というも畢竟は一のみ。」河上肇『貧乏物語』岩波文庫，昭和22年第一刷，149－150頁。
- 4) ジョン・ロールズ著／中山竜一訳『万民の法』岩波書店，2006年，19頁。
- 5) 石井幸三「アダム・スミスは自然法論者か？—法思想からの覚え書き」『龍谷法学』，第19巻第1号〔昭和61年6月〕。
- 6) 田端博邦「『自己利益』と市場—アダム・スミスとアマルティア・セン—」戒能通厚・原田純孝・広渡清吾編，渡辺洋三先生追悼論集『日本社会と法律学—歴史、現状、展望』日本評論社，2009年3月，698頁。
- 7) アマルティア・セン／後藤玲子著『福祉と正義』（東京大学出版会，2008年）第5章，180頁。後藤訳ではimpartialは「不偏的な」となっているが、より一般的で、「普遍的な」と間違えられるおそれもない「公平な」という訳に変更した。
- 8) R. L. Meek, D. D. Raphael and P. G. Stein, eds. (New York: Oxford, 1978; reprinted Indianapolis: Liberty, 1982) , Smith, *Lectures on Jurisprudence*, p. 104. この講義録は一般に「Aノート」と呼ばれている。
- 9) 佐伯啓思『アダム・スミスの誤算』PHP新書，1999年，209－213頁。
- 10) 河上肇は、同様に浪費を問題にし、この例に言及していたにもかかわらず、スミスを個人主義者、放任主義者として批判している。
- 11) 牧野広義『自由のパラドックスと弁証法』青木書店，2001年，209頁，参照。もっとも、牧野自身は、その後、この訳語を用いていない。しかし、私は、一般に用いられている「潜在能力」よりも、この訳語の方がセンの意図に適っていると考える。

(なかむら こうじ 所員

大阪経済法科大学名誉教授)

格差と規範哲学

本稿ではまず、経済行為に対して規範の有する意義を一般的に述べ、次いで規範を代表する正義概念に焦点を当て、正義が社会的正義へと発展する経緯を論じ、最後に、ロールズの社会正義論について、その意義と限界を論じた。



USUI Toshimasa
碓井 敏正

I 規範と経済学

2008年秋に始まったアメリカ発の金融危機は、野放図な新自由主義的経済政策の破綻を示す結果となった。言うまでもなく、新自由主義的政策の根本には、自生的な経済秩序にできるだけ人為的な介入をしない方が好ましい、というハイエク以来の考え方がある。したがって新自由主義政策の失敗は、このような思想のはろびをも意味しているのである。

ところでハイエク的な思想は、経済活動がその他の人間活動から相対的に自立し、独自の運動法則を確立したことを前提としている。これはマルクス的な言い方を借りるならば、物象化という概念で表わすことができる事態である。しかし近代以降の経済活動がこのような性格を獲得したとはいえ、経済活動は本来、人間生活の福利向上という大目的を離れて存在すべきものではない。それどころか、経済は人間の福利に役立つようにコントロールされることによって、はじめてその存在価値を示すことができるるのである。

経済のヨーロッパ語の語源がギリシャ語のオイコノミー（家政）であること、そしてその元になっているのが、オイコス（家族）であることはよく知られている。すなわち経済はもともと家族経

営をいかにうまく行うかという、身近な生活規範と結びついているのである。アリストテレスは『政治学』（第1巻、9章）の中で、疎外された経済活動、すなわち富の追求を自己目的とするような経済活動を、家政学と区別して、商人的取財術と呼んでいるが、そこにはすでに、経済活動に対する明確な批判的規範意識が現われているのである。なお日本語の経済という言葉が、中国の古典における経世済民あるいは経国済民から由来するという事実も、この点を傍証している。

中世において、経済に関する規範を提供したのがキリスト教を始めとする宗教であることは言うまでもない。「神と隣人への愛」を説くキリスト教では、利子の制限に象徴されるように、経済活動は厳しい倫理的規制の下にあった。現在でも、A・マッキンタイアのようなキリスト教系のコミュニティarianは、共同体の絆を解体する傾向があるという理由から、経済活動一般に対して警戒的である¹⁾。

ただウェーバーによるプロテスタンティズムの分析にあるように、近世においては、職業生活と信仰との内的調和が図られ、宗教的規制が後退することは周知のとおりである。

その後、A・スマスの時代になると、自愛心に基づいた経済活動が宗教的規範のくびきから大きく解き放たれる。もちろんその背景には市場経済の台頭があるが、同時に個人の利益追求が社会全

体の利益と一致するという、楽観的確信が存在していた。このような確信なしに自己利益の追求を容認することは、社会的動物としての人間にはもともとできないことなのである。スミスにとっての最大の問題は、むしろ市場の不在によって特権的有力者が不当な利得を得ることだったのである。

『道徳感情論』における同感の分析にあるように、スミスにとって自愛心（Self-love）と同感（Sympathy）という相対立する人間的感情は、「想像上の立場の交換」を通して両立可能とされる。このように、資本主義の台頭期においては、「富への道」と「徳への道」とは予定調和的関係にあると信じられていた、言い換えるならば、規範と経済との関係は、いわば蜜月関係にあったわけである²⁾。

II 正義論の展開 —個人から社会へ—

しかし規範と経済活動との蜜月は、そう長くは続かなかった。一方での富の蓄積を、他方で貧困の蓄積を生む資本主義の矛盾は、「富への道」と「徳への道」とをいやがうえにも引き離すことになる。人々はそこで新たな規範、しかもそれはもはや信仰に関わる個人的な規範ではなく、経済活動をはじめ、社会全体を規制する規範を求めることがある。その規範の中心に位置するのが正義である。なぜなら正義こそロールズが言うように、「社会制度の第一の徳目（virtue）だからである」。しかし正義を社会制度の第一の徳目とするには、長い時間の経過が必要であった。このこと自体、規範概念のあり方として重要であるので、ここで正義概念の系譜について概観しておこう。

正義はもともと、個人間関係を規制する概念であった。「目には目を、歯には歯を」という応報的刑罰觀が古代バビロニアのハムラビ法典に登場し、キリスト教やイスラム教の教義へと引き継がれるが、これはいわば「法廷の正義」と呼ばれるべき正義である。もちろん「法廷の正義」は現代でも正義概念の重要な一側面であるが、スミスの時代においても、この種の正義がもっぱら正義概念を代表していた。スミスは『道徳感情論』や『法学講義』において、正義（justice）概念を多用して

いるが、それは「所有權の維持」や「行為の適宜性」（propriety）の意味で使われており、配分的正義を含意するような使用法はない。私的所有權の確保を前提とした個人の利益追求と、社会的福利とが、「神の見えざる手」によって調和すると考えられていたスミスの時代では、これ以上の意味で正義を考える必要は無かったわけである。

正義概念が展開するのは、この「神の見えざる手」に対する信用が失墜することによって、すなわち資本主義の矛盾が明確になってからである。貧富の格差や失業の存在は、社会全体を規制する新たな規範概念を要求した。それが社会正義である。これ以降、社会正義は正義概念の重要な一側面となる。ロールズの正義も、正確には社会正義の意味なのである。

社会正義が正義の主要な側面となるのは、J・S・ミルにおいてであった。ミルは正義の伝統的な意味を認めながら、それを社会的利益の立場からとらえたおそらく最初の近代思想家であった。『功利主義論』におけるミルの問題意識は、正義を功利主義の立場から解釈することであるが、その中でかれは社会的・個別の正義の最高基準として、「社会につくした人々全部を、等しく優遇すべきである」³⁾という命題を上げている。これこそ社会正義の基礎となる命題と言うべきであろう。というのは、「等しいものを等しく扱う」という命題こそ、正義概念の中核だからである。

この正義觀の背後には、懸命に働いても報われない労働者階級の存在があった。ミルは自由放任主義を経済の原則としながらも、貧困を始めとする社会問題を解決するために、富の再分配を強調する。配分的正義こそ、「法廷の正義」と並んで、近代的正義の中心に位置する正義なのである。

III 規範（社会正義）への反論

社会正義の名によって経済過程をコントロールすることは、資本主義の矛盾を緩和し、社会的結合を維持するために不可欠の要請であった。しかし社会正義のような抽象的、人為的理念を社会変革のテコとすることに対しては、古来から様々な批判がある。この点を吟味しておくことは、経済過程に対する規範的対応の有効性を問う上で、不

可欠の作業となる。その点でまず問題とすべきは、正義概念の階級性、人為性を主張する議論である。

古代アテネのソフィスト、トラシュマコスは、正義とは支配階級の利益の表現に他ならないとして、その階級的で相対的な性格を指摘した。また近代ではイタリアの社会学者パレートが、マキアベリ的現実主義の伝統にならい、正義の虚構性を強調した⁴⁾。

正義の虚構性、階級性をもっとも根本的かつ全面的に批判したのは、マルクス主義であった。エンゲルスは『空想より科学へ』において、空想的社会主義のモットーであった「永遠の正義」は、ブルジョア的法律として実現したと述べ、社会正義の階級的性格を指摘したが、マルクス主義の正義批判は社会正義の批判に止まらず、「法廷の正義」についても批判の対象とする点でより原理的である。というのは、私的所有と契約の順守こそ、ホップズからヒューム、スミスにいたる近代思想家が、正義の根本にすえた中心概念であったからである。

しかしマルクス主義によれば、私的所有は永遠、普遍のものではない、したがって私的所有を基礎とする正義観も、永遠普遍ではなく、歴史的に相対的なものに過ぎない。私的所有が廃棄されれば、現在の支配的な正義や道徳は時代遅れのものになるであろう。このような議論は、上部構造としてのイデオロギー（正義概念を含む）が、経済的土台によって規定されるという、『経済学批判』の序言における史的唯物論の公式からすれば、当然のことであった⁵⁾。

社会正義への批判は、現代ではマルクス主義とは全く逆の立場からもなされている。それは社会主義経済やケインズ型国家の不調（政府の失敗）を背景として力を得た、各種の新自由主義的思想である。それは自由擁護の立場から、正義の名による自生的秩序への介入に反対するハイエクのような思想家であり、結果の平等と福祉国家を批判するフリードマンのような経済学者であり、また社会正義の名による富の移転を拒否するノージックのような哲学者であった。かれらに共通するのは、個人的自由を擁護するために、政府による社会過程に対する人為的規制と、またその根拠となる社会正義を否定する点にある。

冒頭でも述べたように、経済過程は人間の営みから成っているが、同時に個人の意思を越えた固

有の法則性を有している。またその前提にはハイエクが考えたような、市場の自生的性格（Spontaneity）が存在する。したがって、市場を完全廃棄して指令的計画経済で置き換えるような、ソ連型の実験は無謀といわざるを得ない。万人の人格の尊厳を守るために、社会正義の名による富の再配分が必要であるとしても、それは市場経済から生じる果実を前提としたものでなければならない。また個人の自発的活動や自由主義的な民主主義が、市場経済を基盤としていることも認めなければならない。その意味で、マルクス主義的な正義批判も、新自由主義的な正義批判もともに斥けられねばならない。

IV ロールズ正義論の意義

第2節で述べたように、社会正義を現実化するために重要なのは配分的正義であるが、現代における配分的正義の必要性とその意義について、ここで改めて考えてみよう。第一にあげるべきは、新自由主義的政策によって拡大した、貧富の格差拡大と貧困層の増大の問題がある。特に貧困の問題は、生存権に関わる問題として、国家の積極的な再分配政策を求めている。ところで、再分配政策が問題となる前提には、資本主義体制の相対的安定という現実がある。資本主義の矛盾は生産手段の所有形態の革命的変革によってではなく、規制された市場が生み出す富の再分配によって解決されることを基本とする以外ないのである。

さてロールズの正義論は、上述の配分的正義を含め、現代社会を社会正義の観点から総括する視点を提供した点で、画期的な意義を有している。現代における規範哲学の活性化は、ひとえにかれの『正義論』（1971年）にあると言っても過言ではない。以下にロールズ正義の二原理の最終的定式を示しておく。

第一原理

各人は、全ての人の同様な自由の体系と両立する平等な基本的自由の全体体系を最大限度までもつ平等な権利を有すべきである。

第二原理

社会的、経済的不平等は、それらが次の両者であるように取り決められるべきである。

- (a) 正義に適う貯蓄原理と矛盾せずに、最も恵まれない人の便宜を最大化すること。
- (b) 公正な機会の平等という条件の下で、全ての人に解放されている職務や地位の結果であること⁶⁾。

なおロールズ正義論を理解する前提となるのは、かれの人間観である。人間は社会的協働から利益を受ける存在であるが、同時に協働から生じる富の取り分をより多くしようという性向を有している。もちろんかかる性向があるからこそ、正義が求められるわけである。仮にわれわれの社会が利他的な人間から成っていれば、正義の必要はないであろう。しかしロールズはそのような人間観を採用しない。ロールズの正義論の前提には、かかる近代市民社会的な人間観が存在するわけである。

ところでこの定式においては、第一原理（平等な自由の原理）は第二原理（a 格差原理、b 機会の平等）に優先し、第二原理では（b）が（a）に優先する。この優先順位から分かるように、ロールズにとって何よりも重要なのは、自由であった。自由こそ人格の尊厳を担保する最重要条件なのである。したがって自由は自由以外のもの、すなわち経済的理由や多数者の社会的便宜によって制限されてはならない。これは近代憲法における人権の立場と一致する。機会の平等が格差原理に優先するのは、この点と関係している。機会の平等は平等の中でも、もっとも自由に近いからである。

しかしこの原理だけでは、社会正義としては不十分であることは言うまでもない。ロールズは市場経済を体制超越的な存在として擁護するが、同時にその矛盾についてもよく認識している。それ故、経済的過程は分配の正義に適う立法に従わねばならない。格差原理はこのような背景で機能する。ロールズが自ら述べているように、この原理は博愛の精神を表している。このようにロールズは、近代的自由の平等な配分（例えばアメリカの黒人マイノリティに対する）の実現、言い換えるならば人権の普遍化を企図すると同時に、社会連帯の絆を守ろうとするのである。その意味で、彼の正義論は近代市民社会の理念を、現代的文脈において具体化しようとする良質の議論ということができる。

V ロールズ格差原理の意義と限界

ロールズの正義論は、その原理的、総合的性格のために、大きな賛同を得ると同時に、様々な批判に晒されることになる。批判の多くは、ロールズの基本的立場を了解しながら、それを深める立場からのものである。それらはロールズの基本財（自由や富）の配分を潜在能力の実現の立場から深めるべきとしたA・センの批判、また正義の領域的多元性を主張するM・ウォルツァーの批判、それにロールズ正義論の国民国家的制約を指摘したC・ベイツ、T・ポッゲなどからのもの、またロールズ的主体の無内容な性格に対するサンデルのような、コミュニケーション的立場からの哲学的批判などがある。しかしここでは、新自由主義的政策による格差の拡大との関連で、格差原理の意義と限界を論じることとする。

この点でのわれわれの問題意識は、ロールズの格差原理が現実の格差に対して、はたして規範的な有効性をもつのかという点にある。この問題の考察に際してまず注意すべきは、格差原理は格差の許容条件を指定するところにあり、格差の縮小を意図するものではないということである。簡単に言えば、格差が拡大しても不利な立場にある者の福利が向上すれば、問題はないわけである。このような議論の前提には、秩序ある社会の成員は、合理的で嫉妬深くないという人間的前提があると同時に、経済的不平等よりも市民的、政治的不平等の方がより重要であるというロールズの認識がある。

後者の認識の背景には、公民権運動が盛んであった1960年代の多民族国家アメリカの現実がある。民族的マイノリティの尊厳を一番傷つけるのは、経済的格差よりも政治的不平等（市民権の否定）だからである。しかし現代におけるように、市民的、政治的平等が一應保障された現実（第一原理が社会の基本原理となった状態）においては、経済的不平等が相対的に重要な意味を帯びてくることは明らかである。

特に日本のように同質的な性格が強い国民国家では、大きな格差自体が人々の自尊心を傷つける傾向がある。人間が社会的、共同的存在である限

り、人格の尊厳の確認において、他者との比較の要素を排除することは出来ないであろう。この点は一般的に相対所得理論が指摘するところもある。なお相対仮説は、人間は他人の事に無関心というロールズの人間観に疑問を呈するものである。加えて、現在のように経済活動がゼロサム・ゲーム化した状況では、恵まれた者の取り分の増大は、そうでない者の取り分の減少と直結し、格差原理が成立しなくなるという問題も存在する。格差原理は経済成長を前提とする原理なのである。

しかし最大の問題は以下の点にある。それは格差原理が社会的弱者の権利の立場から論じられないという点である。それはロールズが、この原理を自由の原理との優先順位関係でとらえたこと、さらに貧困の問題にまで踏み込まなかったことによる。仮に人権（生存権など社会的基本権）の立場からとらえていれば、それぞれの原理に優先順位を付けることは出来なかつたはずである。なぜなら自由権は権利の中核をなしており、人格の尊厳確保のための中心であるとしても、しかしそれは社会権に対する優先性を主張するものではない。権利はそれぞれ基本的であり、自由権と社会権が相まって、全体として人格の尊厳を保障しているからである。

VII おわりに

現代日本における格差問題の本質は、実は貧困問題である。このことは同時に、この問題が人権問題であることを意味している。貧困は人々の生存権や教育権を侵すからである。一方、格差の存在がすぐに人権問題化するわけではない。格差とは、カテゴリーを異にする概念なのである。格差が権利問題と関わるのは、格差の存在が社会的弱者の立場を悪くする場合においてである。

それどころか社会史のある段階では、格差はさ

らなる経済発展のために必要でさえある。それに市場経済を前提とする限り、格差を完全に無くすることは不可能である。しかし貧困はあってはならない状態であり、たった一人の貧困者の存在も許されない。われわれが追究すべきは、貧困に軸足を置いた、権利の立場からする正義論である。しかもその権利主体は、グローバルな性格を帯びなければならない。なぜならグローバルな市民社会の成立は、国民国家に制約された権利概念の見直しを求めているからである。

このように、配分問題が深刻化する低成長経済体制下では、ロールズの正義論を超える正義論が求められているのである⁷⁾。

注

- 1) この点については、A・マッキンタイア『美德なき時代』(みすず書房)特に第17章、18章参照。
- 2) A・スミスにおける富と徳の一一致については、ホント・イグナチエフ『富と徳』未来社、特にイグナチエフの序論(『国富論』における必要と正義)が参考になる。
- 3) J・S・ミル『功利主義論』(中央公論社・世界の名著38) 525頁。またミルの社会正義論については、D・ハウチャー、P・ケリー編『社会正義論の系譜』ナカニシヤ出版、第3章 ミルー正義について一、に詳しい。なお正義論全般の理解については、碓井敏正『現代正義論』(青木書店)を参考にしていただけ幸いである。
- 4) 前掲『社会正義論の系譜』第4章 パレートと正義の批判、参照。
- 5) マルクス主義の正義批判については、エンゲルス『反デューリング論I』第1編9「道徳と法 永遠の真理」に詳しい。なお前掲拙著『現代正義論』でも、この点について論じておいた。
- 6) J・ロールズ『正義論』紀伊国屋書店、232頁、ただし訳は少し変えてある。
- 7) なお格差と貧困の問題については、碓井敏正『格差とイデオロギー』(大月書店)を参考にしていただけ幸いである。

(うすい としまさ 所員 京都橋大学)

京都学派の戦争責任

戦後60年以上が経過した現在、戦時に戦争を鼓吹した京都学派の哲学や戦争画などの戦争責任を曖昧にしつつ、再評価しようとする動向が現れている。本稿はそうした議論を批判的に検討している。



UEDA Hiroshi
上田 浩

I はじめに

私は、先に拙稿「永田広志の西田哲学批判と現代」において、永田の西田哲学、京都学派に対する批判という業績とともに、近年の西田哲学および京都学派に対する評価の変化について若干論及した¹⁾。そこで近年の西田哲学や京都学派の哲学に対する評価が、1990年代以降一部の論者によって大きく転換させられようとしている状況を指摘した。戦後60年を経過して、戦中・戦後の状況を体験することを通して民主主義の重要性を痛感した世代が少なくなるもとで、戦中に戦争を鼓吹した哲学や思想、あるいは芸術などの戦争責任を曖昧にし、再評価する動向が現れているように思われる。永田の西田哲学批判の現代的意義をより明確にするためにも、現代の西田哲学および京都学派に対する評価の転換を検討することは重大な課題であると思われる。本稿ではこうした評価の転換を試みる議論を検討し、他分野の動向なども振り返りながら、その再評価の意味について考察したい。

II 近年の西田哲学・京都学派に対する評価

(1) 大橋良介氏の京都学派評価

大橋良介氏は『京都学派と日本海軍 一新資料『大島メモ』をめぐって—』において、高坂正顕、高山岩男、西谷啓治、鈴木成高らの京都学派の哲学者たちが1942年2月から45年7月にかけて「海軍の一部（米内光政系）の要請と協力を受けて月に1、2度、時局を論ずるひそかな会合を重ねていた」として、その会合のメモである「大島メモ」にもとづいて京都学派の哲学の再評価を試みている。大橋氏は「会合は極秘に開かれていた。このことは、会合の性格を理解する上で決定的に重要な。結論を先取りするなら、それは海軍と連携しつつ陸軍の戦争方針を是正しようとする、体制内反体制ともいべき際どい会合だった」(13頁)²⁾と述べ、国策を推進する陸軍主導の軍部政権と反目していた海軍の要請を受けて、その会合は開かれたのであり、「京都学派はまさに一種の『和平工作』を構想するグループだった。彼らは国策の批判と方向是正を試みようとしていた」(14-15頁)と主張している。

大橋氏は、当時の陸軍と海軍との反目を前提にして、海軍に協力して会合を開くことは陸軍主動

の政権に対する「体制内反体制」にほかならないと主張し、それゆえ京都学派は陸軍の国策の方向是正を試みているのであり、さらに「和平工作」を構想するグループであるとまで主張するのである。しかし海軍の要請を受けてひそかな会合を重ねて、政局を論じ、また「世界史の哲学」などについて議論していたことが、どのような方法で国策の方向のは是正や「和平工作」と結びつくかは示されない。ただひたすら海軍に協力することが、陸軍主導の政権に対する「体制内反体制」であるとして、「和平工作」を構想すると主張されるのみである。

大橋氏は「もし大島メモが伝えるような上記の会合が、陸軍政権に知っていたら、事はおだやかには済まなかつたはずだ。非業の獄死を遂げた三木清や戸坂潤の運命は、実は京都学派の学者達のすぐ足元まで迫っていた」(15頁)と述べて、京都学派を陸軍主導の政権に対する「体制内反体制」のグループであることを理由に、反戦平和のために獄死した三木清や戸坂潤と比較するまでに「反体制」であることを強調するのである。そのメモが陸軍に知っていたら、もちろんおだやかには済まないと思われるが、それは海軍との協力関係の中で行っていたことであって、まさに非業の死を遂げた戸坂の運命と関連させることなどまったく奇妙な論である。

このように京都学派が反体制的であることを強調する大橋氏は、さらに次のようにも述べている。「戦後の論議のかなりの部分は、京都学派の発言をその当時のコンテキストを度外視して批判するものだった。加えてそこでは意識的ないし無意識的に、東京裁判の視点がそのまま持ち込まれ、勝者である米英の戦争責任は問わない（問えない）仕方で、日本側の戦争責任だけが取り上げられるのが常だった。したがって京都学派の『戦争協力』も、『侵略戦争への加担』として断罪されてきた。

しかし京都学派の発言を見れば、まさにこの侵略戦争の『路線は是正』が、かれらを動かす内的モチーフのひとつだったことが分かる。但し、かれらの発言において使用された言語は『八紘一宇』とか『大東亜共栄圏』とかいった、当時共有されていた言語だった。その言語は戦後は断罪の対象となっていた」(23-24頁)。

大橋氏の東京裁判の視点云々という発言は、「新しい歴史教科書をつくる会」の主張と同様で

あり、勝者の側の一方的な戦争責任の押し付けであるというものである。しかし京都学派は実際に戦中『中央公論』誌上での座談会『世界史的立場と日本』(1943年)において、「総力戦の哲学」を表明していたのであり、また「大東亜圏内の民族で優秀な素質をもったものを、いわば半日本人に化することはできないものか」³⁾などと主張していたのである。さらに高山は『日本の課題と世界史』などにおいて「大東亜戦争は世界秩序の転換戦」であり、「近代世界を超しようとする画期的戦争」であり、「転換の働きをなしつつある主体は日本」であると言い、「大東亜戦争」は日本精神を世界に顕現し、「世界新秩序に日本の世界性を浸透する」ことであると戦争を讃美していたのである⁴⁾。また高坂は「思想戦の形而上学的根拠」において、戦争を「個人的な希望、願望を超えた深い運命」として受けとめ、「天皇陛下万歳の短い一声」の中に「国家そのものの生命を自己に死ぬことによって、自己の中に見出」すような「日本の形而上学」が凝集されていると主張していたのである⁵⁾。

さらにまた、京都学派は戦後において「断罪されてきた」とされるが⁶⁾、思想的には批判されていてもかかわらず、現実政治においては逆に権力と結びついて、民主主義に対する攻撃を行なっていたのである。それは京都学派が戦後政治の中で、明治政府を肯定的にとらえ、教育勅語や修身教育を評価し、日の丸掲揚や君が代斎唱を推進する立場に立っていたからであり、反民主主義的な戦争協力の哲学を貫いていたからであると言える。

高山は、56年には政府の教科書図書検定の覆面調査官として強力な意見を提示していたことが新聞記者の調査で判明した。高坂は、66年には中央教育審議会の主査として「期待される人間像」を答申したことは周知の通りである⁷⁾。

(2) 上田閑照氏の「意味の争奪戦」

ところで、こうした大橋氏の議論の基礎にあるのは、上田閑照氏の「意味の争奪戦」という主張である。上田氏は西田幾多郎没後50年を記念する論文「西田幾多郎 — 『あの戦争』と『日本文化の問題』」において、西田を「戦争加担者」ととらえるこれまでの論点から、当時の時代状況に対して「大胆な批判を遂行」した、つまり戦争

という現実への批判者であったととらえるべきであるとする見解を展開している。上田氏は次のように述べている。

「『意味の争奪戦』は西田が批判を公に遂行する仕方でした。『共栄圏』にしても、『皇道』にしても、『日本精神』にしても、そのようなことを西田が自ら積極的に説いたのではありません。それは、テクストをよく読めば自然にわかることです。西田は『大東亜共栄圏』論者ではなく、当時『大東亜共栄圏』ということがしきりに言われていましたから、そのように『大東亜共栄圏』と言うのであればそれはこれこれの意味でなければならないと言っているのです。西田は自発的には『共栄圏』という言葉を必要としなかったでしょう。西田自身においては、思想の言葉として『特殊的世界』東亜で十分であったでしょう。……『日本文化の問題』と『世界新秩序の原理』（およびこれを含む「補遺」）は、西田自身の主張としてではなく、西田の意図する『意味の争奪戦』という仕方での批判の書として読まれるべきものだと思います」（115-116頁）⁸⁾。

また氏は、「西田自身が日本精神を説くという趣旨ではない、それとは基本的に違って、当時の状況の現在のなかでは大胆な批判の遂行である」（116頁）と主張する。

さらに上田氏は、「世界新秩序の原理」は1943年に草稿が軍部に提出され、講演されているが、この草稿は「明らかに軍部への警告と日本主義者たちへの批判をこめて」提出されたものであると言う。しかし氏は次のように述べることによって軍部の見解と西田の見解が対立すると主張するのである。「『世界的自覚』を中心とする西田のこの構想は、日本中心主義的な『大東亜共栄圏』建設をかけた戦争を遂行していた軍部首脳には理解されませんでした」（114頁）。つまり偏狭な日本主義とそれにもとづく大東亜共栄圏構想という軍部の見解に対して、西田の見解は各国家の歴史的生命に基づいて「世界の世界」を実現しようとする見解であり、帝国主義的な支配には批判的であったと言うのである。

こうした「意味の争奪戦」は「世界新秩序の原理」だけではなく、それ以前に刊行されていた『日本文化の問題』（1940年）においても試みられていたとされる。

上田氏は「意味の争奪戦」という言葉を用いて、

西田と日本精神主義者との見解の相違を重視し、そこに西田の軍部や日本主義者への批判を読み取るのである。しかし西田の戦争に対する批判的な見方は現実的な反戦ではなく、「大東亜共栄圏」を「世界的自覚」の立場からとらえ直すべきであるということ、しかし単なる「自覚」でなく、「皇室」を中心とする「日本文化」の観点から、「世界的自覚」という観点から意味の解釈がなさるべきであるというものである。

ところでこのような「意味の争奪戦」は、当時の状況下で現実的な意味をもったと考えられるのであろうか。田平暢志氏も指摘するように、当時の指導者たちは戦争遂行政策を、多様な形で合理化して説明していたのである。「宣戦証書」では、日本の自存自衛とともに「東亜の欧米列強からの解放」と安定化のための戦争と説明していた。また『臣民の道』では「満州事変」の理由を「世界史的使命に基づく国家的生命の已むに已まれぬ發動であった」と説明していたのであって、「わが国のおこなっている戦争を『世界新秩序の建設』『世界史的使命』という歴史哲学的な根拠づけによつて正当化していたのである。そして京都学派の『世界史の哲学』はそれを側面から補強する役割を演じていた」と考えるべきだろう⁹⁾。したがって、田平氏の言うように、西田の「私の云ふところの世界の世界形成主義と云ふのは、他を植民地化する英米的な帝国主義とか連盟主義とかに反して、皇道精神に基づく八紘為宇の世界でなければならない」などという表現は、「日本が現に遂行しつつある侵略にたいする告発として受けとめられることはこの全体の文脈の中ではほとんど不可能である。…また国民も欧米の侵略主義や帝国主義からアジアを解放するために戦争がおこなわれると信じていた。したがって西田のこのようない主張は戦争の現実にたいする批判となりうるようなものではなく、それとは異なって政府の見解を歴史哲学的な観点から解釈し直しただけにすぎないのである。それゆえ『日本文化の問題』などの著作が刊行されることで、知識階層にとって「大東亜共栄圏」、「日本精神」、「皇道」が大哲学者西田幾多郎の文脈で解釈されることとなり、現実の戦争を理念的に承認することになったのである。

大橋氏の主張は、このような上田氏の「意味の争奪戦」による西田の再評価の試みを基礎としていると思われるが、京都学派は西田の解釈哲学と

は異なり、先述したように好戦的な主張を展開していたのであって、現実的に誌上で戦争を鼓吹していたのである。

(3) 京都学派の定義にかかわる見解

大橋氏の見解でさらに注意したい点は、京都学派の定義、あるいは範囲にかかわる問題である。氏は『京都学派と日本海軍』において、京都学派を「西田幾多郎と田辺元、およびこの二人のもとで何らかのかたちで＜無＞の思想を継承・展開した学者のネットワーク」としている。その京都学派が東京裁判によって一方的に「断罪されてきた」が、それは誤解であり、京都学派へも戸坂潤と同様の運命が迫っていたと主張するのである。しかし大橋氏は他の編著である『京都学派の思想』において、服部健二「『京都学派・左派』像」などを掲載することによって、戸坂潤を京都学派の範囲に加え、京都学派の範囲を広く設定し、そうした広義の京都学派が方法は異なるとしても、戦争に対して批判的であり、和平工作を構想したととらえるのである。この編著で氏は次のように述べている。

「戦後の京都学派は、大きくはふたつの方向に分けられるであろう。ひとつは、戦前のいわゆる『戦争協力』の糾弾を原モチーフとする、いわゆる左翼進歩人の側が形成した像である。戦後50年間の論壇は、この方向の知識人が優勢を占めたから、かれらが形成する京都学派像もまた、大手を振るって歩いた観がある。しかし歳月の経過は、これら糾弾者の側にも実は種々の錯誤や矛盾があったことを露呈せしめた」¹⁰⁾。

氏は、戦後50年間京都学派はその戦争責任が問われ続けてきたのであるが、それは「左翼進歩人」が形成した像、すなわち高坂、高山など狭義の京都学派に対してであるが、そこにも「錯誤や矛盾があった」と主張するのである。しかし先述したように、高坂、高山たちは、『中央公論』誌上などにおいて戦争を鼓吹する座談会などを開催していたのである。またもともと、京都学派という呼称は、戸坂潤が西田哲学と田辺哲学とが結びつくことで「ブルジョア・イデオロギーの精髓としてのブルジョア哲学」として一つの学派を形成するという意味合いで批判的に名づけたものである。その意味では当然戸坂自身は京都学派の一員、あるいはその「左派」として含めていなかったの

であり、さらに彼らのうち高坂、高山らが戦中に座談会を開くなどしたことで、戦後には多くの知識人が高坂、高山らを中心とする「京都学派」を「戦争協力」の哲学として批判したのは当然の事態であったのである。

以上のことに関連して、藤田正勝氏もまた編著『京都学派の哲学』において、竹田篤司氏の京都学派の定義として「西田・田辺の両者を中心に、その学問的・人格的影響を直接に受けとめた者たちが、…相互に密接に形成し合った知的ネットワークの総体」を引用しながら、大橋氏と同様に京都学派を広くとらえた上で、京都学派の哲学の編集を行っている。しかしそこには西田の直接の高弟である高坂、高山が加えられず、彼らの代わりに三木清、戸坂潤が加えられているのである。「知的ネットワーク」という学問的結びつきのみを前面に出すことによって、京都学派を非常に広い範囲でとらえ、その中心メンバーである「世界史の哲学」の提唱者たちの戦争への協力や戦後政治における反民主主義的役割という側面を隠蔽して現代化を試みるという意図を読み取ることができる。

またこの編著において、西田、田辺、三木、戸坂、木村素衛、久松真一、下村寅太郎、西谷啓治の各論考がまとめられているが、その付論である小坂国繼「京都学派と『近代の超克』の問題」においても、京都学派の戦争責任を免罪する論調が中心となっている。小坂氏は次のように述べている。

「『京都学派』という言葉は、あの忌まわしい戦争体験と結びついた負のイメージを背負っている。今日、西田幾多郎を初めとして、京都学派に属する多くの思想家は戦争協力者というレッテルを張られている。特に、彼らが唱えた『近代の超克』論は、西洋近代の民主主義・自由主義を否定し、日本の民族主義や大東亜共栄圏の構想を理論的に基礎づけ、先の戦争をこのような理念の推進手段として肯定したものとして糾弾されている。実際、戦後、彼らの多くはそうした理由で公職を追放された。京都学派に対して貼られたこのような負のイメージは、はたして根拠のあるものであったのであろうか」(286-287頁)¹¹⁾。

このような問いを立てた上で、小坂氏は京都学派について「彼らは大東亜戦争における日本の特殊的位置を強調したこと、彼らの近代化批判にお

いてはどちらかといえば文化的要素よりも政治的要素が強いこと、また実際に戦争に積極的にかかわったこと」で、西田などとは異なるが、公職追放されたのは、こうした要因によると認める。しかし氏はこのような京都学派の主張の特徴を挙げながら、それを直ちに打ち消して、次のように述べる。

「しかしながら、彼らの意気軒昂たる主張を冷静に分析してみると、結局、彼らが目指していたのは戦争の遂行でも礼賛でもなく、その理念化であったことがわかる。そのことは、たとえば、彼らが世界史的役割をもった日本の行動が世界性と道義性をもったものでなければならないと繰り返し説いているところからも明らかであろう」(306頁)。

先に上田閑照氏の「意味の争奪戦」で検討した論調と同様であり、解釈の見直しであって、戦争を礼賛したものではないとする主張である。

以上検討してきたことは、藤田正勝『西田幾多郎』についても言える。この著作において、藤田氏は「皇室」や「皇道」についての西田の言及については、先述した上田氏の「意味の争奪戦」によって簡単に解釈し、大橋氏と同様に当時の困難な状況下でありながら軍部に対して戦争批判を行ったかのように主張するのである¹²⁾。そして西田を「悲哀を貫く」思索者として、現代的なとらえ直しの必要性が論じられるのである。また先にも触れた「世界的世界」の解釈においても、藤田氏もまた、「『皇室を中心として自己同一を保ってきた』日本も、いまや世界歴史の舞台に立ち、独自の歴史と文化とをもつ世界の国々との密接な関わりの中に置かれていること、そしてそのなかで独自の貢献をしていかなければならないことが言わわれている」と述べて、西田が「多文化主義的な発想」の持ち主であり、この発想は現代に通じるものであって、継承しなければならないと主張するのである。

III おわりに

ところで、2006年8月23日付けの「しんぶん赤旗」の「藤田嗣治と戦争責任 上」において、北野輝氏は藤田嗣治展に多数の観客が押し寄せてい

ることを記し、戦争画やその戦争責任の問題が等閑にされていることに対して、「藤田の再評価、さらには手放しの讃美の動向には、座視できない問題が含まれている」と注意を喚起している。

さらに北野氏は、戦後の1946年に「日本美術会の創立総会で採択された決議は、美術家の戦争責任の追及は政治問題ではなく美術問題であるとして、美術界全体の自己批判や美術家のアルチザン（職人）的な視野の狭さからの脱却の課題などを示し、当時として基本的に正しい方針を打ち出していた」にもかかわらず、それがなされなかつたことを指摘しつつ、今のこの時期に美術界の戦争責任を問題にするのは、「今まで未解決のまま持ち越されてきた美術家の戦争責任の追及、戦争協力清算の課題…が、この藤田嗣治展をもって完全に風化し、さらには抹殺されてしまうかに見えるからである」として、危惧を表明している。

こうした戦争画にかかる動きは2008年2月の「没後50年 横山大観」展においても見られ、皇國画壇の頂点に立ち国民の戦意高揚に大きな役割を果たしたことを見ることなく、大観の人間と美術を「作品のみによって」語ることが謳われた。

このような京都学派に対する評価の転換や美術界における戦争画家の再評価への動きは、日本の侵略や日本軍「慰安婦」・南京大虐殺事件などの加害の事実を「自虐的」として攻撃する「新しい歴史教科書をつくる会」や自民党・民主党の議員による「日本会議議連」、「改憲議連」などの動きと通底する志向があるように思われる。しかし正しい事実認識、歴史認識によってわが国の戦争責任を追及し、解決していくことなしには、アジア諸国との眞の連帯や友好を築くことはできない。ますますアジア地域の交流を推進することが求められる時期に、戦争責任を曖昧にし、免罪することは大きな矛盾を抱えることになるだろう。

注

- 1) 拙稿「永田廣志の西田哲学批判と現代」鰐坂真ほか編著『日本における唯物論の開拓者—永田廣志の生涯と業績』學習の友社、2008年。
- 2) 大橋良介『京都学派と日本海軍—新資料『大島メモ』をめぐって』PHP新書、2001年。引用では頁数のみを記す。
- 3) 高坂正顕、西谷啓治、高山岩男、鈴木成高『世界史的立場と日本』中央公論社、1943年、154-165頁。

- 4) 高山岩男『日本の課題と世界史』弘文堂書房, 1943年, 序, 1-3頁。
- 5) 高坂正顕「思想戦の形而上学的根拠」『中央公論』中央公論社, 1943年6月号, 7頁。
- 6) ここで「教職追放」について触れておきたい。山本礼子『米国対日占領下における『教職追放』と教職適格審査』学術出版会, 2007年, によれば, 1946年5月に教職員の除去, 就職禁止および復職に関する勅令および文部省令が出され, 審査委員会の審査判定に従つて教職不適格者として指定を受けるものの範囲は, 「講義, 講演, 著述等言論その他の行動によって」, 「侵略主義あるひは好戦的国家主義を鼓吹し, 又はその宣伝に積極的に協力した者及び学説を以って大東亜政策, 東亜新秩序その他これに類似した政策や, 満州事変, 支那事変又は今次の戦争に, 理念の基礎を与へた者」などとされた。そして47年時点で, 大学教員の適格審査総数5979人のうち不適格者数は64人であった。
- 7) これらの詳細については, 前掲, 拙稿を参照されたい。さらに, 2007年10月22日付け「京都新聞」は共同通信配信の記事として, 「1950年代に日本の左傾化を恐れた米広報文化交流局(USIS)が日本で行った世論工作を詳述した報告書が21日までに米国立公文書館で見つか」り, そこには京都大学の教授陣を対象とした反共工作が行われていたことが記されていると伝えている。そしてその工作について, 「52年に左派教授陣や全日本学生自治会総連合(全学連)などの影響力拡大に危機感をいだいた服部俊治郎総長とUSIS神戸支部が協議を開始。吉川幸次郎文学部教授, 高坂正顕教育学部教授ら保守派とされる若手教授陣を米国に順次派遣するなどして反共派に育て, 帰国後はこれら反共派がUSISと接触を続けるとともに, 各学部の主導権を握り, 左派封じ込めに成功したとしている」と述べ, 高坂の関与に言及している。
- 8) 上田閑照『西田幾多郎—『あの戦争』と『日本文化の問題一』』『思想』岩波書店, 1995年11月号。引用では頁数のみを記す。
- 9) 田平暢志『近代日本の精神と国家』文理閣, 1999年。178-179頁, 181-182頁。
- 10) 大橋良介編『京都学派の思想』人文書院, 2004年, 7頁。
- 11) 小阪国継『京都学派と『近代の超克』』藤田正勝編『京都学派の哲学』昭和堂, 2001年。引用では頁数のみを記す。
- 12) 藤田正勝『西田幾多郎 一生きることと哲学一』岩波新書, 2007年, 173-174頁。

(うえだ ひろし 京都府立大学非常勤講師)

丸山眞男における ラディカル・デモクラシーと 思想史研究の方法

丸山眞男は日本が生んだ世界的な政治学者であり、また思想家であった。その仕事は広く内外に知られているが、彼の思想的立場、そしてこれと関連する思想史研究の方法論は、彼がおりにふれて述べたマルクス主義批判とおおいに関連する。彼の思想史研究の方法論を理解することなしに、丸山によるマルクス主義批判の本当の意味やその限界を知ることはできない。



KAKUTA Shūichi
角田 修一

I 丸山眞男という人

丸山眞男の名前は戦後世代にはなつかしく聞こえるが、1960年代以降に生まれた人にはあまり知られていないかもしれない。丸山は1914年3月、大阪に生まれ、1937年東京帝国大学法学部を卒業、1940年東大助教授になり、1950年に教授となった（こういう経歴を「四行教授」というらしい）が、1971年に病気を主な理由に、定年を前に退官した。

1933年、一高生時代、戦前の唯物論研究会が主催する講演会に聴衆として参加したため、検挙・拘留され、以後、思想犯被疑者として特高の來訪や憲兵隊の召喚を受ける。さらに、1944年に旧陸軍二等兵として徴兵され、平壌で兵役につく。これは帝国大学助教授としては異例中の異例である。病気のためにいったん送還されるが、1945年に再び応召され、一等兵として広島で被爆する。以上のように、現在からは想像できないほど厳しい体験をした政治学者である。

戦後、丸山の業績は海外で高い評価をうけたが、アメリカ合衆国政府は丸山になかなかヴィザを発給しなかった。しかし、1961～62年ハーバード大学特別客員教授、1962～63年オックスフォード・セント・アントニーズ・カレッジ客員教授、

1975～76年プリンストン高等学術研究所員、1976年と1983年の2度にわたるカリフォルニア大学バークレー校（UCB）特別客員教授、という海外での経験をもち、1996年8月15日に没した。

専門領域は政治学で日本政治思想史研究を専門にしたが、その文筆活動は幅広く、社会的活動にも積極的であり、第二次大戦後の代表的ないわゆる知識人あるいは文化人の1人である。

この意味では、丸山眞男は2008年12月に亡くなった加藤周一（1919～2008）と並ぶ。この二人には『翻訳と日本の近代』（岩波新書、1998年）という興味深い問答記録が残されている。

丸山が1940年から1942年にかけて発表した研究は、のちに『日本政治思想史研究』（著作集第1・2巻所収）としてまとめられた。この最初の著作は、「近世儒教の発展における〈荻生〉徂徠学の特質並びにその国学との関連」と「近世日本政治思想における『自然』と『作為』」とからなる。前者は、「儒教思想の自己分解過程を通じての近代意識の成長を、思惟方法の変容という観点から見」たもので、徳川時代における朱子学から徂徠学を経て国学へいたる、一見すると非合理主義へ傾斜する中に、近代的な合理主義を見出そうとしたものである。後者は、徂徠学が導入した主体的作用の思想が封建社会において、その変革の武器になりうること、封建的社會關係およびその觀念体系から實質的根拠を奪ってこれを形骸化す

ることを論じたものである。

筆者は丸山の初期のこうした研究内容については専門家として批評することはできない。また、丸山自身もこの論文についてはいろいろ反省すべき点を述べている。しかし、少なくとも思想史研究の方法論として読めば、丸山の特徴がよく出ているものだと思う。

また、丸山の晩年の研究として、『「文明論之概略」を読む』(岩波新書、上・中・下、1986年、著作集第13、14巻所収)をあげるむきもあるだろう。これは、丸山が若い頃から親しんだ福沢諭吉のテキストの読み解きを活字にしたものである。(これ以外の福沢諭吉についての丸山の論稿は丸山眞男著『福沢諭吉の哲学 他6篇』岩波文庫、2001年として刊行されている)ここでも、丸山は、さまざまな福沢評価がある中で、一貫して福沢諭吉における、ものの見方・考え方(「自由の弁証法」)を思想史研究の対象としてとりあげる。つまり、丸山眞男の福沢論自体が1つの思想史研究の方法を示しているのである。ちなみに、2008年11月に亡くなったジャーナリスト筑紫哲也が好んだ「多事争論」は、この福沢の『概略』にある「自由の気風はただ多事争論の間に在る」という一節をこの丸山眞男から学んで使った言葉である。

II 丸山眞男研究の一端

丸山の著作は生前、『丸山眞男集』(全16巻)にまとめられ(完成は没後)、多くの対談や鼎談その他が『丸山眞男座談』(全9巻)として刊行されている。また、自分のために書いた3冊のノートが『自己内対話』というタイトルで刊行され、ほかにも『講義録』『書簡集』『回顧談』『話文集』などが相次いで刊行されている。したがって、今日では丸山の多面的で多様な仕事の全容を知ることができる。丸山の学問上の弟子あるいは孫弟子もたいへん多い。彼の死後、「丸山眞男に関する本は、すでに汗牛充棟の有様である」(石田雄2005、あとがき)とさえいわれている。

丸山の蔵書および関連資料は東京女子大学に寄贈され、比較文化研究所附置「丸山眞男記念比較思想研究センター」が設立された(1999~)²⁾。

海外では、カリフォルニア州立大学バークレー校日本研究センターが毎年「丸山眞男セミナー」を開催している(1999~)。この日本研究センターの所長を長くつとめた歴史学者アンドリュー・バーシェイ教授は2004年に『近代日本の社会科学』を刊行しているが、その邦訳が2007年3月に出版された。「日本語版への序文」によれば、同書は「各章がつながって構造化されて」いる。山田盛太郎の経済中心の議論、宇野弘藏と宇野学派による思想なき理論、平田清明の「市民社会」論における思想に傾斜した議論の検討という順序をふまえて、最終第7章に丸山眞男論が配置されている(Barshay2004, pp.197-239)。丸山眞男は「倫理と政治の問題」に関心を寄せた、それはグラムシ(『獄中ノート』)と同じ知的運動であった、とバーシェイは書いている。つまり、「政治思想家としての丸山眞男」は「戦後日本における民主主義の構想」を提起したのである。

バーシェイによれば、丸山はユートピアとイデオロギーの両面をもつ民主主義についての戦後日本における優れた構想者であった。丸山眞男は戦後日本において「近代主義」とよばれる社会科学の潮流を代表する1人とされている。しかし、「近代主義」はマルクス主義に多くを負っていると同時に、マルクス主義と対決して具体化されたわけではない。戦前の日本では「共同体」(ゲマインシャフト)というドイツ的思考が支配したが、その「專制」に対し、「内面性」あるいは「主体性」という規範にもとづき、「諸個人の自由で拘束されないアソシエーションによって規範が設定され、政治が創造的空間になるような近代社会」をめざしたのが「近代主義」である。

丸山にとって、「市民社会」は、「他者と違っていて同時に同じであり、他者のあいだで生き、また自分自身が他者であるというジレンマ」をかかる社会である。だから、「大衆社会」となり、ファシズムを生みだす可能性をもつ。また、「市民社会」という用語があまりにも西欧を理想化している節もあるので、丸山の語彙においてこの用語は重要な位置を占めなかった。丸山にとって、「市民社会」は勤労大衆を主体とする民主主義の永久革命を支えるものになる必要があった。

以上がバーシェイによる丸山評価(その一端)である³⁾。

以下、小論では、『丸山眞男集』『座談』および

『自己内対話』にもとづいて、丸山の思想と思想史研究の方法論、そしてこれにもとづく彼のマルクス主義批判を検討する。

III 思想的立場 —ラディカル・デモクラシー

丸山の思想的立場をもっとも明確に表すのは次の文である。

「現代日本の知的世界に切実に不足し、もっとも要求されるのは、ラディカル（根底的）な精神的貴族主義がラディカルな民主主義と内面的に結びつくことではないか」（「『ある』ことと『する』こと」1959年、『日本の思想』岩波新書、1961年所収、179頁、『丸山眞男集』第8巻44頁、以下、『集』8p.44というように略記する）⁴⁾。

この一文は、たとえば、日本国憲法（1947年～）第12条にある「国民に保障する自由及び権利」が、たんに制度や状態として「ある」ものではなく、まさに「不断の努力によって」、いいかえると、たえず「する」ことによって「保持」されねばならないものであることを強調する文脈の中で語られた。「『ある』こと」と「『する』こと」という2つの図式によって、「ある面でははなはだしく非近代的でありながら、他の面ではまたおそらく過近代的でもある現代日本の問題を反省する手がかり」にする。これがその際の丸山の論法であった。

丸山は、①日本の近代化過程を批判し、②近代の民主主義を「永久革命」として位置づけ、さらに③社会主義はあくまで「第一義的に資本主義に対する概念」であり、「社会主義と民主主義の結合がいちばん望ましい」（1965年、『座談』5p.134～135）、と考えていた。したがって、丸山の思想と方法を理解するキイボイントは「永久革命としての民主主義」にある。

丸山が自由な個人の精神的独立性を強調したのはその通りである。彼が重視したのは「普通の人びと」つまり労働者や農民が近代知と近代精神を自分のものにすることであった。「知性の機能とは、つまるところ他者をあくまで他者としながら、しかも他者をその他者において理解することをおいてはありえない」（1961年『集』9p.44）。自由

な個人は他者と切り離されてあるのでも、他者との共通性や共同性に安住するのでもなく、社会の担い手、主体として成長し発達する。

第二次大戦直後に、日本は「明治維新が果たすべくして果たしえなかった民主主義革命の完遂」という課題に直面し、いま一度「自由の問題への対決を迫られている」と丸山は述べた。しかし、彼のいう自由の「担い手はもはやロック以後の自由主義者が考えたごとき『市民』ではなく、当然に労働者農民を中心とする広汎な勤労大衆でなければならぬ。しかしその際ににおいても問題は…新しい規範意識をいかに大衆が獲得するかということにかかっている」（1947年『集』3p.161）。その過程は、当該社会の近代化の過程がもつダイナミックな不断の運動を抜きにしてはありえない。

丸山によれば、近代社会の形成には2つの過程がある。その1つは、人格的な関係が非人格化（『資本論』の邦訳による影響か、哲学・思想の分野において「物象化」という難解な用語で表現されることが多い）すること、もう1つは、そのうえで人びとが意識的にルールや組織をつくることである。近代社会のルールや制度や組織は本来「フィクション」として形成されるという性格をもつ。その面では「逆に非人格的関係の人格化」だと丸山は言う。ところが同時に、このフィクションはたえず「実体」と化し、人びとを圧迫する。したがって、社会の近代化過程の矛盾は「個人の自立化」と「フィクション」の「実体化」とのあいだにある。近代化はアンビヴァレント（両義的）な可能性を含むものであるから、民主主義もまた人びとの自由を抑圧する「多数者の独裁」（ファシズム、マッカーシズムその他）を生み出す可能性がある。そこから、不斷に「すること」によって「あること」を相対化し突き破る、という丸山の論法が出てくるのである。

再度『日本の思想』に付くと、丸山は、「民主主義というものは、人が本来制度の自己目的化一物神化を不斷に警戒し、制度の現実の働き方を絶えず監視し批判する姿勢によって、はじめて生きたものとなり得る」と述べている。とくに、「自発的な集団形成と自主的なコミュニケーションの発達」が妨げられ、「会議と討論の社会的基礎が成熟しないときに」、近代的な組織や制度といえども、それぞれが閉鎖的な「うち」を形成し、「そと」に対して立ち向かうことになる、という

(『日本の思想』 岩波新書 156, 175 頁, 『集』 8p.25,p.41)。

このように、諸個人の自由とその意識形成は、民主主義の扱い手の問題であるという意味で関連すると同時に、自由と民主主義は互いに次元を異にする。民主主義は、家族から国家さらに世界にいたる、人間の集団的な決定を要する事柄を、人びとの参加と自覚にもとづいて行うという1つのルールである。

自由と民主主義が次元を異にするとすれば、社会主義は本来、資本主義の対立概念である。したがって、自由主義、民主主義、社会主義という3つの思想は次元を異にするものであり、それぞれが国家主義や専制、少数者の独裁、資本制経済と対決することによって成り立つ。それとともに、この3つは互いに連結する関係にある。逆に言えば、「自由民主主義的資本主義」も「国家主義的で少数者が独裁する社会主義」も成り立つ（もっとも丸山がそう言ったわけではない）。

こうした意味から、次の丸山のアフォリズム（箴言）が熟読されるべきであろう。「社会主義について永久革命を語ることは意味をなさぬ。永久革命はただ民主主義についてのみ語りうる。なぜなら民主主義とは人民の支配—多数者の支配という永遠の逆説を内にふくんだ概念だからだ。…民主主義は制度としてなく、プロセスとして永遠の運動としてのみ現実的なである。「人民の支配」という観念の逆説性が忘れられたとき、「人民」はたちまち「党」「国家」「指導者」「天皇」等々と同一化され、デモクラシーは空語と化す」（1960年8月、『自己内対話』p.56、強調は丸山、以下同じ。同趣旨は『集』9p.173-4にもみられる）。

IV 丸山における思想史研究の方法：その全体像を理解するための5つのポイント

丸山の本来の仕事は日本政治思想史の研究にあった。丸山の思想史研究の方法は、そのマルクス主義（といってもマルクスそのものではなく通俗的マルクス主義やスターリン主義のこと）批判につながるのだが、彼は自分の方法論について次のように語る。

「私は…思想史の方法論というものについて何か特別な方法論を持っているわけではありません。（中略）対象という点から見ましても、いろんな種類の思想史がブルーラルに成立しますし、またそれでいい。…方法も必然的に多様になってくる」（1961年『集』9p.45-47）。

丸山の思想史研究の方法を詳しく検討するには別稿を要するので、本小論では、筆者が理解した5つのポイントをごく簡単にのべるにとどめる。

- (1) 思想史の中に自由主義と民主主義の形成と両者の緊張関係を求める。
- (2) 思想の内在的で自律的な展開を全社会体系の変動のモメントとしてとらえる。すなわち、「思想の内在的な自己運動自体を具体的普遍たる全社会体系の変動の契機＝モメントとして積極的にとらえる努力を試みない限り、思想史的研究と社会史的研究とはいたずらにあい交わらない平行線を描く」（1952年『集』5p.288）。思想は社会的存在によって拘束されていると同時に、歴史的対象を再構成する。ここに思想史の課題がある、と丸山は考える。
- (3) そこから思想のダイナミズム、その受容と変容の過程を明らかにすることが必要である。丸山は、「時代に関する問題意識」「思想の内部変革」「それが実生活に及ぼした影響」という3つのモメントから思想のダイナミズムをとらえる。だから、外国の思想の歪曲とか変質とかいうことではなく、ある状況への主体的対応の中で思想が自覚的に取り入れられてきたことを重視する。「伝統から近代へ」という縦の歴史的変貌の問題と、「西欧と日本」という横の文化接触の問題が不可分に絡み合うところに、「日本の近代の顕著な特質」がある（1961年『集』9p.83-84）。
- (4) 思想の多次元性を5つの「観念形態のレベル」でとらえる。その5つの次元とは、①高度に抽象化された体系的理論や学説・教義②包括的な世界觀③意見や態度④生活感情あるいはムードや実感⑤意識下の問題、であるが、これについては、「思想史の考え方について—類型・範囲・対象—」（1961年『集』9p.45以下）が詳しい。

以上の方法=観点から、丸山は「日本の歴史意識」における重層性に着目し、そのもっとも底辺にあるもの、「時代を超えて働き続ける成層性」を音楽の「執拗に繰り返される低音」という意味の「バッソ・オステイナート」という用

語で表現し、日本の場合、「なる」「つぎつぎ」そして「いきおい」という3つを析出した（「つぎつぎに・なりゆく・いきおい」）。ただし、これは「歴史意識」の問題であって、「倫理意識」「政治意識」とは区別される。

(5) 思想の強い「惰性」の中にある多様な可能性を明らかにする。すなわち、「思想や観念には制度や機構よりはるかに強い惰性がある。新しい観念がスムーズに内面化されるために、しばしば古い観念の衣をまとわねばならぬ必要はここから起きる」(1949年『集』4p.19)。たとえば、幕末の攘夷論の「視座構造」をなしていた「華夷観念の転回過程」。したがって、思想の「初発点、孕まれてくる時点におけるアンビヴァレントなものにいつも着目することが必要」で、「そこに含まれているいろいろな要素、それがもっている、どの方向にも行きうる可能性に着目すること」が重要だという(1961年『集』9p.76-77)。

V ポスト・マルクス派としての丸山眞男

丸山は、1978年、自分の研究への批判者でもあった守本順一郎（名古屋大学）追悼論集への寄稿文の最後を次のような文章で結んだ。

「まともにマルクス主義をかいくぐった者は、マルクス以後派（post-marxist）ではあっても、マルクス無視派にはなれません。それは思想史という学問領域でも同じことです」（「思想史の方法を模索して—1つの回想—」1978年『集』10p.344）。

同時に、丸山は、先述の「文化接触と文化変容という観点」を思想史に導入したこと、「マルクス主義的な歴史認識論との距離をさらに大きくした」（『集』10p.343）とも述べている。

丸山にとって、マルクス主義は思想史研究の対象でもあったように思われる。丸山は、「思想史という領域においてマルクス主義の方法が与えた衝撃は、日本ではきわめて興味深い両義性ambivalenceを示した」（『日本政治思想史研究』英語版への序文、1983年『集』12p.85）という。両義性の1つは、マルクス主義によれば、思想の

歴史は経済的土台の反映あるいは制約を受ける副次的なものであるとされたことである。しかし、他方で、マルクス主義はそれまでの日本思想にはなかった総合的体系的知識あるいは諸科学を統合する世界観という点で知識人に絶大な影響を与えた。しかし、そのために、マルクス主義は以下のような問題点をもつようになった。

第1に、思想の多次元性という点において、マルクス主義が体系的学説であり世界観であるために、「日本的感性」からの理論や概念あるいは抽象的なものに対する抵抗と反発を一手に引き受けことになった。他方では、理論なし思想の男神崇拜の傾向がマルクス主義に特に強く現れた。ちょうど近代日本が制度やメカニズムを既製品として受け取り、自由な主体が対象を概念的に整序し再構成してゆく精神と切り離して、現実から抽象された結果だけを重視したように、理論や概念がフィクションとしての意味を失い、かえって一個の現実に転化してしまった。このような理論信仰は「制度の男神化」と官僚的思考とに対応する、と丸山は指摘する（『日本の思想』58頁、『集』7p.238）。

第2に、理論信仰は「理論と現実の安易な予定調和の信仰」を生んだ。理論は本来、理論家が「一定の価値基準に照らして」現実の一部を取り取り、方法的に整序したものであるが、理論が現実をトータルに把握するというマルクス主義の立場からは、無限の現実に対する無限の理論的責任と理論的無責任の両方が生じる、と丸山はいう。これに、先のいわば実感信仰が、外観上、対立することになる（「政治と文学の対立」）。

第3は普遍と特殊の分裂である。マルクス主義は、普遍史的な発展段階論にたっているために、各国あるいは各時代の特殊性を視野におさめる方法において問題を残した。ある者は西欧世界ないし何らかのモデルを普遍性とみて日本の特殊性を強調する。他の者は日本も普遍性の現われであることを強調する。そのいずれも、普遍性は特殊性をとおしてのみ現れることを理解しなかった。この点で、丸山はつねに普遍性と特殊性とのあいだの媒介をとらえる方法を模索した。

第4は、スターリン批判（1956年）を再批判した論文「『スターリン批判』における政治の論理」（1957年改稿『集』6所収）における「政治の認識論」である。これは、マルクス主義の中に、先

の理論信仰の結果として、いわば本質顕現主義あるいは基底還元主義という思考と行動の様式があることを指摘したもので、マルクス主義の世界觀を「いったん括弧に入れ」たうえで、「政治の論理」をそれ自体として突き放して認識することをマルクス主義に求めたものである。

とくに、本質顕現主義的思考様式では主体と客体との弁証法的関係、人間の下意識や非合理な面がとらえられない。また、歴史の見方における単線主義が進歩のイデオロギーと結びつくと、おのずから、「同時的＝多層的に存在して相互に規定しあっている問題が本質規定にもとづく歴史的段階に従って配列され、後の段階に帰属するイデオロギーは本来的に前の段階のそれを吸収し通過していると考える傾向」が胚胎する（『集』6p.238）。丸山は、この論文で保留した旧ソ連内のいわゆる「自由化」の実質的な課題についても、その「追記」において、もっとも困難で核心的な問題はイデオロギーの面にあるとする。マルクス＝レーニン主義という世界觀からの自由と、社会主义からの自由とは明確に区別すべきであり、「真理の独裁」や強制から脱却すれば、マルクス主義の真理性と歴史的意義は、「思想史の一定の段階のなかにそれにふさわしい座を占めるようになる」（『集』7p.28），と結論する。

このように、丸山によるマルクス主義批判は、彼の思想史研究の方法論を基礎にしている。先に指摘した5つのポイントから、その要点を整理すれば以下のような内容になるだろう。

第1に、マルクス主義は自由と民主主義を「吸収し通過したもの」としてみるのではなく、両者の緊張関係のうえで「社会主义」を位置づける必要がある。第2に、マルクス主義は思想を経済的土台の反映といった副次的なものではなく、その内在的で自立的な発展を社会全体の発展の1メントとして認めるべきである。第3に、マルクス主義自体が、思想のダイナミズム、その受容と変容の過程の中に位置づけられる。第4に、マルクス主義のもつ、ある意味で合理主義的な理論体系の限界を自覚し、思想の多次元性や非合理性を認めなければならない。第5に、思想がもつさまざまな可能性を認める。マルクス主義を含む近代の知性や思想は新しい経験に向かってつねに「開かれて」いなければならない。

丸山は「反共主義」と対峙し、「共産主義のイ

デオロギーの中にある人道主義、民主主義といった普遍的価値の側面」（『日本の思想』168頁、『集』8p.33）を認めている。「人間を歴史的運命の道具とみなさずに、社会の自由な創造者とみること」が、彼のいう「本当のラディカルズム」（同122頁、『集』p.157）であり、ラディカル民主主義の思想であった。丸山によるマルクス主義への批判の精神もまた、こうした思想に由来することを忘れてはならない。

VII あとがきに代えて

丸山の思想史研究の方法論とマルクス主義批判について、述べるべきことはまだまだ多い。丸山は、みずからの方針を模索するにあたって、ヘーゲル、マルクス、新カント派、マンハイム（知識社会学）、ウェーバーなどを「栄養素」として吸収した。したがって、これらを吟味してみなければ、彼の認識論、理論と実践の考え方、主体性と客体の関係、あるいは政治と科学の関係などについて丸山が論じた範囲に及び、その深さをつきとめることはできない。かつてマルクス主義の側からなされた丸山眞男への批判（「近代主義」や「市民的民主主義」）についても、こうしたことを見まえて検討する必要がある。これらはいずれも別稿にゆだねるしかない。

注

- 1) 本稿は2009年3月15日、阪南大学（大阪府松原市）で開催された基礎経済科学研究所2009年春季研究交流集会、共通セッション2、において発表したものを見ている。当日の参加者ならびに共通セッションでともに報告者になった碓井敏正、尼寺義弘の両氏に感謝する。
- 2) 東京女子大学比較文化研究所附置『丸山眞男記念比較思想研究センター報告』は、筆者の知る限り、2007年12月の第3号まで刊行されている。2008年度までに10回の記念講演会が開催された。講師は、隅谷三喜男、福田勧一、武田清子、鶴見俊輔、入江昭、アンドリュー・バーシェイ、小田実、ヴォルフガング・ザイフェルト、緒方貞子、孫歌の各氏である。講師名については同センター事務局の方のご協力を得た。
- 3) バーシェイ教授は何度か訪日されており、"The Heritage We Renounce? Maruyama Masao and the Problem of Self-Definition on the Japanese Left"

- (2005年7月、東大社会科学研究所シンポジウム「90年代への思想的状況」), “The protestant Imagination: Maruyama Masao, Robert Bellah, and the Problem of Social (-Self) Transformation”(2006年7月、国際政治学会、福岡)などの報告がある(これは教授の好意によって著者が知りえたものである)。
- 4) ちなみに、丸山眞男著『日本の思想』(1961年)は、創刊70年を迎えた岩波新書が、作家や学者、ジャーナリストなどに「私のすすめる岩波新書」のアンケートを実施したところ、218人の回答のなかから1位に選ばれている(『朝日新聞』2008年10月30日付け)。

*丸山眞男の著作その他

- 『丸山眞男集』全16巻・別巻1、岩波書店、1995~1997年。(第三次刊行2003~04年)
- 『丸山眞男座談』全9巻、岩波書店、1998年。(2006年2刷)
- 『自己内対話 3冊のノートから』みすず書房、1998年(タイトルは編者、小尾俊人による)。
- 丸山眞男・加藤周一『翻訳と日本の近代』岩波新書、1998年。
- みすず編集部編『丸山眞男の世界』みすず書房、1997年(追悼文集)。
- Masao Maruyama, “Patterns of Individuation and the Case of Japan: A Conceptual Scheme”, in Marius B. Jansen edited, *Changing Japanese Attitudes toward Modernization*, Princeton University Press, 1965. 英語で書かれたもの、松沢弘陽訳が「個人析出のさまざまなパターン」としてジャンセン編『日本における近代化の問題』岩波書店、1968年、『集』9、所収。
- Thought and Behaviour in Modern Japanese Politics*, edited by Ivan Morris, 1963, expanded edition 1969, Oxford University Press (『現代政治の思想と行動』1957年、増補版1964年、未来社、の英訳)。
- Studies in the Intellectual History of Tokugawa Japan*, translated by Mikiso Hane, 1974, Princeton University Press, University of Tokyo Press. (『日本政治思想史研究』東大出版会、1952年、『集』第1巻、第2巻所収の英訳)

*丸山眞男研究(本稿に関連して参照したもののみをあげる)

Barshay, Andrew E. (1953~, 日本史) *The Social Sciences in Modern Japan, The Marxian and Modernist Traditions*, University of California Press, 2004. 山田銳夫訳『近代日本の社会科学 丸山眞男と宇野弘蔵の射程』NTT出版、2007年3月(邦訳の副題は不正確である)。

バーシェイ『南原繁と長谷川如是閑』宮本盛太郎訳、ミネルヴァ書房、1995年、原書 *State and Intellectual in Imperial Japan, The Public Man in Crisis*, University of California, 1988.

Barshay, A., “Maruyama Masao, Social Scientist”, in Maruyama Archives Memorial Lecture, Tokyo Woman’s Christian University, June 25, 2004. 東京女子大学比較文化研究所附置丸山眞男記念比較思想研究センター『丸山眞男記念比較思想研究センター報告』創刊号、2005年3月所収。平石直昭訳『社会科学史の観点からみた丸山眞男』『思想』964号、2004年8月。

Barshay, A., “Socialism and the Left”, in *Sources of Japanese Tradition*, vol.2, 2nd ed., part 2:1868 to 2000, Compiled by W. Th. de Bary, C. Gluck, and A.E.Tiedemann, 2006, Columbia University Press, pp.212 – 259.

石田雄(1923~, 政治学)『丸山眞男との対話』みすず書房、2005年。

石田雄『日本の社会科学』東大出版会、1984年。

刈部直(1965~, 日本政治思想史)『丸山眞男—リベラリストの肖像』岩波新書、2006年。Karube Tadashi, *Maruyama Masao, and the Fate of Liberalism in Twentieth-Century Japan*, translated by David Noble, 2008, International House of Japan, Tokyo.

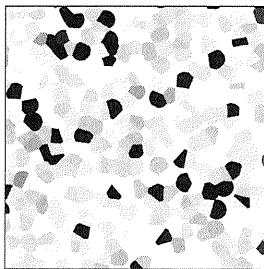
間宮陽介(1948~, 社会経済学、経済理論、経済思想)『丸山眞男 日本近代における公と私』筑摩書房、1999年、ちくま学芸文庫版、2007年。

笛倉秀夫(1947~, 法哲学)『丸山眞男論ノート』みすず書房、1988年。

笛倉秀夫『丸山眞男の思想世界』みすず書房、2003年。

富田宏治(1959~, 日本政治思想史)『丸山眞男—「近代主義」の射程一』関西学院大学出版会、2001年。

(かくた しゅういち 所員 立命館大学)



座談会

討論：マルクス経済学は2008年世界恐慌をどうとらえるか？

発言者氏名：森岡孝二，高田好章，大西広，小沢修司，藤岡惇，松本朗，伊藤国彦，三谷進，樋原正澄，小野満，増田和夫，岩橋昭廣，芦田文夫，小山大介，山本広太郎

第1部 問題提起

アメリカ金融危機に関する問題提起 龍谷大学経営学部 三谷 進

今回の問題提起では、以下の三点に絞って議論を行います。

まず第一に、信用制度論としての分析の必要性です。これまでマルクス経済学では、マルクスの『資本論』第3巻第5篇を基礎にしながら信用論に関する研究を深めきました。この研究領域では、これまでの歴史的な信用制度の分析を中心としながら、金融システムの構造に関する知見を着実に高めてきました。特に、現代の問題を考える際の信用論の基本的な視座は、やはり、「貨幣資本と現実資本」論にあるのではないかと考えています。

2007年以降に、アメリカを中心として発生した国際的な金融危機は、1980年代以降の長期的な貨幣資本の膨張がその根源にあり、それとの様々な関連で変化を続けてきた現実資本との相互作用的な関係性を十分に把握しなければならないと考えられるからです。

さらに、現代の金融システムおよび金融市场の分析において必要な概念として、「擬制資本」があります。「擬制資本」の概念は、貨幣資本の膨張を考える上で不可欠なものであり、あらためて、その概念の再構築をしていかなければならぬと考えています。また、「擬制資本」は最も信用制度の高度に発達した部分を反映したものであり、それぞれの時期で、その形態は多様かつ複雑に変化していきます。現代の金融市场における擬制資本の急速な膨張とその収縮について、デリバティや証券化のメカニズムの分析を踏まえながら、まさに現代の擬制資本の分析が必要不可欠になっていると考えられます。

次に第二の問題提起としては、金融システムと金融制度の発展としての歴史的な分析の必要性です。これまでの資本主義の歴史において、金融システムの技術的な発展と金融市场の拡大が相互作用的に進んできました。このような金融市场や金融機関の発展とともに、それらを規制する体系として金融制度が構築されてきました。例えば、アメリカの金融制度の歴史を振り返ってみると、1933年にグラス・スティーガル法が制定され、その規制が金融技術の発達とともに緩和され、1999年のグラム・リーチ・ブライリー法においては、金融機関の行動の自由を大幅に認められるようになりました。この流れは、「金融革新」や「金融の自由化」と呼ばれ、その肯定的・積極的な側面のみが強調され、規制の枠組みは市場の自由に任せられるようになっていきました。やはり、もう一度、この金融システムの発展と金融制度の関係性についての詳細な分析が必要になってくると思います。また、そこでの金融業のあり方についても、金融機関の業態はどのようにあるべきかということを再検討しなければならないと思います。

最後に第三の問題提起として、金融市场のグローバル化と国際的金融システムの変化についての分析の必要性です。現在、進んでいるアメリカの金融危機は、これまで長い期間維持されてきたドル体制がどうなるのか、また、それはどのような形で変化していくのかということを改めて問いかけています。2009年4月にロンドンで開催されたG20では、ドル体制の見直しと今後の展望について議論されてきています。特に、現段階では、国際的な金融監督体制をどのように強化していくのか、また、そこでの金融取引の透明性をどのように確保していくのかということが実務的な課題として提示されています。また、地域的にも、その取引規模からみても、グローバルに拡大した国

際金融市场は、市場のメカニズムをうまく活用しながら、それを統御していかなければならず、そのための手段にはどのようなものがあるのか、さらに、そもそもそのような統御が可能なのかということが改めて検討されなければならないと思います。特に、金融取引において問題になるのが、「情報の非対称性」の存在であり、そもそもその非対称性を対称化できるのか、理論的には、完全市場においては情報は全ての経済主体が同じ情報をもつことができるという仮定がそもそも本質的に成立しないのではないかという問題があります。その市場の限界を十分に認識しながら、絶えず新しい金融商品が生み出されることが金融市场の存在意義であり、そのことは同時に、情報の非対称性の状況を常態化し、金融システムの不安定性を存続させることになるというメカニズムをどのように把握していくのかということが重要な理論的な課題になるとと思います。

今時の危機と近代経済学批判 兵庫県立大学経済学部 伊藤 国彦

紙面の制約もありますので、私は大西先生が研究会案内の中で非常に重要な課題に挙げられていた「近経理論の批判」について問題を提起します。

I 近代経済学とは何か

私の提起は、批判の対象となる近代経済学（論敵）は何（誰）か、ということをはっきりさせておく必要があるということです。と言うのも、1970年代あたりまでは近代経済学が「新古典派」と「ケインジアン」とに別れ、その主張も分かりやすかった。しかし、その後非常にテクニカルな分析による議論になるとともに両者の違いも分かりにくくなりました。金融工学と呼ばれる学問分野も生まれました。こうした状況ですから、批判すべき近代経済学の変遷と現状、あるいはそれを基礎に形成されている人々の「共同主観（社会的通念）」の変遷と現状をはっきりさせておくことが重要になるのです。

II 主流派のフレームワーク

日本では、「近代経済学」を「主流派近代経済学（「市場万能主義」）」と同一視しているように

見受けられます。それは、1980年代初頭に登場した「新自由主義」を原型として、小泉・竹中流「構造改革」論に受け継がれた。彼らは、「大きな政府」が民間の経済活動を阻害する累積的な財政赤字の原因であり、経済や社会の活力やダイナミズムを失わせている、と断定します。その認識のもとで、次の①から⑤の論理からなる基本的なフレームワークで議論します。

①自由化・規制緩和や民営化によって、「市場メカニズム（＝競争原理）」を最大限に活用する。それによって、経済や社会の活力やダイナミズムが取り戻される。政府による規制がなくても、それに代わって淘汰という「市場規律」が作用するので心配ない。

②市場取引は合理的に行動する個々人の自由・平等・ベンサムな経済活動による自己決定であるから、「自己責任」が原則となる。

③市場参加者が適切な自己決定を下すには正確な情報が不可欠であるから、「情報開示（ディスクロージャー）」が十分でなくてはならない。

④政府の役割は、競争をより促進することと市場のルールが守られているかを「監視」することである。

⑤しかしながら、個々人の自己責任を超える損害が発生する場合がある。それに備えて、「安全網（セーフティ・ネット）」が必要である。ただし、手厚いセーフティ・ネットは「モラル・ハザード」を誘発し、自己責任に基づく市場メカニズムを阻害するので、低めに設定する。

III 主流派vs反主流派

近代経済学者は、このフレームワークの埒内にいます。したがって、近代経済学内部からの主流派批判は、おおよそ次のようなものとなります。①の市場メカニズムは不完全にしか機能しない。②について、人々の「合理性」が限定的であるし、かつ対等平等な取引が保障されるわけではない。③について、情報を完全に知ることは困難であるし、情報の非対称性も存在する。例えば、ステイグリッツは、金融市场には情報の非対称性から起る「逆選択」や「モラル・ハザード」の問題があつて市場メカニズムが完全に機能しない、と主流派を批判しています。また彼は、国際貿易においても先進国と途上国とが不平等な関係にあることを告発しています。ポスト・ケインジアンであ

るミンスキーリーの継承者を自認するグループは、金融市場の不確定性を強調しています。

①から③に関する見解相違が、④の政府の役割と⑤のセーフティ・ネットの程度に関する見解の違いとなって現れます。政治的には、アメリカであれば共和党対民主党、日本であれば自民党対民主党の政策の違いとなります。

IV 近代経済学批判

今回の危機を経験して、主流派の勢いが弱まり、近代経済学内部からも規制の強化や政府の役割の重要性が主張されはじめています。政治的にも同様です。しかし、危機が去った後に残る巨額の財政赤字が、再び人々の共同主観を主流派の見解に戻してしまう可能性があります。それは近代経済学の基本的なフレームワークが①→②→③→④→⑤→①→…というように循環論であるからです。要するに、近代経済学の土俵に乗っかって議論してしまうと「程度」問題になってしまい、根本的な問題に行きつけないのです。それゆえ、近代経済学批判の射程を主流派に限るのか、それとも反主流派も含めた近代経済学全般とするのか、が問われるのです。

戦後通貨制度と物価変動の変容からみた今日の金融危機

立命館大経済学部 松本 朗

I 問題意識

今次金融危機を、第二次石油ショック後の経済動向に焦点をあて、歴史的パースペクティブで分析をしようとする試みが出ていている。山口義行編でまとめられた『バブル・リレー—21世紀型世界恐慌をもたらしたもの—』(岩波書店)がその代表的な作品といえる。同書では、今日の事態は金ドル交換停止と変動相場への移行とともに始まったとしてし、その後の世界経済は、地域を移動しながら繰り返しバブルが引き起こされる「バブル・リレー」の時代にあるとする。今次世界恐慌を引き起こしたアメリカ発の金融危機についていえば、金融資産バブルと住宅バブルという「双子のバブル」に特徴を求めている。

現状の金融恐慌を引き起こしたバブル経済の実相のとらえ方については異論は残るもの、変動

相場制への移行を軸点に置き、歴史的な視覚で分析を試みるこうした姿勢には賛同したい。確かに、80年代に入ると繰り返し、各地でバブルが起こり、その破裂とともに経済危機が進行している。今次の経済危機は、繰り返されたバブル崩壊のなかでもその危機がもっとも深刻化した事態だといえる。

一方、80年代以降の経済現象について触れておこななければならぬもう一つの特徴がある。それは、70年代までのそれとはうって変わり、一般物価がきわめて安定しているという点である。つまり、一方でのバブルの発生と、他方での一般物価の安定が共存していることが、現代資本主義における特徴だといえる。したがって、今次恐慌において一時的に急上昇した原料、食料価格は急速に下落し、一般物価もデフレ的な様相を示している。一方でのバブルと他方での物価安定という、相反する事態をマルクス経済学の恐慌論、物価論の立場からどのように捉えるかに分析のポイントがあると報告者は考えている。

II 分析視覚

問題を考える前提是、現在の通貨制度が管理通貨制度である点、そして、それを基本的な部分で支えているのがドルを基軸通貨とする国際通貨制度である点であろう。原理的なところから捉えれば次のようになる。資本主義経済は、本来、市場経済を基礎とする資本—労働関係の下で再生産が行われているため、過剰生産と所得分配の不平等が避けられない。その金本位制においてはそれは恐慌という形で現れた。そのことは物価論の点から、「価値以上に騰貴した価格の価値に向かっての強制的調整」と定義された。

もう一つ指摘しておきたいことはこうした恐慌の過程（価格の価値への調整と価値破壊の過程）で、貧富の差はますます広がり、所得再分配の不平等という形で矛盾が調整されていくということである。

次に、戦後管理通貨制の世界では、その矛盾は国家の介入によって解消されようとした（ケインズ主義政策）。確かに、ケインズ主義政策の下で先進資本主義国の再生産規模が拡大し、恐慌という矛盾は解消されたかのように見えた（黄金の60年代）。しかし、実際にはその矛盾は解決することなく、現象的にはインフレーションという形

に変化したといえる。インフレ下では物価上昇の波及プロセスの中で所得が再分配され、所得分配の不平等が進むという形で、資本主義的生産の矛盾が調整されてきた。

こうしたインフレーション政策は、結局は金ドル交換性停止による国際通貨制度の崩壊とスタグフレーションの勃発という形で終焉を迎える、10年にわたる調整過程を経て新たな段階へと向かったのであった。ここまでが戦後の現代資本主義経済を物価論という点から考える場合に抑えておかなければならぬ基本視覚である。

III 80年以降をどうみるか

80年代以降、現代資本主義をみるとときに考えておかなければならぬのは、戦後の通貨制度の基本的な枠組みは同じ（管理通貨制）でありながら、80年代以降（特に80年代後半以降）、インフレは沈静化しているように見える点である。各国とも物価は低下し、物価変動の標準偏差も縮小している。

各国通貨当局ともインフレを沈静化しなければならないという問題意識の下で金融政策をおこなうようになった。その結果、ユーロが誕生が可能になり、また、対ドル相場安定のための政策協調も出現したといえる。

しかし、それでは、資本主義的生産の矛盾は解消されたかといえばそうではない。管理通貨制の下でのインフレ政策は根本的に止めることはできない。したがって、過剰貨幣資本は生み出され続けている。ここにあらたな資本主義的生産の矛盾（過剰生産の矛盾）が発現する原因があるのではないか。その結果がバブル経済の発生と崩壊の繰り返しだったといえそうだ。

IV 基軸通貨システムとの関連で

ここでは、この点を基軸通貨システムという視点からまとめてみたい。

アメリカは、基軸通貨国としてインフレ政策によって自国の資本主義的な生産の矛盾の解消に努める。一方、周辺各国は、たとえ変動相場制下にあっても対ドル安定化に迫られる。なぜなら、各國の為替相場はドルと結びつき、これを軸にして貿易と資本取引が行われているからであり、その結果として各國とも多額のドルを外貨準備として抱える事態になっているからである。

基軸通貨国のインフレ政策と周辺各国の対ドル相場安定のための政策努力は、自国内でのデフレ圧力とアメリカへの輸出ドライブとなって現れる。結局、対米経常黒字は世界各国に広がるが、その黒字の結果として累積するドル資産は、ほとんどがアメリカの金融市場内で運用されるという形で「還流する」。この流れがアメリカを中心とする景気回復を支え世界経済の成長を支えてきた。

しかし、あくまでそれは架空な資産市場での価格膨張（バブル）に支えられた架空需要（架空信用）であるから、いつかかならず縮小する（価値以上に騰貴した価格の強制的調整）。こうしてバブルは崩壊するが、バブル期の消費の裏付けであるバブル利得はどこかの誰かが損失として被らなければならない。これが現下で進行している経済危機の実相だろう。

インフレによる経済的矛盾（恐慌）の回避は、金ドル交換性とその後のスタグフレーションによって破綻したが、インフレ政策から決別できない資本主義経済は、その後過剰な貨幣資本をバブルマネーとして「再生させ」、今日の危機へと結びつけたといえるのではないか。恐慌論および物価論からみると今日の事態はこのように見える。資産物価上昇もいまのところはこの枠の中で捉えることができよう。

近年の雇用破壊と労働分配率の低下と 製造業の危機

関西大学経済学部 森岡 孝二

『週刊エコノミスト』の臨時増刊（2009年4月13日号）に、今次恐慌の対策に関して、「内需拡大の鍵は雇用の再建と個人消費」という文章を寄稿した。

そこにも書いたように、アメリカでは金融危機が先行したが、日本ではまっさきに製造業、とりわけ自動車や電機などの輸出依存の高い日本の基幹産業で生産の急激な落ち込みがあり、アメリカ以上に深刻な過剰生産恐慌の様相を呈している。製造工業の生産指数の動きをみると、今年2月の工業生産は、昨年同月から4割減り、昨年10月からでも3割減っている。この急激な落ち込みの引き金は、恐慌にともなう輸出の急減であるが、より大きな原因是、近年の雇用の大崩壊による個人

消費の縮小と内需の低迷にある。

総務省「労働力調査」でみると、バブル崩壊後の長期不況の過程で正社員の絞り込みと非正規労働者への置き換えが進み、1990年2月に80%あった正規雇用比率は2008年には66%に低下している。非正規労働者は絶対数ではこの間に881万人から1760万人に倍増したことになる。2002年から2007年まで「戦後最長の景気拡大」があったが、それが可能になったのも、またそれが恐慌に転じたのも、この間の雇用の非正規化をともなった人件費の削減によるところが大きいと言わなければならぬ。

国税庁「民間給与実態統計調査」によると、給与所得者の平均給与は、2002年から2007年の景気拡大過程で389万円から367万円に減っている。人件費の一部をなす福利厚生費の低下幅は給与より大きい。他方、国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」によると、全法人企業の支払配当総額は同じ期間に5兆1746億円から15兆4032億円へ、約3倍になっている。また国税庁「法人企業統計調査」でみると、全産業（金融保険業を除く）の資本金10億円以上大企業の利益剰余金（内部留保の主要部分）は、84兆6578億円から135兆6704億円に増大した。役員報酬も、役員賞与を含めた1人当たりの平均でみるとこの間に2倍になった。

付加価値の構成で、減っているのは人件費だけで、配当、内部留保、役員報酬が大きく増えている。ということは、結局、労働分配率が大きく低下したことにはかならない。2008年版『労働経済白書』は、「主要産業の労働分配率の動きをみると、今回の景気回復過程では、製造業の低下が大きく、その水準は、高度経済成長が終焉した1970年代以降では、最も低い水準にまで低下している」と指摘している。

製造業の労働分配率の低下がとりわけ大きいということは、製造業では非正規労働者の拡大とそれによる人件費の削減が他の産業以上に大きいことを意味している。5年ごとに実施される総務省「就業構造基本調査」でみると、02年から07年のあいだに製造業の正社員は800万人から744万人に減少しているが、派遣労働者は逆に19万5000人から58万人に増大している。製造業の現場作業への派遣が解禁されたのは2003年の労働者派遣法の改定（施行は04年）からであるが、それより前の2002年時点ですでに20万人近くの派遣労働者が働

いていて、施行後わずか3年で3倍に増えたというのは驚きである。

ところが不況になるや、自動車産業や電機産業の大企業は、派遣を中心に請負工や期間工を含む非正規労働者を大量に削減した。「労働力調査」では製造業で派遣労働者がどれだけ減ったかは不明だが、あれこれの情報を突き合わせると、2008年秋以降、製造業では30万人前後の派遣労働者が失職したと推定される。また、派遣以外のパート、アルバイト、期間工などの非正規労働者の失職者と、正規労働者の失職者を加えると、昨秋以降の製造業における失職者数はきっと90万人にのぼると思われる。

「労働力調査」の月次データをみると、製造業の雇用（間接雇用の派遣を除く）は小刻みに大きく変動しており、2004年8月から2005年3月にかけても60万人以上減少している。今回はこれに急増した派遣労働者の使い捨てが加わった分だけ、雇用の減少幅が大きくなつたと考えることもできる。このことは労働力の利用がジャスト・イン・タイムになって、雇用の安定性が失われ、人件費が削減され、個人消費が縮小してきたことと無関係ではない。

以上、要するに、今回の恐慌による販売と生産の落ち込みがこれまでになく深刻な理由の一つは、雇用と個人消費という経済の基盤が破壊されたことにある。まさかの頼みの雇用保険も壊れており、非正規雇用者の6割近くは雇用保険に未加入である。失業者の4人に1人しか失業給付を受けていない。

恐慌対策としては、前述の『エコノミスト』への寄稿にも述べたように、①乱暴な解雇の規制、②新たな雇用の大量創出、③失業者の生活・就業支援を柱とする雇用の再建と、④それを通じた個人消費の拡大が急がれる。雇用の創出が個人消費の拡大につながるには、劣悪な労働条件をあらため、「安定した雇用」、「生活できる賃金」、「ほどほどの労働時間」、「頼れる社会保障」を柱とする「まともな働き方」を実現することが不可欠である。

アメリカ資本主義の批判から
資本主義の批判へ
資本主義の批判から近代経済学の批判へ
京都大学経済学部 大西 広

私は今回のプロジェクトではその趣旨にそって「どのような理論がこの経済危機を説明できるのか」という理論問題に限定するのがよいと考える。現状分析は別の出版でカバーされるし、「この危機にどう対処すればよいか」も理論的理説を前提にするからである。世間では多くの特集記事が多く雑誌で組まれているが、現状の分析はあっても、これを「近代経済学の批判」として展開しているものが非常に少ない。われわれ学術団体の基本的な役割は、誤った理論を批判し、正しい理論を擁護・発展させることにある。今回の危機でもっとも求められているのは、そうしたことである。

この点で、私が率直に思うことは、この「アメリカ資本主義」が金融部門に特化し、金融的利得でのみ経済を回そうとしていたことである。それが破綻した。「ものづくり」を重視する東アジアの経済は基本的には健全に発展しているが、それを軽視した経済は破綻した。これは世間的な常識であるが、これを理論として近代経済学は主張できない。近代経済学の世界では、製造業も商業も金融業もすべてが同等で、何かが「生産的」でありまた何かが「不生産的」であるというような区別が存在しないからである。

マルクス経済学においては、この区別は明確である。たとえば、商業利潤というものがある。これは商品販売の回転を速めることによって減少される販売コスト分が商業資本によって利潤として獲得されるものである。社会的に有意義な活動であることはもちろんであるが、それ自身が財=富を生産しているわけではない。そして、それと同様に、金融利潤は産業部門間の資源配分を効率化することによって追加的に発生する価値が利潤として配分されているものである。これもまた、それ自身が生産活動ではなく、「生産部門の生産を助ける」という部門であるに過ぎない。が、ここでの問題は、こうしてこれら「不生産的部門」が社会的意義を有するものではあっても、その最適規模というのがあって、むやみやたらに巨大化しては社会的に「不生産的」であるということである。このことは数学モデルによっても明確に示し

うことであるが、ここでは省略する（注）。

それでは、この「むやみな拡大」がなぜ生じるのであろうか。それは、やはり資産価格の自己実現的な上昇が原因であろう。すなわち、バブル過程である。これは近代経済学でも説明が行く。また、「世界的には過大」と言えなくとも、生産部門が東アジアに特化し、金融部門がアメリカなどに特化するような構造の危うさは、国際間の通貨取引が変動相場によって不安定な仕組みの上に成り立っていることからも説明できよう。近代経済学でもこの不安定性は説明することは可能であるが、世界を「生産国」と「金融国」に分ける枠組みはレーニン「帝国主義論」の枠組みであると言える。「帝国主義論」は「資本過剰」な先進国から「資本不足」の後進国に資本が移動し、前者が後者から「搾取」する枠組みを提供しているからである。ただし、現在の「先進国」は生産的資本が過剰なのではなく、それを「空洞化」させ、さらに金融部門に特化するところまで進んでしまっている。これはレーニンの想定を超えるものとして追加的な説明が必要になろう。

マルクス派の側からもいくつかの理論的な説明の試みが始めているが、その殆どは10年単位の恐慌論か、ケインズ的なI<Sバランス論（たとえば経済理論学会08年度大会での板木報告）にとどまっている。しかし、私は今回の危機はもっと大きな世界システムの変化、資本主義の腐朽といったものとして理解されるべきであり、そこで活用されるべきマルクス派の枠組みは「生産的労働論」＝「剩余価値理論」そのものや、レーニンの「不均等発展論」であると私は考えている。

注

同様の主張は、Yamashita,Yuuho, 'Macroeconomic Model of Long-term Capital, Short-term Capital and Credit Creation,' proceedings of the Fourth Forum of the World Association for Political Economy, Paris (2009) によってもされている。ここでは、金融部門が「長期資本」と「短期資本」に分けられ、現物資本としての実態を持たない後者が資本主義システムの下で最適規模を超えること=過大となることが示されている。

第2部 討論の部

アメリカのサブプライムローン証券危機とリーマンショックを発端に、2008年秋以降、世界経済は深刻な恐慌に突入しています。以下では、2009年4月4日開催の現代資本主義研究会の参加者を交えて、前段の問題提起の報告者とともに、「21世紀恐慌」あるいは「グローバル恐慌」とも呼ばれる今回の恐慌の原因と性質をどうとらえるかを討論していただきます。

森岡 今回の恐慌のとらえ方に関するみなさんとの問題提起を受けて、討論の部に入りたいと思います。

皮切りに私の考えを述べさせていただきます。現下の恐慌を論ずるには、1980年代以降、資本主義のありようが大きく変わったことを見極めておかなければなりません。よく「現代資本主義の変容」が語られます、1930年代以降、あるいは第二次大戦後の資本主義を「現代資本主義」ととらえ、それが大きく変わってきたというだけでは不十分です。私たちの生きている時代、具体的には1980年前後から今日までを、「グローバル資本主義」というか、「新資本主義」というか、「超資本主義」というかは別として、新しい意味の「現代資本主義」としてとらえなければ、今回の恐慌に関する議論は始まらないのではないかと思います。

戦後のアメリカでいえば、1930年代のニューディールと第二次大戦の経験を通して、1970年代までいわゆる完全雇用政策が採用されてきました。これは財政支出を通じて高水準の雇用を達成し、経済の安定を図ることを政府政策の基本に据えていました。しかし、それが80年代にレーガンの新自由主義政策に転換され、レーガノミックスがクリントン政権からブッシュ（Jr.）政権に引き継がれるなかで、雇用システムと金融システムの両面で規制緩和・撤廃が進められてきました。こうした流れからいと、新自由主義的な規制改革の行き着いた先が今回の恐慌だともいえます。

新自由主義が猛威を振るうにつれて、国家による経済の規制がつぎつぎと緩和・撤廃され、福祉国家が解体され、労働組合も力を失って、大企業に対する社会的規制の枠組みが機能しなくなり、「資本主義の暴走」と言われるような事態が広がってきました。

そうした大変動の一番大きな舞台は、私はイデ

オロギー的な側面をも含めて、グローバリゼーションだと思います。それと手を携えて、同時進行したのが、インターネットその他の情報通信技術の革命的な変化です。これが新自由主義およびグローバリゼーションと結びついて、世界を産業、経済、文化の面で作り替えて、労働と消費と生活のあり方を変えてきました。それはまた金融工学をはじめとして金融取引の手法を高度化することを可能にし、結局は今回の金融恐慌に至ったような金融の肥大化と投機化を助長してきました。

さらにいえば、労働組合が衰退した反面で、労働者の金融資産を運用する年金基金や投資信託会社や生命保険会社などの機関投資家の株式市場におけるシェアが高まり、これにヘッジファンドやアクティビストファンドなどの投資ファンドが割り込んで、世界の資金の流れが変わるとともに、株主資本主義という名の株主重視の企業経営が広がってきたことも、この間の重要な変化の一つをなしています。

最後に一言付け加えることを許してください。株主資本主義や、金融資本について議論する場合、マルクス経済学では、ヒルファディングの『金融資本論』が大きな影響力をもってきました。基礎研の大坂第三学科も『金融資本論』を読んできましたが、私はヒルファディングの金融資本論の中心にある創業者利得論に関しては、功績よりも罪が大きいと思います。

彼は、株式発行時のキャピタルゲインである創業者利得を「企業者利得の資本還元」と規定し、したがって将来利潤の一括先取りだと説明しています。この説明は次の2点で致命的欠陥を含んでいます。

① 利潤の全額配当を仮定し、利潤は株式会社においては、管理費用と役員報酬を別とすれば配当と内部留保に分かれることを無視している。

② 創業者利得の源泉が株式の継承取得者が手放す貨幣資本であることを看過し、創業者利得のキャピタルゲインとしての差益的・投機的性格を否定している。

ヒルファディングに比べるとレーニンは、金融的利得の差益的・投機的性格を指摘していますが、学界ではヒルファディングの説明のほうがずっと理論的だと見なされて、持ち上げられてきたという経緯があります。最近では私は株式会社論やキャピタルゲイン論の研究から遠ざかっていますが、

少し思い出したのでこの機会に発言しました。

以上、私が先に発言させてもらって申し訳ありませんが、このあとはみなさんから自由に発言してください。問題提起者でない参加者の方のご意見やご質問も歓迎します。

●現実資本と擬制資本

高田 うまく議論になるかどうかわからないのですが、私は化粧品をつくっている製造業の中小企業に勤めています。今の話の流れから言うと、我々は現実資本としてモノを作っています。しかし、最近は擬制資本による収奪が、企業経営の中で目に見えて強まっていて恐ろしいと感じています。今年もこの3月31日に決算を締めたのですが、ずいぶん収奪されたな、という印象です。一つは、私の会社と関係のある総合商社の株を会社が株式市場で売買してきたのですが、前期の決算の時には、一株500円位で買っていたのを、しうるがないうから300円近くで売って1千万円以上の損を出しました。利益は出ているので、どうせ半分は税金にとられるのだからと損切りをしたのです。そしてまた今年もやってしまいました。今度は350円位で買ったのを決算間際に120円近くで売ったのです。またまた1千万円以上損をしました。結局はその金はどこへいったのだろうかということを考えたとき、汗水流して働いた現実資本の利益が、結局擬制資本へと流れしていく。

もうひとつは、同じように決算直前の3月30日に、ある会社へ現金を取りに行きました。その場で150万円くらいの札束を受取ました。実は、そ

の会社には900万円あまりの売掛債権があったのですが、資金が回らず払えない、破産するということを宣言したので、しょうがないからとにかく現金だけは回収に行こうということで、30%ほど現金と手形を受け取って、残りは全額債権放棄したのです。なんでその会社はつぶれるかといいますと、8億円の売り上げしかないのに、22億円もの銀行からの借り入れがあるのです。でもそれはどこに使ったのだろうかと聞いたら、20年のあいだにそれだけ積み上がったというのです。だったら毎年1億円ずつマイナスですかっていうと、いやそうです、と。それはおかしい。各メガバンクはみんな貸しているのです。各銀行はきちんと建物などの担保をとって損をしない。ところが、私の会社は、今回、債権放棄で600万円のマイナスを出しました。でも、それもよく考えてみれば、どこかで擬制資本による収奪がおこっていると思います。私の会社は一生懸命製造をやっていますので、あまり株などに投資はしていませんが、このつぶれた会社は、22億円の金をどこかに投資をしていると思います。それが今回破綻してしまうということは、どこかで収奪機構が動いているのではないのかなと話を聞きながら思いました。

藤岡 私は、先の報告で、現下の恐慌を解明するためには3つの視点を重視することが大切だと述べました。要約すると、①貧富の格差の拡大とともに、生産力から消費力が相対的に立ち遅れ、過剰資本が形成された、②過剰資本にも利潤を保証してきたキャピタルゲイン型のバブルが崩壊した、③国家の力能の強化のもとで形成され



報告の様子

てきた米国の再覇権国化期待バブルが、イラク戦争の泥沼化にともなって崩壊した、という3つの視点です。

さてここでは、森岡さんの発言に関連して、レーニンとヒルファディングの関係について、深めてみたいと思います。レーニンの『帝国主義論』を何度も読んでも、不思議なことに「キャピタルゲイン」（土地と有価証券の値上がり益の取得）についての理論的探究はありません。「キャピタルゲインの最大限の獲得」、逆に「キャピタルロスの最大限の回避」が資本家階級の行動原理となったということの解明がないのです。たしかに『帝国主義論』の中には、鉄道会社が住宅用地などを安く先行取得したのちに、この地に鉄道を敷設し、土地の値上がり益をかすめとるといった叙述はあります、理論の中軸に座っていない。キャピタルゲイン論なき「空疎な金融資本」論となっているわけです。なぜそうなっているのかが、昔から疑問だったのですが、森岡さんの発言を聞いていて、腑に落ちたわけです。あのレーニンでさえ、ヒルファーディングにひっぱられていたのか、というわけです。

もう一つは、レーニンの当時の資本主義の全般的危機論の影響下で、金融資本の寄生性・腐朽性だけを強調する見解を克服することです。第2次大戦後に寄生地主制は解体され、自作農が創設されたことと符節をあわせて、金融資本は解体され、産業資本に引き戻されるという傾向が出てきます。このいわば「修正資本主義」の台頭という傾向を、アメリカのマルクス主義者のポール・バランやポール・スウェイジーは鋭敏に感じ取って、『独占資本』という本を書いた。戦後のアメリカ資本主義のなかでは、メーカーの力が強くなり、銀行の力というのは相対的にどんどん弱くなっている。金融資本の権力は解体され、GMとかGEといった産業的な独占資本が経済的支配者として台頭してきたという論陣をはったわけです。同様の主張をケネス・ガルブレイスも、『新しい産業国家』という本のなかで展開しています。

ところが大学院時代の私は、全般的危機理論を信じる教条主義者でありましたから、資本主義というのは、いっそう寄生的で腐朽的なものに退化するはずだ、産業資本に戻ることで再活性化する可能性があると信じるのは、「資本主義を美化する」度し難い「修正主義者」だけだと信じていた

わけです。米国で金融資本の支配が後退しつつあるなんてことはおこりようがない、なぜならすでに時代は「資本主義の全般的危機の第三段階」に入っており、資本主義支配は断末魔のような危機に陥っているからだ。バランやスウェイジーのほうが間違っているに相違ないと、無邪気にも信じていたわけです。

しかし現時点で振り返ってみると「金融資本主義から産業資本主義への再転換」がおこっていたことを無視した「レーニン主義者」のほうが誤っており、バラン、スウェイジー、ガルブレイスのほうが正しかったという結論をださざるをえません。このあたりは、実は、横浜国立大学の萩原伸次郎さんから学んだことでもあるのですが、この点を皆さん方は、どう考えておられるのか、お聞きしたい気がします。

大西 藤岡さんのおっしゃる「産業資本主義への再転換」というのは、いつごろのことをおっしゃっているんですか？

藤岡 1950年代から70年代までの時期を念頭においています。

森岡 レーニンは、ヒルファーディングの『金融資本論』を重要な先行研究と位置づけてはいますが、貨幣論や創業者利得論にしても積極的には受け継いでいません。もともとレーニンの『帝国主義論』はきわめて簡単なスケッチにすぎない。そういう概説的なもので終わっていますから、『資本論』をあきらかに意識した『金融資本論』のような論理構成をとっていないものもある意味当然だと思います。ただし、レーニンは、短い概説の中ながら、金融的術策ということばを、たびたび使っています。私は若い時にそれを受け売りして強調していたので、森岡の帝国主義論は詐欺瞞着論だといわれたことがあります。それはともかく、現代の金融工学というのは、レーニンでいえば、高度な金融的術策のことであって、レーニンはそれが致富手段になっていることを言い当てています。

もう一ついうとレーニンは、金融資本を独占的産業資本と独占的銀行資本の融合体ととらえて、バランやスウェイジーの議論でいう独占資本を理論化したんですね。その結果、本来の意味の銀行資本や貸付資本を主体とした金融資本の運動と機能については立ち入った考察をしていないという弱点を残しています。

大西 『帝国主義論』は一応、世界戦争の必然性を説くというのが最大の目的で、その話を基本的には世界資本主義の不均等発展から説明しています。ですので、不均等発展論というのは、私は帝国主義論のコアだと思うのですね。そして、それは今、起きていることですね。東アジアとアメリカの間でね。したがって、この現在の問題は基本的には帝国主義論の問題だと私は考えています。つまり、今回の事態であからかになったのはマルクス経済学の正しさです。マルクス経済学にもいろいろな問題があったとしても、それが論じた一番中心は正しかったのだ、といわなきゃならないと思っています。

●恐慌対策と政府紙幣の発行について

小沢 私自身は展開できていないので聞きたいのですが、かつてゲゼルが「減価する貨幣」という議論をしていますね。つまりあの問題の現代的な意味です。彼は、貨幣と利子について新しい理論を唱え、民間の銀行に通貨発行権を認めたのは失敗なんだという議論を、確かしていたと思います。それとの関わりで、ゲゼルの死後のことですが、大恐慌に対して、1930年代のオーストリアのヴェルグルという小さい街で、労働証券という自由通貨=ゲゼルの言う減価する貨幣を、今日でいう地域通貨論の原型なんですけど、1500人くらいの小さい村で独自に発行した。それがすごく減価する。1月使わないと価値が下がる。ということは、それを早く使わないと損をする、ということで大きく循環を刺激し、失業者であふれていたところが景気が回復した。ところがそれを各地域が採用しようとすると、オーストリアの中央政府が、これは大変だということで法律で禁止してしまう、というような経験がありました。これがあの流れで、最近の政府紙幣の発行というものと関わっているとしたら、そのあたりの議論も必要ではないか。要するに、1920年代、30年代の恐慌から脱出する過程を、今回、100年に一度ということで議論するにあたっては、それをたとえばマルクス経済学ではどのように評価するのかという視点もいれる必要があるのではないか。私自身は展開できていないのですが、一つの視点に入れておくことが重要であると思います。

森岡 政府紙幣の発行について、何かコメントはありませんか。

松本 僕は、マルクスの経済学批判を引用しながら、吉田暁さんの著書への書評に対するコメントしたことがあるんです。資本主義経済というのは、人類社会は、通貨発行の権利を民間に任せてきた。それは長い歴史の中で、通貨発行特権を国家に任せることによって、國家が暴走するよりも、民間に任せることによって民間の営為で信用の暴走を制御する方向へ向かってきた。これが今の中銀制度である。これは銀行学派の考え方ですが、マルクスもそれを受け継いでいる。マルクスは資本論の中で、現在の中央銀行は民間銀行と国家銀行の奇妙な混合物だというふうに主張しました。事実、通貨のコントロールの部分は、中央銀行の民間銀行的側面で行っているといえる。これは人類の長い歴史のなかの営為であって、ここははずせないと、僕は考えています。

しかし、結果的には今、現代の危機をみればわるよう信用が暴走してしまっているわけだから、なぜそういうふうになってしまったのか、そこを国家との関係で考えたいと思っています。

藤岡 そのあたりとの関わりで問題提起をさせてもらうと、ハードカレンサーを発行できるような強大な国家信用をもつ国のはあい、政策的にインフレーションを起こしたいと思って通貨をたくさん発行しても、インフレを人為的に起こすことは至難の技である。不要なペーパーマネーは、いくら大量に発行して金融市场に投入しても、はねかえされて中央銀行に舞い戻ってくるだけです。いっとき近代経済学者のなかには、インフレーターゲット論を提唱して、物価上昇を演出しようとしたこともありました。インフレをおこすことはできなかったわけです。貨幣・金融政策を使うと、経済の動きを左右することができるというマネタリストの見解は誤っており、これを克服していく必要があると思います。

松本 それは、現在のシステムが信用貨幣のメカニズムだからといえます。経済社会が自らの再生産の運動に基づいて、貨幣を生み出している。貨幣というのは、経済活動の結果として生まれてくるものであって、決して国家が生み出すものではない。

現在の地域通貨というのも、ある意味では、一種の信用貨幣といえるのではないか。地域の経済活動の中から生み出されているのが地域通貨だと思うのです。

伊藤 景気のためにやったというのは、一番近いのは商品券。そのまま貯蓄に回ってしまうとダメだから、1年以内に使いなさい、と。今言われているのは、商品券の形はちょっとまずいから、政府紙幣という形でやりましょうということです。しかし、政府紙幣は財政法に触れるはずなんです。つまり、中央銀行と政府が好き勝手にやっていると、戦争なんかでも好き放題に金を造り出すから、財政法で堅く縛っているというのが流れです。結局、政府に貨幣発行権を認めてしまうと、時の政府が好き放題やるから、中央銀行に通貨発行権を分離しておく。マルクス経済学でも、おそらく近代経済学でも、政府に発行権を認めていない。だから政府紙幣は法律上無理です。

松本 最近の議論にひきつけていえば、なぜ、ネオクラ（新古典派）の人たちは、ああいうふうに国家がインフレを人為的におこせると考えてしまうのか。これは要するに、カレンシー主義がなぜネオクラと結びつくのか、そこは一つ面白い議論だと思います。貨幣論の立場から分析できるでしょうか。最近、ポストケインジアンの立場の方が、学説史を整理しているテキストを出しています。そこでは、アダム・スミスにすでに貨幣ペール観の思想が現れていると指摘しています。

藤岡 私はケインズを評価するだけでなく、エコロジストの主張にも共感しています。なぜかというと貨幣というのは、減らない、腐らないという反自然的な生理をもっていることが問題だと思うのです。それ以外の財貨はすべて腐っていく。つまり減価していく。しかし貨幣に腐るような性質がないから人工的にやるしかない。一ヶ月に10%ね、その値段が下がるようなルールを作った貨幣の発行というのが、エコマネーというか、地域通貨の設計原理でした。そういう意味でいうと、貨幣を生き物に変えるという方法論としては、将来的には非常に面白いと思う。

大西 それは今回の危機を解明するというのとは全然レベルが違う議論です。そういう観点がなかったから危機が発生したというのとは違うんじゃないですか。

森岡 恐慌対策をどうするかという議論に入っていますが、今日の議論すべき中心論点は、むしろ今回の恐慌の原因と性質の問題です。その点でなるべく本題に即した議論をお願いします。

●現代の金融資本をめぐって

小野 『帝国主義論』で金融資本の定義として、産業資本と銀行資本の融合・癒着というのがあります。今の、銀行資本、あるいは証券（取扱）資本とかいうものは、それとはちょっと違うのではないか。産業資本を支配するような形になっているのではないか。いってみれば、会社の現実資本の運動から離れて、勝手に売ったり買ったりするような資本に変わってしまっているのではないかという思いがあります。そういうのが、今度の恐慌を激しくしている。

藤岡 現代型の金融資本家とは何かを深めていきたいですね。レーニン時代とも違う、現代型の金融資本の正体とはなんなのか。それをもっと研究してみたいと思います。

ようやくこのG20サミットの中で、そこにメスをいれようということになった。つまり、いわゆるファンド資本主義をちゃんと規制しなくちゃいけない、ケイマン島とかいったタックスヘブンを閉鎖することも検討するというところまで、G20で合意ができています。非常に大きな変化です。今までそういうことをやろうとしても、新自由主義の支配下では絶対認められませんでしたから。

小野 私も高田さんと一緒に、会社の経営にタッチしていたことがあります。そのときのことですが、企業としてはもうちょっと長期で見てほいいのに短期でしか見てくれない。『帝国主義論』には「絞め殺す」という表現がありますね。私はまさに絞め殺される側の担当者で、絞め殺されそうになって、相手の目が私の目の前にあるような思いをした経験があります。そういう金融資本——銀行資本というのかな——になってきているということですね。だから企業を育成するという配慮は、毛頭ないということです。

森岡 参考までに申しますと、ヘッジファンドやアクティビストファンドなどの投資ファンドは、株主利益の最大化を求めるという点で露骨です。こうしたファンドの一つと目されているのは、2007年の株主総会シーズンに多数の日本企業に増配要求を突きつけて話題を呼んだスティール・パートナーズというアメリカ系の投資ファンドです。

当時の新聞記事によると、同ファンドが5%以上の株式を保有している日本企業は29社を数え、そのうち24社で筆頭株主の地位を占めていました。またそのうち6社で、増配を求める株主提案

を行っています。

海外投資ファンドはアメリカ系だけではない。上場企業の発行済株式総数に占める保有株式数の割合が5%を超える株主は、金融庁（事務は財務省財務局）に大量保有報告書を提出しなければなりません。ネットでその情報をみると、イギリスの投資ファンド、シルチエスター・インターナショナル・インベスタートーズは、30社を超える日本企業で5%～18%の株式を保有しています。その際の大量保有報告書の記載事項を見ても、保有目的は、可能な限り高い配当と株価、したがって可能な限り大きなキャピタルゲインの実現にあることがわかります。この点では村上ファンドも同様です。

こうした投資ファンドは世界中から資金を集めて、株主提案や株式の買い占めを仕掛けて、株主利益重視の経営を迫ってきましたが、2008年9月のリーマン・ショック後、出資者からの解約が相次いで、大量の資金が抜けたと言われています。恐慌というのは資金の過剰から一転して現金の不足を生みます。人は貨幣への需要が高いときに現金を保有しておこうとします。そういう状態になって打撃を受けている投資ファンドもあります。

松本 2点だけちょっとお話ししたいと思います。第一は、最近出た『バブル・リレー——21世紀型世界恐慌をもたらしたもの』（山口義行著、岩波書店）での議論にもいえるのですが、今次の金融危機では、住宅バブルとITバブルの二重のバブルが起こっていたと主張されています。これは松田岳君の議論でも、藤岡さん議論でもそうです。この議論では、ITバブルが崩壊してから、次に土地バブルになると主張されています。しかし、住宅バブルというのは、80年代以降、資産バブルが起こっているときには、絶えず慢性的に起こっているように思うのです。たとえば、藤岡先生が用意された資料を見ますと、2000年以降に住宅価格が急激に上がっているように見えます。けれど、これは指数だからそのようにみえていて、統計のごまかしみたいなところがあります。2000年を100としたときに、確かに2007年で2.5倍にあがっています。一方で、たとえば1987年をみると、87年はたぶん60くらいです。つまり、80年代後半以降でも住宅価格は、倍近くにあがっているんです。

日本でもそうですが、資産バブルと抱き合せで、地価は絶えず上昇しているように思います。

ここで問題は、まずはなぜ、地価なのかということが大事なのではないかと思います。それは地代論の問題に関わると思います。地代論の前提にあるように土地は供給が制限されている特殊な商品です。したがって、需要さえあれば価格があがるようになっていていると思います。つまり、過剰なマネー＝貨幣資本が生まれてくると、実は地価というところにまずは流れ込んでいく可能性があるようになります。地価は、供給が制限されているから、お金が入ってくる限りは上昇していくようになっている。

このことは、戦後日本の金融をひっぱってきた大きなひとつのファクターにもなっていると思っています。まだ私の問題意識として持っているだけなのですが、景気循環のファクターの中に住宅投資循環というのがありますね。このことをマルクス経済学の立場から理論的に（地代論も加味しつつ）考える意味があるのではないかと思います。このことは、原材料、石油価格なんかと同様に捉えることができる面があって、需要さえ確定されていれば、いくらでも価格操作できるということです。供給が一定という側面と資産バブルとがむすびついで、さらに貨幣資本の動きがつながっているわけです。戦後日本の金融の肥大化と、住宅信用の問題が結びついているのも同じ論理で捕まえられるのではないかだろうか。80年代以降のアメリカの不動産バブルを考えてみると、実は、慢性的に不動産バブルが起こっている。たとえば80年代の半ばでは、ニューヨークのマンハッタンのビルを、日本の資本が大量に買いましたよね。日本でバブルが崩壊すると、次に中国の資本がそれを買うというように、絶えず地価、土地にむかってお金が流れ込むようなシステムができていたように見えます。北欧の80年代のバブルも不動産バブルです。これは地代論との関係で問題を考えないといけないと思います。

伊藤 ちょっと教えてもらいたいんですけど、バブルと価値論との関係をどう考えればいいか。マルクス経済学では、『資本論』の最初に、富というのは商品の形態で現れる、だから商品を分析する必要があるとされています。その場合、理論的には労働価値論が基礎にあって、バブルによる上がり下がりが極端に無いような理論体系でずっと通されているんです。むしろ我々の現実の日常感でいうときの富は、株式などの金融資産という形

で存在していて、その資産価格はたえず上がり下がりしていて、企業なんかの場合は、会計基準でどこかで損失処理をやらなきゃいけないことになる。マルクス経済学からみた場合、バブルと価値論の関係というのは、どういう具合に皆さん捉えられているのでしょうか。

もう1点は、松本先生は貨幣現象的に言われたんだけれども、グローバル化が進んでいくと、だんだんその商品の生産の基本的な基準となる国際的価値みたいなものができてきて、それが平準化してくる。かつては日本の国内で労働価値みたいなもので決まっていたとしても、グローバル化が進んでくると、生活のレベルの低い途上国の商品が、商品の基本的なノーマルな価値になる。先進国に住んでいる我々労働者の側から見れば、こんなに低くいいのかという疑問がある。逆に途上国の側からいと、そのことがあるから、〔先進国は〕比較的豊かな、まともな暮らしができるということになる。その意味を考えると、グローバル化の中での労働価値というものの、世界的な平均化みたいな形で、物価の下落とか商品価値の下落を理解できないのか。

以上の2点です。

森岡 そのことに関連して私の意見なんですが、マルクスの『資本論』は一般均衡論の市場原理による資本主義の説明と似たようなところがあって、資本主義は自分の足で立ったあとは、自己維持的なメカニズムを備えていて、資本蓄積も再生産も、労働力の需給調整機構を通じてうまくいくという論理になっています。本源的蓄積の章では国家の暴力的介入の契機が重視されていますが、論理体系からみるとそういう契機は後景に退いています。

しかし、新自由主義による雇用システムや金融システムの規制緩和によって市場の取引ルールが変わってきた経緯をみると、資本主義の自己運動の側面だけでなく、法政策の役割を含め国家介入の契機をもっと重視する必要があると思います。また金融で言えば、市場原理では説明がつかない略奪的契機を問題にする必要があると思います。

大西 私はちょっと反論があります。それは『資本論』は何を説明しようとした本であるかという問題なのですが、レーニンのいう詐欺瞞着のようなものが無いということをマルクスは主張しようとしたのではなくて、『資本論』はG-W-G'つまり、等価交換でも搾取は発生しうるというこ



熱弁をふるう大西氏

とを説明の目的としたのですね。そのために『資本論』はそうした詐欺瞞着、あるいはバブルや収奪を無いものとして議論を展開しました。だから、マルクスが説明していないものが、現代の説明にうまく適合するのならまあいいですけれども、等価交換の世界でも搾取があるというその目的のためには極めて適切な論理展開として『資本論』があるということを忘れるわけにはいきません。もっといとバブル的な価格変動が実際あったわけですが、それは「マルクスの欠点」ではなく、別の課題の問題であったと言わなければならないのではないかでしょうか。

伊藤 そこは私も認めます。ただ、現代の資本主義の説明としてなるほどな、というふうに理解してもらうために、富のキャピタルゲイン、ロス、みたいなところで人々が豊かになったり、縮んだりみたいなことになっているんで、そっちのほうで人間が苦しい思いをしているんだったら、そのメカニズムについてマルクス経済学はこういう説明をしている、ということが必要だと思うんです。

山本 マルクスの賃金論では、賃金の国民的差違という問題が挙げられています。やっぱりそれぞれの国の生活水準が違うから、それだけ賃金が違うんだということです。ところが、海外、とくに中国で十数億人の労働市場が突然開放されて、同じようなレベルのスキルをもっているとすると、どうでしょうか。その場合は、日本の資本はそこに進出して、そこで大量に雇用するようになる。そうなれば、資本の側から20万円も払えないといわれても逆らえない。過剰化した日本の労働者は、賃金の国民的差異を理由に、賃金の切り下げに抵

抗することは難しいと思います。この点では、マルクスの分析は、ケインズもそうだと思いますが、一国資本主義分析になっているのではないかと考えます。たとえば財政投融資をして需要を喚起すれば、生産が増え、雇用が増えるという論理にマルクスもなっていると思います。しかし、国民的差違なんていうのは、もはや崩れつつあります。だからあんまりマルクスの分析方法を言わない方がよい。

森岡 最近、佐藤良一さんと芳賀健一さんの訳で、日本経済評論社から、ロバート・ポーリンの『失墜するアメリカ経済——ネオリベラル政策とその代替策』という本が出ました。アメリカでは、労働者の実質賃金は、失業率が下がり、労働力の需給関係からは賃金が上がっても当然であった繁栄の1990年代にも、おおむね下がり続けました。その謎をポーリンは、グローバル化で拡大されたマルクスの産業予備軍効果から説明しています。

今はグローバルゼーションのなかで、アメリカの労働者は、アメリカ企業が進出しているアジアその他の世界の労働者と競争をしなければならない。したがって、アメリカの労働者の就業状態や労働条件は、今日ではアメリカ国内だけでなく、世界の産業予備軍=相対的過剰人口から脅かされているというわけです。

これは、世界経済における産業予備軍効果を論じている点で、国民経済のなかで産業予備軍効果を論じたマルクスを批判しているとも言えますが、ここでの真意はいうまでもなくマルクスの理論を発展させることにあります。

大西 それは賛成です。

松本 マルクスを擁護するつもりはないけど、少なくとも労賃の国際比較のところでは、かなりはつきりした問題意識をもっていたと思います。それは現在では国際価値論として議論されています。本来、理論的に、一時間の労働で生み出す価値は同じでなければいけないわけですね。どこの国でも同じ。にもかかわらず、国際的にみてみると、たとえばフィリピンの一人あたりの国民所得と、日本の国民所得が階段状になっているのはなぜか。フィリピンの一時間の労働と、日本の一時間の労働が、生み出す価値が違うということはどういうことかということを国際価値論で議論はされているわけですね。そのポイントがどこにあるかといえば、資本と労働は自由に移動しない。現

に日本だって、これは国際移動の問題ではありませんが、高度成長期には、都市部へ人口が流れることで、比較的物価というのは平準化する傾向があった。つまり賃金も平準化する傾向があつたけれども、最近の少子高齢化の中で、むしろ物価の格差というのは固定化する方向が出てくる。これはマルクスが言っているように、もし国際価値論に適用すれば、まさに資本と労働が自由に移動しない状況のもとで、一時間の労働が別々の尺度で評価されている事態が起こっているわけですよ。で、問題はそれをどう考えるか。不等価交換で考えるのか。国際的な等価交換なんだけど、実は複雑労働と単純労働で交換比率が異なっていると考えるか。ここには非常に大事な理論的な問題があると思います。

で、伊藤さんの議論にひきつけて言えば、今、資本と労働力、とくに資本の国際的移動が大規模になってきたときに、マルクスのいうような、国民所得の階段状の格差というものは無くなるのか、無くならないのか。ここだと思うんですよ。しかし、まだ無くならない。それでは国際価値論といいうのはどういうふうに展開すべきかというのが非常に大きな問題だと、僕は思います。

森岡 この討論は45分までですので、あと15分あります。発言していない方、何も言わずに帰ると損をすることになりますよ。

大西 小山さん、何か、せっかくですから。今日、基礎研に加入していただきました。

小山 京都大学経済学研究科、博士後期課程の小山といいます。もともと杉本先生のもとで多国籍企業の実体経済をしておりました。何をどうつかんでいいかわからないのですけど、賃金の国民的差異の話でいいますと、業種的にかなり違うのではないかと思います。ベンチマークサーベイなんかを分析しますと、金融、あるいは専門サービス、あるいはシステムエンジニアといわれる分野に関しては、グローバルなレベルで賃金の平準化というのが、ある程度おこりつつあるのかなという動向が見えます。製造業分野、特に生産ラインではわりとそういうことは起こっていないのではないか。更に言うと、金融業、専門サービス業というふうな産業の上部レベルでいうところの平準化と、飲食業や、ホテル業、あるいはいわゆるインフォーマルセクター的なところでの下部レベルの平準化とがおこっていて、真ん中は、各国の経

清水準によって維持されているのかなと思います。ただし、現在は、いわれるよう、サービス経済化がおこっています。サービス産業はいろいろあって、上と下の部分が増え、相対的に真ん中の部分が減ってきてるので、その部分がだんだんと浸食をうけているようなふうに見えます。

今回の金融危機ですが、僕もまだ研究を始めて10年くらいしかたっていない青二才なんですけど、その、やはり1970年代から80年代の間に世界経済構造が完全に変わってしまった。いわゆるグローバリゼーションみたいなものに入ったのかなと。それが決定的になったといいますか、誰の目にもグローバリゼーションになったとわかったのが、やはり冷戦構造の崩壊であろうと思います。そのプロセスのなかで、いわゆる十年周期といわれる金融危機がその都度発生していて、それがある意味、グローバリゼーションの広がりとリンクして、その都度危機が拡大してきているのかなという印象をうけます。いまのところはそれ以上は何とも言えません。

ついでに言わせてもらうと、だとしたら現在の金融危機で、その現在の世界経済構造が変わることになることになってくると、私個人としては、世界経済構造自体はそんなに変わらないのじゃないのかなと思います。GDPなんかは、それは景気がいいときは資本主義国家同士で対抗関係にあるのかもしれません、資本主義の維持という側面においては、逆に協力関係をとりますので、今回の危機は、現在の構造のままで、なんとか解決してしまうのではないかと。だとしたら問題は次になるのかなと。次の危機の間に、我々は何らかの方策を考えなきゃならないのかなというふうな印象を持っています。

芦田 私は今回の危機に非常に关心をもって、こういうシンポジウムや研究会でいろいろ仕入れている最中です。それはやはり資本主義の歴史にとって、非常に大きな変革の契機になるのではないだろうかと思っています。これからは社会主義を、民主主義と結びつけて考えようとしている私としては、こういう研究会などで、次のようなことを考えていきたい。ひとつは1930代以降のケインズ主義的な国家介入の仕方が変わらざるを得ないところに来ているということです。とすれば、その内容を、どのようにとらえていくのか。他方で、森岡さんもいわれた、新しい福祉国家なるも

のを、内需の拡大や、労働や福祉の新しい高次の位置づけのものとやっていかなければならない。これは先ほどの国家介入の仕方の危機、ケインズ主義的なやり方の危機と対になっている。現状では、国債を出すなどして景気対策でいろいろやることがまた構造的な危機を加重していく面がある。そのことを踏まえて変革の方向を提議することが必要であると思います。

だから、資本主義の民主主義的な変革という点からみても、たぶん質的に新たな段階になっていくんじゃないかな。森岡さんが新しい福祉国家といわれたり、大西さんがケインズ主義的な需要云々じゃなく、生産過程的な視点を強調されたことに、私なんかはむしろ非常にぴったりくるものを感じるんですが。そういうことを、こういう研究会で深められていけばいいなと思います。

森岡 現代はいかなる学派やいかなる権威にもおもねることなく自由に論争できる時代です。恐慌の実証分析や恐慌の理論研究をめぐっても、これが基礎研だという結論は出す必要はなく、いろいろと議論を重ねていく、そのステップの一つに今日の討論がなればといいと思います。企画を出版に持ち込むまでもうひと揉みする必要がありますが、今日の討論も大変興味深い。私はむしろ討論のほうが面白かったという気もします。今日の発言と討論とを、まずは通信に掲載してもらって、その後可能であれば出版までもっていくということにしたいので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

大西 森岡さんが時間の都合で退席されたので、私が代わって進行します。途中から来られた増田さんなにか発言はありませんか。

増田 農業恐慌についての議論が昔からありました、最近は消えてしまっていますよね。その点はどうなのでしょうか。

大西 横原先生、せっかくいらしたんですから何かひとこと。

横原 ちょうど、3月末に日本農業経済学会がありまして、その時のシンポジウムにおいて、穀物価格の高騰と日本農業の展望について報告がありました。報告者は日本農業の実態と距離をおいた議論を開催して、乱暴な議論が大半でした。たとえば、長期的には市場メカニズムが機能して、需給バランスは回復するという議論が大半で、現実に生じている問題は要するに社会の一部の問題

に過ぎないという結論です。パンの値段が上がつても、日本ではそれは大きな問題ではないという認識です。また、供給面の議論においても、耕作放棄地があるので農地の量的な確保は大丈夫と主張していますが、それは実証されていません。需要面における議論では、肉消費の拡大は、牛肉ではなく鶏肉に向かっているので、飼料用穀物需要の増加は少なくてすむので、問題はないという議論です。しかしながら、中・短期でみれば、穀物価格の変動が確かに激しいことは認めるのですが、その要因はほとんど金融危機の影響、投機的な買い占めみたいな説明にとどまっていて、その価格変動の動向についてはまだわからないという議論でした。

それから、穀物価格の高騰要因を金融危機の影響ではないと主張している人は、要するに中国の在庫が異常に減ったという事実だけを述べていました。シンポジウムの討論の中では、そうはいっても需給バランスは崩れているのではないかという議論もありましたが、そこにまともに答えずに、討論は終了しました。日本農業経済学会においても、穀物価格の高騰に関して、議論は深まっていません。

論点は少しずれますが、コメの問題を考えた場合には、東アジア地域レベルでの在庫調整という観点が必要です。かつて、アメリカは国内に小麦等の在庫を持っていましたが、それをどんどん減らしてきました。それで結局、穀物価格の変動は激しくなるようになってきました。このことを考えれば、コメの東アジア地域レベルにおける在庫調整が必要ではないかと思っています。

大西 岩橋さんと三谷さん、リプライみたいなのがあまりなかったので、いいたいことをいう権利を認めます。

岩橋 いくつかありますが、一つだけ。やっぱり今回の金融危機をどう見るかという意味で、自分は世の中を変えるという話と一緒にするのは、何か違和感があるんです。経済危機が起きたら世の中変わるの、という気がすぐします。だから、世の中を変える話はまた、経済学だけじゃない、いろんな諸科学を動員して考えてほしいなと思います。前回ここで言いましたけれど、そんな気がしました。

三谷 大西先生が、先程、指摘されたように、『資本論』では確かにベーシックなことを議論して

いるわけですが、やはり、今の問題を議論するときには、マルクスの『資本論』を超えた部分で問題が発生していると考えています。つまり、マルクスが信用制度についての分析を行っているのは『資本論』の第3巻第5篇ですが、そこでも信用制度の複雑な部分については、その分析対象からは除いており、『資本論』の論理に必要な部分だけを分析しているわけです。

でも、現在のサブプライム金融危機の問題といふのは、信用制度の問題として、つまり、現実資本と貨幣資本の関係から言えば、貨幣資本の次元で大きな問題を引き起こしているわけです。ですから、この現実資本と貨幣資本という視点で考えた場合に、その部分をどう理解していくのかという視点が重要だろうと私は考えています。また、この貨幣資本の自立的な展開についての分析を、大西先生の議論とどう調整していくのかということが重要になってくると思います。

また、先程の利潤率の均等化について言えば、これまでの金融やファンドの世界のなかでは、「国際分散投資」というのが非常に重要なキーワードとして出てきます。つまり、世界各国では様々な利潤率が存在しており、証券利回りや金利も、それぞれの国々で違っています。その利ざやを裁定取引で取っていこうとするのが、今までのファンドの戦略だったわけです。また、そこでは、どこかの国が不況であっても、他の国が好況であり、その好況の国にお金を回していくけば金融的な利益が得られるという考え方があったわけです。80年代から、つい最近のデカップリング論に至るまで、そういう考え方で投資が行われていたのが、今回のサブプライム金融危機では、結局、国際的な金融市場全体が不況になり、世界各国の株式市場全体が低下してしまうという問題が発生しました。そこでは、今までの金融の世界での分散投資の概念というものが、当てはまらなくなってしまったわけです。その問題が、今、出てきていると思います。そういう意味で、国際的な巨大投資ファンドが、1990年代から2000年初頭にかけて急速に拡大し、やはり、その反動が今起きており、その部分について、もう少し分析をしていかなければならぬのではないかと考えています。

ですから、資本主義の発展ということについて考えるのであれば、今回の金融危機のような矛盾の発現が、国際金融市場全体に一種の集中過程を

起こさせており、世界各国の金融市场が、絶えず、発生するショックや矛盾を克服しながら、これまで国際的に分化していた状況からだんだんと一つの融合されたものへと展開し、一種の金利の平準化だと国際的な収益の均等化を図っていくプロセスとしても見ることができます。今回の金融危機については、そういうことをいろいろと考えていく良い機会ではないかと思っています。

大西 これで終わりますが、『帝国主義論』も一応、資本は国境を越えるという論理の延長ですから、矛盾しないものだと思います。マルクスの経済学批判体系では、資本というのは、賃労働、土地所有、国家、世界市場などと並ぶ一部なんです

よね。マルクスが生きていたら、この辺も書いたかもしれないですね。ただ、その場合も労働価値説と矛盾しないものを書いたはずです。つまり労働価値説というのは大変大事だと彼は思っていて、その体系とは別のものを書いたのではなくて、それを基礎とした金融論を書いたと思います。だからと言って、すべてが労働価値説で貫かれなくてはならないということはありませんが、労働価値説とか剩余価値論とかに関係のあるものなのか、ないものなのかを充分検討しなくてはならない。私は関係があるという意見ですね。

ではこれで討論を終わります。皆様有難うございました。

現代資本主義研究会についての感想

京都大学大学院生 小山大介

世界経済における先行きについての楽観的情報や悲観的情報が先進国、新興国・発展途上地域で交錯する中で、G-20ロンドンサミットが行われ、総額500兆円に上る財政出動、金融規制の強化について各国の思惑が異なる中にあって一定の成果があったと思われる。主要国による財政出動も目標値に達し、EUでは金融規制強化が具体性をおび、実行段階へと進んでいるが、それらの成果が目に見える形で現れるのはまだ先のようである。

ところで今回の現代資本主義研究会では、「今日の資本主義の危機をどう論ずるか—新しい出版プロジェクトに向けて—」というテーマで議論が行われ、7人の報告者が自身の研究領域から今回の一連の金融危機についての分析をそれぞれ短時間説明した後、参加者を含めて自由な討論が行われた。

7名の報告は、大きく分けて今回の金融危機は一体いかなるものであったのか、近代経済学批判に加え、マルクス経済学では今回の危機はどのように捉えることが出来るのかというものであったと言えるが、それぞれの報告は分野が非常に広域的であり、金融危機及び経済危機の原因を説明するものから、現代資本主義の将来像を描くもの、機軸通貨ドルを中心とした国際通貨体制についての報告まで行われた。そのため、報告の後に行われた自由討論においても、報告者を中心として各々の専門分野から枠にとらわれない自由な討論が行われていたと感じた。その討論の中でも、マルクス、ヒルファーディング、レーニンの理論解釈、またそれに続きマルクス経済学で金融危機をいかに分析、説明すべきかという議論が中心に展開されていた。このように非常に広域的な議論が可能となるということは、マルクス経済学それ自体が懐の深い理論体系を有していることを証明している。マルクスの一連の理論は、経済学であり、社会学、政治学の要素をも包摂していることを再確認させるものであった。

今回のサブプライム・ローン、リーマン・ショックから波及した金融危機、さらには世界同時不況の発生を受けて、本当にこれまでの資本主義の有り様は変わるのであろうかとう疑問はやは

り再考しなければならないだろう。一連の金融危機を発生させた土壌は、1970年代以降進行してきた金融部門における規制緩和とIMFを通じたその規制緩和戦略の新興国・発展途上地域への波及、さらに経済のグローバル化、IT革命による大容量データ通信処理技術の確立にあることは明らかであり、このプロセスの質的・面的拡大によって世界経済は急速に一体感を増すとともに、金融危機発生時には、世界経済への衝撃を増大させてきた。よって今回の金融危機では、アジア通貨危機、あるいはアメリカにおけるITバブルの崩壊よりも遙かに大きな影響を世界経済に与える結果となっている。だが世界経済に横たわっているグローバル化の進展と多国籍企業活動領域の拡大という動きは変化していないのではないだろうか。勿論、景気回復には、国際協調が必要不可欠であるし、これまでの無秩序な金融取引のあり方について再考することは必要であろう。だからといって資本主義の基本的枠組みが変化するということは、短期的には考え難いのではないか。

最後に金融危機の影響が最も軽微であった日本が、実体経済において大きな影響を受けた国の一つとなり、その景気対策には雇用確保及び内需拡大が必要であることが議論されたが、地盤沈下が著しい日本経済の景気対策、進むべき道についての議論が少なかったことが唯一残念な点であった。

以上



当日の様子

福祉の市場化と介護労働の変容

TANIGUCHI Hiroki

谷口 博紀

はじめに

1990年代初頭のバブル崩壊以降、日本では未曾有の長期不況に突入することになり経済社会システムの各分野における構造改革の必要性が提起され、96年に橋本内閣が発足すると、その翌年の97年に財政構造改革を柱とした「6大改革」が実施されるに至る。そして社会福祉分野においても社会保障構造改革の一環として「社会福祉基礎構造改革」が展開されることとなり、社会福祉の理念及びその供給構造が大きく転換することとなった。

そのキーワードは「福祉の市場化」である。社会福祉事業を市場に適合的な仕組みに転換させ、供給側に営利企業を含めた多様な運営主体の参入を促進することによって競争原理を働かせて社会福祉サービスの質の向上を図ると同時に、福祉サービス受給における国民の権利性を明確化するものであるとされた。

そもそも社会福祉事業は経済的事情や生活環境上の困難があるために公的・社会的支援を必要とする人達を対象とするものであり、社会権保障の観点からも公的責任の所在ならびその具体的な内容が明確にされていることが不可欠である。しかし市場化によって福祉サービスは事業者と利用者との個別契約に委ねられることとなったため、かえって社会権保障の公的責任が曖昧となり、行政の役割自体も社会福祉法人への委託を含めた直接供給から市場基盤の整備とシステム調整へと劇的に縮小することとなった。

また「福祉の市場化」への転換により、必然的に

福祉労働もその本来の目的である人権保障の具現化から一般消費財としてのサービス供給へと歪な変容を遂げ、大きな矛盾を抱えることとなった。

そこで本稿では社会福祉基礎構造改革の展開を踏まえ、その政策的特徴を批判的に検討したうえで福祉労働、とりわけ社会福祉基礎構造改革の先駆的モデルとなった介護保険制度のもとでの高齢者介護労働を題材に、福祉の市場化が介護労働をいかに変容させたかを明らかにして、社会福祉の本来の意義を回復するための課題を考察したい。

1. 社会福祉における構造改革の展開と政策的特徴

1.1. 社会保障制度審議会「社会保障体制の再構築（勧告）」の指針と概要

6大改革が実施されるに先立ち、95年7月に社会保障制度審議会が「社会保障体制の再構築（勧告）－安心して暮らせる21世紀の社会を目指して－」¹⁾を取りまとめた。芝田英昭氏は1990年代を「21世紀への社会保障構造改革のための社会保障の理念改造期」（芝田 2006, 102）と位置づけることができると述べているが、それはこの勧告からも覗い知ることができよう。以下では同勧告の本文を引用しながらその概要を確認したい。

序節では冒頭で「我が国の社会保障体制は、第2次世界大戦後国民の要望と経済成長とに支えられて急速に整備され、国民生活の安定はいうまでもなく、経済の安定的発展にも²⁾ 大きく貢献してきた」「しかし、一九八〇年代に入る前後から社会保障の体制と経済・社会との間に摩擦が生じ、世界的に社会保障の歩みが停滞し、時には後退さえ

みられる現実を我々は正視しなければならない」とし、そうした認識のもとに「二十一世紀の我が国が活力にあふれ、安心して暮らせる福祉社会であるためには、上述した社会的変化と必要条件を踏まえ、それにこたえ得るよう社会保障体制を検討し、再構築する必要がある」と戦後から続いてきた社会保障体制を、現代の経済社会状況に適合しうるあり方に転換する必要を説いている。

次いで第1章第1節「社会保障の理念と原則」では「社会保障制度審議会の1950年勧告は、国民の生活を保障する義務が国家にあることを明確にするとともに新しい社会保障制度のあり方を体系的かつ具体的に提言した」と国家責任が明確にされていたことが述べられているが、新しい社会保障の理念はその冒頭で「社会保障の新しい理念とは、広く国民に健やかで安心できる生活を保障することである」と抽象的に記されている。

その上で「社会保障制度は、みんなのためにみんなでつくり、みんなで支えていくものとして、21世紀の社会連帯のあかしとしなければならない。これこそ今日における、そして21世紀における社会保障の基本理念である」と定義しており、「みんな」をことさら繰り返して社会連帯を強調したものとなっており、その前提として「国民は自らの責任によって自らの生活を維持する責任を負うという原則が民主社会の基底にあることはいうまでもない」と自己責任について最大に強調している。

以上からは新しい社会保障の理念は「自己責任」を大前提とし、「自己責任」が果たせない場合に限り「社会連帯」（共助）にのっとり生活問題を支えるものとして、「国家責任」（公助）に関しては明確にせず曖昧なものになっていることが理解できよう。（第2章第1節）

また社会福祉に関しては「いずれかといえば取り残されてきた大きな問題は社会福祉にかかわる問題である。心身に障害をもつ人々、高齢となって家族的あるいは社会的介護を必要とする人々などに対する生存権の保障は、従来ともすると最低限の措置にとどまった。今後は、人間の尊厳の理念に立つ社会保障の体系の中に明確に位置づけられ、対応が講じられなければならない」と戦後の社会保障体系の中で、社会福祉分野が大きく後退したままであったことを認めたうえで、第2節5で「社会福祉や医療のサービスについては、その

歴史的経緯もあって、従来から公的部門が直接供給するだけではなく……住民参加型の福祉サービス供給組織等の非営利団体やシルバー産業・医療関連産業等の営利企業などもサービスを提供することが多くなってきている。これらの民間の活動が国民の生活をより豊かにするものであれば、これらが社会福祉や医療の分野に参入することには問題がないと考えられる³⁾。そればかりでなく、民間の活動が国民のニーズにあったサービスを提供し、より効率的に行うものであれば、規制緩和を含めて競争条件を整え、積極的にこれらの民間サービスを活用していく必要がある。そしてこのようにサービスの供給が多様化すれば、国民の選択の幅を広げ、国民のニーズにあったサービスが利用可能となる」とし、公的責任による福祉サービスの直接供給から市場での多様な運営主体による競争を通じた供給への転換を促していることが確認できよう。

最後に社会保障の財源⁴⁾に関しては第2節2社会保障の財源で「高齢者の介護など立ち遅れの激しい分野への配分を大幅に高めるべきである。……個々の施策に関し社会保険料負担、公費負担及び利用者負担の規模とその財源構成をどうするかについては国民の合意に基づき適切な選択をしていかなければならない」としているものの「社会保険は、その保険料の負担が全体として給付に結びついてくることから国民の同意を得やすく、……したがって、増大する社会保障の財源として社会保険料負担が中心となるのは当然である」と増加が確実視される社会保障費の財源は主に社会保険料に求めるものとしている。

上記をまとめると、社会保障体制においては時代にあった社会保障体制へと転換の必要性を説いたうえで、理念においては、国家責任を曖昧にしたうえで自己責任と社会連帯を強調したものとなっていると理解できよう。また以下で詳しく検討する社会福祉の在り方に関しては、公的供給から営利企業を含めた多様な運営主体間の市場での競争を通じた供給体制を是とし、積極的にこれらの資源の活用を行うことの優位性を強調したものと言えよう。

1.2. 社会福祉基礎構造改革の方向性と法制化の展開

社会保障構造改革の一環に位置づけられる社会福祉基礎構造改革に関する議論は1997年9月に

「社会福祉事業等の在り方に関する検討会（座長・八代尚宏氏）」を契機に本格的にスタートするが、座長の八代氏が公共分野における積極的な規制緩和・市場化推進論者⁵⁾であることからもわかるように、政府の目指す路線を前提に議論は進められ、議論開始からわずか2ヶ月で5回の検討会開催を経たのち、11月25日に『社会福祉の基礎構造改革について（主要な論点）』が発表される。

その3日後の28日には舞台を中央社会福祉審議会社会福祉基礎構造改革分科会に移して議論が始まるが、この議論もほぼ大筋として先の検討会の改革の方向性を受け継いだ形で進められ（真田・小川・浅井1999, 18）、98年6月17日『社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）』⁶⁾が発表された。

中間まとめの要点としては、福祉を取り巻く状況（少子・高齢化、家族機能の変化、低経済成長への移行）を捉えたうえで、「現行の基本的枠組みは、終戦直後の生活困窮者対策を前提としたものであり、今まで50年間維持されてきた」ものの「現状のままでは増大、多様化する福祉需要に十分に対応していくことは困難」であるとし、また「この間、児童福祉法の改正、介護保険法の制定を実施」したとして、社会福祉の基礎構造全般について抜本的な改革を実行していく必要があるとしている。

そこでは社会福祉の理念として、①国民が自らの生活を自らの責任で営むことを基本とし、②自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に社会連帯の考え方で立った支援を行うとし、③これらを踏まえて個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるように支えるとしている。そしてその社会福祉の理念を具現化するための改革の基本的方向として、①サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立、②個人の多様な需要への地域での総合的な支援、③幅広い需要に応える多様な主体の参入促進、④信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上、⑤情報公開等による事業運営の透明性の確保、⑥増大する費用の公平かつ公正な負担、⑦住民の積極的な参加による福祉の文化的創造を示している。

中間まとめは、以上のような改革の基本的方向を踏まえて、改革の具体的な内容として、①社会福

祉事業の推進、②質と効率性の確保、③地域福祉の確立といった3本柱を掲げて、それらを遂行するための具体的な施策に関する言及している。

その後、厚生省は「30数余の関係団体との意見交換、全国6ヶ所で開催されたシンポジウムでの意見交換などを行い、中間まとめで指摘された各事項について幅広い意見を聴取しつつ検討を進め」て、この検討状況について、社会福祉基礎構造改革分科会に報告を行い、それを踏まえて、同分科会は同年12月8日に『社会福祉基礎構造改革を進めるにあたって（追加意見）』を発表するが、中間まとめに関してはこの改革が公的責任の後退⁷⁾をナudgeとして関係団体から懸念が出されていたため、厚生省に対し、①この改革の趣旨を関係者に十分に周知しながら検討を進めること、②改革を進めるにあたっては、具体的に実施にあたる地方公共団体等の実施体制や財源確保に支障が生じないように十分配慮することの2点の留意事項を示している（厚生白書平成11年版）⁸⁾。

社会福祉基礎構造改革の展開はこうした流れに進み、最終的には2000年3月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正するための法律案」が閣議決定され、国会に提出されたのち6月に成立した。この成立によって社会福祉事業法は社会福祉法と改称され、同時に身体障害者福祉法や児童福祉法なども改正された（里見2007, 65）。

1.3. 社会福祉基礎構造改革の政策的特徴

上記を改めて整理するに社会福祉基礎構造改革は、①時代の転換期として既存の構造ではその変化に対応できず、抜本的な改革が必要である。②変化に柔軟に対応するためには、高コスト構造の是正が必要である（企業においては競争力強化のための租税負担、とりわけ社会保障費用負担の軽減、行政においては財政支出負担の削減）。③民間参入の促進が必要である（企業においては新規参入分野との位置づけ。行政側においては民間サービス活用による行政サービスのスリム化・効率化）。④社会福祉分野に民間が参入するための条件整備として、それを妨げる規制の緩和撤廃の必要がある。との認識のもとに展開してきたと言えよう。このような構造改革は法政策のイデオロギーとしては新自由主義的であることを最大の特徴としている。

新自由主義の政治思想は、この時期に新たに興隆してきたのではない。それは1970年代末に誕生したイギリスのサッチャー政権に始まり、80年代のアメリカのレーガン政権、および日本の中曾根政権のもとで、支配的政治思想として定着した。これらの指導者は「小さな政府」を唱え、肥大化した財政赤字は福祉国家体制が元凶であるとして、社会保障費を押さえ込むとともに、民間企業の営利機会を拡大すべく規制緩和、民営化、市場化を推し進めてきた（森岡2005, 112）。

また、新自由主義のバックボーンにある人間観は市場個人主義⁹⁾の見地から金銭的価値や利己心を一面的に強調し、多数の構成員から成り立つ社会において人々が持つ他者への共感や思いやりと言った心性を軽視するきらいがある。そのような人間観に裏打ちされた思想の影響を大きく受けた施策が、社会連帯をその理念とする社会保障の場面で応用されると大きな矛盾を生じさせることは自明の理であると言えよう。

この点に関連して、横山寿一氏は「社会保障の市場化・営利化は社会保障を個別的な利益に分解し、共同的性格を破壊することによって、社会保障を似て非なるものへと変質させるところにその本質がある」と指摘している（横山2003, 12）。

社会福祉サービスの提供が、公的責任に基づいた措置制度下での供給システムから市場での契約制度による私的売買システムへと転換した現在、利用されるサービスは果たしてその目的とする人権保障を担保したものとなっているのか、またその質自体の向上が市場原理に委ねることで本当に図れたのか、次節では社会福祉基礎構造改革の先駆的モデルとして2000年4月に社会福祉法成立直前に施行された介護保険制度下での高齢者介護労働を取り上げて考察したい。

2. 介護労働の本質と介護保険制度下での変容

2.1. 介護サービスの質を規定する介護労働条件・環境の現状

高齢者介護福祉における市場化は2000年4月に介護保険制度の運用開始で幕を開けた。サービス供給主体としてそれまでの措置制度下では、行政から措置委託された社会福祉法人がその役割の大きな担い手であったが、契約制度への移行に伴い営利企業にも本格的に門戸が開かれ、介護保険制度の一方の市場参加者である事業者間の本格的な

競争がスタートした。改めて言うまでもなく、営利企業においては事業の最大の目的は利潤の最大化にある。こうした営利企業の参入によって、公共の福祉の向上という本来の社会福祉の目的は二の次にされ、事業目的の異なる社会福祉法人や医療法人、NPOにおいても競争に勝ち抜くために事業の存立基盤の強化が大きな課題となり、効率的経営が重要視されるようになった。

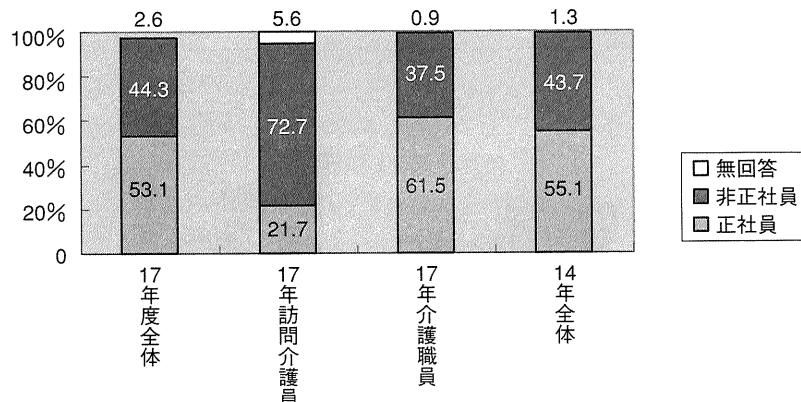
介護労働サービス事業は典型的な労働集約型事業であり、効率的経営を目指すためには事業費における大きなウエイトを占める人件費の抑制を行わざるを得ず、結果として非正規雇用の拡大に伴う雇用の不安定化や賃金水準の低下を必然的に招来させる。そして今日ではその影響を著しく受けた形で介護サービス市場からの労働者の大量の流出と新たな扱い手不足が社会問題化し、介護保険制度自体が崩壊の危機を迎えている。垣内国光氏は福祉労働の二つの特質を①人権保障労働、②その前提としての対象者との関係性の構築、とし、その二つの特質を備えた労働たり得るために三つの方向性として、①専門性、②社会的使命性、③労働条件の保障、を示している（垣内2002, 222-224 真田監修）が、確かに人権保障の担い手である介護労働者の労働条件が抑制されている状況下では、その対象者の福祉待遇の向上はあり得ない。

そこで財団法人介護労働安定センターの『平成17年度介護労働実態調査結果』から就業形態と所定内賃金など介護労働条件の実状をまず確認したい（有効回答事業所2,500事業所、アンケート回答の介護労働者の総数は29,389人）。

図2-1は介護労働者の就業形態別割合を示したものである。介護労働者の就業形態を見ると介護労働者全体では正規社員が53.1%、非正規社員が44.3%となっている。しかし訪問介護員（いわゆるホームヘルパー）に限れば正規社員が21.7%、非正規社員が72.7%となっており（残りは無回答）、極端に非正規社員の構成比が高くなっている。勤務形態別に見ると、全体では常勤労働者が63.1%となっており、短時間労働者は34.0%となっている（残りは無回答）。しかし訪問介護員に限定すると、常勤労働者は28.1%となっており、短時間労働者は9.3%、非定型（登録ヘルパー）に至っては59.1%となっている。

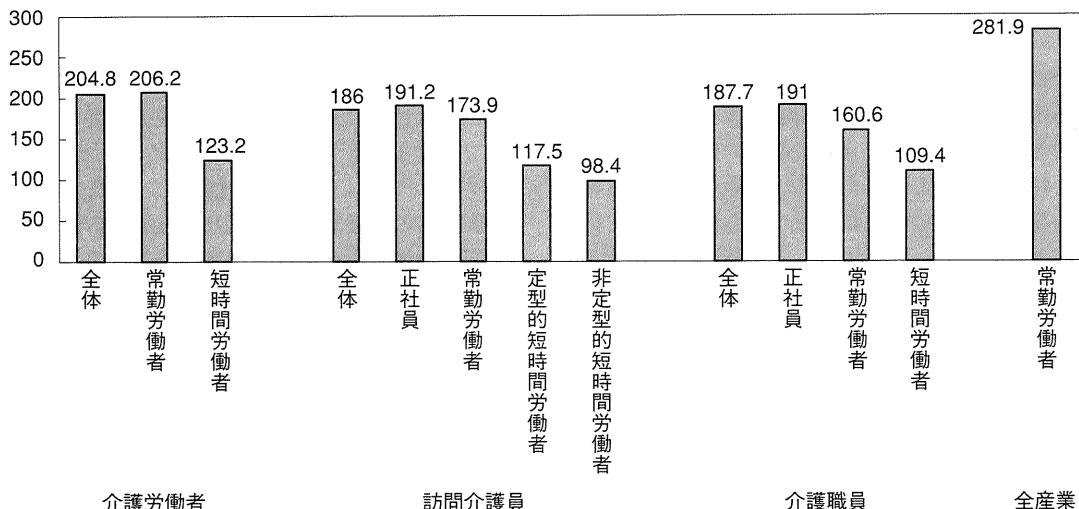
図2-2は勤務形態別所定内賃金（月給）を表し

図2-1 就業形態別割合



(出所) 財団法人介護労働安定センター (2006) P.8

図2-2 勤務形態別所定内賃金（月給）



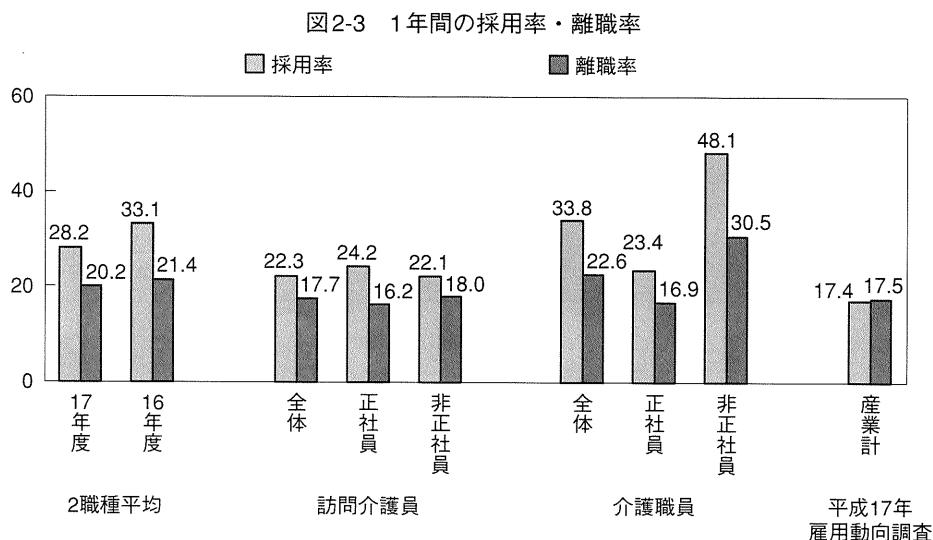
(出所) 財団法人介護労働安定センター (2006) P.14

ている。介護労働者全体を見ると、全体では204.8千円（常勤労働者206.2千円、短時間労働者123.2千円）となっている。全産業の常勤労働者の平均281.9千円と比較すると、介護労働者の所定内賃金はかなり低い状況である。

ちなみに1ヶ月の実労働時間（平均）の状況に関しては、訪問介護員の平均が86.6時間であるが、正規社員が158.7時間であるのに対し、短時間労働者の特に非定型的短時間労働者が55.3時間となっている。介護職員の平均は148.0時間であり、正規社員は162.1時間で短時間労働者は96.4時間

である。一見すると他産業の労働時間（常勤労働者の平均183.0時間、短時間労働者の平均が89.3時間）と比較してかなり短い労働時間のように見えるが、社会福祉施策と同様、労働法制においても新自由主義的施策の影響を受けて全産業でサービス残業が横行している実態を踏まえると、介護労働においてもこの実労働時間に含まれない不払い労働時間¹⁰⁾がかなり存在するであろうことは容易に想像がつく。

最後に1年間の採用率・離職率に関しても確認しておくと、図2-3からわかるように全体で採用



率が28.2%，離職率が20.2%となっている。平成17年度雇用動向調査の産業計離職率が17.5%であることを踏まえると、介護労働者の離職率はかなり高い水準にあると言えよう。介護労働者が離職する要因は、この調査結果では明らかになっていないが、同じホームヘルパーの労働条件に関する問題意識調査では、「社会的評価が低い」¹¹⁾43.5%，「賃金が低い」32.9%，「健康面に不安がある」28.5%が上位3点を占めていることから、それらの問題意識が、そのまま離職率の高さに直結していると言っても過言ではないであろう。

介護労働者がその労働に従事する動機としては、一般的に言って経済的動機とは別の次元である動機が働いていることは言うまでもない。先の垣内氏に従えば、社会的使命性に基づいた動機であると言える。しかし社会的使命や意義をその労働に見出しながらも、提供する労働の強度や責任の重大性に応じた報酬や社会的評価を得られない現実との間に葛藤している介護労働者が数多く存在していることもまぎれもない事実であろう。茅原聖治氏が指摘しているように、「人間的利益は介護の仕事をする動機としては重要であるとしても、介護労働者の実生活にほとんど役にたたず、実質的な利益である賃金などの所得の充実が介護労働者の生活を支え、さらに言うと健康を維持することで長く介護の仕事をすることができる」(茅原2003, 21)と言える。

しかし、介護労働条件が劣悪な状況に置かれている現状は、単純に事業者と介護労働者の労働市場での競争の影響のみに帰することはできない。事業者の収入は利用者の1割負担の実費並びに保険者からの介護報酬から成り立っているが、現行の介護報酬の水準では労働者の待遇改善に困難を極め¹²⁾、それがために業界全体が深刻な労働力不足に陥っているとも言える。これはすなわち良心的な事業者にとっても現状の介護報酬の水準では経営の安定的持続性を不安視せざるを状況であることを意味し、しいてははじめに述べたように介護保険制度自体の崩壊にも直結する事態であると言える。

2.2 介護労働の本来の意義とその変質

前項では介護サービスの質（福祉待遇）を大きく規定する介護労働者の労働条件・環境の現状確認を行った。ではそもそも介護労働の本質とは何たるものであるのか。概念的には抽象的になることが否めないものの、それを踏み込んで考察し、それが介護保険制度の導入によって具体的にどのように変容したかをこの項では明らかにしたい。

人間と自然との触媒関係から考えると、まず労働とは自然の一部である人が外部の自然（労働対象）に対し労働手段を用いて働きかけ、その対象の形態を変化させることにより、人間の何らかの要求を満たす使用価値を生み出す過程であると

言える。このことを具体的に介護労働に当てはめると、以下のように説明できよう。

まず介護労働の三要素を考えると、①介護労働そのもの、②介護労働者の身体的諸器官の延長として役立つ労働手段にして、要介護者の障害によってもたらされる日常生活行為の支障を補完するもの（介護用品など）③労働対象としての要介護者的人格（人間的諸能力の総体）の三つを挙げることができる。ここでは、製造業における加工労働の対象が原材料や半製品であるのに対して、介護労働の対象は要介護者の生きた人格そのものであることを強調しておきたい。なぜなら要介護者の身体的精神的な障害や困難は、あくまでも生きた人格の総体から分離できないからである。換言すれば、介護労働は製造業における加工労働と異なって生きた人格そのものの総体を労働対象とする限りは、その本質は対人的な労働となり、その目的は対象者（要介護者）の人格の生涯に渡る発達保障にあると言うことができよう。

このような生きた人格そのものが労働対象となり、その対象の発達保障が労働目的となる労働は、介護労働に限らず、教育や保育などの諸労働も挙げられる。これらの労働は労働対象そのものの属性が多様性に富んでいるために、個々の労働がそれぞれに専門性を有することになる。

また介護労働における働き甲斐や目的意識性を問う場合、対象である生きた人格の更なる発達、主体性の回復の達成がそれに大きな影響を与えることは明白であって、介護労働過程における労働主体者と労働対象者の関係は決して一方的な働きかけではないことにも留意しておく必要がある。対象者の要求や要望は言葉だけではなく表情や体動など、様々な表現手段でもって発せられるが、その要求を理解できる術を主体者が獲得することは、対象者の想いを理解した受け止めるという自己の能力の構築、つまり人間性の発達に他ならない。そしてその要求や要望を理解し、受容するだけでなく、対象者がこれまでの生活経験から獲得したその人らしさと言う個性そのものが、主体者への働きかけによってその人格形成や発達に大きく影響を与えることも否めない。そのように考えると、介護労働においては労働主体者と労働対象者が相互作用を及ぼし合いながら両者の生涯発達がなされていることが理解できよう。

以上のことを踏まえた上で介護労働の在り方を

考えると、そこにはコミュニケーションの絶対的必要性が浮き彫りになってくる。つまりコミュニケーションなしに介護労働が成立することはない。ここで言うコミュニケーションは言葉による意思の伝達のみならず、先に述べた自己表現に対する人間的理解であり共感もある。そのような介護労働に欠かせない自己表現を理解し、その表現を引き出す能力やノウハウは、その労働の長期的実践を通じてはじめて暗黙知として獲得できるものであり、決して定型化しえる技能ではない。

介護の本質を矮小化して、日常生活行為における障害という人格の総体の一部分にのみに労働対象を限定し、その目的を身体的生理的要求の充足とのみに捉えるならば、その労働の定型化¹³⁾は可能かもしれない。

しかし繰り返しになるが、介護労働の本質は人間的諸能力の総体である人格の生涯発達である以上、その能力の熟練に長期的実践は不可欠であり、また労働対象者の特性も異なることから非定型とならざるを得ない。そのような個々人の労働主体者の技能構築と対象者に働きかける他の主体者間の問題意識や課題の共有、またそれを克服し解決するための協調と連携の強化、更にその前提となるもっとも大切な要素である労働主体者・対象者間の信頼関係の構築によって真の介護労働の展開はなされると言えるのではないだろうか。

では実際に介護保険制度の導入によってどのように介護労働の本質が歪められたのであろうか。二宮厚美氏は介護保険制度下での介護労働の変質にかんして三つのキーワード¹⁴⁾を用いて具体的に言及している（二宮2002）。以下では二宮氏の指摘を援用しつつその変質の中身を明らかにしよう。

第1のキーワードは「介護労働の限定化」である。このキーワードにそって解釈すれば、介護保険の導入によって要介護状態の認定や時間あたりの介護サービスの標準化などにより、労働内容の限定化がもたらされたと言えよう。この限定化の要因は、国家による介護保険制度における一貫した介護サービス給付の絶対的抑制の方向性に他ならない。介護福祉労働の実践にあたり、「給付の抑制」という絶対的命題が国家によって与えられる状況下では、介護労働者が主体性を發揮し、専門性を駆使して対象者の人格発達に貢献するには大きな制限が加えられる。福祉実践を行うにあたり

目標が他律的に設定されるため、そしてその目標は言うなれば介護保険財政の絶対的抑制である以上、本来の目的である人格の生涯発達のための実践の遂行は大きな困難を極めざるを得ない。

第2のキーワード「介護労働の規格化」である。先に介護労働の本質に関しては繰り返し触れてきたが、「介護労働の限定化」が必然的にもたらす結果として「規格化」つまり「定型化」されてしまうという変質を招くこととなった。このことは介護労働そのものが身体介護の詰め込み、切り売りといったマニュアル労働と化し、知的熟練が削ぎおとされた単純労働に変質させられる危険性を孕んでおり、介護労働の専門性を真っ向から否定することとなる。そのような「介護労働の規格化」のもとでは、対象者の発達要求をトータルな視点から理解しての労働実践を行うことを全くもって不可能である。

第3のキーワードは「介護労働の効率化」である。繰り返しになるが、介護保険導入によって介護事業における第一義的目的が効率的事業経営に傾き、事業所においては採算性が最重要課題となる。

もはや事業目的そのものが公共の福祉の向上から、効率経営というものに本末転倒している状況下では、介護労働条件は必然的に劣悪化の一途を辿らざるを得ない。また事業のみならず、第2に見たように、実践そのものまでもが、効率主義が支配する状況下では対象者の発達保障はおろか、発達阻害や人権侵害をもたらす危険性さえ包摂していると言えよう。

以上のような介護労働の変質という現実に対し、市場化による質の向上を唱えた商品としての介護サービス肯定論は、何をどのように説明できようか。

おわりに

「福祉の市場化」路線のもとで急速に展開された社会福祉基礎構造改革は、果たして生活向上に対する国民の切実な要求の達成に寄与したのであろうか。言うまでもなく「否」である。

そもそも社会福祉とは現代資本主義の根本的欠陥から生じる様々な生活問題の扱い手に対する生存権の保障、人権の回復ならびに発達保障である以上、市場原理でもってその達成を図ろうすること自体が矛盾を内包することとなる。この矛盾

の存在を前提に、本稿では介護労働を題材にして社会福祉基礎構造改革の大きな趣旨であった福祉サービスの質の向上が市場原理の導入によって図られたのかを考察してきた。結果としては、質の向上が図られるどころか後退をもたらしたうえ、介護労働そのものの意義や目的を変質させたことが明らかになった。

ではもう一つの大きな趣旨である国民（福祉サービス利用者）の権利向上は図れたのであろうか。誌面の都合もあり本稿では詳しい論証は行えていないが、それも結果はおのずと推測できよう。福祉サービスの商品化を推し進めることによって本来は社会権として公的責任のもとで生存権の意味合いを包摂されるべき権利性が、市場での「商品」購入者のとして民法上の消費者権利擁護へと、社会福祉の理念の転換によって置き換えられた。その結果、商品福祉としてのサービスの購入にあって自己責任原理が貫徹される挙句、その購入に對しても市場参加者の購入可能性は各々の経済的事情に大きく規定されることとなり、福祉要求実現に対する公的責任も大きく後退することとなった。

そして市場では真に福祉サービスを必要とする人が経済的事情や身体特性的な事情のために選別的に排除されることは理論上で懸念されてきたが、介護保険制度の運用にあたってはその懸念が現実問題となっている。我々国民は社会福祉が社会福祉として機能しなくなっている現実に目を背けることは決してあってはならないのではなかろうか。

以上のような福祉実践や権利性の後退をもたらした福祉の市場化に対抗し、それらの本来の意義を回復するために、今何が必要とされているであろうか。それには社会福祉基礎構造改革に大きな思想的影響を及ぼした新自由主義の本質を、国民全体でもって理解し把握に努める必要があろう。そしてどのような目的でもってそれが展開されてきたのかを十分に踏まえたうえで、資本や国家の理論に惑わされ振り回せられることなく民主主義の原理に則って、真に社会福祉需要の実現を国民の手に取り戻すべく、連帯や社会問題の共有化による国民世論の確固たる合意形成を目指し、市場化による自己責任の貫徹原理から再度公的責任の所在を明確に織り込んだ理念そのものを新たな社会福祉政策の形成に反映させることが、最初の第1歩となろう。

注

- 1) 以下の95年勧告に関する記述は社会保障制度審議会事務局編（2000, 218-224）を参照。
- 2) 序節においては「第二に、近代社会の一つの大きな問題は、貧富の格差に基づく社会的対立であった。経済の発展に伴い、富めるものはますます富み、貧しいものはますます貧しくなる。社会保障はこの経済・社会の機構に大きな変更を加え、貧富の格差を縮小し、低所得者の生活水準を引き上げ安定させた。今日、我が国は世界で最も所得格差の小さい国の一つとなっている。」と記されている。しかしこの勧告のわずか4年後の99年において再分配前と再分配後のジニ係数の差がOECD加盟国の中でも日本は最も小さくなっている。このことは税や社会保障による再分配効果が最も弱い国になっていることを意味する。（橋木2006, 193）参照。
- 3) この反対の見解として芝田（2001, 19-20）は「営利企業は、利益の追求を目的とし、私たち国民の抱える生活問題の解決には責任を持てない存在である。」とし、2000年の介護保険制度施行時期前後における介護サービス企業最大手であったコムスン（07年に度重なる不正により介護事業の市場からの退場）の事業運営実態を例に挙げてその根拠を説明している。
- 4) 94年3月の高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀福祉ビジョンー少子・高齢社会にむけてー」では第4節2社会保障の財源の在り方で「なお、こうした税負担の在り方に関連して福祉財源として目的税を導入することについては、財政制度全体との関わりでどう考えるかという問題のほか、福祉財源の確保という観点からみて、一定の財源が確実に確保できるというメリットがある反面、」「……その安定的確保を図る見地から、間接税の増収措置が講じられる場合には、その一定程度を社会保障の経費に充当するといった考え方についても検討に値するものと考えられる。」「その際、間接税収を社会保障のどの部分に充てるかということについては、……当面の方向としては、緊急の課題である介護対策の充実等に充てていくことが適切であろう。」とされており、福祉財源を主に間接税に求める向きが強く見える。にも関わらず、今回の95年勧告では見てきた通り社会保険料をその主たる財源に求めており、第2章第2節2介護の不安を解消するためにでは、介護サービスの安定供給のために「制度の運用に要する財源は主として保険料に依存する公的介護保険を基盤にすべきである。」としている。この変化の要因は94年2月当時の細川連立内閣の消費税の税率を引き上げたうえで、それを財源とする国民福祉税構想が国民の批判にさらされたために頓挫したためであろうとされる。（伊藤2007, 213）参照。介護保険における介護保険の構想が浮上したのは、これ以降であり、実際21世紀福祉ビジョンにおいては介護保険の公的介護保険構想は示されていない。
- 5) この分野の八代氏の著作に『少子・高齢化の経済学—市場重視の構造改革』(1999) がある。
- 6) <http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1006/h0617-1.html>
- 7) 秋元美世氏は社会福祉基礎構造改革分科会の議事要旨を確認する限り、公的責任に関する論点がかみあっておらず、どのような方向で整理しようとしているのかはつきりしないとしている。こうしたことでもってか中間まとめでは公的責任について直接的に何も論じられなかったのであり、追加意見ではその点に関しての批判からそれに関する提示はされてはいるものの、行政が果たすべき公的責任をかなり限定的に捉えていることに問題があるとして、公的責任の問題についてのトータルな検討を可能にするような枠組みが提示されていないと否定的な評価をせざるを得ないとしている。（秋元2007, 90-94）
- 8) <http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/wpdocs/hpaz199901/b0084.html>
- 9) 市場個人主義を反映した社会福祉改革の矛盾や危険性を詳しく論証したものとして、岡崎（2006）がある。
- 10) 介護保険導入時に非正規雇用の典型的な雇用形態である登録型ヘルパーが急速に普及した。ほとんどが一年契約のヘルパーで自宅と利用者宅を訪問・移動する直行直帰型の就労形態であるが、訪問の待機や移動、業務報告書作成などに必要な時間の賃金が未払いのまま放置されてきた現実があった。このような労働基準法違反の状況を受けて、厚生労働省は2004年には「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」という通達を出し、これら必要時間を労働時間に含める周知徹底を図ったが、依然として改善されていない。（平館2008, 23）確かにこの調査結果においても「非サービス時間の賃金の支払い状況」を見る限り、「移動時間」「報告書作成時間」「待機時間」に対する賃金の支払いが「ない」とするホームヘルパーの割合は、それぞれ20.4%, 20.4%, 23.1%となっている。
- 11) この現実として表面化してきた問題に介護労働者が利用者から受ける「ケアハラスメント」問題がある。篠崎良勝氏はケアハラスメントを「介護労働者が自らの職務を遂行する過程において、その環境や他者からの言動によって受けたストレス。あるいは介護労働者の人権や職域を侵害する環境や言動」と定義し、この問題の実態に関して詳しく検証している。（篠崎、2008）具体例として「利用者の奥さんに「年寄りのシモの世話ををして稼いでいるんだ」と言われ軽蔑の目で見られるようになった。」という介護労働者があるアンケートに書いた自由記述のコメントを紹介している。本氏によれば利用者の介護労働者に対するケアハラスメントは介護保険制度が施行される以前から問題化していたが、制度の導入によって利用者側の権利意識が変化し、利用者としての権利を逸脱したハラスメント行為が介

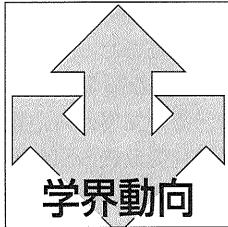
- 護現場で横行するようになった。
- 12) 本稿執筆中の2008年10月23日付朝日新聞によると、『介護労働者の待遇を改善するため、政府・与党は23日、来年4月から介護報酬を引き上げる方針を固めた』とされている。引き上げ幅は月額2万円程度の賃金増につながるよう検討されており、報酬引き上げに伴う保険料増加分は国が介護保険を運営する市町村に補助し、個人の保険料負担を抑える方針である。また、その国費負担はおよそ1,200億円程度が見込まれている。(朝日新聞 08年10月23日付)。
- 13) しかしながら、身体介護の際に応用する介護技術に関しても、利用者の身体的障害の程度や残存能力によって活用方法は様々であり、技術の蓄積において長時間の実践が必要となることは言うまでもないであろう。
- 14) キーワードを用いての同様の見解に石田(2004)がある。

参考・引用文献

- 「朝日新聞」2008年10月23日
- 浅井春夫, 2002. 『新自由主義と非福祉国家への道』あけび書房
- 相野谷安孝・石川満・林泰則・山本淑子共著, 2002. 『介護保険見直しの焦点は何か』(中央社会保障推進協議会監修) あけび書房
- 秋元美世, 2007. 『福祉政策と権利保障——社会福祉学と法律学との接点』法律文化社
- 石田一起, 2004. 『介護福祉労働論』萌文社
- 伊藤周平, 2007. 『権利・市場・社会保障——生存権の危機から再出発へ』青木書店
- 岡崎祐司, 2006. 『社会福祉の「準市場化」と「市場個人主義」』『経済科学通信』No. 112
- 垣内国光, 2002. 『市場化路線のもとでの福祉労働者の現実』『社会福祉労働の専門性と現実』(真田是監修) かもがわ出版
- 茅原聖二, 2003 「社会福祉基礎構造改革」下における介護労働者の賃金についての一考察』『龍谷大学経済学論集』Vol. 42, 龍谷大学
- 厚生省, 1998. 『社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)』
- 厚生省, 1999. 『平成11年厚生白書』
- 小竹雅子, 2006. 『こう変わる! 介護保険』岩波書店
- 財団法人介護労働安定センター, 2006. 『図で見る介護労働の実態——平成17年度介護労働実態調査結果から』財団法人介護労働安定センター

- 里見賢治, 2007. 『現代社会保障論——皆保障体制を目指して』高音出版
- 真田是・小川政亮・浅井春夫共著, 1999. 『「社会幅死」への道——社会福祉基礎構造改革の問題点』かもがわ出版
- 篠崎良勝, 2008. 『介護労働学入門——ケアハラスメントの実態をとおして』一橋出版
- 芝田英昭, 2001. 『社会福祉法の成立と福祉市場化』『立命館産業社会論集』第36巻
- 芝田英昭, 2006. 『新しい社会保障の設計』文理閣
- 社会保障将来像研究会編集, 2003. 『21世紀型の社会保障の実現に向けて——社会保障審議会意見書(平成15年6月)』中央法規出版
- 社会保障制度審議会事務局編, 2000. 『社会保障の展開と将来——社会保障制度審議会五十年の歴史』法研
- 高橋信彰, 2003. 『優しい経済学』ちくま書房
- 竹原健二, 2005. 『社会福祉基礎構造改革後の社会福祉の矛盾と課題』『岐阜大学地域科学部研究報告』Vol. 16
- 橋木俊詔, 2006. 『格差社会—何が問題なのか』岩波書店
- 東井正美・森岡孝二共著, 2000. 『政治経済学へのアプローチ』ミネルヴァ書房
- 二木立, 2007. 『介護保険制度の総合的研究』勁草書房
- 二宮厚美, 2002. 『日本経済の危機と新福祉国家への道』新日本出版社
- 日本弁護士連合会編, 2002. 『契約型福祉社会と権利擁護のあり方を考える』あけび書房
- 稗田健志, 2005. 『社会福祉改革における補償の政治——社会福祉基礎構造改革の政策過程を事例として』『一橋論叢』第134巻第2号 日本評論社
- 平館英昭, 2008. 『高齢者福祉に未来はあるか——労働市場のなかの介護労働とその様相』『季刊福祉労働』第119号 現代書館
- 宮武剛, 2006 『介護保険の再出発』保健同人社
- 森岡孝二, 2005. 『働きすぎの時代』岩波書店
- 八代尚宏, 1999. 『少子・高齢化の経済学——市場重視の構造改革』東洋経済新報社
- 山家悠紀夫, 2005. 『景気とはなんだろうか』岩波書店
- 横山寿一, 2003. 『社会保障の市場化・営利化』新日本出版社

(たにぐち ひろき 所友 介護福祉士)



地球規模での政治経済の民主的変革を探求 ——世界政治経済学会第4回パリ大会に参加して——

瀬戸岡 紘

1 15カ国から100人以上がパリに集う

さる5月下旬、パリで世界政治経済学会（The World Association for Political Economy = WAPE）のことしの年次大会が開催された（27～29日）。この学会は、世界のマルクス経済学を専攻する者の研究発表と交流の場として、2006年にシャンハイで発足した新しい国際学会だ。今年は、フランスの革新系シンクタンク、ガブリエル・ペリ財団（Gabriel Peri Foundation）の協力を得て、パリのホテルと同財団の建物を会場として開催された。

大会の受付では、すべての報告論文を収録した報告集が手渡された。2分冊、850ページにおよぶ大変分厚いもので、のちに聞いた話では、事前に報告予定者から各国語で送られてきた個々の論文を、大変な苦労のもとに、英語版と中国語版との2種類の報告集に翻訳・編集したのだそうだ。

今大会の出席者数については、正確な数字の発表がなかったが、100人を超えていたことは間違いない。報告者リストによると、それだけでぴったり100人いたからだ（1本の報告を複数の研究者の連名でおこなう場合もあったため、報告総数は全部で62本）。内訳は、ヨーロッパから14人（フランスから3人、ドイツ、イギリス、アイルランド、イタリアから各2人、オーストリア、ベルギー、ブルガリアから各1人）、アメリカ大陸から7人（アメリカから5人、カナダとメキシコから各1人）、オーストラリアから1人、中国をのぞくアジアから9人（日本から8人、インドから1人）、そして中国から69人だった。今回はアフリカ大陸からの参加が得られなかつたが、それをのぞく各大陸の15か国からの参加者をもって開催された、という計算になる。このほかに、報告をしない参加者もいたはずだから、国際学会としては相応の盛会だったといってよい。

すでに明らかかなように、特色のひとつは中国の

圧倒的存在感だ。昨年のペキン大会でも圧倒的な数の中国人によって支えられていることに驚いたしだいだが、開催地が欧米やアフリカ・南米からはるか遠方のペキンだったことを考えるとそれも不思議ではないと考えたものだった。だが、今回パリでの開催でも、その光景に大きな変化はなかった。日本からの参加者のひとりは、この学会について「世界政治経済学会がパリで開催されているのではなく、中国政治経済学会がパリで開催されているみたいだ」といっていたのが印象的だった。

とはいって、中国人研究者たちの熱意には感心すべきだとも思った。これまで世界ではあまり目立たなかった中国のマルクス経済学者が、改革開放以降の市場経済化の大波のなかでも、じつは相当の層の厚みをもって存在していることが伺われる。マルクス主義者や左翼系の国際学会が、昨今の経済恐慌や資本主義の全般的危機状態のなかでも、あまり参加者を集められないでいることを考えると、かれら中国人マルクス経済学者のはたしている役割は小さくないといえよう。

2 地球規模での民主的運営の探求が今大会の課題

大会は、ジャンクロード・ドローネ（フランス）の司会で開会、まず当学会の会長、チエン・エンマー（程恩富：中国）の開会演説、ついでガブリエル・ペリ財団総裁ミッシェル・マゾ（フランス）の歓迎演説がおこなわれた。

とくに会長挨拶の演説は、共通論題「地球規模での政治経済の民主的変革」（英文では Nation, State, and Democratic Governance of the Global Economy and Politics）にそつて、今大会の課題を提示する重要なものであった。検討すべき課題とされたものは実に多岐にわたっており、アメリカの一極支配をのぞくための世界通貨や世界言語

の必要性の議論、WTO、IMF、世界銀行などの民主的運営にむけての改革・廃止・新設の討論、国境をこえた資本家階級の活動や国家に類似する機構の出現にかんする討究、軍事ケインズ主義や地球規模での兵器貿易の危険性の告発、世界貿易や金融システムの不均衡とドルの役割の検討、地球規模での労働者の団結の課題、などがあげられた。そのうえで、国連・IMF・その他国連関連機関を民主化することやNATOのような軍事同盟を国連PKOのような機関に改変していくための展望を討議し、21世紀の世界政治経済学を構築していこうと呼びかける、じつに壮大なものだった。

つづいて学会賞の授与式がおこなわれた。これは、政治経済学の分野で著しい貢献をした者にあたえるということで、今年はじめて設けられたものだ。受賞者は、大西広（日本）、ハインツ・ディートリッヒ（ドイツ）、チェン・エンフー（程恩富、中国）、ハ・ガンチエン（何干強、中国）、リウ・スーホア（劉思華、中国）の5人。それぞれ受賞演説をおこなった。ノーベル経済学賞に対抗しうるような賞にしたいという議論もあったことも説明されたが、今回は受賞者はこの学会会員かつ大会出席者のなかから選ぶという規定により選ばれた。

3 研究報告はじつに62本

研究報告は全部で62本、うち12本が全体会でおこなわれ、のこりの50本は6個のワークショップで、それをおこなわれた。

全体会での基調報告（日本の学会でいうところの共通論題報告）は、開会式のあとと閉会式のまえとの計2回にわけて、参加国1国につきほぼ1本ずつの割合でプレゼンテーションがおこなわれた。内容的には、現下の経済恐慌にかんするもの、ないし金融危機を現代の資本主義のなかに位置づけるものが大半を占めていたのは、時機的に自然なことだろう。そのほかのものも、そのうえで食料危機や気候変動、通貨問題などと関連させるもの、共通論題の課題と関連させるもの、理論問題（たとえばSSA=社会的蓄積構造の理論など）と関連させるもので、全体として聞きごたえのある報告だった。

印象的だったもののひとつは、全体会の第一報

告者、この学会の副会長でもあるマサチューセッツ大学のデーヴィッド・コットの報告だった。かれは、アメリカのSSA学派の主要な論客としてかねてから知られてきた者で、その立場から、現下の経済恐慌を新自由主義の総合的危機の現れと規定したうえで、今後必要とされる国家的規制の方向性としてアメリカで考えられるものには、資本主義のコーポラティズム形態、社会民主主義、社会主義があるとしながらも、とくに国家によるコーポラティズム型の規制について詳論し、もしそれが実現されればアメリカの新しいSSAになるに違いないと論じた。

私がさらに注目したのは、ベルギーのアンリ・ウーベンの現下の経済恐慌にかんする報告だった。かれによると、現在の恐慌はすでに1960年代にはじまっていた過剰生産の帰結だという。過剰生産部分は消費拡大より海外投資にふりむけられ、世界的な過剰生産を現出させてきた、というのだ。その過剰生産を一時的に乗りこえられたのは、アメリカで1980年前後から金融界の投機熱が高まり、それによってバブルが発生、そのバブルが消費を拡大し、過剰生産体質の矛盾を吸収していたからだという。その証拠に消費はヨーロッパで横ばいか減少、日本も横ばいだったのにたいし、アメリカでは一貫して伸びつづけてきた、という。だから近年のアメリカの消費の急激な落ちこみが恐慌につながった、というのだ。スケールも大きく説得性も高い説明だった。

なお日本からは、私が「地球規模での消費削減政策の提案」の意義について報告したが、これは、消費の落ちこみと恐慌とをむすびつける解釈が多いなかでは、かなり異色の報告だったといえるかもしれない。現下の経済的危機が究極的には戦後長期にわたる過剰生産の帰結だからといって、消費を拡大することや、それをとおして生産をふたたび拡大する道をひらくという政策では、地球を破壊するだけでなく、経済規模の拡大が資本主義のもとでは社会的格差をさらに拡大し、個々人の身体的・精神的疲弊さえもさらに増大されることにしかならないとしたうえで、危機を克服する道は、金融への規制から消費の抑制にいたる幅広い規制を、広範な大衆的運動をもっておこなわなければならぬ、というものだった。報告原稿を事前に提出していなかったアル・キャンベル（ユタ大学、アメリカ）のスピーチが最後にまわされたことを

別とすれば、全体会はこのプレゼンテーションをもって締めくくられることになったのだった。

ワークショップについては、各部会で、それぞれ8~9本の報告と討論がなされた。内容は、ここでも同様に、現下の金融危機ないし経済恐慌に言及するもの、共通論題に言及するもの、理論問題などが、おのとの全体の3分の1ずつを占めていた。ワークショップの特色のひとつは、どの部会も報告者の圧倒的多数が中国からの参加者によるものだったことだ。そのために、改革開放以降の中国経済、市場経済への移行にかんするもの、中国の金融制度や食糧問題や環境問題、さらに地方政府の課題や民族問題に言及するものなど、中国固有の問題を現下の経済恐慌との関連で取りあげるものが多かったが、グローバルな課題や理論問題を論じるものも散見された。

4 世界の研究者と知りあうことが今後の研究発展の出発点

閉会にあたって、つぎのように要約される「声明」が発表された。この30年間に、一方では巨大企業が利潤を拡大し、他方では新興諸国が急成長し、グローバル化が進展したが、諸国民の満足度はけっして向上することはなかった。1980年代以降の経済の自由化は、地球規模で規制する機関が存在しないこともあって、とくに金融面で新しい問題を生みだした。究極の問題は資本主義にある。そうである以上、課題は、第1に、問題解決のために地球規模の統治の可能性は考え得るか？ 第2に、あるとすればその目標はどのように設定されるべきか？ 第3に、地球規模の規制がおののおの独立し力量にも差のある諸国にどのようにかけられるべきか？ われわれは、さらに研

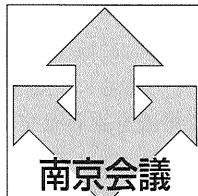
究をすすめなければならない。

ここに述べられたとおり、われわれには大きな課題が課せられているのだが、そのために、まずは各国の研究者と知り合い、直接顔をあわせて、語り合い、討論しあうことが重要だ。いうまでもなく、あの2分冊850ページの報告論文集が、学会開催期間中にすべて詳細に検討できたわけではない。あれは、基本的に参加者の帰国後の研究課題を収録したものだと考えなければならない。その膨大な研究課題の提供者たちと直接対面することがこの学会の意義だったのだ。

ところでこの学会は、体制側のシンクタンクの支援を受けないという性格上、ある程度の経済的困難が避けられない。とくに諸物価の高いパリでの開催だったために、たとえば、狭い会議室、机のないホールも使用せざるをえなかつた。同時通訳ブースも装備されていないうえ、通訳は専門の同時通訳者ではなく参加者のなかから適宜やってもらっていた。宿泊施設の快適さの程度問題までくわえると、多くの面で昨年のペキン大会より見劣りするものだったようと思われた。諸雑務はガブリエル・ペリ財団の職員が一人でがんばっていた。ペキン大会では二桁の数の大学院生が手分けしてテキパキと雑務をこなしていたことを考えると、先進国と発展途上国との労働力価格の落差が、こんなところに、こんな形でもあらわれるのか、と妙な驚きを感じたものだった。

来年の大会は、ふたたび中国（スチヨウ＝蘇州またはクアンチヨウ＝広州）で開催されることになりそうだ。中国人会員がきわめて多いことが大会の成功をささえていることを考えると当然といえるかもしれない。中国は日本の近隣国だから、多くの日本人研究者の参加が期待される。

(せとおか ひろし 駒沢大学)



更に充実して開催された 「人間発達の経済学」第二回南京会議

OHNISHI Hiroshi
大西 広

4月25-26日の両日、南京師範大学で第二回「人間発達の経済学」日中国際学術シンポジウムが開催された。これは、2007年3月の第一回会議に続いて開催されたもので、今回も我々基礎経済科学研究所と南京師範大学中国経済研究センター、同商学院、『経済学動態』編集部が主催し、中国環境記者協会と常州盛州銅業有限会社が協力。「経済、環境と人間発達」とのテーマで、二日間の熱心な討論を行なった。

中国でも近代経済学が経済学の主流を占めるようになり、数年前にはその流れへの危機感も漂っていたが、胡錦涛政権となって議論はかなり落ち着き、マルクス経済学者はそれぞれのテーマで自分の研究をやっている。そして、その中で「人間発達の経済学」がひとつの流れとして定着しつつあることを感じさせる会議であった。先方の主催者許崇正教授は、この「人間発達の経済学」を「学科」として確立させることを狙っていると述べおられたが、これは中国では学問体系が明確に決められているからであり、「人間発達の経済学」を「経済学」のひとつの「学科」として確立すれば、大学でのポストも一気に増え、また学会の設立も認められるからである。許先生は南京師範大学をベースに今回も北は長春から南は海南島にいたる中国全土から研究者を集めており、この八月には広西自治区南寧市で「人間発達の経済学」第一回国内大会を開催すると言っておられたが、これはすでに学会準備が始まっていることを意味する。我々基礎研に対応する学会が中国に登場することとなるのである。

この許報告とともに重要であったのは、王振中中国社会科学院経済研究所副所長の報告であった。彼は中国の現在の緊急経済対策の中心は「人間発達関連支出」にあり、保健衛生や教育事業などが支出の半分を占めていることを紹介した。有名な「西部大開発」ではインフラ建設が中心であったが、ここに来て重心が変化しているという。これもまた中国の変化を感じさせるものであつ

た。この他、会議で中国側から報告されたテーマは以下のようなものであった。

劉思華中南財經大学教授

「マルクス経済学の二つの価値論から見た生態文明建設の二つの最終目標」

李炳炎中央財經大学教授

「マルクスの人間の前面発達理論とその現代的価値」

陳式龍江西財經大学教授

「人間発達の経済学と環境経済学」

張衛四川大学教授

「我国地域間の人間の貧困: 近似的測定と分析」

巫文強広西省社会科学院研究員

「人を目的とする経済発展と新時代の経済学の使命を論ず」

余文烈深圳市中共党学校所長

「資本運動、道徳リスクと金融危機」

王毅武海南大学経済研究所所長

「中国の現代化建設における戦略のあり方を論ず」

王玉敏武漢大学講師

「労働者賃金の長期上昇メカニズムの経済学的分析」

日本側の全報告は以下のページでそれぞれ要約して掲載する。なお、本会議では二日目の午後に新装なった南京大虐殺祈念館、翌日には「自主管理」南京発動機と深い関係にある国有企業の訪問調査をできた。前者では、日本人として重苦しい気持ちになったが、それでいて中国人訪問者から厳しい目で見られることなく、「反日教育」ではないとの印象を持った。また、後者では予定の南京発動機関係者の参加が得られず残念であったが、「労働者を大切にする経営」というものの一端を知ることができた。

本会議終了の頃、主催の許先生から「第三回会議は日本で」との依頼を受けた。即答できないとは答えたものの、2年先を目途に開催せざるをえない雰囲気となっている。その際は是非ご協力願いたい。

封建的人間、資本主義の人間、 共産主義的人間

OHNISHI Hiroshi

大西 広

I 人間発達論としての未来社会論

「共産主義的人間」の形成の問題を深く考えたのは毛沢東である。毛沢東のこの試みが失敗し、それを諦めた鄧小平が「利己主義」を前提とした経済制度に転換したが、それでも未来に「共産主義的人間」が求められることに違いはない。

「賃金のために働く」のではなく「各人は能力に応じて働く」というあり方が可能となるためには、「十分な賃金」が払われていなければならぬ。これは生産力的に言って、それだけの高度の生産力が前提条件であることを意味している。「労働は賃金のためのものではなく持っている能力をもって社会に貢献するための活動」という常識が社会を覆うには、こうした条件が必要であると思われる所以である。

しかし、このことは逆に毛沢東は圧倒的に時機早尚であったことを示している。人間のあり方は歴史的に変遷し、それが我々の人間発達論＝史的唯物論である。その意味で毛沢東が「共産主義的人間」を問うこと自体は全く正当ではあったが、当時の中国はそれを問う客観的物質的条件が存在しなかつた。

しかし、こうした「共産主義的人間」には本当に現実性があるのだろうか。この点ではまず、人間は歴史の時代時代に大きくその行動様式を変えてきたことをまず述べておきたい。人類がマンモスを狩っていた時代には、集団行動が不可欠であったために集団を重視する共通価値観を持ち、共同で狩った獲物は平等に分配されたであろう。が、個人の「腕」に決定的な役割を果たすようにした弓矢の発明は個人的な価値観や私有財産の觀念を発生させた。こうして、道具体系の変遷に伴って人間のあり方自体が大きく変化している。こうした時代に独自な人間のあり方は、もちろん、封建制の時代にも資本主義の時代にもあった。

II 「資本主義的人間」の形成を課題とした中国

資本主義的人間は「和」を大事にせず、個人主義的である。このため、困った人間像とされているが、封建制の人間像には若者への差別が含まれ、

また人格的な自律性を否定した。そうした古い人間のあり方を資本主義的人間は廃したのである。

が、それ以上にこの「資本主義的人間」が重要なのは、他人に頼らず努力する人間であることであり、こうした人間が資本主義においては不可欠となる。例えば中国の寒村ではまだ「資本主義的人間」の形成が課題となっている。「貧しい、貧しい」と政府に訴えはしても何の努力もしないでは困る。「豊かさへのチャンス」を自力で発見し、自分のものとして行く、こうした人間が資本主義の発展を支えているのであって、彼らにもそうなってもらわなければならない。そうでないと、彼らは沿海部の「やり手」の「資本主義的人間」によってただ食べさせてもらう、こうした「従属人口」になりさがってしまうからである。

とすれば、どのようにして、こうした人々を「資本主義的人間」にすることができるのだろうか。私は、それは「努力した者」と「しなかった者」との所得格差を大きくすることであると考えている。こうすると人々は経験の中で、「ああ頑張れば豊かになれるのだ」と気付くこととなる。そして、「頑張ってみようか」となりうるからである。実のところ、現在、日本より圧倒的に大きな所得格差は客観的にはこのようなことを狙っている。一般的に悪いこととされている所得格差にも史的唯物論的な意味での正当性があるのである。

しかし、もしこうして、この所得格差が「新しい人間を作る」ことを目的としたものであるならば、こうした人間が普遍的に形成されて以降はそのような所得格差が不要になる。例えば人口の8割が他人に頼らず自律して生きることのできる人間になったとすれば、その時点において所得格差は不要になり、残りの2割は再分配だけで食べさせることができよう。逆に言うと、賃金の高低に問わらずに自分の仕事に努力し続ける人間が多数派になることが所得格差解消の前提条件となる。日本は既にかなりの程度、こうした条件を満たしているものと私は考えている。

(おおにし ひろし 所員 京都大学)

中国産業革命と人間発達の経済学

TONA Naoki

十名 直喜

I はじめに

地球環境と人間の危機に直面する21世紀は、(それらの諸課題を解きほぐし克服する知恵を秘める)『資本論』を人間発達の経済学として創造的に学び活かす世紀でもある。標記のテーマについては、中国（南京師範大学、河南財經学院大学）での発表機会を生かすべく、発表当日の早朝に急ぎよ、現代中国経済の諸課題を歴史的な比較視点の中で捉え直す内容への切り替えを図った。

現代中国経済は、まさに近代世界史の縮図である。中国産業革命とも称すべき（近代世界史にまたがる）大変革が多様な次元で重層的に展開され、人類史上、比類のない規模とスピードの高度経済成長を実現するも、深刻な経済格差と（中国全土さらには極東アジアに拡がる）公害・環境問題に直面しているからである。日米など先進諸国においても、非人間的労働やリストラ、貧困・格差問題の深刻化など「時代はまるで資本論」の世界が急速に広がっている。

II 産業革命の英中比較

中国産業革命は、18世紀後半から19世紀前半にまたがるイギリス産業革命と類似する側面が少なぬ。当時、農地から追い出された労働者（難民）が、工業都市の貧民街に溢れ（徒刑場あるいは公害デパートの如き）工場での3K労働に家族ぐるみ動員された。その凄惨な様相は、エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』やマルクス『資本論』の中に克明に描かれている。

ハーニー『中国貧困絶望工場』（日経BP社、2008年）には、上記の古典と見紛うような叙述が随所にみられ、中国産業革命の暗部の深刻さをうかがい知ることができる。百数十年を経ての違いの一つに、スケールの違いがあげられよう。対象の地域と階層をみても、イギリスの工業都市、労働者・難民家族といった（数百万人？に）限定された社会状況から、（当時の世界人口13億人に匹敵する）現代中国では環境破壊の被害対象が全土・全人口におよび工場労働の諸矛盾は出稼ぎ労働者（2億人）に集中的に現れるなど数十倍に及ぶとみられる。

III 多様な産業革命が同時展開する現代中国 中國産業革命は、[鉄・石炭] 中心のイギリス産業革命のみならず、20世紀に日欧米を舞台に展開した [自動車・石油] 中心の第2次産業革命の同時展開という側面も有している。さらには、パソコンや携帯電話の急速な普及にみられるように情報通信革命が進行しつつある。また、先進諸国と同様に21世紀型の環境文化革命（とそれを担う主体形成）にも迫られている。中国では、環境問題が深刻化し、多発する環境汚染事故や地方政府・企業による隠ぺい工作・癒着が蔓延するなか、「草の根」運動などマスコミや民衆の力を導入・活用しうる政治改革（民主化）が避けて通れなくなっている。まさに、18～21世紀にまたがる多様な産業革命が同時に重層的に展開・生じしつつあるといえよう。

IV 21世紀と環境文化革命

なお、環境文化革命とは、『資本論』が提示する産業構造・物質代謝・人間発達のあり方をふまえ、環境革命と生活文化革命のシナジー的展開として21世紀視点から捉え直したものである。すなわち、環境の収奪・破壊から保全・再生へのシステム転換を図るべく、国民的な価値転換・意識革命のもと農林漁業を地域生命産業として位置づけ直し、文化的な労働と生活を楽しみつつ農業と工業・サービス業の高次の融合を推進するもので、こうした良循環モデルを担う主体としての全面的に発達した人間の形成を求め促す。

V おわりに

小報告は、拙稿「人間発達の経済学の新地平—『資本論』に学ぶ21世紀的視点—」（『経済科学通信』119号、2009年4月）をベースに、現地での問題意識をふまえて再構成したものである。しかし、報告時間の制約（通訳時間も含めて15分）もあって、ラスキンやモ里斯、センとの比較検討、人間抑圧から人間発達へ、分離・破壊から再結合・創造へと転化させる論理と視点、それらを俯瞰したオリジナルな図解4点、とくに工場法が促す労働環境の改善→人間発達→生産性向上の良循環モデルなど、独自な視点や手法を織り込んだ資料を用意したが、ほとんど踏み込めずに終わった。

（とな なおき 所員 名古屋学院大学）

「市場社会における協調の形成」と 人間発達の経済学

KITANO Masakazu
北野 正一

I はじめに

Marxの墓はいう：「哲学者は世界を様々に解釈してきた、大事なのはその変革だ」。自由とは、法則性に従い、目的を定立し、その障害を排除し、これを達成することであり、そのための能力形成が必要かつ自己目的である。M.Olsonは、社会変革が労働者階級の利益であるとしても、個人としては他者の達成への便乗が有利だから、なぜ、どのように変革が可能かと問うた。大会ではその一つの解の筋道を報告したが、許崇正教授の大会巻頭3論文、「人間発達の経済学の研究対象」、「所有権形式と人の自由発展」、「Marxの自由全面発達の内容」を極簡単に紹介し、3論点を提起する。

氏は人的発展経済学の対象を、社会経済の生活、活動、運行と人の自由・発展との関係を研究することと定義し、以下の側面を持つという。1. 一般に経済発展は人の自由と発展を推し進める。2. 経済発展度が人の自由・発展の程度とどう関わるか？3. 人の自由・発展が如何に社会・経済の発展度に影響し決定するか。4. 資源の配置と所得の分配において、自由・発展に関わる人的要素を如何に優先するか。5. 経済発展の重要な指標は人の自由・発展である。6. 経済発展の目的は人の自由・発展にある。7. 自由・発展をどのように経済発展の主要な手段とするか？8. 発展における自由の創造面と手段面とを整理すること。その際、人の活動が衝動的でなく自己認識を含む意識的、創造的活動であること、全面発達の重要な内容は分業の廃止であること、これは共産社会の「重建個人所有制」を意味する、と強調する。

II 人の本質的特徴である意識性について

社会学者Durkheimは、人はどのように社会秩序を形成するのかと問う、意識性でなく貨幣が媒介する経済面と、相互間の期待の一到に基づく社会面とに区分した。後者はたとえばOlsonの問い合わせるべきとなる。前者は意識に媒介されない市場関係がなぜ秩序を形成し機能するのか、その機能不全を正す意識的活動はどう形成され機能できるのか、貨幣の媒介関係を疎外と断じ、意識性

へ全面代替する計画経済がなぜ失敗したのか、とすれば両者をどう分担し統合すべきか、などが問われる。

III 組織論

社会的分業のひとつの担い手である政府と企業内分業の担い手である企業における意識的制御、自由と発展を規定するのはその組織のあり方である。組織論についてレーニンは、米の企業レベルでのテラー主義をあたかもひとつの工場のように全経済へ適用し、組織目的を労働者の利益に変えた計画経済を提起した。だが、テラー主義は計画と実行との分離を特徴とし、労働の意識性、創意性、協調、能力発達などを含まない。これに對して、意識性・創意性を保障する決定権の分掌と自律、協調域の保障とその能力形成を保障する組織原理なしには政府の失敗、企業自主管理の失敗は自明であり、自由・発達の形成論を欠く。

IV 発達論の主内容は経済・社会の決定と能力である

Marxが将来展望とした分業一般の廃止、多職種・多職業の普遍的実行能力の形成を掲げるのは、さらに分業が進み、分化した能力の協業が問われる現実を前に、御題目に終わる。むしろ現実の労働における自由と発展に関わるテラー主義の決定と実行の分離、協業否定の止揚を掲げ、決定権とその能力拡大に応じた労働・組織・社会編成を具体的に示すべきだ。これは所有とは何かに關わる。公有が法的な全体有規定に留まり、その機能的な内容を欠くところから、「社会主義」的な市場経済、和階社会、民主政治と裝飾に終わり、また官僚制や専断、非効率と腐敗が生じる原因となる。展望とされる「個体的所有の高次再建」とは共同域における個人の決定の対等な確立を意味し、これは自由と発展の主内容であり、その形成を可能にする。

(きたの まさかず 所員 兵庫県立大学)

環境イデオロギーとしての 「人間中心主義批判」

MINAMI Arisato

南 有哲

環境倫理・環境思想の分野においては、「人間中心主義批判」が盛んであるが、この問題をどう考えるかは、批判的社会科学にとって大きな課題であると言える。本報告においてはこれを「環境イデオロギー批判」という視座から考察したい。ここで、思想や倫理を「イデオロギー」として捉えるということは、以下の内容を意味する。

- ①「実践的意識」すなわち人間の社会的実践にかかる意識として捉える
- ②物質的基礎（生物学的基礎、および経済的土台）との照応関係において捉える

I 「人間中心主義批判」の構図

環境倫理・環境思想において「人間中心主義批判」が本格的に登場するのは1960年代以降である。この場合の「人間中心主義」とは、端的に言えば以下の内容をもつとされる。

一自然や生物は人間との関係においてのみ価値をもつ。

一人間の倫理的責任の対象となるのは人間のみである。

人間中心主義の批判者たちは、近代産業文明による環境破壊の思想的基盤が「人間中心主義」であるとし、これに対して「人間非中心主義」を説いた。その内容は

- ①自然や生物の価値は人間との関係から自立したものである。
- ②自然や生物も、人間の倫理的責任の対象となる。かかる批判に対して、経済成長と利便性向上のためにには自然破壊をも厭わない「開発至上主義」が問題なのであって、人間の真の利益のためにこそ自然を守るべきだという見地が登場する。これが「啓蒙された人間中心主義」であるが、「人間非中心主義」の側は、所詮これもまたヒトなる一生物種の見地に立った「浅い」環境保護主義に過ぎないと批判する。

II 「実践的意識」としての「人間中心主義」「人間非中心主義」

上述の「二つの人間中心主義」（「開発至上主義」

と「啓蒙された人間中心主義」），および「人間非中心主義」は、いずれも自然に対する人間の実践のあり方を導く意識である。

- ①「人間非中心主義」は上記①②の帰結として「人間の利益」の相対化と、人間による自然や生物の資源として利用の倫理的制限を主張する。
- ②「人間中心主義」は、上記①②の帰結として「人間が自らの利益のために自然や生物を資源として利用するのは当然である」と主張する。
 - a 「人間中心主義」の一つである「開発至上主義」は、利潤獲得、経済成長、利便性追及をもって「人間の利益」ととらえ、そのための自然破壊を許容する。
 - b もうひとつの「人間中心主義」である「啓蒙された人間中心主義」は、「人間の真の利益（生存・繁殖・発達、それらの条件としての文明の維持）のためにこそ自然を守らねばならない」と主張する。

III 「人間中心主義」「人間非中心主義」の物質的基礎と相互連関

人間中心主義の物質的基礎は、「自然の資源化」なる人間の性向であり、人間非中心主義の物質的基礎は「自然の擬人化」なる人間の性向であるが、いずれも人間の生物学的・社会的進化の所産である。両者は近代以前にあっては素朴かつ未分化であるが、市場経済の発達は「自然の資源化」性向を促進し、その思想的正当化としての「開発至上主義」を産出する。これは人間中心主義ではあるが、「人間の真の利益」に対して敵対的にならざるをえない「人間に反する人間中心主義」すなわち「疎外された人間中心主義」である。

開発至上主義はその批判者として、自覚的な「人間非中心主義」を生みだす。この思潮は近代以前の思想をも参照しつつ、「自然の擬人化」の見地から近代産業文明批判を展開する。そして開発至上主義と人間非中心主義の双方への批判の上に成立するのが「真の人間中心主義」としての「啓蒙された人間中心主義」である。これは双方

を主張したものと評価し得るが、しかしあくまで「人間中心主義」であるがゆえに、人間非中心主義はこれと相容れることができない。よって両者の間には闘争関係が成立するが、この闘争を通じて「人間の利益とは何か」あるいは「自然を保護する理由は何か」といった主題についての人間

の認識が前進するのである。

したがってこの闘争そのものに積極的な意義が存在すると言えるのであり、徒に両者の調和的統一を求め、あるいは闘争関係を等閑視する見地は、合理的ではない。

(みなみ ありさと 所員 三重短期大学)

マルクスにおける意識論の展開

MIYATA Kazuyasu
宮田 和保

唯物論的歴史観は、「哲学の地盤」を乗り越え、「世界の現実的な実証的な認識」としての「実証的な科学」であり、「歴史の領域で哲学を終わらせ」、「哲学そのもの」を主張した。ヘーゲルは、自然および人間の本質を思考の内部において置き（疎外態），したがってその疎外態の主張もまた思考の内部すぎなかった。とはいえ、彼は対象の産出、対象性の主張という人間の労働の本質を把握した。これにたいして、直接的で感性的な確実な対象を対置しながら、対象的で感性的な活動を把握しなかったのがフォイエルバッハであった。前者は、実践の唯物論的性格が欠落し、後者は唯物論の実践的性格が欠落していた。マルクスは、人間の感性および感性的な対象は感性的な活動である「産業と商業活動」に媒介されている、と把握することによって、「単なる世界観である唯物論」を歴史の領域に適用可能にし、「活動し、物質的に生産している諸個人」についての「現実的で実証的な科学」としての唯物論的歴史観を定義できた。

存在論的な見地は、歴史的に発展する物質を根源的なものとみなし、意識を発展する物質の内的派生的属性のうちに包括し、人間の社会的な生活関係およびそこにおける精神的諸観念の直接的生産過程を明らかにする。したがって「観念、表象、意識の生産は、最初は人間の物質的活動および物質的交通のうちに、現実的生活の言語のうちに直接に織り込まれている」。これに対して認識論的な見地とは、人間が生きている現実の世界の外に自己を観念的に位置づけ、その世界を客観的な対象とし、それを分析（=反映）する立場である。ここでの認識つまり「観念的なもの」とは、物質的

なものが人間の頭のなかに転換され翻訳されたものにはならない。唯物論的な歴史観での「土台／上部構造」論は存在論的に理解されるべきものであり、「認識」（反映）論の立場からのものではない。

「<私を囲んでいるものにたいする私の関係が私の意識である>。ある関係が現存するところには、その関係は私にたいして現存する。動物は<対自的にはしない>何にしても関係行為せず、一般に関係行為しない。動物にとっては他のものへの関係行為は関係として現存しない」（マルクス・エンゲルス）。活動主体と活動およびその活動のための諸対象にたいする関係（「現存する関係」）が、「私にたいして現存する」ということ、言い換えれば、この実践的な関係行為が人間にとっての関係として存在することが、私の意識である。したがって、人間は実践的な関係行為（=現存する関係）を意識しつつ、現実的に関係行為する。意識の在り方がこの現実的な関係行為によって規定されることが、「存在が意識を規定する」ということである。

自己意識とは、「鏡」としての「他の人間」から現実の自分反省し、「自分自身に関連する」ことによって自分自身の存在を意識する、というように他者を媒介とした自己内反省である。こうした他者を媒介とした自己内反省によって成立する自己意識は、諸個人の協働関係において成立する。すなわち個人Aは協働関係にある他の諸個人を鏡として対象に実践的に関係行為している自己自身への反省を通じて、個人Aの自己意識＝

「自己の客觀化」の端緒が与えられる。「鏡」としての他者が自己に内化することによって、この内化した他者を鏡として自己内反省するという自己意識が確立する。他方では、自己意識は、<我々>の一人として<我>を把握する意識である以上、<私>を含めた<我々>を実践的・理論的に対象としている。したがって、自己意識の形成は<我々>の活動総体を対象とした<社会についての意識>の形成と表裏一体である。

さらには、自己意識の形成は、自己の活動を<我々>の活動総体の一分枝として位置づけ、他

者との活動のなかで自己を制御するという社会的に自己を管理する能力の形成であり、また、社会についての意識は同時に、<我々>の活動総体を規制・調整するところの、諸個人による社会的活動にたいする管理能力の形成でもある。

人間は、協働性に単に埋没するのではなく、また個別性に拡散するのではなく、協働性のなかで、自己意識と社会的意識を発生させながら、それらを媒介にして協働性という自己の本質を実現していく。

(みやた かずやす 所員 北海道教育大学)

分散された情報の活用と人間発達 について—SNSデータからの考察—

FUJIYAMA Hideki SHICHIJO Tatsuhiro

藤山 英樹 七條 達弘

人間発達に必要な条件とは何か。より豊かな財・サービスの生産がその一つに挙げられるであろう。物質的な基盤は豊かな社会生活に不可欠なものである。それに加えて、豊かな人間関係も不可欠である。これは、2000年に入ってから、人ととの関係に注目する「社会的関係資本」が注目をされてきていることからもわかる。

社会関係資本の重要な構成要素の一つとして「ネットワーク」が挙げられ、本稿でもこの点に注目する。というのも、分散されて存在する情報の流通経路としてのネットワークが重要となっているからである。例えば、生産面に注目しても、成熟した現代社会において、人々に受け入れられる財とは、単に機能的に優れているだけではなく、おもしろさや、美しさといった、人々の意識によって移ろいやすい側面も重要である。しかし、このような情報を事前に集めることは一般に困難であり、事後的に適切な情報を、人々の間に分散して存在している中で集めなければならない。さらに、また生産面のみならず、より社会的な事例としての地域共同体においても、分散した知識の事後的な収集が、様々な地域の問題解決において求められる。

こうした生産組織や地域共同体の活性化は現代的な社会的な課題の一つであるが、それは、上記のようなネットワークの構造を踏まえなければならない。本稿ではそのための準備的考察として、

ネットワーク構造と各主体の活動水準の関係について分析を行った。

ただし、現実においては、人々のネットワーク構造の把握と人々の活動水準の把握は困難である。そのため、本稿ではある実際に運用されているソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)のデータを用いた。

2007年6月末時点でのネットワークは図1で示されている。点は各ユーザー（総数503名）を示し、線は友人関係（総数733）を示している。これにより各ユーザー間のネットワーク構造が把握できる。活動水準はその後2ヶ月（7月と8月）の日記の書き込み頻度をその指標とした。異なる時期としたのは構造から活動へという因果を調べるためにある。

さらに各ユーザーのネットワーク内の相対的位置は、ボナシッヂ中心性という指標を用いた。ある主体がネットワーク内でどれほど中心にいるかを示す指標である。この指標は、基本的に友人数の多さと考えて良いが、直接の友人の効果に加えて、より友達の多い友人をもつとより中心性が高まるという間接的な効果も考慮される。より大きい値がより大きな中心性を示す。

横軸にボナシッヂ中心性を縦軸に日記の書き込み頻度をとったときの散布図が図2にしめしてある。相関係数は0.50となり1%で有意な相関となっている。ネットワーク内の中心性という構造が

人々の活動水準に正の効果を与えていたことが確認できた。

つまり、より中心性の高い位置に存在するユーザーほど、より高い活動をしていることが示され

た。もちろん、以上は非常に単純な分析であり、より詳細な検討を今後進めてゆく予定である。

(ふじやま ひでき 獨協大学,
しちじょう たつひろ 大阪府立大学)

図1 SNS内のネットワーク

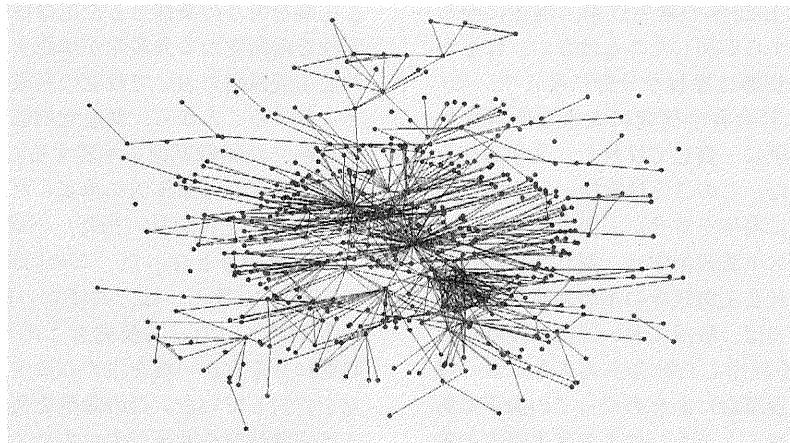
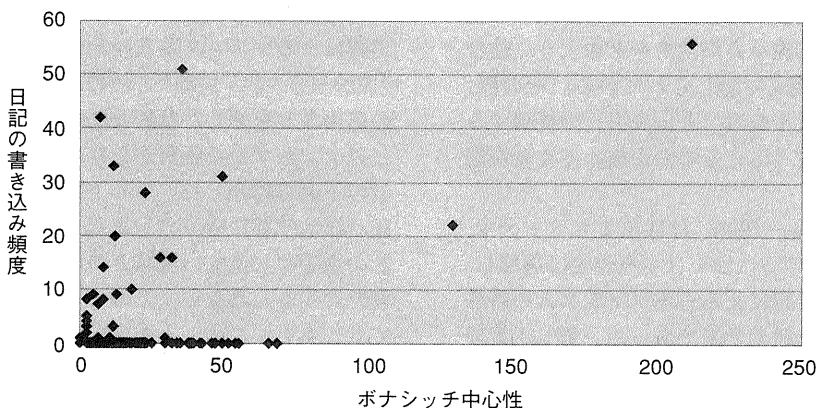


図2 中心性と活動水準



※本研究は科研費「実験室実験と仮想社会実験による制度分析」（課題番号20200042、研究代表者七條達弘）の助成を受けた。ここに記して謝意を表す。

「政治の科学」の軌跡と遺産 —戦後マルクス主義政治学の一断面—

KAMITANI Akio
神谷 章生

中国共産党は1949年に社会主義革命を達成し、現在に至るも政権政党に地位にあるが、残念ながら日本共産党は1922年の誕生以来、現在に至るも政権の一角にすら参加したことではない。にもかかわらず、その影響は多様な分野に及んでいる。この政党は特に社会科学研究に大きな影響を与え、また侵略戦争に一貫して反対し、文字通り命をかけて抵抗した。このことは戦後、日本国民が倫理的に共産党に期待を寄せた一因であった。

日本のマルクス主義政治学は、遅れて近代化した日本における社会主義政党の革命戦略と密接な関係がある。例えば、戦前においては二段階革命（民主主義革命を経由した社会主義革命）か一段階革命（社会主義革命）かをめぐっての論争であったが、これもコミニテルンによる日本資本主義の段階規定を土台として展開されたものであった。

本報告では、戦後のマルクス主義政治学が、日本共産党の政党としての勢力拡大による政権参加の可能性と社会主義革命の性格をどのように結びつけるかという観点で論じられている。その際、日本における近代主義者（丸山真男）の提出する論点の先進性にどう応えるのかが極めて重要な問題であった。

丸山真男（1914－1995）は戦前よりヘーゲル、カント、マルクスの方法論を日本思想史に適用し、天皇制の構造的分析による日本ファシズムの特殊性を明らかにした政治学者であった。第二次世界大戦後直後、「超国家主義の論理と心理」という論文を公表し、日本という国家が、天皇を中心とし、天皇からの距離によって権力と権威の濃淡が形成され、誰も個々の行為には責任をとらないという構造（無責任の体系）であったと論じた。さらに重要なことは、丸山はこの構造が前衛政党としての共産党にも継承されているとしたことであった。それゆえ、丸山の提起は、その後の日本のマルクス主義政治学においても無視できないものとなった。

田口富久治（1931－）は、丸山の問題提起に

真正面から応えようとしたマルクス主義政治学者であった。発達した資本主義国における議会制民主主義を所与の条件とした革命戦略は、社会の多元性を前衛党たる共産党が承認すること、そして共産主義段階において政党の組織原則が社会原則となりうることから、共産党内部に社会の多元性を反映した組織原則を承認することを議論した。前者は共産党も積極的に承認したが、後者については、共産党書記長（当時）不破哲三（1930－）との間で論争となった。この時期（1960年代後半からの10数年）は、共産党の国会での議席が大きく増加した。共産党も「70年代の遅くない時期に共産党が一翼を占める民主連合政権」の樹立を宣言していた。この論争を契機に田口は徐々に国家論研究や欧米でのマルクス主義の成果を紹介することから退却していく。それは、彼自身が共産党の政策や方針への失望を持ったためなのかもしれない。

同時期に、加茂利男（1945－）はシステム論の再編によるマルクス主義政治学への寄与、藤田勇（1926－）は資本論の方法の法イデオロギー論への応用などを通じた精緻な国家分析を展開した。

以上、わずかな視角から日本マルクス主義政治学的一面を紹介した。取り上げるべき研究者は狭義の政治学者に限ってもまだまだ多い。また、上記の議論は共産党の戦略との関係に焦点を当てすぎたのかもしれない。このような限界があるにしても、あえてこのような議論の立て方をしたことに一定の意義があるとすれば、共産党の伸張が社会科学に多大な影響を有していたからであろう。だが、マルクス主義政治学の日本における存在感は、現在ではきわめて小さい。政党としての日本共産党の勢力が小さくなっていること、社会主義革命の見通しが共産党という存在を前提としているように思えなくなっていることが大きい。この点で最後に付け加えれば、人間の全面的発達と前衛党の相関関係という問題も提起しているということなのかもしれない。

（かみたに あきお 所員 札幌学院大学）

マルクス『経済学批判要綱』 自由時間の理論とその現代的意義

UCHIDA Hiroshi
内田 弘

マルクス (Karl Marx) の草稿『経済学批判要綱』[1857-58年にロンドンで執筆された経済学批判の草稿] を貫通する主題は、自由時間の増大を目的とする労働時間の短縮（時短）である。マルクスは、資本が利潤動機で機械装置を導入し相対的剩余労働時間を延長する点に、賃金労働者が強制労働から解放される現実的可能性を分析した。現代先進国のみならず新興国の労働者の「生活の質」の向上は、自由時間を基本条件としている。

I マルクスの自由時間論

マルクスは『要綱』「貨幣に関する章」で「すべての経済は〔必要労働〕時間の節約〔短縮〕に帰着する」(MEGA,II/1.1:104。〔 〕は引用者) という主題を提示し、「資本に関する章」では「富とは自由に使える時間 (disposable time) に他ならない」(ibid.,II/1.1:305) というイギリスの時事評論家Charles Wentworth Dilkeの命題を引用し、資本主義に対する経済学批判で自由時間を実現する現実的可能性を探求する。特に「資本章」の固定資本発展論では (cf.ibid.,II/1.2:577ff.)、資本は、利潤に動機づけられた労働生産力の発展のために、高度な技術に基づいて生産過程を指揮し制御する道徳的・科学的な労働者を必要とする一方で、生涯単純労働に固定される労働者を組織する。彼らは結局、自動機械装置に代替されることになる。その必要のために、資本主義国家は「一般的知性」と従順な大衆を生み出すために国民教育制度を構築する。こうして、資本は無意識に、「価値規定的要素」としての労働時間を無限に小さくし、結局、資本は支配的な生産様式としての限界に接近する。同時に知的な労働者たちは、剩余労働時間は自分自身の能力の成果に他ならないと自覚し、自分自身の人間発達のための基金 (fund) として獲得する。

II マルクスとアリストテレス原因論

マルクスは自由時間の理論を確立するために、アリストテレスの四原因 [①形相因 (=②目的因 + ③作用因) + ④質料因] の理論を初期資本主義に活用する。マルクスは資本家の利潤を求める精神労働を②目的因に結びつけ、資本家の指揮下で労働する賃金労働者を③作用因に結びつけ、生産手段を④質料因に結びつける。科学技術 = 労働

生産性の発展によって、その生産過程は再編される。即ち、a) 道徳性をもった知的に陶冶された労働者が、利潤ではなく、普遍的な富を求める②目的因を担い、b) 科学技術に基づきづけられた生産過程が③作用因を担い、c) 知的労働の対象が④質料因を担うようになる。②の利潤を求める目的因はもはや存在しなくなる。なぜなら、資本主義的な経済的価値実体としての抽象的労働が、高度に発展した労働生産性によって、零 (zero) に接近してゆくからである。もはや資本家は存在しなくなる。

III 剩余時間の配分問題と自由時間の創造的活用

いまや、知的に陶冶された労働者は剩余労働時間をつきのような基金 (fund) として社会的に配分する。①自由時間、②実質賃金の上昇、③災害への備蓄、④より高度な生産発展。⑤今日的には、剩余労働時間は「ワーク・シェアリング (work-sharing)」のためにも活用されなければならない。自由時間の創造的活用は、①自由時間の存在そのもの、②経済的条件、③自由時間の有意義な活用を示唆する想像力 (imagination)、いいかえれば、ドイツの哲学者のいわゆる「構想力 (Einbildungskraft)」という諸条件が必要である。

IV 自由時間の活用形態とその意義

自由時間は、①家族のため、②社会活動のため、③知的向上のため、④娯楽のためなどに活用される。自由時間は、止むを得ずにおこなう労働する時間とは質が異なる、より人間にふさわしい時間である。このことによって、自由時間は、労働時間も自由時間と同じ質をもつよう求める動機を生み出す。いわゆる「労働の人間化」を推進するひとつの要因は、質の高い時間を自由時間で経験することである。人が究極に求める時間は労働時間も自由時間に変換することである。その究極概念をいだきつつ、当面、自由時間を獲得することが人間発達の拠点を構築することになろう。

マルクスの『経済学批判要綱』における自由時間の理論は、このように、いわゆる先進国にとってだけではなく、中国を含む新興国にとっても、有意義である。

(うちだ ひろし 専修大学名誉教授)

人間中心の思想に基づく 経済発展の可能性

NIJI Yoshihiro
尼寺 義弘

中国側の研究発表について若干感ずるところがあります。以下それについて卒直に記すことに致します。

この会議は全般に通訳を通じてしか、お互いに理解することができなかった、という不十分さがあったことはご承知下さい。そして個々の事例については触れないでおきます。多くの発表者がマルクスの諸著作から、あるいは、少数ではありましたが、ヘーゲルのそれから引用されています。だが、果たして原語の意義を正しく把握されたうえで発表されているのか、疑問とされる報告も見受けられたと思います。

例えば“資本”という概念について、『資本論』の資本について、どれほどの理解がなされているのでしょうか。議論の過程でマルクス・エンゲルス全集の中国語訳が、ロシア語訳からの重訳であることもわかりました。だが、こうした翻訳の仕方は正しい翻訳の在り方なのでしょうか。論争が訳語を前提として行われてきた、という苦い事例を我々は数多く見聞しています。この問題は洋の東西を問わないものです。たとえば『資本論』の「商品の二重性」についてです。今日なお“zweischlächtig”が、正しく理解されていない議論がときに我が日本でも見受けられます。背後には弁証法についての根深い誤解があるものといえるでしょう。

それはさておき、マルクスもエンゲルスも、さらにはヘーゲルもカントも、ドイツ人です。なのになぜにドイツ語のオリジナルテクストから直接に訳そうとはされないのであるのか。ドイツ語のできる方が全くいなかったのにはとても驚いています。学

問の発展を考えるならば、直接に訳するということは極めて本質的なことです。

私はヘーゲルの『法の哲学』の講義録をすでに五冊翻訳し、京都の晃洋書房より出版しています。第一回講義（1817／18、冬学期、ヴァンネンマン手稿）第二回講義（1818／19、冬学期、ホーマイナー手稿）、第四回講義（1821／22、冬学期、キール手稿）、第五回講義（1822／23、冬学期、ホト一手稿およびハイゼ手稿）です。オリジナルテクストがいかに重要であるか、それは我々が今日読んでいる現行版『法の哲学』と上記の各講義録とを比べて見ればよく分かります。現行版『法の哲学』は、E.ガヌスがヘーゲル没後はじめて編集し、出版したものです。1833年のことです。このガヌス版が世間に流布され今日に至っています。両版の異同をつぶさに見るにつけ、オリジナルテクストの大切さを身をもって感じています。以上のことからドイツ語の堪能な方々によるマルクスやヘーゲルの原著の研究者の出現を期待いたしています。

中国には多くの優秀な人材がいるものと思量いたしています。“人間”を大切にする経済理論は、やはりオリジナルテクストにある、ということを再度申し上げたく存じます。

今後の共同研究として、たとえば弁証法について徹底して議論したいですね。さらにはEUの政策について中国はどのように見ているのか、ぜひおたずねしたいですね。

中国の学問の益々の発展と日中間の学問の更なる交流を祈念いたしております。

（にじ よしひろ 阪南大学）

私と基礎研

—ご縁があれば、万里離れてもつながる—

RIN Shouyu

林 祥瑜

基礎研の皆さんへ

小文を書かせていただいて、大変光栄です。まずはこの紙上をお借りして感謝いたします。

麗らかな日々が続く一昨年3月の中国・南京の空の下に、ある時空を超える出会いが始まりました。基礎研の先生方と出会ったその日はお天気に恵まれ、天気までまるで先生方との出会いを見守っていたようです。

2007年3月21日から22日にかけて、第一回人間発達の経済学中日国際会議がわが大学・南京師範大学で行われました。私は同会議の通訳として働き、そこで、大西広先生をはじめ、同会議にご出席いただいた先生方に出会いました。短い時間でしたが、いろいろなことについて先生方と話し合い、深い印象が残りました。雑談からわかったことですが、ほとんどの先生のゼミのなかに、中国人留学生が何人かいることに驚きました。会議の後、日本に戻られた新村聰先生をはじめ、基礎研の先生方とメールでやりとりをし、日本留学などについて、いろいろ聞かせていただきました。

実は私には一昨年、日本へ留学できるチャンスがありました。いろいろ心配したあげく、その留学のチャンスを逃してしまいました。それを知った新村先生が「林さんは、ぜひ、なるべく早く、日本留学を実現してください。人生は1回だけですから、自分が一番やりたいと思うことに勇気をもって挑戦してください。自分の人生は、自分自身で決めなくてはなりません」と励ましてくださいました。先生方の中国人留学生についてのお話や、励ましのおかげで、私はやっと留学する勇気が出ました。ちょうどその時、わが大学の外国語学院による推薦で、日本へ短期留学することができると聞きました。新村先生のご尽力で、岡山大学社会文化科学研究所が私を引き受けてくださり、去年の9月に無事に留学の途につきました。

おかげさまで、充実した留学生活を過ごすことができました。日本近現代文学の西山康一先生のゼミに入ると同時に、新村先生のおかげで、新村ゼミにも参加でき、同時に文学と経済学を楽しむ

ことができました。今考えても、大変懐かしく思っています。そして、日本人の友達の紹介で、大学の茶道部に入り、花と掛け軸が飾ってある和室で、正座し、お点前を練習しました。そこは日本の古典的な世界だと思い、日本文化のなかの「和敬清寂」の世界をしみじみ感じました。この茶道部のことをテーマとして、岡山県外国人留学生による日本語弁論大会に出場し、最優秀賞を受賞しました。人前に立って弁論したことがそれまでなかった私にとっては、大きな挑戦でした。その大会に参加し、受賞できたポイントは「勇気」と「自信」を持っていたからだと思います。いつでも勇気を持って、自分に自信を持つことが大変重要であるのは日本に来て、いろいろ体験した後わかりました。ある意味で、これが日本留学の成果でもあると思います。これからも「勇気」と「自信」をもって、生きていきたいと決心しました。

話がちょっとはずれましたが、基礎研の春集会での再会を言及させていただくことにいたします。今年3月14日に、阪南大学で行われた基礎研の春集会に参加させていただき、第一回南京会議にご出席いただいた先生方と再会、また、もっと多くの先生方や博士課程の学生たちと出会いました。翌日、大阪と京都の見物を手配してくださり、大阪では、森本壮亮君の案内で通天閣や大阪城公園などを見物しました。大阪の若者の親切さとあたたかさに感心しました。京都では、笠井弘子さんのお手配もあって、田中幸世先生と中村浩爾先生に娘のように親切に案内していただきました。今までテキストでしか見ることがなかった金閣寺、銀閣寺、竜安寺、京都大学、平安神宮、清水寺などを身をもって見物できました。ことばではあらわすことができない喜びを覚え、一生の思い出となるいい旅でした。私が帰国する前、貴重なプレゼントを基礎研より贈っていただきました。薄い紫色の地色にピンクの桜の花びらが描かれた着物で、大変気に入っています。「林さん基金」まで集めていただいた基礎研の先生方のご恩は一生忘れられないと思います。本当にありがとうございました。

私は今年の4月に帰国しました。4月25日から26日にかけて、第二回人間発達の経済学中日国際会議が我が大学で行われることになりました。同会議の通訳として、大西先生をはじめ、基礎研の先生方と再会しました。日本へ留学したためか、聞き取りと会話の能力が上達したと評価されました。基礎研にささやかな力を尽くすことができ、大変嬉しかったです。大会では、豊富な内容が報告され、熱烈な討論会が行われ、私としては、いい勉強になりました。そして、人間発達の経済学に強い興味を持つようになりました。私が担当し、翻訳した前回の南京会議の報告論文や田中先生からいただいた『経済科学通信』を出して読んでいるこの頃です。人間発達の経済学や、マルクス主義に関する知識を勉強していきたいと思っています。

基礎研は私に海を渡る夢の翼を与え、私の成長の軌跡を見守ってくれたと言ってもよいでしょう。これからも基礎研との絆を強め、ささやかなりとも、基礎研に力を尽くしていきたいと思っています。また、日中友好の架け橋になって、もっと多くの中国人、特に中国の若者たちに日本のこと教えてあげたいです。人間発達の経済学国際会議

が今後とも尚一層実を結ぶのを心より祈っています。

最後になりましたが、私の好きな日本作家の訳詩をもって、本文を終わらせていただくことにしたいと思います。

この盃を受けてくれ
どうぞなみなみとつがしておくれ
花に嵐のたとえもあるぞ
「さよなら」だけが人生だ

先生方との出会い、別れ、再会からわかりましたが、「さようなら」が「再会」の始めです。またいつか再会の日がきっと来ると信じております。皆様のご健勝と基礎研のご発展を心より祈念して止みません。

編集局注記

林祥瑜さんには、これを機に、「基礎研海外協力所員」になっていただることになりました。

(りん しょうゆ 中国南京師範大学)



応能課税とIT化

応能税の性質へのIT化の進展の影響に関する分析である。経済学的視点からすると、IT化の進展は、応能税の性質に対し数多くのプラスの効果を持つが、社会学的政治学的視点からするならIT化の進展は応能税の性質にマイナスの影響を多く与える。

OHATA Satoshi
大畠 智史

I 序文

IT化は、既存の制度あるいは体制に大きな影響を与える。こうした中で、今後の税制を深く考察することは重要である。税制が、国家の様々な点に大きな影響を与えており、国家財政の破綻を免れるためその考察は欠かせない。税制のあり方で、国民の勤労意欲の変化、国民の投資手法あるいは貯蓄手法の変化、等が見られる¹⁾。本稿では、所得、消費、資産への応能税に焦点を当て、それらの税へのIT化の影響を考察する。応能税とは、各人の所得等の担税力に応じて課税する人税かつ直接税である。この負担と国家からの受益とは切り離されているところに大きな特徴がある。

所得税か支出税かという議論がなされてきた。所得税ではS = H = S型の包括的所得税が、支出税ではミード報告に見られる支出税が、主として扱われてきた。本稿では、個人に対する両税を扱う。その支出税に関し、理論的に、課税ベース評価が所得税の場合より簡潔である、所得税の場合より経済促進効果がある、等の効率性が主張される。このような支出税の施行は困難であるが、その性質を活かす試みはあり、フラット・タックス、USAタックス等が考えられた²⁾。この議論は、1970年代のブルッキングス会合等の場で活発に議論された。この中では、所得税と支出税の経済学的侧面の考察等がなされている。しかし、その論点には、IT化の進展の支出税の性質への影響という視点はない。IT化の両税の性質への影響

を本稿では考察する。

なお、本稿では、その論点を、先述の包括的所得税や支出税が、施行の困難が無く施行されている理論的なところで論じる。所得税には、課税ベース評価における未実現キャピタルゲイン評価の困難がなかったり、支出税には、膨大な金融取引の記録を管理できたりするような状況を想定する。支出税の活かし方等を考察する際、このような理論的な考察が必要になる。

次に資産への税だが、資産税が、国家の税制で一定の役割を担うことが多い。相続税や地価税に対しては資産格差は正効果が期待されたし、資産税が税収の一定割合を占める場合が多くある、等の現実がある。税制の一部分を構成する資産税の性質に与えるIT化の影響は詳細に考察されてこなかった。なお、本稿では、理論的に資産全般に課税される状況を想定して考察する。この考察の際、資産総額が多い人程所得額も多い傾向があるとする。

本稿では、字数の都合上、外国税額控除等の、国際的視点³⁾は加味しておらず、本稿でITという場合は、申告納税や経済取引や教育事業での、ハード面、ソフト面両面のITを指すこととする⁴⁾。例えば、電子商取引を考える場合には、各種情報等のソフトの側面、パソコン端末機製造等のハードの側面、これら両面を加味する。また、電子商取引は、消費者情報の保護、等の施行上の問題点がなく施行されているとする⁵⁾。更に、電子政府は、電子申告納税制度が、セキュリティの問題、電子取引情報確保の困難、等の施行上の問題がなく施行されているとする⁶⁾。

本稿は理論的考察であるが、税等の性質をより深く探る、税の構想を活かす、等の場合には、本稿のような理論的考察は欠かせない。

II 税制の諸側面 —IT化との関連性—

(1) IT化の概観

産業界のインターネットを通じた電子商取引の活性化(インターネット自由貿易圏構想等もある)を踏まえ、より効率的で効果的な税務行政構築のため、申告納税の電子化等、政府の側でも電子化は進展している。行政の電子化は、公共事業の発注等においても電子化は進展している。これに関し、電子調達、という言葉が使用されるが、「電子調達とは、従来の紙による公示や入札を、ネットワークを利用した電子データでの公示・入札に転換することである。」⁷⁾また、投票や各種届出等の電子化も進展している。

政府や民間の教育事業でも、電子化が進展している。米国では、「クリントン政権以来、初等・中等教育、高等教育などの分野で電子化が積極的に推進されている。」⁸⁾このような電子化は、教育の普及を進展させ、各人の知的水準の向上、ひいては、国家あるいは世界の生産力向上を促進する要因である⁹⁾。

(2) 税制の諸側面

以下、IT化と税制の諸側面との関連性を考察する¹⁰⁾。税制には、主として、経済学的側面(働く動機、貯蓄・投資をする動機、リスクを引き受ける動機、公平性、行政費、納税協力費、マクロ経済的理由)、社会学的側面(所得階層、人材の海外流出圧力)、政治学的側面(民主主義国家における政権支持率、インフレーションと政党支持率、租税の行政手続き)があると考える¹¹⁾。それぞれの側面の各基準だが、それらの基準は、前面に出ている要素が属すべき学問分野に組み込んだ。行政費は、政府の側の課税ベース評価に要する費用とする。納税協力費は、納税者の納税による時間や費用等の事務負担である。政治学的基準の第1点目は、所得分布の不平等度の上昇(低下)が社会的不安定さ(社会的安定性)をもたら

し、政権に対する支持率を低下(上昇)させるという基準である。その第2点目は、課税ベース評価におけるインフレ調整の必要性(不要性)が消費者心理に悪影響(好影響)を及ぼすという基準である。インフレは消費者心理に買うべき物が買えなくなるのではといった悪影響を与える。その第3点目は、再選等を図る政治家にとって、行政手続き等の公的便宜を提供できる投票者にそれを多く与えられることが望ましく、組織拡大等を考える官僚にとって、政治家への多くの公的便宜の説明による大きな権威の提示ができる場合が望ましい、という基準である¹²⁾。

(3) IT化と税制の諸側面との関連性

電子商取引の活性化は、次のような効果を持つ。インターネットにどこからでもアクセスすることが可能になる、煩雑な文書による取引をインターネットで簡潔に行なえる、等のことから、電子商取引の活性化は、取引費用を低下させる¹³⁾。インターネットの普及や、市民、産業等のネットワークを結び付けるIT社会におけるネットワーク型NPOの活性化は、取引関係者に対し取引に関する多くの情報を与える¹⁴⁾。このことは商品の多様化等に繋がり、株式取引等の取引を活性化させる。以上のことは、投資促進効果を持つ。これは、GDP上昇要因である。このGDP上昇は、産業・行政における電子化の活性化による需要増大や、生産力向上に繋がる教育事業の電子化によっても生じる。また、投資促進効果は、投資のための貯蓄動機を高め、貯蓄を促す。更に、取引費用の低下は、勤労に伴う苦痛を軽減させる。このことは、個人の勤労意欲や賃金を変化させる。経費等の効率性上昇で勤労意欲が高まるることは考えられるが、これによりIT化によって個人の勤労意欲は高まる。更に、取引活性化、あるいは、投資促進、等の要因は、情報格差(デジタルデバイド)等が根柢となり、投資機会が多かったりする富者への所得の偏在、等の状況を生じさせる¹⁵⁾。これが、低所得者に対し、海外流出圧力をかけることに繋がる¹⁶⁾。このような所得不平等度の拡大は、政権担当政党に対する支持率を低下させる要因になる。ただし、先述のネットワーク型NPO等の活性化は情報格差は正による所得格差は正に繋がる。本稿では、「情報にアクセスする能力をもつ強者はますます富み、そうでない弱者はます

ます貧しくなるという、経済的な格差が生まれることへの懸念」¹⁷⁾ が表面化した状況を考える。

政府でも申告納税の電子化が進展している。納税者が世界中からネットで申告納税ができたり、行政側も文書による納税手続きが簡潔になったりする。このことは勤労意欲を高め、また、行政費を低下させたり、納税協力費を低下させたりする。また、IT化が税制情報を広める効果のある政策決定過程への住民参加促進効果を有することや、IT社会におけるネットワーク型NPOの活性化も両費用の低下の原因になる¹⁸⁾。こうした状況は、政治家が投票者に与える公的便宜の量を減少させたり、官僚が政治家に説明する公的便宜の量を減少させたりする。このようなことは、先述の政治学的側面の租税の行政手続きの説明からすれば、申告納税の電子化は政治家や官僚にとって都合が悪い事態である。更に、申告納税の電子化は、納税者にインフレを意識させないようにする作用があり、それが政権担当政党への支持率の上昇に繋がる一つの要因になる。

なお、電子申告等、多岐にわたる電子政府計画の推進力の高さの背景の一つに、この政治学的背景—官僚や政治家にとって望ましい状況一があると考える。電子政府計画を推進する官僚は、電子申告への移行期では、政治家への多くの公的便宜の説明で大きな権威の提示ができる。電子政府への移行期では、政治家は投票者に多くの説明ができる、これは再選の都合上政治家にとって望ましい状況である。また、ハード面のIT化の進展を考えるなら、このIT化の潮流と合わせた電子申告計画の遂行は、投票者に将来適合的な事業であるとの認識を持たせることに繋がるため、その遂行が政権担当政党の支持率上昇に繋がり、このことが官僚にとっても組織規模や存在意義の拡大のよい機会になる¹⁹⁾。

III 応能課税とIT化

$S = H = S$ 型包括的所得税の課税ベースは、 Y (所得) = C (消費) + ΔW (資産純増)、である。また、ミード報告における支出税課税ベースは、 $C = Y - \Delta W$ 、である。各人の領収書等を集め、各人のCを求めることができないに近く、Cはその

形で求められる。これは、キャッシュフロー支出税等と呼ばれる。支出税は、遺産等の問題はあるが、各人の生涯所得は、各人の生涯消費支出に等しく、それを生涯年度で割って求められる単年度の消費支出額に課税する考えに基づく。しかし、実際にその単年度の額を求められず、その額を各年度のCで近似させる。

(1) 所得税

所得税が働く動機への影響が明確でないという見解は数理的にも一般的である。所得税で、生活費確保等のためより多く稼ごうとする動機が生じる可能性があるし、その課税で努力の成果が減る等のために勤労意欲が低下する可能性もある。このどちらの場合でも、電子商取引等のIT化は個人の勤労意欲を高める。

貯蓄・投資について。所得税は、貯蓄分とその利子への課税という、貯蓄に対する二重課税が貯蓄を阻害し、これが投資や、先述のリスク引き受けをも阻害する。経済取引のIT化は、所得税のそれらの阻害効果を緩和する、あるいは、所得税の場合のGDP抑制を緩和する。その緩和効果は、産業・行政の電子化の活性化による需要増大や、生産力向上に繋がる教育事業の電子化にもある。

行政費、納税協力費は、所得税の場合、その課税ベース評価に当って、未実現キャピタルゲイン評価や、インフレ調整等が必要で、それらの費用が、その分高くなる。先述の、申告納税の電子化は、所得税の場合、行政費や納税協力費の上昇を緩和する。また、そうした納税協力費の低下は、累進的な所得税による所得再分配政策をより効果のあるものにする。納税協力費は、納税と同時に支払わねばならない費用である。その費用が高ければ、所得再分配政策としての累進的な所得税の効果が攪乱される。

所得税は、通常累進的で所得分布の不平等度を緩和する。しかし、電子商取引のIT化は富者への富の集中を促す。このことは、所得税のその効果を低下させる。ただ、所得税の場合、その緩和効果は、富者への海外流出圧力に繋がる効果であり、電子商取引のIT化によるその集中で、その圧力は緩和され、貧者への海外流出圧力は高められる。

所得税の場合、所得分布の不平等度の緩和効果は、社会の安定性向上に繋がる要因であり、政権

担当政党への支持率を高める。しかし、富の富者への集中化効果を持つ電子商取引のIT化は、その支持率上昇効果を低下させる。また、課税ベース評価が困難になる所得税の場合、先述の租税の行政手続きの側面において、所得税は政治家や官僚にとって望ましい。しかし、行政費や納税協力費を低下させるような申告納税の電子化が、その側面に関して所得税を政治家や官僚にとって不都合な税にする。更に、申告納税のIT化によって、納税者は所得税課税ベース評価におけるインフレ要因をあまり意識しないようになるため、それによって政権担当政党への支持率が高まる。

貯蓄投資へのIT化の影響の数理的説明

期首の投下資本を K_0 とし、これを投資のために貯蓄する。 $t(1 \leq t \leq N)$ 期の所得を R_t 、市場利子率あるいは割引率を i 、 t 期の必要経費以外に生じる投資関係費用を C_t 、所得税率を $x(0 < x < 1)$ とする。税がない場合、 $R_t - C_t$ の割引現在価値の総和が K_0 以上である場合に投資がなされる。この場合、 $R_t > C_t$ である。また、当然、 K_0 、 R_t 、 C_t 、これらは正である。毎期同一税率で課税がなされると、それは、以下のような式で示される。

$$\left\{ \frac{R_1 - C_1}{(1+i)} + \frac{R_2 - C_2}{(1+i)^2} + \dots + \frac{R_N - C_N}{(1+i)^N} \right\} - x \left\{ \frac{R_1}{(1+i)} + \frac{R_2}{(1+i)^2} + \dots + \frac{R_N}{(1+i)^N} \right\} \geq K_0 - xK_0 \quad \dots (1)$$

この式の左辺の第一項目を R' 、その第二項目の括弧内を R'' とする。簡潔に示すと (2) 式のようになる。 $R'' > R'$ が成立することは言うまでもない。

$$R' - xR'' \geq K_0 - xK_0 \quad \dots (2)$$

(1) (2) を参照するなら、(2) 式の不等号に、所得税による投資の阻害効果が示される。明らかに、課税前の投資決定基準 ($R' \geq K_0$) よりも満たされ難い基準になっている。IT化による取引情報の増大 ($C_t \downarrow \rightarrow R' \uparrow \rightarrow W \uparrow$)、教育事業の電子化 ($R' \uparrow$)、産業・行政における電子化の活性化による需要増大 (短期的には、貨幣需要量の増大、 $i \uparrow \rightarrow R' \cdot R'' \downarrow$) や、これらのその阻害に対する緩和効果も容易に確認できる。ただし、この最後の場合、 R' の減少分が、 R'' の減少分を下回る場合にのみ、(2) 式の投資決定基準が緩くなる。資産税の場合もこうした分析はできるであろう。

(2) 支出税

支出税も、働く動機を高めるか低めるか明確でない、という見解は数理的にも一般的である。支出税で、生活費確保等のためより多く稼ごうとする動機が生じる可能性があるし、その課税によって努力の成果が減る等のために勤労意欲が低下する可能性もある。このどちらの場合でも、電子商取引等のIT化は個人の勤労意欲を高める。

貯蓄・投資について。支出税の場合、貯蓄分とその利子への課税という、貯蓄に対する二重課税がない。利潤最大化のための投資は貯蓄動機の一つだが、その二重課税がないことが貯蓄を促進し、これが投資や、先述のリスク引き受けをも促進する。経済取引のIT化は貯蓄・投資を促す要因であり、これは、支出税のそれらの促進効果を助長する、あるいは、支出税の場合のGDP上昇を促進する。また、産業・行政の電子化の活性化による需要増大や、教育事業の電子化も、GDP促進要因である。

行政費、納税協力費は、支出税の場合、その課税ベース評価に当って、未実現キャピタルゲイン評価や、インフレ調整等が不要で、それらの費用が、その分低くなる。先述の、申告納税の電子化への言及から、その電子化は、支出税の場合、行政費や納税協力費の低下を促進する。また、そうした納税協力費の低下で、通常は累進的になる支出税による所得再分配政策のそれによる搅乱効果が低下する。

支出税は、投資機会が多かったりする富者への富の集中をもたらす。電子商取引のIT化が富者への富の集中を促すことは、支出税のその効果を促進させる。また、支出税の場合、所得分布の不平等度を上昇させる効果は、低所得者への海外流出圧力に繋がる効果であるから、そのIT化のその集中は、その圧力を促進する。

支出税の場合、所得分布の不平等度の上昇効果は社会の不安定性向上に繋がる要因で、政権担当政党への支持率を低める。また、富の富者への集中化効果を持つ電子商取引のIT化は、その支持率低下効果を促進する。更に、課税ベース評価が、所得税の場合に比べて簡潔な支出税の場合、先の租税の行政手続きの側面において、支出税は政治家や官僚にとって所得税の場合より望ましくない。行政費や納税協力費を低下させる申告納税の

電子化が、その側面に関して、支出税を政治家や官僚にとって更に不都合な税にする。申告納税のIT化による、インフレ要因による政権担当政党支持率への悪影響緩和効果はない。

貯蓄投資へのIT化の影響の数理的説明

支出税率を ($0 < x' < x$) x' とする。それ以外の記号は所得税の場合と同様である。税がない場合、 $R_t - C_t$ の割引現在価値の総和が K_0 以上である場合に投資がなされる。この場合、 $R_t > C_t$ である。また、当然、 K_0 、 R_t 、 C_t 、これらは正である。 C_t に毎期同一税率で支出税が課せられると投資決定基準は以下の式で示される。

$$\left\{ \frac{R_1 - C_1}{(1+i)} + \frac{R_2 - C_2}{(1+i)^2} + \dots + \frac{R_N - C_N}{(1+i)^N} \right\} - x' \left\{ \frac{C_1}{(1+i)} + \frac{C_2}{(1+i)^2} + \dots + \frac{C_N}{(1+i)^N} \right\} \geq K_0 \quad \dots (3)$$

左辺の第一項目を C' 、その第二項目の括弧内を C'' とすると、 $C' - x'C'' \geq K_0$ となる。

税の導入で投資決定基準が厳しいものになることに変わりはない。ただ、所得税の場合に生じる貯蓄に対する二重課税がなく、所得税の場合よりも投資のための貯蓄は促進され、(3) 式のような基準に基づく投資機会が所得税の場合より多く、経済成長が促進される。また、次のように、投資決定基準の緩和効果を確認できる。

IT化による取引情報の増大の影響の場合 $C' \uparrow \cdot C'' \downarrow$ という変化が生じ、教育事業の電子化の影響の場合は、生産性の向上によって $R_t \uparrow$ 、 $C_t \downarrow$ という効果があり、産業・行政における電子化の活性化による需要増大の影響の場合、その増大で、短期的には貨幣需要量が増大し、 $i \uparrow \rightarrow C' \downarrow \cdot C'' \downarrow$ という流れが生じる。しかしこの場合、 C の減少分が、 $x'C''$ の減少分を下回る場合にのみ、(3) の基準は緩やかになる。その逆の場合は、むしろ、(3) の基準が厳しくなる。それらが同じ減少分である場合は、(3) の基準の緩やかさは変わらない。

(3) 資産課税

資産税の場合、税は過去の努力に適用するものであるため勤労意欲への悪影響は少しである。電子商取引等のIT化の進展で、資産税による勤労意欲への悪影響の改善に繋がる。資産税の場合、

貯蓄・投資動機への影響は明瞭ではないが、それがそれらを阻害する場合には、IT化はそれを緩和する。リスク負担動機は資産への税で低下する。企業の利益獲得の機会を多くする経済取引のIT化は、資産税によるリスク負担動機の阻害効果を緩和する。

当該税の行政関連だが、一般に資産税の課税ベース評価は困難で行政費や納税協力費がその分高くなるが、資産税は、資産格差は正や機会平等、所得課税の補完の観点から垂直的公平の確保に適している。税務行政のIT化は、資産税の課税ベース評価の困難さを緩和するが、この効果は資産税の場合の行政費や納税協力費を低下させる。納税協力費は、資産税の資産格差は正効果あるいは所得格差は正効果を攪乱する効果を持つが、納税協力費の低下はこの攪乱効果を緩和する。

資産税のマクロ経済的側面の性質だが、物的資産全般への税は資産を物的資産ではなく金融資産で持とうとする傾向を出す、短期的にGDPを増加させるか分からず、等のことを指摘できる。経済取引のIT化は、資産税の資産を物的資産ではなく金融資産で持とうとする傾向を強める。また、IT化による需要増大等はGDPを増加させる。

次に、資産税の、社会学的側面の性質だが、資産税の場合、資産格差を是正作用が高額資産を有する者に対する海外流出圧力を出す。経済取引のIT化は、利潤獲得のための取引機会の多い高所得者への海外流出圧力を弱め、低所得者への海外流出圧力を強める。

資産税の政治学的側面の性質について。資産税の資産格差は正作用が政権担当政党支持率を高め、課税ベースに影響を与えるインフレ率の上昇で当該政党支持率が低下する。経済取引のIT化は所得格差あるいは資産格差を拡大させ、資産税の場合のそれらの格差は正効果を緩める。つまり、これらの格差は正で高まる政権担当政党の支持率を、そのIT化は低める。更に、資産税の行政費の高さで投票者は益々公的便宜を求めるようになり、政治家は益々公的便宜を選挙区の人々に与えることを日頃から心掛けて再選を図るようになり、そのことは政治家にとって好都合である。更に、そのことは、政治家の投票者への公的便宜の後押しができる、組織拡大、存在意義の向上等を狙う官僚にとっても好都合である。申告納税のIT化は本稿で対象とする公的便宜を少なくする。これは、再

選を狙う政治家や、組織拡大等を考える官僚にとって望ましくない。更に、申告納税のIT化で、納税者は資産課税ベース評価におけるインフレ要因をあまり意識しないようになるため、それによって政権担当政党への支持率が高まる。

IV 結語

本稿での考察から、社会学的政治学的視点からするならIT化はマイナスの点が多いが、電子商取引や申告納税等のIT化の進行は、行政面の効率化、経済成長促進効果、等の経済に対する数多くのプラスの効果を持つことが分かった。この状況は応能税にとって経済的に望ましい。支出税は、理論的には、行政面、経済成長面で所得税より優れている税として注目されてきたが、IT化の進行は、その支出税の長所を益々強める。やはり、今後、理論と現実との両面において政治等の諸側面を加味しながら支出税構想の活かし方を考察する試みは、益々なされるべきである。また、IT化の進展という状況を考えるのであれば、税制の現実の場面においても、IT化が、勤労意欲、貯蓄や投資、等の各税の各側面にどのような変化をもたらすのか、という点も考察すべきである。更に、本稿で、応能税の性質において、IT化は社会的不安定をもたらす所得不平等度を高めるという問題点を持つということを指摘した。その解消策を検討すべきである。

謝辞：本稿を作成するにあたり、匿名のレフェリーから有益なコメントを頂くことができた。ここに感謝の意を表する。

注

- 1) [拙稿「所得税と支出税—諸側面からの考察—」『東北経済学会誌 2005年度』東北経済学会、2006年、拙稿「資産課税—諸側面からの考察—」『税制研究』51号、税制経営研究所、2007年] 等参照。本稿の分析は、これらの自身の論稿に基づいている。本稿で扱う諸税にまつわる論点は、これらの文献で紹介しておいた。
- 2) [貝塚啓明 著『財政学』東京大学出版会、2003年] 等参照
- 3) 電子商取引の国際的問題は、OECDの租税委員会等

で議論される。

- 4) 財務省HPに、各種IT化の説明がある。また、特許庁HPに電子商取引の図がある。
- 5) 電子商取引の問題点は、[OECDの電子商取引に関する専門家グループ、日本経済調査協議会 訳『電子商取引—政府の機会及び課題—』日本経済調査協議会、1999年1月] 等参照。
- 6) 申告納税の電子化の問題点は、[Richard M. Bird "Taxing Electronic Commerce: The End of the Beginning?" *ITP Paper 0502*, University of Toronto, 2005, 中村壽男 著「ITと税制—電子申告制度の展開と課題—」『名古屋経済大学経営学部 開設記念論集』名古屋経済大学、2003年3月、財務省ホームページ] 等で指摘される。e-Taxの概要は、[伊藤義之、岡田行生 著「国税電子申告・納税システム（e-Tax）の現状と今後の取組み」『租税研究 675号』日本租税研究協会、2006年1月、岩淵浩之 著「国税の納付手段の多様化（コンビニ納付の導入）」「ファイナンス』Vol.43.No.10, 財務省広報、2008年] 等で示される。
- 7) 白井均、城野敬子、石井恭子、永田祐一 著『電子政府 最前線 こうすればできる便利な社会』東洋経済新報社、2002年, p.39。
- 8) 大橋正和 著『電子iDCとc-社会—電子政府・電子自治体・電子社会の基本理念—』工学図書、2003年, p.73。
- 9) 生産性とIT化との関連性は、[Ann Bartel, Casey Ichniowski, Katheryn Shaw "How does Information Technology Affect Productivity? : Plant-Level Comparisons of Product Innovation, Process Improvement, and Worker Skills" *The Quarterly Journal of Economics*, vol. CXXII, The MIT Press, 2007, pp.1721-1758.] 等で論じられる。電子証券取引は、[渕田康之 著『電子証券取引—証券ビッグバンの切り札—』経済法令研究会、1997年] 等で分析される。また、[山川裕 著『電子商取引エレクトロニックコマース—インターネット時代の電子決済システム—』日経BP社、1996年、鞆大輔 著「電子商取引における決済手段の現状について」『商経学叢 52.2』近畿大学商経学会、2005] 等では、電子決済システムを中心とした分析がなされる。[原田保、寺本義也 著『インターネット時代の電子取引革命』東洋経済新報社、1996年] では、電子商取引の発展と消費者行動との関連性、電子商取引の社会システムへの影響、等が考察される。[NTT出版 編、伊藤賢司、小柳津育郎、久保田正道、桜井伝治、余語邦彦、渡辺保久 著『電子商取引のすべて』NTT出版、1996年] では電子商取引の発展と金融ビジネスとの関連性が述べられる。[Michael Chissick, Alistair Kelman *Electronic Commerce Law and Practice Sweet & Maxwell 1999*] では、電子商取引と、それに関する法律との関連性、電子商取引の場合の課税、等が述べら

れる。[須藤修 著「電子自治体と地域マネジメント」『情報処理』44.3・458】情報処理学会、2003年、pp.430・431。] では地域民主主義等が論じられる。[館龍一郎 監修 日本銀行金融研究所 編集『電子マネー・電子商取引と金融政策』東京大学出版会、2002年] ではIT化の物価等の実物経済変数への影響、等が論じられる。

10) IT化に関連し、IT投資促進税制が考案された。それは、経済産業省HP等参照。その税制の効果はあったようである。それについては、[Kenneth Flamm *Creating the Computer-Government, Industry, and High Technology*- The Brookings Institution, 1988] 等参照。

11) [拙稿(2006), 前掲論文, pp.101-105。] 参照

12) [横山彰 著『財政の公共選択分析』東洋経済新報社、1995年, pp.30-31。] 参照。

13) [吉田和男 著『IT経済学入門』有斐閣、2002年] 等で、市場経済の性質との関連性の上で電子商取引で情報が広く深く広まる等、電子商取引の経済学的側面が述べられる。[三浦一輝、宇都宮仁 著「電子マネーのサーチ理論アプローチ」日本経済政策学会編『経済政策ジャーナル』5.2, 勤草書房、2008年, pp.71-72。] で電子マネーの保有の安全性が述べられる。この点のより詳細な分析は今後の課題とする。

- 14) [須藤修、後藤玲子 著『電子マネー』ちくま新書、1998年] 参照
- 15) [西垣通 著『IT革命—ネット社会のゆくえ』岩波新書、2001年] 参照。[玉岡雅之 著『課税主義の財政学』勁草書房、2006年, p.132。] 等も参照。この著書ではビット税等に言及される。
- 16) [Ryokichi Hirono "Liberalisation, Information Technology and Globalisation:Impact on Cross-border Human Movements" *The Journal of the Faculty of Economics Seikei University*, 36.2, 2006] 等も参照。
- 17) 西垣通 著『IT革命—ネット社会のゆくえ』岩波新書、2001年, p.50。
- 18) 前掲須藤論稿(2003)の他、[Maria Manta Conroy, Jennifer Evans-Cowley "E-participation in planning:an analysis of cities adapting on-line citizen participation tools" *Environment and Policy C:Government and Policy*, 24, 2006] 等参照。
- 19) [井堀利宏 著『課税の経済理論』岩波書店、2003年] 等で、税制と政治要因との関連性の数理的分析がある。

(おおはた さとし 所員 京都大学研修員)

[正誤表]

*大畠智史 著「所得税と支出税：最適課税論の観点からの分析」(『経済科学通信』113号、2007年) の誤植改訂について

p.52 (6) 式 (誤) $\partial u^h / \partial c^h > \lambda^h \rightarrow$ (正) $\partial u^h / \partial c^h = \lambda^h$

p.53 (16) 式 (誤) $\partial l^h / \partial e = w^h S^h + w^h l^h (\partial l^h / \partial k) \rightarrow$ (正) $\partial l^h / \partial e = -w^h S^h - w^h l^h (\partial l^h / \partial k)$

p.53 (17) 式中記号 (誤) $\psi_h \lambda^h \rightarrow$ (正) $\psi'_h \lambda^h$

p.55 左段 10~12行目

(誤) $\partial L / \partial Cm = \sum_h (\psi'_h (-\lambda^h) + \mu e c_h^* w^h (\partial l^h / \partial Cm) + \mu e (\partial c_h^* / \partial Cm) w^h l^h) = 0$

→ (正) $\partial L / \partial Cm = \sum_h (\psi'_h (-\lambda^h) + \mu e c_h^* w^h (\partial l^h / \partial Cm) + \mu e (\partial c_h^* / \partial Cm) w^h l^h) = 0$

*大畠智史 著「最適資産税についての一考察」(『経済科学通信』114号、2007年) の改訂について

p.57 右段 16~21行目

(誤) 「分子・分母共に正であるとき、労働から余暇への代替効果が強く作用するほど最適税率は高い。また、このとき、所得分布の格差が大きく、あるいは、所得再分配の社会的要請が強いほど、税率は低くなる。このときには公平性と効率性とのトレードオフ関係が見られる。」

→ (正) 「分子・分母共に正であるとき、労働から余暇への代替効果が強く作用するほど最適税率は低い。また、このとき、所得分布の格差が大きく、あるいは、所得再分配の社会的要請が強いほど、税率は低くなる。このときには公平性と効率性とのトレードオフ関係は見られない。」

p.57 右段 28~30行目

(誤) 「分子・分母共に負であるときの具体的状況を論じられない」

→ (正) 「この具体的状況を論じられない」

読書ノート

グローバル経済社会を読む（下）

MASUDA Kazuo
増田 和夫

V 媒介としての多国籍企業・金融機関

グローバルな現実資本・貨幣資本の両蓄積を媒介するのがグローバル産業集積体となった多国籍企業である。



最初に取り上げるのが、グローバリゼーションの主役と目される「多国籍企業」を、「中核となる推進軸に絞って政治経済学的に分析」することで「類書にない形」で現代の実像に迫ることを目指した田中祐二・板木雅彦『岐路に立つグローバリゼーション——多国籍企業の政治経済学』（ナカニシヤ出版、2008年）である。

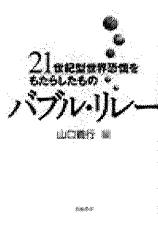
全体の構成は以下のようになっている。

- 第I部 「グローバリゼーションの主役」
- 第II部 「グローバリゼーションの推進軸」
- 第III部 「グローバリゼーションの国際政治経済分析」

第四部 「グローバリゼーションの未来」



本書の編者でもある板木は、その大著『国際過剰資本の誕生』（ミネルヴァ書房、2006年）において、国際的な過剰資本の発生根拠を産業資本の収益性低下にもとめ、それが貸付可能な過剰資本に転化することを通して、その発生過程をこまめに整理を行っている。たしかに70年代の国際的な過剰資本の存在形態



21世紀型世界恐慌を
もたらしたもの。
バブル・リレー
山口義行 著

はオイルマネーであったし、80年代は途上国の累積債務の形で現れ、90年代は、日本のバブルとその崩壊を演出した多国籍金融機関がいきついに不良債権ビジネスによって、金融的利得の技術とテクニックが飛躍的に発

展した時代となった。00年代に入ってからは、情報化の進展をバネとした生産過程のダウンサイジングとリストラクチャリングによって専業化とスリム化が進んだことを受けてITバブルが膨らんだが、現実資本蓄積との接点を失った投機資本は、株価の暴落によって破綻に瀕した新興企業を吸収・合併するという方向性によって、業界の寡占化を強める方向に進んだといえる。資本の集積ではなく集中が主要な資本蓄積の手段となったということである。このあたりの詳細な展開は、山口義行編『バブル・リレー』（岩波書店、2009年）に詳しい。

このように貨幣資本のグローバルな蓄積が、資本蓄積の主要な側面として現れる時代が、アメリカ国債の過剰発行に根源をもつことをえぐり出した、板木の大著の意義は大きいといえる。しかし貨幣資本の蓄積は、どこまでも独自な論理で進めることができないということも、剩余価値生産という利潤の源泉を考える場合、当然出てくる問題といえる。田中・板木編の前著は、この問題にせまるべく、貨幣資本の蓄積問題から、現実資本蓄積の現場へとまず下向の道をたどり、そこから再度上向して、グローバリゼーションの諸現象を解明するという展開方法をとっている。

「インカム・ゲインの社会的分配関係の変更が、

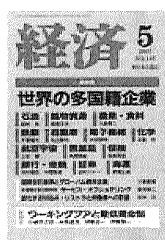
キャピタル・ゲインの社会的収奪によって媒介される」(p.6) という過程を、今日の金融商品の取引過程に切り込んで分析して見せるのである。この金融商品の取引過程は、固有の取引費用を発生させるが、この費用と便益を時間的・空間的に連結するシステムを、米国債および財務省短期証券(TB)の取引費用(金利)を尺度単位とした、一定のリスク・プレミアムによって相互に交換可能性を付与される「世界金融商品体系」として把握している。(この尺度単位にかかる基礎研究については、奥田宏司『円とドルの国際金融——ドル体制下の日本を中心に』(ミネルヴァ書房、2006年)を参照のこと。)



先物を駆使するスワップやオプションといったデリバティブ取引によって、世界市場の商品・貨幣・資本が計量化・可視化されるシステム(グローバルな貨幣資本蓄積のシステム)が、グローバルな現実資本蓄積のインフラストラクチャーとして立ち上がっていることを見事に説明してみせているといえよう。

つづく第2章・第3章で明らかにされる今日の多国籍企業の特質をみると、80年代に進行した多角化戦略のもとで、貴金属および外国為替や金融商品にいたるまで、あらゆる事業に進出することによって、市場を内部化する方向に進んだ多国籍企業が、21世紀においては、キヤッシュ・フローの流出地点といえる「消費者」および「巨大小売業者」の圧力をうけて、M&Aを駆使するグローバルな専業企業を目指すことによって、テレコム産業においては、グローバルなコミュニケーション費用の削減に邁進し、アグリビジネス産業においても、先進国企業と新興国企業の相互浸透によって、ウォルマートをはじめとする巨大小売業者の圧力を跳ね返すためのグローバルな寡占体制の確立に努めるとともに、先物市場での価格変動のヘッジを確かなものにするためのバーゲニング・パワーの確立に狂奔していることが理解された。多国籍企業の詳細な現状分析については、雑誌『経済』2007年5-6月号の『世界の多国籍企業』特集を参照せよ。

つづいて、第4章では、アメリカのサービス経済化が「世界生産ネットワーク」のコアとして進行しているさまが描かれる。IT関連のグローバル



なサービスから金融サービスおよび研究開発や知的財産権の取引にいたるまでが、単一のプロセスに連結されることによって、グローバルな取引費用の節約が進むことになる。このグローバルな生産ネットワークの形成プロセスにおいて流出する過剰な貨幣資本の現象形態が、アメリカの貿易赤字であることが理解されるのである。

また、第7章で明らかにされるように、マネジメント(取引のしくみ)のデファクト・スタンダード(世界標準)の登場は、世界市場の再構造化(寡占化)を推し進めることによって、ビジネス・プロセスそのものの資産化・擬制資本化への道を切り開いていることができよう。

最後に、最終章「世界市民社会と多国籍企業」においては、編者の一人である田中祐二が、グローバルな市民社会の生成という問題とかかわって、比較優位の法則の動学化の方向性を試みている。そもそも比較優位の法則が機能する前提是、独立して自律的な、二つ(多数)の国および地域の存在ということであろうが、今日のグローバリゼーションの進展は、この法則を失効させていかどうか、この問題がまず検討されるべき大問題であるといえよう。

田中は、多国籍企業の対外直接投資が、比較優位の形成においてプラスに作用すれば、多国籍企業の資源配分機能が開発や発展の条件として有効に機能しているものとみなし、これをもって多国籍企業を国内に取り込む政策の正当性を主張している。

外資の導入による比較優位構造の転換・進化を促進すること自体は、否定しようがない現実に進行している事態の一表現であるといえる。田中も、「クラスタリングと多国籍企業」中村雅秀・奥田宏司・田中祐二編『グローバル戦略の新世紀パラダイム』(晃洋書房、2004年)および赤羽新太郎・

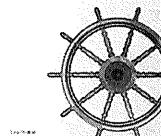


夏目啓二・日高克平編『BRICs ブラジルの自動車産業の構造転換』『グローバリゼーションと経営学』(ミネルヴァ書房、2009年)において、産業クラスター空間の地域的形成が、多国籍企業の産業集積地として確立

していく過程を詳細に実証してみせている。

この地域的産業クラスター空間が、比較優位の培養度となっているのだが、問題となっている「比較優位の法則」から、この法則の存立基盤そのものを直接説明できないということは明らかである。グローバリゼーションによって、国民国家という国際分業の前提となる枠組みと基盤が揺らいでいる今日、資本の世界的移転によって得ることができる利益の根拠として、知的・文化的なクラスターへのアクセスが求められている。

『グローバリゼーションと経営学』
著者：大谷禎之介編
出版社：桜井書店



たとえば、フランス東部のアルザス地域においては、バイオ関連の地場産業と多国籍企業との高度なコラボレーションを見いだされてきているが、これなども、地域的産業集積を前提とした資本の国際的移転となっており、このような産業クラスターの集積をみない諸国や諸地域においては、「比較優位の理論」も絵に描いた餅といわざるをえない現状が存在する。



この「比較優位の理論」に対して、根源的な批判をおこなっているのが、東洋志「比較生産費説批判」大谷禎之介編『21世紀とマルクス』（桜井書店、2007年）である。

そこでは、まず「比較優位の法則」が成り立つ前提についてである。比較優位は「選択的特化」によって成立するという原理に対して、大量失業の存在と国内分業体制の未確立な弱小国においてはこのような前提が適用されないことを指摘される。また、国民的産業構造（生産力）の相違は、「比較優位の法則」の貫徹を阻害することによって、独自の産業クラスター形成に寄与するというものである。

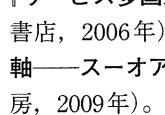
グローバル化された世界市場において、「比較優位の法則」はもっともストレートにあらわれてくると考えられるが、グローバルなサプライチェーンをともなう自由貿易の進展が世界的な資源配分機能を首尾よく実現させたのか、それとも世界的な資源配分の不均衡を拡大させたのか。このあたりがさらに議論されなければならない問題といえる。

『グローバリゼーションと経営学』のなかで、「グローバル企業のITサービス・ネットワーク」



を論じた夏目は、グローバル企業の現実がけっして「フラット」ではないことを強調している。この論点は、夏目の前著『アメリカの企業社会—グローバリゼーションとIT革命の時代』（八千代出版、2004年）および夏目啓二編『21世紀の企業経営』（日本評論社、2006年）などから引きつがれた論点である。

アメリカ企業社会の企業連鎖に対する規制強化の必要性について、08年の金融危機以前から警鐘をならしてきた功績は高く認められてしかるべきであり、フラット化された世界のなかの堅いコブを見出す視点は、次節のグローバル化と金融資本・帝国主義の関連をみるさいの基本視角ともなってくる。



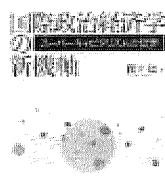
この章の最後に、「スーパーキャピタリズムの世界」に登場したとされる「サービス多国籍企業」という問題について紹介しておく。この問題を提起しているのは、以下の二著である。

関下稔・板木雅彦・中川涼司編

『サービス多国籍企業とアジア経済』（ナカニシア書店、2006年）、関下稔『国際政治経済学の新機軸—スーパー・アーキャピタリズムの世界』（晃洋書房、2009年）。

サービスのグローバル化という現実は、アメリカでもっとも進んだ姿で現れており、『サービス多国籍企業とアジア経済』の第1章「世界経済のサービス化とグローバル化」で板木雅彦は、輸出超過係数でみるとかぎり、米国は、財貿易が比較劣位であり、サービス貿易が比較優位にあると論じている。ここでもリカード「比較優位の原理」の妥当性が問われなければならないが、上記の結論（推論）からゆけば、米国はサービス貿易に特化すべきとなるが、はたしてこのような結論で本当によいのだろうか。板木の資料をみるとかぎり、サービス貿易よりもサービス投資がより急速に拡大しているということであり、サービス化が文化産業や情報通信、知財ビジネスや金融・保険業の発展というものを示しているかぎりで、グローバル化

のインフラストラクチャーの世界標準確立にともなう、米国サービス多国籍企業・金融機関の世界支配戦略という観点も見逃すことはできないと思われる。

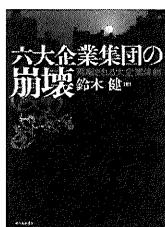


この問題に肉薄しているのが、関下稔の『国際政治経済学の新機軸——スーパー・キャピタリズムの世界』である。関下は、今日の多国籍企業が、「一方での世界的な標準化・画一化という効率性の追求とともに、他方

では消費者の個性や多様な要求にも応じなければならぬ」という、個別性・多様性の追求と現地化をも合わせ持つ必要があり」「それが多国籍企業の展開に変化を持たせ、モノ作りの多国籍製造企業から知財化を中心とする多国籍サービス企業への転身を必要とするようになる」(p.12)と論じている。

規格化・標準化を進めることによって競争優位を確立する多国籍企業は、それと同時に、製品や市場の個性や多様性を追求する必要があるとのであるから、これは多国籍資本の究極の矛盾とも呼べるものである（多国籍資本の概念は鈴木健より拝借）。

この問題に一定の回答を用意するということが、本章の最初に提起した、グローバルな現実資本蓄積と貨幣資本蓄積の媒介をなす多国籍企業・金融機関の運動法則の解明という課題に答えることにもつながるということなのである。



鈴木健『六大企業集団の崩壊——再編される大企業体制』（新日本出版社、2008年）にも詳しいように、従来わが国においては、上記の資本の矛盾は、企業集団（財閥）によって調整され組織化してきた問題群といえ

る。資本の循環と回転の連接性と連続性を企業集団内および集団間での秩序形成にまかせてきたのである。

各国での固有なこの編成メカニズムは、国家独占資本主義といったようなカテゴリーで説明されてきた内容であったが、グローバルな生産ネットワークシステムの形成は、上記の究極の矛盾を、地域における産業クラスターの形成やM&Aなどでクリアしようと努力してきた。それとともに、

グローバルな市民の欲望の創出や、グローバル都市の生成などとなって表れてきている。関下によれば、これらは「国民国家の統一性なるものを一個の虚構にしまっている」と総括されることになった。これらの虚構の再度の虚構化の手段として、グローバルな文化産業とエンターテイメント産業が多国籍企業の主要な一形態として生み出されてきていることが指摘されている。

関下は、グローバルな社会経済のインフラストラクチャーの形成を問題にするだけでなく、そのグローバルな社会の主体として「プロシューマー」なる造語の意義について指摘する。

「プロシューマーの誕生は生産と消費が結びついているばかりでなく、人間はこの両面を合わせ持つ全面的なものへと成長・転化していくものだということを示唆しており、こうした発達こそが人生設計や生き甲斐や目標への精進を促す極めて重要な要素になっている。」(p.21)

人的および知的な要素が、生産の国際化・企業内の国際分業体制の進展につれてますます重要となり、「多国籍企業がその内部で多商品、多地域、多事業部、多職能（多機能）を統合しなければならず、それらの相互規定と相互浸透が行われ、戦略に応じた調整—マトリックス型組織の形成—がなされる」(p.22)におよんで、「価値形成と価値実現の空間的分離を多層的に形成することになる。その結果、バリューチェーンと呼ばれる多国間に跨る価値形成の連続的・継続的な全体構造の連鎖を生みだ」すことが、ある意味で自立・分散型のコングロマリット型の組織の必要性を呼び起こしている。これらの組織を機能させる知的で創造的な人材が「労働の質を高め、全面的な発達を遂げていくためには、自発的な自己研修と自己学習による陶冶はもちろんのこと、休息とレクリエーションと健康増進も大事であり、それは労働者・労働者が長い年月をかけて獲得してきた権利であるにも拘わらず、実際の自己の自由になるべき時間が、実は強要されたレジャーの強制にすぎないという、皮肉な結果をも生んでいる」(p.25)という矛盾のもとにあるとあるといわれる。

関下は、知財の支配する資本主義を「アクセスキャピタリズム」(p.26)と呼び、そのような「知的資本の集積地」と「世界の工場」が地理的・空間的に分離して現れながら、独自の連関を形成はじめている事態を「スーパー・キャピタリズム」

と名付けた。

「両者は一面では対抗し合いながらも、他面では相互に補完し合い、共存し合ってもいる。そしてそれらを媒介するこうした多国籍知識集積体の出現とその制置は、現代世界経済に巨大な意味と影響力をもつことになる。」(p.71)「世界最大級の多国籍企業は企業内国際分業に基づく自社内での製造工業生産、つまりは『世界的集積体』から、OEM生産や企業間提携の展開に重点を移し、さらにはブランド中心型、知的サービス供与型の『知的集積体』へと脱皮しようとしている。そして世界の生産拠点に委託して安価に生産したモノを、ブランド名を付けて、世界的なロジスティックスに沿って、巨大メガシティーで高額で販売することに腐心している。」(p.75)

関下は、これらの新たな資本主義の特徴が「それぞれが自立的に存在できず、相互に依存し合い、相互に浸透し合い、そして場合によっては相互転化を試み合いながらも、全体としては重層的・立体的な格差構造を作り上げているものを表している。」そしてその基礎には「グローバル原蓄」と名付ける根本的な変化が孕まれているというのである。

グローバルな現実資本の蓄積と貨幣資本の蓄積を媒介する多国籍資本の活動を、側面から支援するとともに、「グローバルな権力」への「ローカルな権力」の移譲と変換を忠実になしとげる「競争国家」がたちあらわれていると論じている。

これらスーパー・キャピタリズムの蓄積戦略は、グローバリゼーションの3つの制約性（脆弱性・敏感性・浮遊性）をともなっており、「企業間提携とそのネットワークの形成は同時にその途絶の可能性をも同時にもっており、それが最大の脆弱性とネックでもある。企業間ネットワークである以上、別の企業グループとの提携に切り替えたり、契約を解除して自立化する可能性もある」(p.86)と、その根本矛盾を指摘している。

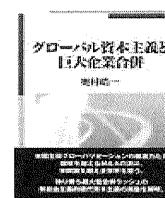
「今日の多国籍企業は一方でその内陣に企業内国際分業に基づくネットワークの太い縛を築くとともに、他方ではその外陣に企業間提携の広範なネットワークをも敷設しており、両者が相まって今日の多国籍企業の総体を形成している。だからそれは多国籍知識集積体であり、かれらが支配するスーパー・キャピタリズムだということになる。だがこの両者を合わせ持つことは1つの矛盾でも

ある」(p.89)とし、企業間提携に重点をおけばおくほど、生産ネットワークの形成がおろそかになり、最後には「飽和と停滞と無目的性と自滅への道を辿らないか」と指摘している。

これらの帰結を結論づけるためには、関下が問題とするような「パワーの所在」の編成と現代的形態を探り当てることが重要になってくる。関下によると、パワーの所在は歴史的にみれば、軍事力中心→経済力（富）中心→サービス中心→文化（知）中心へと推移してきているということだが、「ニューモノポリー」と呼ばれる21世紀型の寡占体制の問題点もふくめて、次章で改めて課題としたい。

VI グローバルな金融資本と帝国主義

グローバルな貨幣資本蓄積と現実資本蓄積の新しい関連性を、金融資本および帝国主義論的な視点から解明しているのが、奥村皓一の大著『グローバル資本主義と巨大企業合併』（日本経済評論社、2007年）である。



奥村は、グローバル金融資本の帝国（global financial empire）が、米国内外巨大銀行と投資銀行の複合合併による国際的巨大銀行（メガバンク）の成立をベースとして、クロスボーダーM&Aを梃子とした「多国籍企業の世界帝国」として生み出されてきていると主張している。「ウォール街（巨大投資銀行）のプログラム：米国資本同士の合併による世界最大級の企業創出＝スーパー・メジャーズの創出が、2社の寡占体制（duopoly）などとして、国際寡占体と国際金融シンジケートの、規制緩和と自由化による「独り勝ち」のコorporate hegemony（p.1）として確立してきている」という。

「米国多国籍企業と金融シンジケートによる新自由主義的グローバリゼーションの『帝国』による世界レジームの構築」(p.2)が、グローバル統合化（global consolidation）にともなう、超大國際寡占体（super international majors）およびグローバル企業覇權（global corporate hegemony）として確立してゆき、その帰結が超大型国際企業

トラスト（スーパーメジャー）の活動として現れてきていることを指摘する。

これらを現実のものとする、グローバルな「金融化」の動きとして、投資ファンドの拡大と株式交換制度の定着化（p.6）があげられている。ドミニク・レヴィが主張する「ファイナンシャリゼーションこそ、新自由主義化の資本主義の特徴であり（特に米国市場を中心に）企業の金融資産が増大し、国内・外企業間の金融的相互依存（格式所有と直接投資）のネットワークが構築された」という観点に立って、「グローバルな戦略的視点」（global strategic imperative）からする買収・合併の盛行（p.7）を帝国主義と金融資本の21世紀的な特徴として分析している。



これらの重要な視点を補強するのが、新岡智・上川孝雄編『国際経済関係の焦点』（同文館出版、2007年）である。奥村がグローバルな経済社会の生産力視点に注力するのに対して、新岡は、国家や政治といった問題

を内包した生産関係視点に力点をおく。アメリカの「双子の赤字」を解消するためには、自国の財政赤字削減と他国の内需拡大が必要とされるが、イラク戦争以降の軍事介入による財政赤字のさらなる拡大と、グローバル金融センターとして世界の剩余を吸い上げるシステムは、上記の課題に矛盾することになる。

これらを「覇権国経済のグローバル・リスク」として見据える視点は、21世紀の帝国主義と金融資本のゆくえを見通すばあい、ネグレクトできな

い重要課題といえるのである。

VII むすびにかえて



遠州尋美『グローバル時代をどう生きるか』（法律文化社、2003年）では、フォード主義的蓄積体制に代わるグローバル・ウェブ蓄積体制が、21世紀に成立したことが説明されている。日本企業がアメリカの大企業と戦略的な同盟者となり、かつまた有能なサプライヤーとして途上国に低コスト・高品質の企業群を生み出したことによって、地球規模の蓄積体制が成立したというのである。

この蓄積体制も、格差や金融化といった特有の問題をクリアできず、持続的な存在ではないことが強調されている。遠州は「公正なグローバル経済の建設」の必要性を訴え、地域の自立がグローバル経済の基盤であることを主張している。

この遠州の唱える方向性を深め、労働と資本が自由に移動するなかで、それでも失われない地域社会の自立性とはいかなるものなのかが問われる必要があると思う。グローバルな現実資本と可変資本の蓄積を媒介する地域の固有性とはなんなのか。それは、21世紀の金融資本や帝国主義と、どういう対立関係に入っていくのか。こういう問題をさらにふかめていきたい。

（ますだ かずお 所員 京都経済短期大学）

書評

十名直喜著

『現代産業に生きる技 —「型」と創造のダイナミズム—』

勁草書房 2008年4月 本体価格4000円



世界中を不況の波が襲っている。日本の一地方でもその波を避けて通ることはできない。そのような、一地方の産業を詳細に分析し、その進むべき方向を示してくれる本が出版された。著者は、これまで自らの労働体験に基づき基礎研の活動と共に労働者研究者としてその先頭を担い、専門研究者となるや3冊の著書、『日本のフレキシビリティの構造』1993年、『日本型鉄鋼システム』1996年、『鉄鋼生産システム』1996年を立て続けに出版された。このたびの著書は、これまでの鉄鋼業分析を中心すえられたものとは趣を換えた研究の成果であり、書末の関連論文の日付が1966年で、まさに前著を上梓された直後に研究が始まっている。

まず最初に、簡単に内容を概略してみる。著者は、陶磁器産業の集積地・瀬戸市の瀬戸ノベルティ産業を、現代産業論の大きな流れの中で論じ、技術と芸術の融合、またデザインと「型」の産業モデルとしてこの産業を取り上げた。「型」が金型、木型、石膏型などモノづくりに深く根を下ろし、暗黙的な知と明示的な知がこめられた包括的な知の枠組みとして、陶磁器では型は単なる「転写」ではなく創造的「転写」であり、自然素材を見極める職人による生産プロセスであるとした。「装飾芸術」産業としての瀬戸ノベルティが存在する。「ノベルティ」とは陶磁器製の置物や装飾品で、瀬戸ノベルティはヨーロッパの高級磁器置物の代替物としてアメリカ向け輸出特化産業として発展した。80年代終わりの円高によりすでに廃業されている会社の経営者と従業員への詳細な聞き取り調査から、模倣から創造へとトップレベルまで行っていたこと、生産工程の詳細な分析、原型師の役割、道具、作業風景、作業者の詳細なノートや色彩カードから、その職人文化を読み取る。オリジナルブランドの未確立が瀬戸ノベルティ凋落の原因としているが、他方で、「鳥ノベルティ」として確立しつつある会社があった。その品質レベルは高かったがこの会社も90年代後半の異常円高で部門閉鎖に追い込まれている。著者は円高高進が10年遅かったら世界有数のブランドになっていたかも、と書かれているが、その工場施設を瀬戸市が買い上げて、現在は「ノベルティ・こども創造館」となっている。続く章では森村組を取り上げ、その

独立自営精神により陶磁器産業における急速な発展とともに、近代セラミック産業を育て上げた。現在のノリタケカンパニー、日本特殊陶業、日本碍子、TOTO、INAX各社の礎を築いた森村グループを名古屋的経営の先駆的モデルであるとする。「陶都」と呼ばれた単一地場産業都市・瀬戸市では、現在工場がスクラップ化されつつあるが、その工場を近代産業遺産として街づくりの中核として利用し、「芸術家横丁」が文化的交流の場とする活動を取り上げている。次に、経済書としては特異な例として（著者は当然と思われているだろうが）、異質の画家・北川民次とその作品を取り上げ、瀬戸の地域文化を支える人々と企業・地方金融機関との関わりを、作品写真を示して、瀬戸の地を描いた北川民次の絵にみる芸術運動論まで描いている。最後に、技術と芸術の創造的融合と題して、情報・通信技術だけでなく、芸術・科学の創造活動、人間らしい創造性が諸産業の変革を促すとしている。そこには、C.クラーク、W.モリス、L.マンフィードを乗り越える現代産業論を展望している。「場」すなわち技を伝承するところにおける共有体験を強調し、ノベルティ製品群を見た見学者が「芸術的で感動した。声が聞こえてくるみたい」との声に、文化的再生の道しるべを示唆している。

この著作には、経営者・従業員にたいする多年にわたる聞き取り調査から、数多くの証言と写真が使われ、非常に説得力があり分かり易い記述となっている。現場の従業員への聞き取り調査は行うことも大変だろうが、整理はもっと大変だと思う。とても示唆にとんだ挑戦的な論点を示されて、従来の経済書の範囲を超えた足で書いた本であり、汗をかき働き続けた人々の息遣いが聞こえてくる本である。特に精悍なる顔の北川民次の顔写真が全てを語っている。評者は「型」ということに何となく懷疑し抵抗した世代である。「型」を弁証法的でなく形而上学的と考えてきたが、「技」と「型」との関係から「型」は模倣から創造へ、労働の視点を与えてくれたことに感謝している。特に、型があってもそのときの温度、湿度などによって出来上がりが違うことは、陶磁器だけでなく印刷機や評者の会社のピロー包装機などの調整にも、天候を見ながらの経験と技が必要であることと同じ

事である。聞き取り調査記述の中で興味深いのは、会社の従業員が当初は徒弟制で親方がいて、戦後社員制に変わっていたこと、賃金も請負制から月給制に、それも月2回払いから1回払いになる過程に、日本が資本主義へ進んでいる姿が映し出されている。ただし労働は同様に厳しく、残業は夜7時が普通で繁忙期は夜中の12時まで働き、夜食の出前の思い出まで出てくる。評者も経験があるが、現場労働で夜9時を過ぎた日が何日も続くと、寝る他に何もやる気がなくなってしまう。また、年1回の会社の旅行に従業員が背広を新調し参加されたとの話は、あっ私の会社も昔はそうだった、と思い出した。1950年代と1970年代の絵付作業の写真が出てくる。作業者達は前者では胡坐をかいて机を囲んでいるが、後者では椅子に座りローラー方式になっている。「絵付職人が椅子に座って仕事なんか出来るか」という言葉に職人としての誇りが感じられ、またその後の産業の変化が読み取れる。原型師はまさに職人中の職人、芸術家でもあるが、彼らへの聞き取り調査では、自らの作品ブランドに賭ける高い職業倫理と自負からフリーとならずに社内に残り、「個人の芸術もよいが、多くの人に仕事を与える作品も芸術」との言葉を聞き取っている。日本に昔からあった職人としての芸術家、最近海外で人気の根付、工芸品では名もない職人が芸術家として評価されている。この本に出てくる職人さん達は、芸術家として評価されるよりも、職人として評価される方を選ぶだろう。製品の顔が特徴ありすぎると売れない、消費者に好かれる顔でつくるという原型師の言葉に、何が売れるのかという彼ら職人の直感が読み取れる。「町工場こそが、開発に最適な環境である。モノづくりの現場が、いちばん開発に近い。そのことにみんなが気づいていない」という言葉に、大工業システムを超えて労働の喜びが本当に味わえる生産システムの姿を見て、「自己の労働を芸術的なものとして追及する権利を有する」という理念が湧き上がってくる。

ところで、この本に出てくる人たちは、その高い経営者理念と職人として働く人達の自負が読み取れるが、その元で多くの名も無き働く人達がいた。その人達がどのような労働環境の中で働き生活していたか、著書の随所に出てくる。親方制や請負制、労働時間の長さからも過酷な前近代的な労働環境に置かれていることも書かれている。また、それが近代化されていく過程で、すなわち日本が資本主義として発展するにつれて、その環境も変貌を遂げている。そのような観点からこの本を眺めてみると、1950年代はまだまだ戦前の色を濃く持っていたが、1970年代には大きな変貌を遂げていることが読み取れる。その意味で、日本の資本主義発展のひとこまをこの著作は垣間見せてくれている。日本のある地方、特

に中小企業において近代的な労働システムが出来上がったのは、それほど昔ではなかったことがわかる。舗装されず轍の道を馬に引かれた荷車が荒縄に括られた荷物を運んでいる姿は、小さい頃に見た風景だ。親方から社員へ、請負から月給への叙述に、どのような労働システムの変化があったのか、日本の資本主義発達との関連で詳しい分析を著者から聞きたいと思った。

次に、著者のこれまでの著作との関連を考えてみる。著者は『日本のフレキシビリティの構造』で、「日本の社会経済システムの核心が、企業社会と高密度労働システムにあると捉え、その本質を『日本型フレキシビリティ』概念」と説かれた。今回の著作ではこのキー概念が出てこないが、評者はこのキー概念がどのように中小企業で貫徹しているのか、それが知りたい。というのは、『日本型フレキシビリティ』は日本型生産システムに凝集し、…日本特有のインフォーマルな企業内外の種々の慣行と結びついた概念」と規定されているが、以前の著作では大企業の内部におけるインフォーマルな慣行をあぶりだされていた。評者は、中小企業こそもっともインフォーマルな慣行が多い所ではないかと、日々中小企業の中で暮らしてて思っている。中小企業の大多数には労働組合がない。そこでは明文化されていない慣例・暗黙の了解事項があり、経営者と労働者の近すぎる距離のために職場環境への不満・文句を言い難い雰囲気があり、さらに必ずしも経営理念の高い経営者であるとは限らず、その経営者の資質に振り回される労働環境がある。しかしながら、逆に中小企業では経営者と労働者を含んだ共同体的性格がある。共に企業を育てていこうとする面を見るならば、未来の企業のあり方を示しているとも言える。前作で「個を重んじない社会には創造はない」と述べておられる。また、『前近代性』をはらんだ弱み」を引きずっているとも書かれている。そのような観点から、『日本型フレキシビリティ』というキー概念を、この度の著作を書かれた後、どのように今後展開していくのか楽しみである。

この本を読みながら思い出した私事を記したい。営業をしていた若い頃、この本に出てくる森村組、後の森村商事と取引を始めた時のこと。私の方は別会社の名前で取引することになり、森村商事からの初めての注文書があて先不明で返送されてしまった。私の会社の入り口に別会社の看板を出していなかった為だが、その時の森村商事の社員の言葉は忘れられない。「あて先不明で帰ってくるような会社とは森村商事は取引できません。小さいとはいっても森村商事は、かつて東洋陶器、伊那製陶を従えた歴史ある会社、見くびってもらっては困る」と、その初老の社員は誇り高く告げられた。さらに、評者は2007年ドイツに行った際、ドレスデン近郊のマイセン

を訪ねた。瀬戸ノベルティが目標としたマイセン磁器の産地、マイセン磁器製作所では多くの米国人観光客が興味深くマイセン磁器を眺めている姿を見かけた。続いて訪れたワイマールは産業と芸術の融合を旗印にしたバウハウス運動の発祥の地である。ゲーテとシラーの像の立つ国民劇場の向かいにあるバウハウス博物館で、芸術が技術と融合した椅子などの工業デザインを見ることが出来た。

著者の真髄であろう肌で感じたことを書くということを、これまで自らの労働体験に基づき鉄鋼論を書かれ、この度は多くの時間を割いて多数の人から聞き取り調査をされて書く、ということで実践されている。この本は、顔の見える産業史、働く人達ひとりひとりの姿が見える現代産業論である。まさに一人ひとりが企業を作り、産業を興し、発展させていっているのである。机で本を読んでいれば当たり外れは少ない。しかし、現場に入っての聞き

取り調査は無駄足もあるだろうし、気苦労も絶えなかつたことと思う。それを実践され、我々が読むことが出来たことで、著者に感謝したい。経済書に限られない幅広い考察があり、認識論、芸術論、教育論と幅広く書かれていて、著者の思考の幅広さを読み取ることができる。ここでは技術と芸術の融合が説かれている。大工業システムを乗越え、労働の復権をどのような道筋で実現していくのか、その道程標を示す使命が我々に課されている。また、近代産業遺産が単に観光施設として復権するだけではなく、地場産業集積地として今後の姿を描くことも同様に我々の課題である。それを考える上でも、この著作が重要な使命を果たしていることは間違いない。その息吹を知っていただくためにも、ぜひ一読していただきたい。

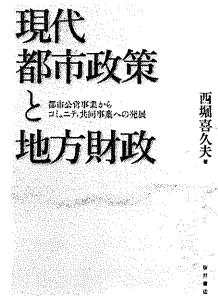
(高田好章 所員 化学会社勤務)

書評

西堀喜久夫著

『現代都市政策と地方財政—都市公営事業からコミュニティ共同事業への発展』

桜井書店 2008年3月 本体価格3400円



本書は、戦前の大阪市における池上四郎・関一市長時代の財政政策、及び戦後の1980年代における神戸市の財政政策、いずれもが「公営事業による都市の自律的財政を確保しようとした」(3頁)ことに注目し、その理論と実際を仔細に検証することによって「大都市財政の日本のメカニズムの特質を理論史と実証分析の両面から解明し、その改革の中心課題」(4頁)を明らかにしようとしたものである。

著者がこうした課題に取り組んだ背景には、日本の地方財政研究において、農村財政に関する研究蓄積が豊富であることに比べ、体系的な都市財政論が未だに未成熟なことがある。そこで著者は、戦前・戦後における都市財政改革の代表的な取り組みを検証することによって、この課題に応える第1歩として本書を刊行したのである。

以下、概要を紹介する。

序章「戦後における都市財政論の再検討」では、藤田武夫をはじめとする代表的な都市財政論が検討されている。本書の課題との関係では、「主体形成論による都市財政論」がとくに重要視されており、コミュニティ問題

を、都市財政論の課題要素として位置づけることの重要性が強調されている。

第1章「戦前の都市財政論における公営事業の位置」では、戦後都市財政論の源流として、戦前期の都市財政論が批判的に検討されている。ここで取り上げられているのが、戦前を代表する理論家であり、かつ都市政策の扱い手でもあった関一と池田宏である。明治地方自治制度という、都市における社会資本整備や社会政策を進める上では、きわめて制約が大きかった条件下において、両者が都市計画と社会政策の財源として公営事業をどのように位置づけていたかが詳細に検討されている。そしてさらに「都市公営事業による財政は資本蓄積のための財政」(46頁)という大内兵衛の見解を手がかりとして、関と池田の理論が批判的に検討されている。

第2章「戦前における都市公営事業と都市財政」では、関一市政下の大都市財政の実情が、詳細に検討されている。そこでは、前章で明らかにされた地主のキャピタル・ゲイン課税や公営物の利益課税を中心とした関財政論がどのように大阪市において具体化されているかが検証されている。そして、実際には「第1次大戦をはさむ

都市経済の発展にともなう都市問題とそのための財政支出の膨張を市営事業収入と公債発行でまかわなざるをえない財政システム」(137頁)であったこと、それは一定の自立性を保っていたものの、市域拡張などによる財政膨張の過程で危機を深め、崩壊せざるをえなかつたことが、鮮やかに描かれている。

第3章「阪神淡路大震災と神戸市都市経営型財政」では、神戸市の都市経営型財政運営の実情について、批判的に検証されている。神戸市の都市経営が注目されるようになったのは、1970年代半ばに戦後2回目の全国的な地方財政危機が発生し、とくに大都市地域所在自治体のそれが深刻となっているなかで、「山を削り、海を埋め立てる」開発方式などにより、神戸市財政が黒字基調を維持していたことにあった。本章では、公債発行による資金調達および開発利益の獲得と再投資のメカニズムを子細に検討することによって、神戸市の都市経営が必ずしも企業税収と個人所得の拡大に結実していないこと、都市経営の核心をなす外郭団体の活用が、市政の官僚化と住民自治の軽視につながっていたこと、そしてバブル経済の崩壊を契機として、阪神淡路大震災発生以前に財政は危機的状況に陥っていたことなどが明らかにされている。

第4章「震災の危機を乗り越える力」は、神戸市長田区真野地区を主な素材として阪神淡路大震災とその復旧・復興過程が分析されている。ここでは、当時の新聞・雑誌等の論調において、地震後の2次、3次被害がなぜ甚大なものになったかという視点が欠落していることを問題視し、大都市の危機への備えとして重要な課題の1つがコミュニティの再生にあることが強調されている。

第5章「震災とコミュニティ・ボランティア・自治」では、阪神淡路大震災の最大の教訓から、「ポスト福祉国家への可能性としてコミュニティという自治の形態を認識する手がかりを得た」(207頁)として、神戸市のような政令指定都市におけるその実現の課題が検討されている。そこでは、区への権限の移譲と将来の自治体化、狭域自治の必要性とそのための条件などが明らかにされ、コミュニティの再生が都市政策の目的とならなければならないことが提起されている。

第6章「コミュニティ共同事業の新しい展開と課題」では、1980年代以降の大坂府吹田市などにおける住民と自治体労働者による地域おこし・まちづくりの取り組みを、自治の主体形成という視点から検証している。そして21世紀における自治体改革の課題として、「地域コミュニティの再生と創造」「自治マネジメントの向上」などが提起されている。

以上をふまえて、終章「現代都市財政論の課題」では、

グローバル化と都市の成熟化の進行という状況下における都市財政論の今日的課題が整理され、「基礎的な自治体単位としてコミュニティを位置づけ、コミュニティ財政論を検討」(261頁)することの重要性が、改めて強調されている。

本書の第1の貢献は、近代日本の都市財政政策史上において、先進例としてしばしば検討の対象とされてきた両大戦間期の大阪市政、戦後の神戸市政について、それら政策を先導した理論の特徴をふまえ、その実情を詳細に検証することによって、意義と限界を明らかにしていることである。戦前期大阪市政については、統計上の諸困難を克服して独自の財政収支指標を開拓していること、神戸市政については外郭団体も含めた包括的な分析がなされていることなどが、研究史上に新たな知見をえたものと評価できる。とくに注目されるのは、両事例とともに、市域の拡張過程において発生するキャピタル・ゲインの獲得に着目した財源確保に力点をおいていることなどに共通する特徴があることを明らかにし、その限界を地方自治制度上の制約のみならず、「都市経営論に忠実であろうとすればするほど、キャピタル・ゲインの獲得につながらないインナー・シティ問題への取り組みは遅れる」(222頁)という内在的な理論にもとづいて、明らかにしたことである。

第2の貢献は、阪神淡路大震災の復興過程にみずからかかわった体験にもとづき、今後の都市財政改革の課題としてコミュニティ財政論を提起していることである。とくに、神戸市と芦屋市などの比較により、政令指定都市という区に自治権がない広域行政体が、コミュニティという視点からみると、かえって問題の解決を困難にしていることが随所で指摘され、「大都市行政は、経済的社会的に一体性を特徴とするがゆえに、単一の行政体として機能すべきであり、それが効率的だとする、これまでの大都市広域行政機能の必要性は再検討してみなければならない」(225頁)という指摘は、近年の地方分権をめぐる議論において欠落している重要な提起であるといえる。

このほかにも本書に学ぶべきところは多々あるが、若干の課題も提示しておきたい。第1は、戦前大阪市政の実証において、公営事業そのものの分析が十分になされていない点である。冒頭に紹介したように著者は「公営事業による都市の自律的財政を確保しようとした」ことに注目しているのであるから、その公営事業の分析を抜きにして、都市経営体としての運営の実情を評価することは無理があるのでないだろうか。

第2は、コミュニティ財政論という画期的な問題提起をしていながら、その具体的な内容について十分に述べられていない点である。社会学など他分野の動向も含め

て、コミュニティ論そのものに関する研究動向を検討する独立した章があってもよいのではないだろうか。

こうした課題は残るもの、本書は、日本の都市財政史を検証する上で欠くことのできないすぐれた内容を有

している。分権社会をめざす自治体財政改革のあり方が改めて問われている今、多くの人々に一読をすすめたい。

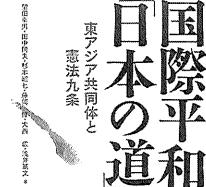
(川瀬光義 所員 京都府立大学)

書評

望田幸男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇・大西広・浅井基文 著

『国際平和と「日本の道」 —東アジア共同体と憲法九条』

昭和堂 2007年10月 價格2520円（税込）



本書の執筆者は、いずれも私にとって、学生・院生時代からよく読み、知っている著名な研究者たちであり、今回の機会を与えられたことを、恐縮しつつも、たいへん光榮なことと感じている。機会を与えていただいた『経済科学通信』の編集局には、感謝するとともに、ご期待に添えるか心配なところである。

読んで、まず第一の感想は、各分野で活躍されている研究者の、それぞれ異なるテーマでの執筆にもかかわらず、一つのメッセージが一貫して伝えられていることである。これだけの分野で、これだけの数の原稿を集めようとすると、ともすれば、一冊の本としての統一性が損なわれる場合が多い。しかし、今回の本では、各分野の論文を通じて、「東アジア共同体と憲法九条」を通じての平和と繁栄の実現という一致した目標がメッセージとして伝えられている。おそらく、多忙なメンバーであり、一堂に会して話し合う機会もままならなかったのではないかと察するので、序章で書かれている執筆のご苦労もリアルに感じることができた。

第二の感想は、単に憲法九条というだけではなく、それを発展させる場としての東アジア共同体がテーマにされたことである。本書は、安倍政権時代に出されたこともあり、いずれの論文も若干悲観的かつ危機的トーンが感じられる。しかし、私は、九条が東アジア共同体とともに語られたことに意義があり、しかも、その後の参議院選挙での自民惨敗、リーマン・ショック、オバマ政権誕生という流れからみるならば、東アジア共同体の持つ射程というのは、憲法九条との関係で大変意義があるのではないかと考えている。

なぜならば、憲法9条の立場は、これまで、ともすれば「一国平和主義」という批判を浴びてきたが、東アジア共同体という目標にはそれを克服できる射程があると考えるからである。

「一国平和主義」論が喧伝されたのは、約20年前の湾岸戦争のときであった。当時は、東欧の社会主义政権が崩壊し、日本では、湾岸戦争その他の対応で、護憲の立場が「一国平和主義」であると批判され、PKOやペルシャ湾への自衛隊派遣などの「国際貢献」を対置された。

このとき、九条を守る側にとって、形勢はことごとく不利といえた。もちろん、その当時においても、九条の立場から、世界に本当の意味で貢献する方法はあったであろうし、その方法も指摘されてきた。しかし、当時、十分な対案を提起するには時代的制約があったと考えるし、したがって、九条を守る側からの批判は、どうしても右派政権の危険な意図を説明するにとどまってしまう傾向があった。

しかし、本書は、憲法九条を守るということだけではなく、東アジア共同体に対して積極的である点で、20年前に「一国平和主義」と批判された外觀を克服しつつある可能性を持つと、私は考えている。

湾岸戦争は、一旦は華々しい多国籍軍の勝利に見えたが、その後、9・11テロを経て、アフガニスタン・イラクなどでの「国際貢献」の難航のなかで、実は軍事力による貢献はより一層の泥沼化を引き起こしかねないことが、より一層鮮明になった。その一方で、リーマン・ショック以降、米国一極主導の世界秩序は急速に変化を余儀なくされている。もちろん、単純に軍事的介入の機会が減ると考えるのは早計であろうが、台頭する中国・インドなどの新興国への配慮が必要になり、米国の単独行動主義は転換される可能性が高いことが各方面から指摘されている。

また、そのことは、とりもなおさず、解釈改憲の結果、今日では、米国のために集団的自衛権の行使を可能にするだけしか意義のなくなった明文改憲の必要性を、問い合わせ

直すことになった。なぜなら、九条を改正して、集団的自衛権行使が可能になったとしても、今後重要性が増すばかりの東アジアとの関係を悪化させる可能性が高いからである。やみくもに集団的自衛権行使を目指せる環境は、日本が安心して米国一辺倒になれる環境であり、その環境はすでに終わったのではないか、ということである。また、実際、20年前に「一国平和主義」批判を先導した論客たちは、実は、小沢一郎をはじめとして、この間、米国一辺倒とは距離を置きつつあることを知る必要がある。

その一方で、今でも一部の右派知識人は、北朝鮮や中国の「脅威」を宣伝し、東アジア共同体への「非関与」を声高に叫んできた。また、ヨーロッパと違い、東アジア共同体など出来ないと嘲笑してきた。しかし、東アジア共同体がヨーロッパ連合と同じものになるかどうかは別にして、右派知識人たちがいくら批判したとしても、今後数十年のうちに、中国を初めとする新興国の国際的地位は大きく向上し、新しい秩序が形成され、そこにおいて中国が大きな役割を果たすことは、もはや押しとどめようがない。むしろ、中国を警戒するのであればこそ、関与し続けることこそが必要とさえいえる。

つまり、米国に盲従し、東アジアに積極的に関与しないという従来の日本の立場では、どれだけ金と軍事で日本が「国際貢献」しようとも、日本が新しい国際的秩序の中で、米国の出先機関以上の役割を構築することが出来ず、「一国埋没主義」の危険性を増している。本書を読んで、そう強く感じた。

次に、個別論文に言及しながら、私の感想を述べたい。私の専門はイギリス現代政治であるので、望田論文での「ヨーロッパのなかでのドイツ」という分析を興味深く読んだ。ドイツにおける戦争に対する総括や態度が、そのまま外交政策と深くかかわっている点は、もちろん日本も同じなのであるが、その日本において東アジアへの戦争責任が曖昧にされてきた歴史は、そのまま日本外交が米国至上主義的で、あまり東アジアへの対処を真剣に行わない歴史であった。

この指摘を受けて、私としては、「ヨーロッパのなかでのイギリス」と日本をダブらせないわけには行かなかった。ブレア政権は、「ブッシュのプードル」と揶揄された。たしかにブレア政権が対米関係を優先させたことは事実であるが、実際のところ、事態はそう単純ではなかった。同時に、ブレアはユーロ参加やEU憲法批准にかなり積極的で、イラク戦争開戦が間近に迫った2003年3月でさえ、ユーロ参加の道を探っていた。つまり、ブレア政権は、対米優先の一方で、一貫してヨーロッパに関与し続けた。これはなぜか。ひとことで言ってしまえば、ヨーロッパに関与できないイギリスは米国から見

ても意義のない国になってしまうからであった。イギリスにとって、対米関係はスエズ危機以来、間違いなく最も重要な二国間関係であった。それに優るものがない点は、日本と同じである。しかし、イギリスは、その米国との関係においても、ヨーロッパにおける自らの存在感を増すことを追求せずにはいられなかつたのである。

さらに、サッチャー時代のイギリスは、ヨーロッパへの関与には消極的であった。しかし、そのサッチャリズムは、ヨーロッパ統合を止めることはできなかつたし、それによる不利益を痛感したこと、ブレアがヨーロッパに関与し続けざるを得なかつた理由である。

小泉の靖国参拝への固執や米国至上主義的な外交的態度は、東アジアへの徹底した警戒感を土台としているが、その道は結局、東アジアへの関与を減退させてきた。その結果、東アジアに対して、元から弱かった日本の発言力がさらに低下し、米国はその日本に、むしろ靖国に固執するなど忠告する有様であった。米国が対中国・対北朝鮮関係を考えるときに、こんな有様の日本の意見を尊重しないようになるのは、浅井論文も指摘したとおりで、ある意味、当然といえよう。

この点で、藤岡論文が、改憲に反対するグループを、反靖国派、「外国での戦争」反対派、従来の護憲派の三つに分け、この三つのグループの共同を訴えている点は重要である。なぜならば、改憲によって可能となることが実質的に米国との関係での集団的自衛権の行使のみであるならば、実利的に見ても、もはや今日、さほど日本にとって利益のあることではないからである。九条を厳格に解釈し、自衛隊を廃止することは、たしかにまだ現実的ではないかもしれないが、逆に、靖国に固執して市場を失い、東アジアで孤立してまでも九条改正を進めるこの非現実性への理解は多数派になりえることが、藤岡論文では示されているし、実際、経済同友会が首相の靖国参拝を批判したり、民主党でさえテロ特措法での給油に反対したりしていることは、その現われであると考える。

そう考えると、九条に対する誠実さをセールス・ポイントにすることで、東アジアでの信頼をかち取り、東アジアに積極的に関与し続けることの方が、対米的にも、対東アジア的にも、むしろ、今日では、現実的であるといえるのではないであろうか。

ただ、国民世論のレベルでは、その認識を広げる上で、まだ誤解があるることは事実である。そこにおけるポイントが、ほとんど根拠もない「北朝鮮脅威」論、「中国脅威」論である。この点は、浅井論文が指摘するとおり、北朝鮮が自ら暴発を進んで引き起こすことは考えられない、「脅威」論の根拠がない。さらに、不審船などのような軽度の脅威が仮にあったとしても、周

知の通り、今日の日本政府の見解では、もはや核兵器保有や敵基地への限定的攻撃をも憲法の枠内としているので、「脅威」に対処するための改憲は意義がない。もっといえば、不審船やテロを未然に防ぐには、警察力や入国管理での対処こそ重要であって、軍事力に頼ることは不効率この上ない。しかし、日ごろ、法学部で学生と接していくで分かるのであるが、上記のようなことを知らずに、改憲という意見を素朴に支持している学生が非常に多い。こういう改憲意見を持つ学生は、もっぱら「脅威」の誤解に立脚するが、自衛隊が海外で武力行使することには反対で、実質的に、藤岡論文の言う「外国との戦争に反対する」人々である。ただ、まだその誤解は、広範に存在している。

改憲か否かは民意で決まる。そのことを思えば、田中論文で問題点が指摘された「国民投票法」が今でも存在し、大西論文が指摘するように、再び反中国で世論が沸

騰する危険性も十分にありうる。また、杉本論文で指摘されたグローバリズムは、リーマン・ショック以降大きく変貌することが迫られるかもしれないが、80年前の大恐慌以後がそうであったように、そういう世界経済の再編成が戦争を引き起こしてきたことを忘れるべきではないであろう。今後、多極化の方向でパワー・バランスの変動が起こるとしても、そこでの紛争は十分ありうる。私としては、日本が焦土になる可能性よりも、日本が他国を無邪気に焦土にしてしまう危険性を大いに危惧している。

しかし、それでも、もし、日本が東アジアに関与し続ける態度になるのであれば、九条という武器の結果、日本は安保から自立し、米国を抑制し、引いては、外交的・経済的な日本の価値を高めることになる可能性があるのではないだろうか。

(小堀眞裕 立命館大学)

[正誤表]

118号・119号にミス・脱落がありました。お詫びして訂正いたします。

誤

正

118号 裏表紙裏 7行目

12月23日（火、祭日）

12月23日（火、祝日）

118号および119号 裏表紙裏の奥付部分

副編集局長 大西 広
編集局員 藤岡 悟

副編集局長 藤岡 悟
編集局員 大西 広

119号 12頁左欄 最終行

「駆的なことではなかったかなと思います。」の一行が脱落しています。

投稿規定

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート、読書ノート：200字詰50枚以内

研究動向、書評：同 20枚以内

いずれも、図表、注などを含む。

原 稿

- ・投稿は、編集局宛 (henshu@kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいはMs-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送される場合は、返却不要なメディアに上記したファイル形式にして、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。また、その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しませんので、あらかじめご了承下さい。
- ・審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にて、郵送でお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。
- ・抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。

掲 載 料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート・読書ノート 5000円、研究動向・書評 2000円

編集後記

▼ 今号は、118号、119号と続けてきた基礎研40周年記念号の第3弾です。記念特集号は今回で最終になります。

▼ この間、所員をはじめ多くの人々から素晴らしいご論考の数々をいただき、また、懸賞論文、投稿論文、読者からのご意見等も掲載することができました。写真では、大阪芸術大学の山田実氏から「40周年を祝ってさらに前進するに似合ったものを」と「春爛漫の大坂城」(119号表紙写真)を提供いただき、小淵港氏からは「草創期基礎研メンバー達の若々しい姿」(119号)を、高田好章氏からは「旧事務所」(118号)等、貴重な資料をお送りいただきました。その他、じつに多くの方々から様々なご尽力を賜りました。3号そろって40周年記念号にふさわしい誌面になったのは、所内外のみなさま方のお力添えの賜物と編集局員一同心よりお礼申し上げます。

▼ さて、本号は基礎研の発展をそのまま誌面に盛り込みました。特集は、「哲学思想と経済学」(本年3月の基礎研春季研究交流集会／於：阪南大学)を軸に、「金融問題」執筆予定者による座談会、2009年度「南京会議」の報告の3本立てです。

「哲学思想」は、スミスから丸山真男まで和洋・古今の思想家を6名の論者が縦横に論じています。「金融問題」

座談会では、ホットな議論が交わされています。「金融問題」につきましては、今回の座談会をたたき台に、近々基礎研40周年出版プロジェクトのひとつとして2冊の本が出版される予定です。「南京会議」は、今年4月、南京師範大学で開催された第2回「人間発達と経済学」国際会議の報告です。この会議は回を重ねる毎に充実し、次回は日本で開催される予定です。

▼ 40周年の成果にたち、次号は「2009年研究大会」(9月12-13日／於：大阪経済大学)特集、次々号は、「アダム・スミス」特集を予定しています。

まず、次号では、「幻想の地方分権改革」、「世界恐慌とアメリカ経済の行方」、「国家論」等の充実した議論を特集する予定です。また、京都自由大学と基礎研自由大学院との交流座談会も企画しています。

今後とも、ご支援、ご愛読賜りますようお願い申し上げます。

▼ 最後になりましたが、記事にミスがあり、訂正内容を前ページに掲載いたしました。お詫び申し上げますとともにご指摘いただいた方々にお礼申し上げます。

(田中幸世)

バックナンバーの御案内

118号(2008年12月発行)

<特集> 基礎研40周年

座談会① 基礎研の40年と人間発達の経済学の発達

司会：中谷武雄

出席者：森岡孝二，小沢修司，大西広，藤岡惇，柳ヶ瀬孝三，井内尚樹

座談会② ワーキングプアの構造的要因と経済学の未来—人間発達の経済学の担い手をめぐって—

司会：阪本将英

出席者：高野剛，中野裕史，森本壮亮

春集会分科会論文

菜園家族レボリューションの可能性

一大地と人間の再統合による「家族」と「地域」の再生···伊藤 恵子

人間の本質・私的所有・共同所有—理論と歴史···山本 広太郎

資本主義と人口再生産様式—一本源的蓄積論の再検討を中心に···青柳 和身

特別寄稿

裁判員制度の背景と本質について—「市民」的治安政策との関連で···小田中 聰樹

ほか

119号(2009年4月発行)

基礎経済科学研究所創立40周年記念講演

『資本論』と労働研究の40年—基礎研創立40周年によせて···森岡 孝二

40周年記念懸賞論文 奨励賞受賞論文

信用恐慌と現実資本—信用の膨張・収縮と現実資本の蓄積との関連について···宮田 惟史

<特集> 『資本論』と労働研究の40年

変化の中の労働研究の課題と方向···樋原 正澄

新自由主義と労働政策—労働再規制に向けての動きを中心に···五十嵐 仁

非正規雇用の拡大と現代の貧困···伍賀 一道

戦後日本の過度労働と批判経済学・社会医学の連携に関する一試論···中根 康裕

現代の雇用労働問題考—東南アジア諸国の事例によせて···和田 幸子

資本主義とテクノロジー···野口 宏

私的所有論としての株式会社論···有井 行夫

人間発達論と社会主義—自由・民主主義と市場経済を基礎として···芦田 文夫

人間発達の経済学の新地平—『資本論』に学ぶ21世紀的視点···十名 直喜

投稿論文

論争史のなかの経済学—根井雅弘著『経済学とは何か』を評する···塙本 恭章

ほか

◆ご好評につきたまち重版！（09年10月重版出来予定）

時代はまるで資本論

貧困と発達を問う全10講

基礎経済科学研究所編 二五一〇円

「ワーキングプア」、「蟹工船」のリヴァイバル。長年忘れられていた「貧困」が、現代日本で進行しつつある。新しい貧困にどう対処するのか。近代経済学の古典『資本論』から、現代社会を読み解く鍵をさぐる。

階級政治！――日本の政治的危機はいかにして生まれたか

渡辺雅男著 二五一〇円
戦後日本の政治は一貫して階級政治だった。政治学者や政治評論家が見失った概念「階級政治」を分析用具に、戦後政治を社会科学の俎上に乗せて分析。

市民社会と福祉国家

――現代を読み解く社会科学の方法

渡辺雅男著 三〇四五円
イシュトファン・ホント著／田中秀夫監訳 六三〇〇円
ヨーロッパにおける近代国民国家の歴史の際立った側面を思想史の観点から深く抉り出す。現代の経済危機など、混迷の根源を理解する手引き書。
国家、世界を貫く社会科学的な視点で読み解く。

貿易の嫉妬

――国際競争と国民国家の歴史的展望

東アジア共同体と憲法九条
望田幸男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇・大西広・浅井基文著 二五二〇円
国際平和のために日本ができることは？ アジア共同体に可能性を問う。

国際平和と「日本の道」

経済統計学

基礎理論の理解と習得

大西広・藤山英樹著 二四一五円

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前
TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878

図書出版

昭和堂

郵便振替 01060-5-9347 * 定価は税5%込価格
<http://www.kyoto-gakujutsu.co.jp/showado/>

経済科学通信 第120号 2009年9月10日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail henshu@kisoken.org

URL <http://www.kisoken.org>

振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長

中谷武雄

副編集局長

藤岡惇

編集局員

大西広 角田修一 田中幸世 増田和夫 森岡真史
森本壯亮 佐々木雅幸 阪本将英 大畑智史 中野裕史

印刷所

モリモト印刷株式会社
〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19
TEL 03-3268-6301 (代)

購読料

一部1300円 定期購読3号分前納3600円 (郵送料を含む)

桜井書店

〒113-0033 文京区本郷1-5-17三洋ビル16 <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 価格税別表示

北村洋基[著]

A5判上製・2,200円

現代社会と経済学

マルクス『資本論』のエッセンスをわかりやすくコンパクトに、かつ大胆に現代化した経済学テキスト。

一井 昭[著]

A5判上製・2,400円

ホリティカル・エコノミー 「資本論」から現代へ

資本一般の理論から、独占資本主義論、国家独占資本主義論（現代資本主義論）の核心を体系的にまとめた経済学テキスト。

安藤 実[編著]

A4判上製・2,600円

富裕者課税論

シャウプ勧告から60年、日本税制のいまを検証。勧告の意図を生かすべく、消費税の増税に反対し、富裕者課税を提唱する。

鶴田満彦[著]

A4判上製・2,400円

グローバル資本主義と日本経済

08年世界経済恐慌＝「100年に一度の危機」をどうみるか。理論的・実証的に分析して、望ましい経済社会システム構想を提起する。

三宅忠和[著]

A5判上製・3,500円

産業組織論の形成

R・パクストン[著] 濑戸岡絵[訳]

A5判上製・4,500円

ファンズムの解剖学

古野高根[著]

A5判上製・3,500円

20世紀末バブルはなぜ起つたか

日本経済の教訓

季刊 経済理論 第46巻第3号

B5判並製・2,000円
(2009年10月)

特集 ○ 経済学の数理的方法と記述的方法

特集にあたって

Marx 経済学と数学——過去、現在、未来
ペロン・フロベニウス定理の経済学への応用

——数学学者たちの「マルクスの基本定理」
数学利用におけるマル経／近経問題

経済学の現状打破に数学はどう関係するか
ほか

守 健二
大西 広
塩沢由典

佐藤良一
藤森頼明